

なにわ・大阪文化遺産学叢書 14

# 大阪天満宮

夏大祭

秋大祭

# 天神祭と流鏝馬式史料

慶応元年〜明治二十年

関西大学なにわ・大阪文化遺産学研究センター



大阪天満宮

夏大祭

秋大祭

天神祭と流鏝馬式史料

慶応元年～明治二十年

### 表紙解説

#### 「浪速天神祭」 生田花朝筆

(大阪天満宮蔵、絹本着色、25.8cm×32.8cm)

大阪の女流画家生田花朝(1889～1978)による本図には、御旅所へ向けて出航する天神祭船渡御船列をお迎えするために、堂島川を遡ってきて待機する御迎人形船が描かれている。雑喉場町の「鯛」、寺島町の「奴照平」、木津川町の「神功皇后」を乗せた御迎人形船、背景には淡い筆致で描かれた洋風建築が夢のように浮かんでいる。

昭和4年(1929)6月の昭和天皇大阪行幸に際し、大阪市から献上された画帖には、本図と同じモチーフ・構図の作品「天神祭御迎人形船列之図」が収められている。したがって、本図もこの頃に描かれたのかもしれない。

菅橋彦・北野恒富に師事した花朝は、大正15年(1926)第7回帝展に「浪花天神祭」を出品し、女流画家として初めて特選に選ばれた。

晩年花朝は、昭和49年の当宮社報『てんまてんじん』(第5号)で「私の今日があるのは天神さまのおかげです。祭りはなんとも大阪の夏祭り。中でも天神祭が一番ですなあ」と語り、その生涯で10点ほど天神祭を描いている。

(宗石真由美)

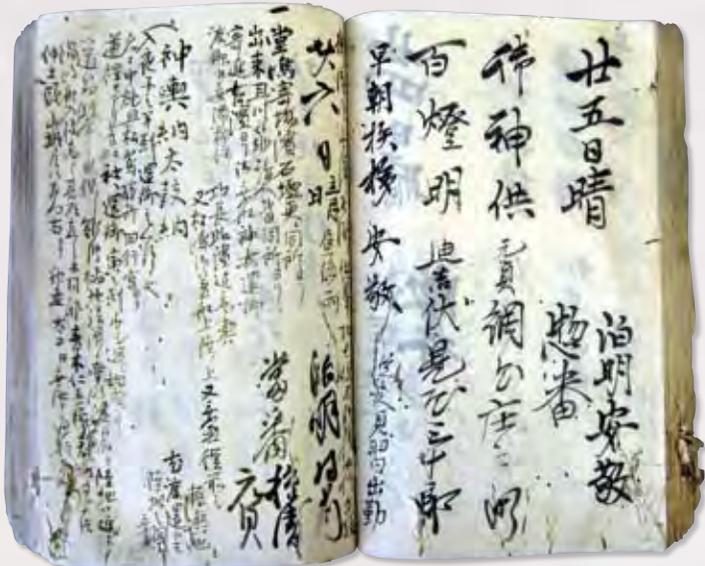


大阪天満宮 本社全景（平成14年撮影）

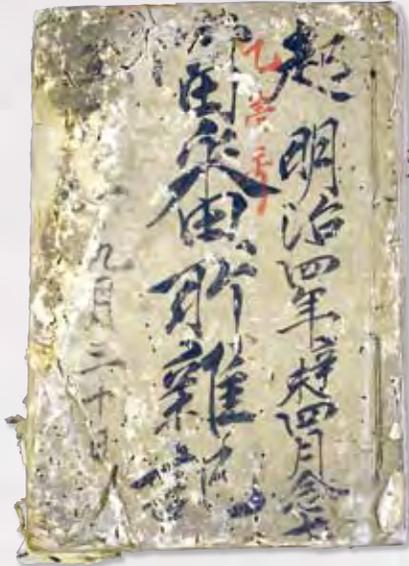


明治18年以前に撮影された大阪天満宮本社最古の写真  
（明治18年1月に紙燈明講より奉納された青銅製燈籠が写っていない）

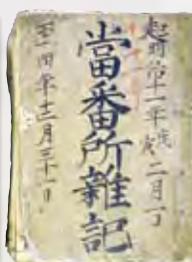
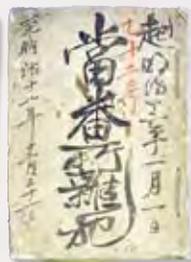
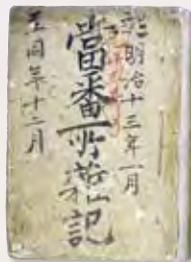
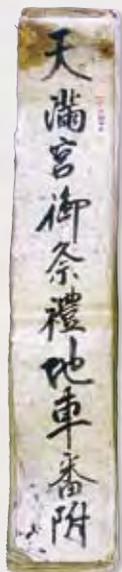
# 大阪天満宮所蔵古文書



同右 明治4年6月25・26日条 (No.91・92)



K2-1 当番所雜記



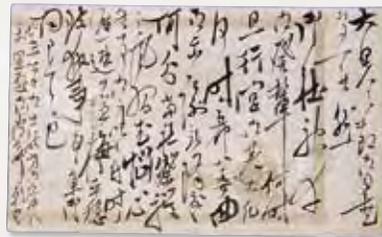
当番所雜記 (右より K2-10・11・13)

- 右より C-2 天満宮御祭禮地車 (番付)
- C-5 祭禮地車番数控并諸神事人形飴付
- C-6 天満宮御祭禮地車番付

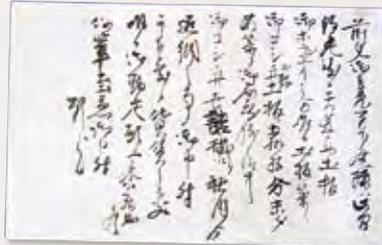
(No.506)



(No.514)

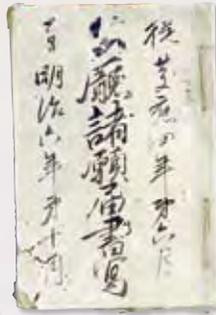
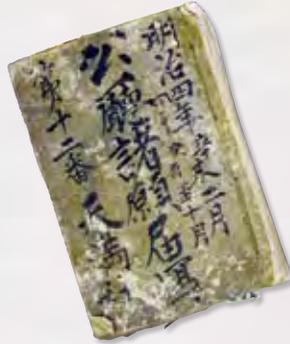


(No.500)



(No.519)

大阪天満宮宛はがき  
(C-54 船渡御二付諸書類の内)



公庁諸願届(書)写  
(右より A-21・23・26)



同右 明治15年6月26日条 (No.543)



A-31 御指令書綴



久留米藩蔵屋敷 水天宮祭祀  
 (『御田祝』昭和58年 神崎屋宗兵衛発行・尾寄彰廣氏蔵)  
 この水天宮の社殿を松島御旅所に譲り受けた



戎島御旅所  
 (初代長谷川貞信画・大阪城天守閣蔵)



松島御旅所 (大正~昭和のはじめごろか)



大阪市中地区町名改正絵図 全 (明治5年5月・尾寄彰廣氏蔵)

円内「天神御タビ」とあり

# い あ い さ つ

このたび、なにわ・大阪文化遺産学叢書14として『大阪天満宮 夏大祭 天神祭と流鏝馬式史料 秋大祭 慶応元年～明治二十年』を発

刊いたします。本書は、大阪天満宮に所蔵されている日記や大阪府への諸願届書及び許可書から、夏大祭の天神祭と、秋大祭の流鏝馬式に関する記事を収録するものです。

幕末から明治期にかけて、神社制度は大きく変わります。そのなかで、夏と秋の大祭の実際がどうであったか、必ずしも明らかにはなってはいません。その実相の解明の一助ともなれば、幸いです。

末筆になりましたが、刊行にあたり、大阪天満宮と同宮宮司寺井種伯氏に深くお礼を申し上げます。

平成二十二年三月

関西大学なにわ・大阪文化遺産学研究センター

センター長 高橋 隆 博

# 目次

口 絵 境内写真／大阪天満宮所蔵古文書／久留米藩蔵屋敷水天宮祭祀／  
戎島御旅所／松島御旅所／大阪市中地区町名改正絵図全

ごあいさつ 関西大学なにわ・大阪文化遺産学研究所センター長 高橋隆博

凡 例

史料目次……………(2)

史 料……………1

解 説……………373

出典史料一覧……………379

陸・船渡御斎行の記録、流鏝馬式斎行の記録……………381

天神祭略年表……………383

渡御コース(地図)……………384



一、年月日については、原本に記されている場合は漢数字で項目にたてた。原本に記載がない場合でも、日記のように年月がはっきりわかっている場合は、算用数字で表記した。年月日不詳のものは（ ）内に推定される年月日を算用数字で入れた。

一、翻刻にあたり、用字については、原則として原本の表記に従った。改行についても、原本通りに記した。編者の判断により必要に応じて、読点「、」および並列点「・」をつけ、原本通りに改行できない場合は追い込みにするなど編集した。

一、文字に関すること

① 次のような字については、そのまま使用した。

「㇆」(より) 「メ」(貫)

② 次のような字は、常用文字とした。

「迨」↓迄 「夏」↓事 「扣」↓控 「榕」↓松 「焮」↓秋

③ 接続助詞として使用される文字は、活字を小さくし右寄せにした。

「江」(え・へ) 「而」(て) 「与」(と) 「尔」(に) 「者」(は) 「茂」(も)

「歟・欤」(か)

④ 並・并・ニ(カタカナで助詞)は、活字を小さくし右寄せにした。

⑤ 原本の誤記・意味不明などの場合にはそのまま記し、次のように注記した。

誤字、当て字は、ルビで（ ）内に正字を入れた。

(ママ)は、原本通り記したが間違いと考えられる場合。

(カ)は、正しいと思われる文字を推定した場合。

(脱)は、脱字を補った場合。

(衍)は、重複文字の場合。

- ⑥ 虫食いや欠損は□。但し推定できる場合はルビで( )に入れた。
- ⑦ 判読不能文字は☆。但し推定できる場合はルビで( )に入れた。
- ⑧ 抹消文字は文字の上に取消ライン——を加えた。
- ⑨ 闕字については、原本通り一字あけた。

一、印章は、実際に押印してある場合のみ(印)(朱印)とした。

一、適宜、(注)として注釈をつけ、史料末尾においた。

一、本書収録史料に付した(参)・(秋)・(遷)・(旅)について

(参) — 「大阪天満宮所蔵古文書」以外から採録した場合

夏大祭と秋大祭以外の参考史料を採録した場合

(秋) — 秋大祭・流鏝馬式の史料

(遷) — 遷宮に関する史料

(旅) — 戎島から松島へ御旅所の転宮に関する史料

何も付していない場合は天神祭(夏大祭)に関する史料である。

但し、長文の史料のなかで、例外的に(夏)をつけた場合もある。

一、史料目次には表題をつけ、年月日は算用数字で表記し、字体は、現在通用の字体にした。但し、「大阪」については原本に「大坂」とある場合は「大坂」とした。

史

料

- 史料目次
- 史料（慶応元年—明治二十年）

史料目次

慶応元年 (1865)

1	慶応1・3・6	当年、乙丑降誕神事の事……………	1
2	慶応1・閏5・26	將軍着坂中につき堂島よりの地車見合せ……………	1
3	慶応1・閏5・晦	堂島より米三十俵献上……………	1
4	慶応1・6・2	当年祭礼見合せるべきか……………	1
5	慶応1・6・4	神事は見合すつもり……………	2
6	慶応1・6・5	船陸渡御休止につき口上覚……………	2
7	慶応1・6・5	渡御休止、神前にて神事のみ執行……………	2
8	慶応1・6・6	渡御休止の件、奉行所に聞届られる……………	2
9	慶応1・6・9	諸方祭礼掛へ渡御休止を伝える……………	3
10	慶応1・6・10	諸藩屋敷等へ渡御休止届……………	3
11	慶応1・6・15	新選組目付方より祭礼につき廻章到来……………	3
12	慶応1・(6・15)	新選組廻章一通返却の受取書……………	4
13	慶応1・6・16	新選組よりの祭礼警固申出の件……………	4
14	慶応1・6・18	久栄講結講につき銀壺貫奉納の件……………	5
15	慶応1・6・20	京橋・玉造より初穂持参……………	5
16	慶応1・6・22	集会、明23日・明後・明後々日神事差定……………	5
17	慶応1・6・23	朝神事、内藤若狭守殿藩中、巡邏休足所内見のため入来……………	6
18	慶応1・6・24	神事如昨日、夕宵宮神事如例年、高遠巡邏休足、茶屋四良次郎参詣……………	6
19	慶応1・6・25	神事如例年、小笠原大膳大夫より例年の如く船にて御茶献上……………	6

慶応二年 (1866)

20	慶応1・6・26	神主・社家、両奉行所へ祭礼相済御礼に出庁……………	7
21	慶応1・6・27	散物配当如例……………	7
22	慶応1・9・2	東奉行所寺社方へ、城代神馬を流鏑馬式に御引かせ願の件、問合せ……………	7
23	慶応1・9・5	神主・社家、流鏑馬の件につき東寺社方役所へ出庁……………	7
24	慶応1・9・8	城代へ神馬願として罷出……………	8
25	慶応1・9・18	同右、いまだ返事なし……………	8
26	慶応1・9・20	城代神馬願許可につき東奉行所当番所へ警固願に罷出……………	8
27	慶応1・9・21	神主、城代神馬願許可につき東寺社方役所へ届……………	8
28	慶応1・9・24	宵宮神事如例……………	8
29	慶応1・9・25	朝神事如例年、城代代参着、流鏑馬神事執行……………	8
30	慶応1・9・26	神主・社家、三館御礼罷出……………	10
31	慶応1・9・27	勘定如例……………	10
32	慶応1・12・14	永統講世話方、講銭ならびに秋祭祝儀等持参……………	10
33	慶応2・6・4	神主・社家、渡御休止のため西奉行所へ出庁……………	11
34	慶応2・6・5	同右……………	11
35	慶応2・6・6	八田五郎左衛門、渡御休止の趣書、社迄取りに来る……………	11
36	慶応2・6・7	渡御休止願につき、城内閣老目付等よりの指示で西奉行所より今井喜右衛門方へ問合せ……………	11
37	慶応2・6・24	当年渡御なしのため車楽等一切なし……………	11

38	慶応2・6・25	早朝神事如例年、小笠原大善大夫より献茶、午時祭礼神事……………	11
39	慶応2・6・26	賽物配当……………	12
40	慶応2・6	——苑、渡御休止につき口上覚……………	12
41	慶応2・9・11	流鏝馬式休止につき口上覚、袖控五軒屋敷へ持参……………	12
42	慶応2・9・11	——苑、流鏝馬式休止につき口上覚……………	13
43	慶応2・9・11	城代・奉行所・天満惣年寄宛、流鏝馬式休止につき口上覚……………	13
44	慶応2・9・11	同右……………	14
45	慶応2・9・11	13 奉——苑、同右口上覚、安政度の届書同様に認替差出す、聞濟……………	16
<b>慶応三年 (1867)</b>			
46	慶応3・9・14	奉行所宛、流鏝馬式休止につき口上覚……………	18
47	慶応3・9・14	流鏝馬式神馬辞退につき口上覚、城代五軒屋敷取次に面会……………	18
48	慶応3・9・14	天満惣年寄宛、流鏝馬式休止につき口上覚……………	18
49	慶応3・9・26	御城代より御太刀・御馬代神備につき口上覚……………	19
50	慶応3・9・26	右口上覚に添付の口上覚……………	19
51	慶応3・11・19	御旅所、稻荷社・相殿末社、正遷宮差定……………	19
<b>慶応四年・明治元年 (1868)</b>			
52	慶応4・6・12	大坂府裁判所宛、渡御休止につき口上覚……………	21
<b>明治二年 (1869)</b>			
53	明治2・6・14	大坂府裁判所宛、渡御休止につき口上覚……………	22
<b>明治三年 (1870)</b>			
54	明治3・1・11	大阪府裁判所宛、梅本町御旅所社内小家取建につき乍恐口上……………	23
55	明治3・6・14	大阪府裁判所宛、渡御休止につき口上覚……………	24
56	明治3・6・20	大阪府——宛、文久4年6月当社祭礼入費につき口上覚……………	24
57	明治3・6・24	大阪府裁判所宛、渡御休止につき口上覚……………	25
58	明治3・6	天満社宛、氏地町々より渡御休止願につき口上覚……………	25
59	明治3・7・6	建国寺より取東差上の人別帳之写……………	26
60	明治3・8・22	大阪府——宛、神社取調につき口上覚・別紙写覚……………	27
61	明治3・8・24	大阪府裁判所宛、神社取調につき覚……………	28
62	明治3・11・20	大阪府裁判所宛、神社取調につき口上覚……………	30
<b>明治四年 (1871)</b>			
63	明治4・1・25	大阪府裁判所宛、神社取調につき口上覚……………	36
64	明治4・4・2	大阪府庁宛、天満社氏地惣代・旅所氏地惣代より、当6月祭礼、松島廓内仮旅所へ渡御および堂島川浚願につき乍恐口上……………	36
65	明治4・4・15	大阪府——宛、松島郭内仮旅所設置場所見分願につき口上覚……………	38

66	明治4・4・19	大坂府——宛、同右仮旅所明地所拝借願済につき口上覚……………	39
67	明治4・4・19	大坂——宛、同右仮旅所拝借地南手へ増間の件 追願につき口上覚……………	39
68	明治4・6・2	松島花湯楼において、祭礼渡御一件につき御旅所氏地十七町寄合……………	40
69	明治4・6・3	氏地町々より大年寄中へ祭礼献灯出願につき、天満社よりも大会議所へ口上書を持参……………	40
70	明治4・6・(3)	大年寄宛、天満社より右口上覚……………	40
71	明治4・6・(3)	大年寄宛、氏地町々よりNo.69の乍憚口上、および小林佐一郎宛同伴返書の写……………	41
72	明治4・6・4	渡御道筋の願、相済……………	42
73	明治4・6・4	大坂府裁判所宛、右口上覚……………	42
74	明治4・6・7	太鼓中暑気見舞……………	43
75	明治4・6・8	大坂府裁判所宛、来る25日当社祭礼の際、出役願につき口上覚……………	43
76	明治4・6・8	出張所宛、右出役願許可につき口上覚……………	44
77	明治4・6・10	堂島暑気見舞……………	44
78	明治4・6・14	世話方寄合……………	44
79	明治4・6・15	世話方寄合……………	44
80	明治4・6・15	大年寄宛、来る25日当社祭礼のため堂島浜より松島橋西詰まで水尾筋検分手浚許可願につき口上覚……………	45
81	明治4・6・16	世話方寄合……………	45
82	明治4・6・19	滋岡従長見習供奉之事・仮御旅所清祓之事・佐賀邸船入橋繕之事・三橋通行之事……………	45
83	明治4・6・19	大坂府裁判所宛、滋岡功長男孝長病中により、功長孫従長の祭礼供奉見習召連願につき口上覚……………	45
84	明治4・6・19	大坂府裁判所宛、祭礼のため松島仮旅所にて神輿雨覆い他取繕いにつき口上覚……………	46
85	明治4・6・19	大坂府裁判所宛、祭礼のため佐賀藩邸船入橋前後道路取繕いにつき口上覚……………	47
86	明治4・6・19	大坂府裁判所宛、天満樋上橋・佐賀藩邸前船入橋・難波小橋、以上三橋の祭礼神輿通行につき覚……………	47
87	明治4・6・20	仮御旅所清祓……………	47
88	明治4・6・24	四区出役衆徹夜につき三度挨拶……………	48
89	明治4・6・24	24日午刻裁判所より呼出状……………	48
90	明治4・6・24	大——裁——宛、明25日祭礼渡御定刻限計難きにつき口上覚……………	48
91	明治4・6・25	渡御無滞相済……………	49
92	明治4・6・26	堂島寄場浜より神輿乗船、寅刻還御、渡御無滞相済……………	49
93	明治4・6・26	大阪府裁判所宛、功長孫従長見習無滞相勤御礼につき口上覚……………	49
94	明治4・6・26	大阪府裁判所宛、渡御無滞相済御礼につき口上覚……………	49
95	明治4・6・26	監察役所宛、同右口上覚……………	50
96	明治4・6・26	堂島出張所・十丁目出張所宛、24日太鼓方ならびに地車宮入および25日神輿渡御出役御礼につき口上覚……………	50

114	明治4・9・10	大坂府庁宛、同右口上覚(許可)……………	58	130	明治4・9・30	の地へ砂持願につき口上覚……………	65
113	明治4・9・8	松島花園地の内、地低場所に土砂運送願につき口上覚(不許可)……………	57	129	明治4・9・29	出張所宛、同右口上覚……………	64
112	明治4・8・22	同右写……………	55	128	明治4・9・29	送相済につき口上覚……………	64
111	明治4・8・22	大坂府庁宛、御旅所を梅本町より松島へ転宮願につき口上覚……………	54	127	明治4・9・25	本町旅所より神器引移済につき口上覚……………	63
110	明治4・8・22	御旅所転宮につき松島花園地拝借願のため府庁へ出勤……………	54	126	明治4・9・25	御神事如例……………	63
109	明治4・7・29	御旅所除地願につき社内ならびに浜先迄間数調べ……………	53	125	明治4・9・24	宵宮御神事如例……………	63
108	明治4・7・8	大坂府裁判所宛、祭礼のため松島仮旅所の神輿雨覆い等取払および同拝借地所返上につき口上覚……………	53	124	明治4・9・23	本町旅所より神器引移相済につき口上覚……………	63
107	明治4・7・8	大坂府裁判所宛、祭礼のため松島仮旅所の神輿雨覆い等取払および同拝借地所返上届……………	53	123	明治4・9・23	松島拝借地地鎮祭相済届……………	62
106	明治4・7・7	松島仮旅所拝借地所建物取払見廻り……………	53	122	明治4・9・22	夜松島地鎮祭、奉納囃子……………	62
105	明治4・7・5	中組礼廻り……………	53	121	明治4・9・21	松島行……………	62
104	明治4・7・3	天道方ならびに船方へ廻礼……………	53	120	明治4・9・19	当月25日前後に献灯および拝礼勤願につき口上覚……………	61
103	明治4・7・2	堂島少年寄頭取ならびに出役へ廻礼……………	53	119	明治4・9・19	大坂府庁宛、松島花園地旅所へ土砂運送日延願につき口上覚……………	61
102	明治4・7・1	堂島浚河掛り・寺島引船中ほか諸方廻礼……………	52	118	明治4・9・18	大——宛、梅本町旅所の神器ならびに社殿等、松島旅所地へ引移願につき口上覚……………	61
101	明治4・(6)	沓形御供小折、大年寄他諸方へ配る……………	52	117	明治4・9・15	大——宛、梅本町旅所の土地返上願につき口上覚……………	60
100	明治4・6	天満神主宛、堂島出張所より、祭礼の節神輿付添出張申入……………	51	116	明治4・9・15	今日より21日迄松島旅所地砂持……………	60
99	明治4・6・28	諸方礼廻り……………	51	115	明治4・9・10	大坂府庁宛、松島花園拝借地所に休息所他取建願につき口上覚……………	59
98	明治4・6・27	御供配当および諸方礼廻り……………	51				
97	明治4・(6・26)	北大会議所・西会議所宛、神輿渡御無滞相済御礼につき口上覚……………	51				

131	明治4・10・1	今日より砂持日延……………	65
132	明治4・10・9	松島町砂持相済……………	66
133	明治4・10・12	松島旅所砂持相済届に出庁……………	66
134	明治4・(10・12)	大坂府——宛、砂持相済御札につき口上覚……………	66
135	明治4・10・17	外国事務局役所宛、梅本町古旅所の神器類なら びに木石等、松島旅所へ引移す際、人足共往返 混雑につき口上覚……………	66
136	明治4・10・18	松島新旅所へ梅本古旅所の梅桜植替、神木講植 木屋中より人足出す……………	67
137	明治4・10・19	魚秀・神木講世話方・醬油屋中世話方廻勤……………	67
138	明治4・10・26	古旅所石花表(鳥居)足場取掛りにつき外務局役 所へ届出……………	67
139	明治4・10・26	外国事務局役所宛、梅本町古旅所浜前の石鳥居、 近々松島新旅所へ引移につき口上覚……………	68
140	明治4・10・27	古旅所石華表足場掛り初……………	68
141	明治4・11・10	御庁出勤……………	68
142	明治4・11・10	大——宛、当社合印紋、菊御紋所に似寄のため 差止につき口上覚……………	68
143	明治4・12・1	松島旅所末社船霊社(仮)遷座祭……………	69
<b>明治五年(1872)</b>			
144	明治5・1・28	府庁へ古旅所地返上日限申出……………	70
145	明治5・2・3	今夜松島旅所船玉社遷座、梅本町古旅所本殿を 花園新旅所へ引移……………	70
146	明治5・2・6	西大組会議所へ御旅所町々戸数取調依頼のため (西大組)中年寄へ出向……………	70
147	明治5・2・7	西大組会議所へ戸数尋、小長へ旧旅所地所の府 へ引渡願の件につき相談……………	70
148	明治5・2・8	西大組中年寄へ廻札、旧旅所地引渡奥印等につ き世話方中へ相談……………	71
149	明治5・2・9	府庁へ氏地町々戸数取調書差出、旧旅所地引渡 および花園地新旅所除地願については明10日沙 汰……………	71
150	明治5・2・9	大——宛、梅本町旅所地所返上および花園地新 旅所除地願につき口上覚……………	71
151	明治5・2・10	府庁へ出勤、旧旅所地引渡は認可、新旅所除地 願については坪数取調の上沙汰……………	72
152	明治5・2・21	当夏祭祀につき氏地町世話方寄合依頼……………	73
153	明治5・3・9	府庁へ梅本町古旅所地所引渡日限伺、明10日に 引渡のこと……………	73
154	明治5・3・9	大坂府庁宛、梅本町古旅所地所引渡の際出役日 限伺につき口上覚……………	73
155	明治5・3・9	外国事務局役所宛、明10日梅本町古旅所地所引 渡の立会願につき口上覚……………	74
156	明治5・3・10	地所引渡につき神主・社家、梅本町へ出勤……………	74
157	明治5・3・11	昨日古旅所地面引渡、出役の人々へ挨拶……………	74
158	明治5・3・15	古旅所地間数の事につき府庁へ出勤……………	74
159	明治5・3・15	大坂府庁宛、古旅所間数につき口上覚、龕絵図 付……………	74
160	明治5・6・1	6月祭祀につき氏地区長中集会……………	75
161	明治5・6・4	主上、西京より着御……………	75
162	明治5・6・5	主上、調練觀覽裁判所行幸、夜花火觀覽……………	76



198	明治6・6・18	大阪府権知事渡辺昇宛、当年祭礼は来る7月19日陸路神輿渡御届につき口上覚	89
199	明治6・6・18	明治5年11月27日滋岡功長天満社祠官拝命ほか報告書	89
200	明治6・6・19	東西南北大区取締所宛、川筋土砂浚難行のため船渡御休止届および7月19日陸路にて神輿渡御願につき口上覚	89
201	明治6・6・21	神事につき世話方寄合	90
202	明治6・6・24	大阪府より明25日出頭命令	90
203	明治6・6・25	神事如例、御旅所土地の件につき祠官大阪府へ出庁	90
204	明治6・6・27	市場浜より神事手伝、挨拶	90
205	明治6・7・1	住吉大神宮、松島旅所着、祠官・種清橋まで出迎え	91
206	明治6・7・2	松島住吉旅所へ出御見定	91
207	明治6・7・5	市場問屋・仲買より金五拾円寄付受領書差出す	91
208	明治6・7・6	太鼓、打出し等日程、北出張所へ届	91
209	明治6・7・10	上荷引船より松島へ神輿御入の節手伝昇の伺	92
210	明治6・7・10	教導職出張所宛、夏祭礼前のため松島旅所説教を三津社定例日と振替につき口上覚	92
211	明治6・7・11	今夜より太鼓稽古挨拶	92
212	明治6・7・13	市之側他へ祠官廻勤	92
213	明治6・7・15	電信局役所宛、祭礼通行道筋間狭により電信器棒等、養生処置につき口上覚	92
214	明治6・7・17	四ツ半時、太鼓打出し如例	93
215	明治6・7・19	祭礼8時より催す、10時出門、雑喉場にて小児太鼓を打ち、馬が驚き祠官落馬、二更還幸	93
216	明治6・7・19	8時神事催、11時出門、午後12時還幸	93
217	明治6・7・20	太鼓片付、府へ祭礼相済届	93
218	明治6・7・20	太鼓片付挨拶等如例、大阪府参事渡辺弘宛、祭礼無滞相済につき口上覚	93
219	明治6・7・21	諸所廻勤、神輿返却、神酒御供配	94
220	明治6・7・22	薩邸へ太鼓返す	94
221	明治6・7・22	外国事務局役所宛、祭礼無滞相済につき口上覚	94
222	明治6・8・1	世話方勘定に寄合	94
223	明治6・8・2	昨日の礼、世話方へ廻勤	94
224	明治6・8・5	御文庫講祭礼手伝挨拶兼暑氣見舞	95
225	明治6・10・25	神事如例	95
226	明治6・11・1	木下長十、御旅所地所一件のため入来	95
227	明治6・11・6	岡田市左衛門、御旅所地面一条のため入来	95
<b>明治七年 (1874)</b>			
228	明治7・5・8	祠官掌より松島旅所の件につき出席依頼	96
229	明治7・7・20	祭礼日限届	96
230	明治7・7・20	大阪府権知事渡辺昇宛、来る8月7日神輿渡御につき御届之事	96
231	明治7・7・21	世話方集会	97
232	明治7・7・23	同右	97
233	明治7・7・24	明25日7時祠官召出、太鼓稽古始如例、世話方寄合	97

249	明治8・6・25	第四大区警察一分局宛、生國魂神社祭礼につき 6月25日より7月8日迄当社内に於いて太鼓打 方習練の御届……………	102
248	明治7	当社旅所之事……………	101
<b>明治八年 (1875)</b>			
247	明治7・12・14	大阪府権知事渡辺昇宛、天神旅所仮社大破二付 造営願……………	100
246	明治7・12・14	戊刻地震……………	100
245	明治7・10・25	同右……………	100
244	明治7・9・25	神事如例……………	100
243	明治7・8・10	北大組廿区会議所・御旅所氏地町々ならびに諸 講廻礼……………	100
242	明治7・8・9	府・四区出張本館共届……………	99
241	明治7・8・8	勤め、還御は江之子島東町が勤める……………	99
240	明治7・8・7	夏祭礼神事、午前8時幣使入来、祭典……………	99
239	明治7・8・6	太鼓宮入、府より幣物来る、請書渡す……………	99
238	明治7・8・4	太鼓打出如例……………	98
237	明治7・8・1	世話方集会……………	98
236	明治7・7・29	道筋につき口上覚……………	97
235	明治7・7・29	大阪府権知事渡辺昇宛、来る8月7日祭礼渡御 覚……………	97
234	明治7・7・25	府庁へ、祭日府官員出張のこと依頼……………	97
250	明治8・6・28	同右宛、生國魂神社祭礼につき6月28日より7 月6日迄当社内に於いて太鼓打方習練の届、本 府より許可のこと御届……………	102
251	明治8・7・11	太鼓稽古始、裏門古手屋中より丑日講再興につ き各出頭……………	102
252	明治8・7・22	大阪府参事内海忠勝宛、渡御につき神輿二基出 御の御届……………	103
253	明治8・7・22	第四大区警察一分局宛、陸渡御時刻につき御届 ……………	103
254	明治8・7・22	警察局宛、神輿二基渡御につき御届……………	104
255	明治8・9・12	大阪府権知事渡辺昇宛、流鏝馬再興につき御伺 ……………	104
256	明治8・9・13	同右宛、右伺却下により当社鳥居前後において 執行願につき御伺……………	104
257	明治8・9・18	大阪府——宛、10月25日流鏝馬執行願……………	105
258	明治8・9・19	測量局宛、10月25日流鏝馬執行につき門前より 天神筋町華表迄馳場所届……………	106
259	明治8・10・4	大阪府権知事渡辺昇宛、松島旅所造営落成につ き10月18日夜正遷宮、19日より25日迄祭式執行 につき御届……………	106
260	明治8・10・18	御旅所正遷宮、25日迄祭典……………	106
261	明治8・10・24	祭式執行、26日より27日迄日延願のため府庁出 勤……………	106
262	明治8・10・24	大阪府権知事渡辺昇宛、御旅所の正遷座祭式日 延御願……………	107
263	明治8・10・25	流鏝馬再興、祝詞奏上……………	107

264	明治8・10・28	大阪府権知事渡辺昇宛、松島旅所正遷座ならびに祭式相済につき御届……………	107
265	明治8・10・28	警察局宛、同右御届……………	108
266	明治8・10・28	松島旅所正遷座ならびに19日より27日迄祭式無滞相済届……………	108
<b>明治九年 (1876)</b>			
267	(明治9・1)	測量局宛、1月23日鳳輦寄付の者より社頭へ奉納につき御届……………	109
268	明治9・5・29	大阪府権知事渡辺昇宛、講中之もの詰所取設御願……………	109
269	明治9・5・29	大阪府権知事渡辺昇宛、祭礼太鼓舁人足屯所取設御願……………	110
270	明治9・6・8	大阪府権知事渡辺昇宛、神馬奉納伺……………	110
271	明治9・7・5	神事日限伺、明日出勤……………	111
272	明治9・7・6	神事日限伺……………	111
273	明治9・7・6	大阪府権知事渡辺昇宛、松島旅所へ陸渡御を来る8月14日執行につき御願之事……………	111
274	明治9・7・10	府庁へ明11日神輿江之子島町へ持帰届……………	112
275	明治9・7・10	大阪府権知事渡辺昇宛、神輿修覆のため江之子島町へ持帰につき御届、ならびに道筋書……………	112
276	明治9・7・20	祭日幣物ならびに幣使神勅達書返上……………	113
277	明治9・7・23	此花町一丁目より釵鉢奉納……………	113
278	明治9・7・24	此花町一丁目へ昨日の挨拶廻勅……………	113
279	明治9・8・1	太鼓稽古始……………	113
280	明治9・8・2	府庁へ祭礼道筋届……………	113
281	明治9・8・2	大阪府権知事渡辺昇宛、渡御道筋につき御届、ならびに道筋書……………	113
282	明治9・8・4	府庁へ神輿落成につき持参道筋届……………	114
283	明治9・8・4	大阪府権知事渡辺昇宛、神輿修覆落成、当社へ運搬道筋につき御届、ならびに道筋書……………	115
284	明治9・8・8	鳳輦、拝殿へ飾る……………	115
285	明治9・8・10	神輿修理成就持参、第四大区警察へ出入時間届……………	116
286	明治9・8・11	太鼓台洗……………	116
287	明治9・8・12	市之側播長より彫物鋳地車、大玄関式台へ飾る……………	116
288	明治9・8・13	幣物来、太鼓宮入午後6時、宵宮神事如例……………	116
289	明治9・8・14	府社天満宮祭礼陸渡御列……………	116
290	明治9・8・14	8時幣使入来、祭典の次第……………	117
291	明治9・8・15	太鼓納、神輿収頼……………	118
292	明治9・8・17	鳳輦納庫……………	118
293	明治9・8・18	仕舞、錢繫……………	118
294	明治9・8・20	世話方寄合……………	118
295	明治9・9・28	大阪府権知事渡辺昇宛、秋祭10月25日執行につき御願……………	118
296	明治9・10・21	第四大区警察出張所宛、流鏝馬執行につき明22日より23日迄、旧祢宜町にて乗人習練の御届……………	119
297	明治9・10・24	宵宮神事如例……………	119
298	明治9・10・25	神事如例、午後2時より流鏝馬式執行……………	119
299	明治9・10・26	府庁へ昨25日流鏝馬相済届……………	119

300	明治9・10・26	大阪府権知事渡辺昇宛、秋祭流鏝馬式昨25日相済につき御届……………	120
<b>明治十年 (1877)</b>			
301	明治10・3・30	大阪府知事渡辺昇宛、フラフ建設御届……………	121
302	明治10・4・3	今般社前東手へフラフ建設……………	121
303	明治10・7・6	来る8月4日陸渡御届、公庁へ出頭……………	121
304	明治10・7・6	来る8月4日陸渡御につき御願之事……………	121
305	明治10・7・28	鳳輦銜……………	122
306	明治10・8・1	神輿銜、太鼓台洗……………	122
307	明治10・8・1	菅原警察署宛、社内に於いて信心の者鐘太鼓打囃子、雑踏につき御届……………	122
308	明治10・8・3	第四大区各会議所宛、渡御道筋届……………	122
309	明治10・8・3	午後1時太鼓打出、午後2時宵宮祭典、午後7時太鼓宮入……………	123
310	明治10・8・(3)	大阪府知事渡辺昇宛、幣物唐櫃ならびに神饌料、御請……………	123
311	明治10・8・4	7時過ぎ幣使入来、8時祭典、式次第……………	123
312	明治10・8・5	太鼓納、神輿収頼、祭礼周旋方挨拶、諸方へ神酒御供配……………	124
313	明治10・8・6	府庁へ幣物辛櫃返上および祭礼済届、諸方廻礼、神輿納……………	124
314	明治10・8・6	警察本署宛、幣使差向られ祭礼無滞相済につき御届……………	124
315	明治10・8・6	大阪府知事渡辺昇宛、同右……………	125
316	明治10・8・7	区々・天神橋筋・地下町ほか諸方廻礼、鳳輦納……………	125
317	明治10・8・8	祭礼の供奉講々ならびに神木講廻礼……………	125
318	明治10・8・9	賽物調べ……………	125
319	明治10・8・10	明11日祭礼諸払につき世話方中集会廻文差出……………	125
320	明治10・8・11	午後1時、祭礼諸払につき世話方中集会……………	126
321	明治10・9・29	10月25日秋祭流鏝馬願として府庁出勤……………	126
322	明治10・9・29	大阪府知事渡辺昇宛、来る10月25日秋祭ならびに流鏝馬執行につき御願……………	126
323	明治10・10・1	悪病除却(コレラ)の祭典……………	126
324	明治10・10・12	御旅所区内千度参り……………	126
325	明治10・10・13	御旅所氏地富島町より明14日流行病除却御湯祈禱依頼……………	127
326	明治10・10・14	富島町御湯献備につき出勤……………	127
327	明治10・10・18	御旅所氏地上博労・花園町、流行病除却湯……………	127
328	明治10・10・20	菅原警察署宛、流鏝馬執行につき明21日より23日迄、旧祢宜町にて乗人習練の御届……………	127
329	明治10・10・25	神事如例(秋祭ではない)……………	127
330	明治10・11・3	帟列刺(コレラ)病追々衰弱につき、今日より夜市許可、会議所達し……………	128
331	明治10・11・13	警察本署・菅原警察へ秋祭本月25日執行願、諸方廻状差出……………	128
332	明治10・11・13	大阪府権知事渡辺昇宛、秋祭11月25日執行につき御願……………	128
333	明治10・11・17	午後1時世話方中集会……………	129

334	明治10・11・20	旧祇宜町にて流鏑馬習練届、菅原警察署へ出頭	129
335	明治10・11・20	菅原警察署宛、流鏑馬執行につき明21日より23日迄、旧祇宜町にて乗人習練の御届	129
336	明治10・11・24	宵宮神事如例	129
337	明治10・11・25	秋祭神事如例、祭典・流鏑馬式無滞相済	129
338	明治10・11・26	昨日神事相済届	130
339	明治10・12・1	虎列刺病災除御礼祭典	130
<b>明治十一年 (1878)</b>			
340	明治11・2・26	午後8時、仮殿へ遷座	131
341	明治11・2・27	午前8時祭典、遷座済届	131
342	明治11・7・2	府庁へ本月25日祭典は宮繕中につき神輿渡御中止届	131
343	明治11・7・2	大阪府権知事渡辺昇宛、同右御届	131
344	明治11・7・23	神饌阿古田瓜献備の件	132
345	明治11・7・24	宵宮祭典	132
346	明治11・7・25	7時過ぎ幣使入来、8時祭典、式次第	132
347	明治11・7・26	祭礼済届、世話方挨拶	133
348	明治11・9・14	府庁へ本殿修復落成届	133
349	明治11・9・15	午後8時頃、本殿着座	133
350	明治11・9・16	午前8時祭典、式次第	133
351	明治11・10・3	府庁へ正遷宮祭典済届、諸方廻礼	134
352	明治11・10・10	天満社祠官掌・世話掛宛、天満社祭礼飾真田幸村人形および付属品献納につき証	134
353	明治11・10・12	府庁へ秋祭願出頭	134
354	明治11・10・12	知事渡辺昇代理宛、秋祭願	134
355	明治11・10・25	秋祭、流鏑馬執行	135
356	明治11・10・26	府庁へ秋祭流鏑馬済届	135
357	明治11・10・26	大阪府権知事渡辺昇宛、秋祭流鏑馬相済につき御届	135
358	明治11・11・24	午後3時、正遷宮礼代祭典執行	136
<b>明治十二年 (1879)</b>			
359	明治12・3・11	行宮西手へ小家建設、神祭の際に人足屯所にしたい旨願出	137
360	明治12・3	大阪府知事宛、同右建家建替之儀御願	137
361	明治12・4・23	本田警察署宛、御旅所境内屯所、普請落成御届	137
362	明治12・5・27	北区役所へ7月25日祭礼届出頭	138
363	明治12・6・8	南北江戸堀辺および中之島渡御道筋夫々廻勤	138
364	明治12・6・13	松島町・江之子島ほか諸方廻勤	138
365	明治12・6・20	午後2時、流行病(コレラ)除却祭典	138
366	明治12・6・20	同右	138
367	明治12・6・21	行宮において病災除祭典執行	138
368	明治12・6・24	北区名改正につき祭礼区々小学校生徒供奉幟灯燈印書修復、北区一統へ依頼	139
369	明治12・6・25	中之島会議所・小学校他へ区幟灯燈修復頼廻る	139
370	明治12・6・27	夏祭礼幟挑灯につき演古、他	139
371	明治12・7・3	各区小学校区名改正につき祭礼幟灯提修復、北区役場中へ依頼	142

390	明治12・8・9	参会所にて周旋方集会……	148
389	明治12・8・7、	11 各小学校宛、幟挑灯修復代金徴収の記……	146
388	明治12・8・5	午後3時より松島へ渡御列書持参引合……	146
387	明治12・8・3	午前より参会所にて周旋方集会……	146
386	明治12・7・27	午前8時より参会所にて周旋方集会……	146
385	明治12・7・24	北区役所より出頭命令、過日差出祭礼渡御届許可……	145
384	明治12・7・23	堀川役場より虎列刺病流行につき夜開門および出店禁止の通知……	145
383	明治12・7・21	北区長河口淳宛、来る8月12日渡御執行仕度、祭礼陸渡御届……	144
382	明治12・7・21	北区役所へ祭礼渡御届、追って沙汰の旨……	144
381	明治12・7・19	より世話方中集会……	144
380	明治12・7・18	新町有志中より拝殿左右雪洞献納、午後1時頃明19日午後早々世話方集会廻章差出す……	144
379	明治12・7・14	松島小学校、渡御供奉引合に来社……	144
378	明治12・7・13	午前8時より参会所にて周旋方集会……	144
377	明治12・7・9	氏地ならびに中之島区々幟書方改正の件……	144
376	明治12・7・8	松島廓町より行宮において祈禱献湯依頼……	143
375	明治12・7・7	北区長河口淳宛、祭礼陸渡御延期届……	143
374	明治12・7・7	北区役所へ祭礼陸渡御延期届出頭……	143
373	明治12・7・6、8・9	北区戸長宛、北区小学校幟挑灯修復預かり証、他……	142
372	明治12・7・4	昨日の件につき中ノ島・堂島区小学校より苦情……	142
391	明治12・8・9、10	天満宮世話方宛、提灯金物等代金受取証、他……	148
392	明治12・8・17	参会所にて周旋方集会……	150
393	明治12・8・23	午後参会所にて周旋方集会……	150
394	明治12・8・25	北区役所へ祭礼渡御ならびに日限伺出勤、当今祭礼日限指令に及ばずとして願書下げられる……	150
395	明治12・9・7	午後参会所にて周旋方集会……	150
396	明治12・9・13	午後参会所にて周旋方集会……	151
397	明治12・9・14	浅井元七入来、祭礼および北手蓮池の件示談……	151
398	明治12・9・26	午後より参会所にて周旋方集会、明27日になる……	151
399	明治12・9・30	午後4時より参会所にて周旋方集会……	151
400	明治12・10・1	午後4時、氏地周旋方集会……	151
401	明治12・10・7	明8日午後3時周旋方集会につき、出頭依頼章差出す……	151
402	明治12・10・8	午後3時、周旋方参会所にて集会……	151
403	明治12・10・21	午後2時より参会所にて周旋方集会……	152
404	明治12・10・26	参会所にて周旋方集会……	152
405	明治12・11・6	行宮西手社用所転地の件……	152
406	明治12・11・9	明10日、周旋方集会、廻章出す……	152
407	明治12・11・10	府庁・菅原警察署・北区役所へ来る25日夏秋合祭執行届……	152
408	明治12・11・10	北区長河口淳宛、来る25日夏秋合祭執行につき祭日届……	152
409	明治12・11・11	夏秋祭礼につき神輿世話掛・太鼓中老へ頼廻り……	153

410	明治12・11・12	氏地区々ならびに講内中へ祭礼廻状出す……………	153
411	明治12・11・13	御鳳輦掛へ祭礼吹聴廻り……………	153
412	明治12・11・15	府庁へ行宮明細帳持参……………	153
413	明治12・11・18	本月25日午前8時幣使参向のこと、座摩神社・高津神社、同文にて分局より廻達……………	153
414	明治12・11・19	釧鉾掛より飾立拜殿へ依頼、江之子島より22日神輿飾通知……………	154
415	明治12・11・21	北区四五六分画および堂島・ざこば・松島他廻勤……………	154
416	明治12・11・21	菅原警察署宛、流鏝馬執行につき本日より23日迄、旧祢宜町にて乗人習練の御届……………	154
417	明治12・11・22	流鏝馬間敷延ばしの事談有り、江之子島・市之側より神輿・鳳輦飾立……………	154
418	明治12・11・23	祭礼につき群衆雑踏のこと菅原警察署へ届書差出す……………	154
419	明治12・11・24	午後5時宵宮祭典……………	154
420	明治12・11・25	午前8時幣使入来、10時夏祭、午後1時秋祭、3時流鏝馬……………	155
421	明治12・11・26	府庁・区役所・警察署へ祭礼済届……………	155
422	明治12・11・26	北区長河口淳宛、夏秋合祭無滞相済につき御届……………	155
<b>明治十三年 (1880)</b>			
423	明治13・3・27	市場地車、社頭へ預かり置くべく照会につき西蔵へ入置……………	157
424	明治13・3・28	市場中買問屋中へ昨日の廻礼……………	157
425	明治13・4・1	府庁へ非常の際高張提灯へ御印願……………	157
426	明治13・4・2	区役所および警察署へ祭礼非常提灯御府御印許可届……………	157
427	明治13・4・19	御府御印提灯出来の由、座摩社より報知……………	157
428	明治13・4・25	盤水講、渡御ならびに年々奉納能、当分見合わせのこと……………	157
429	明治13・5・19	分局より虎列刺予防の義につき、通達書到来……………	158
430	明治13・6・10	昨日生國魂神社渡御につき従長罷越……………	158
431	明治13・6・19	北区役所へ祭礼届……………	158
432	明治13・6・19	北区長河口淳宛、来る7月25日祭礼陸渡御執行につき祭日御届……………	158
433	明治13・6・20	午後1時より周旋方集会……………	159
434	明治13・6・22	祭礼渡御の廻章、区々浜々講々へ通知……………	159
435	明治13・7・2	堂島浜世話掛へ祭礼陸渡御依頼廻勤……………	159
436	明治13・7・11	祭礼列ならびに道筋の事につき周旋方集会……………	159
437	明治13・7・13	行宮其他渡御道筋廻勤……………	159
438	明治13・7・14	昨日陸渡御道筋残り分廻勤、北区搗米商中へ夏祭初穂米依頼、薪屋中へ祭礼前薪奉納依頼……………	159
439	明治13・7・20	行宮休息所照会……………	159
440	明治13・7・21	午後1時より祭礼の件につき周旋方集会……………	160
441	明治13・7・22	府庁へ祭礼中表門板囲取除願、北区役所へ催太鼓行列差加願・行列道筋届……………	160
442	明治13・7・22	北区長河口淳宛、陸渡御行列に催太鼓を差し加えるにつき御願……………	160
443	明治13・7・22	大阪府知事建野郷三宛、祭礼中板囲取除御願……………	160
444	明治13・7・22	北区長河口淳宛、道筋并行列御届……………	161

463	明治14・6・4	午後3時、周旋方集会……………	167
<b>明治十四年(1881)</b>			
462	明治13・11・22	堂島米商五頭より秋祭行灯蠟燭其他入費社納、 挨拶のため数軒廻礼……………	166
461	明治13・10・26	市場・市之側ほか諸方廻礼、北区役所・曾根崎 警察署へ祭祀済届……………	166
460	明治13・10・25	午後1時神事催、午後2時祭典、午後3時流鏑 馬……………	166
459	明治13・10・25	秋祭流鏑馬執行……………	166
458	明治13・10・24	午後5時宵宮献饌……………	166
457	明治13・10・20	明21日より3日間、流鏑馬乗人習練届……………	166
456	明治13・10・15	曾根崎警察署へ秋祭届……………	165
455	明治13・10・13	北区長河口淳宛、秋祭御届……………	165
454	明治13・10・13	府庁へ流鏑馬祭典執行届……………	165
453	明治13・10・13	秋祭届、北区役所へ出頭……………	165
452	明治13・7・28	周旋方集会……………	164
451	明治13・7・26	か諸方廻礼……………	164
450	明治13・7・25	祭典、午後7時還御、12時過ぎ本宮へ着御……………	164
449	明治13・7・24	北区長河口淳宛、社門内において催太鼓渡御式 取行につき御届……………	164
448	明治13・7・24	太鼓宮入、午後5時宵宮祭典……………	163
447	明治13・7・24	社内において太鼓渡御式届……………	163
446	明治13・7・23	菅原警察署宛、祭礼出御時間御届……………	163
445	明治13・7・23	北区役所へ板囲取除届……………	163
464	明治14・6・6	午後4時、祭礼集会周旋方……………	167
465	明治14・6・13	祭礼渡御依頼および廻勤……………	167
466	明治14・6・14	北区役所へ祭礼渡御届、米屋中へ夏祭初穂米依 頼……………	167
467	明治14・6・14	北区長河口淳宛、来る7月25日祭礼執行につき 祭日御届……………	167
468	明治14・6・15	高麗橋警察署へ車止制札請書差出す……………	168
469	明治14・6・21	祭礼渡御廻勤……………	168
470	明治14・7・2	祭礼につき明3日周旋方寄合回章差出す……………	168
471	明治14・7・8	北区役所へ昨日呼出につき出庁、祭礼の件照会 ……………	168
472	明治14・7・9	川路測量ならびに松島廻勤、童講の件につき新 町廻勤……………	168
473	明治14・7・10	午前9時より祭礼集会……………	169
474	明治14・7・11	引船照会、北区役所・曾根崎署へ大鼓習練届……………	169
475	明治14・7・12	引船照会……………	169
476	明治14・7・13	引船照会……………	169
477	明治14・7・14	引船断書到来……………	169
478	明治14・7・15	引船の件につき早朝より富島へ照会、北区役所 へ地車伺いおよび童講のうち新町廓供奉届……………	169
479	明治14・7・15	北区長河口淳宛、童講のうち新町廓の者供奉再 興照会につき御届……………	169
480	明治14・7・15	北区長河口淳宛、地車之儀二付伺(再興)……………	170
481	明治14・7・16	安治川・富島へ引船依頼、諸方へ船渡御依頼……………	171
482	明治14・7・16	北区長河口淳宛、今般旧例に復し船渡御届……………	171
483	明治14・7・16	北区長河口淳宛、船渡御并道筋御届……………	171

484	明治14・7・17	市之側・市場ほか諸方照会……………	172
485	明治14・7・18	市之側他諸方廻勤、北区役所へ船渡御届出頭…	172
486	明治14・7・18、21	北区各小学校へ供奉・幟提灯・人足につき 順達……………	172
487	明治14・7・19	市場乾物商提灯、堂島等照会……………	175
488	明治14・7・19	江之子島神輿世話係より神輿乗船・新町御供休 息所の件につき相談……………	175
489	明治14・7・20	渡御供奉船の事につき北区学務委員集会、曾根 崎・安治川警察署へ簞届……………	176
490	明治14・7・20	西区長杉浦貞利宛、神輿乗船上陸場所歩ミ板取 設届……………	176
491	明治14・7・20	曾根崎・安治川水上警察署宛、篝火設置につき 御届……………	176
492	明治14・7・21	区役所へ水陸道筋ならびに太鼓宮入届、府庁へ 若松町浜歩ミ板願、他……………	177
493	明治14・7・21	北区長河口淳宛、水陸道筋御届……………	177
494	明治14・7・21	北区長河口淳宛、催太鼓宮入御届……………	178
495	明治14・7・21	大阪府知事建野郷三宛、神輿乗船上陸場所歩ミ 板取設願……………	178
496	明治14・7・21	7月21日午前10時、川中検査……………	179
497	明治14・7・22	午後8時、連歌所において地車鬮取……………	179
498	明治14・7・22	篝其外祭礼件数届として各警察署へ出頭、午後 8時地車鬮取……………	180
499	明治14・7・22	祭礼の際、橋上に挑燈差出依頼につき各橋詰町 へ回章……………	180
500	明治14・7・22	当社祭礼発輦および行宮着御の時間につき、九 條村茨住吉神社北邨氏より問合せ……………	181
501	明治14・7・22	曾根崎・安治川水上警察署宛、簞御届……………	181
502	明治14・7・22	安治川水上・曾根崎・本田警察署宛、船渡御出 輦は午後5時治定につき御届……………	182
503	明治14・7・23	府庁へ簞歩ミ板・川浚願、水上・本田警察署へ は同伴郵書をもって届……………	182
504	明治14・7・23	大阪府知事建野郷三宛、川浚御願……………	182
505	明治14・7・23	大阪府知事建野郷三宛、篝火相設候ニ付歩ミ板 取設御願……………	183
506	明治14・7・23	中之島役場田中氏より、橋の挑燈差出のこと当 年は御断……………	184
507	明治14・7・23	本田警察署宛、猿田彦騎馬ならびに付属道具持 等、神輿乗船場より陸路松島へ通行につき届…	184
508	明治14・7・24	宵宮祭典、太鼓・地車宮入、地車六番出る…	185
509	明治14・7・24	午前9時祭典、同11時催太鼓打出、午後3時童 講刀祢参拝・宵宮神楽、同6時太鼓・地車宮入 ……………	185
510	明治14・7・24	堀川南北学校へテイフル・イス拝借につき証…	185
511	明治14・7・24	曾根崎新地一・二・三丁目より金式拾円奉納につ き建札依頼……………	186
512	明治14・7・25	祭典、鳳輦・神輿遷座、午後5時出輦、川渡御 再興……………	186
513	明治14・7・25	午前8時祭典、午後2時神事催、同6時出門、 翌午前6時還幸……………	186

532	(明治14・7)	祭礼前の進捗状況一覧……………	199
531	(明治14・7)	各講の祭礼道具および代表者一覧……………	198
530	(明治14・7)	水深測量一覧……………	197
529	明治14・7	中本殿在番心得……………	193
528	明治14・7	祭礼船渡御催方心得・諸講参詣取扱心得・渡御	
527	明治14・7	夏祭船渡御関係姓名居所控……………	192
526	明治14・7	大阪日報社渡御広告の領収証……………	192
525	明治14・7	祭礼計算集會……………	192
524	明治14・7	御神事人数之帳……………	190
523	明治14・7	大坂新報社祭礼広告の領収証……………	190
522	明治14・7	之事……………	189
521	明治14・7	祭礼周旋係宛、両神輿船・木道具一式、送り状	
520	明治14・7	朝日新聞祭礼広告の領収証……………	189
519	明治14・7	天満社宛、太鼓中より祭礼費用落手につき証……………	189
518	明治14・7	陸道筋ならびに所々篝廻礼、新堀・安治川最寄	
517	明治14・7	の請求……………	188
516	明治14・7	篝廻礼……………	188
515	明治14・7	西区阿波堀通三村治兵衛より、神輿船土板費用	
514	明治14・7	諸方廻礼ならびに御供配当……………	188
513	明治14・7	区長・周旋方・太鼓・市場・市之側・講々廻礼	
512	明治14・7	証……………	187
511	明治14・7	天神社周旋方宛、神輿・鳳輦ほか貸切船代領収	
510	明治14・7	神輿・太鼓納……………	187
509	明治14・7	輿世話係より来書……………	187
508	明治14・7	当社から松島大工町へ出船促すよう江之子島神	
507	明治14・7	渡御担当者一覧……………	201
506	(明治14・7)	祭礼周旋方規約につき御相談申上候……………	202
505	明治14・8	祭礼決算集會周旋方……………	202
504	明治14・10	11月25日秋祭流鏝馬執行につき北区役所へ届……………	203
503	明治14・10	北区長河口淳宛、11月25日執行につき秋祭御届	
502	明治14・10	……………	203
501	明治14・10	……………	203
500	明治14・10	祭典(秋祭・流鏝馬式は11月25日)……………	203
499	明治14・11	午後、周旋方集會……………	203
498	明治14・11	秋祭につき市場・市之側ほか諸方依頼回動……………	204
497	明治14・11	曾根崎署へ21日より3日間乗馬習練届差出す……………	204
496	明治14・11	午後3時、流鏝馬執行……………	204
495	明治15・6	北区長心得大阪府五等属立石包正宛、7月25日	
494	明治15・6	祭礼執行につき祭日並船渡御届……………	205
493	明治15・6	北区役所へ祭礼船渡御届出頭……………	205
492	明治15・7	祭礼船渡御榜を相殿に掲て広告す……………	205
491	明治15・7	堂島・福島他諸方回礼……………	206
490	明治15・7	氏子惣代集會、少人数につき明後11日に変更……………	206
489	明治15・7	北区役所および曾根崎警察署へ催太鼓練習届差	
488	明治15・7	出す、午後1時より総代集會……………	206
487	明治15・7	北区長鹿島弥兵衛宛、今11日より20日迄催太鼓	
486	明治15・7	練習につき御届……………	206
485	明治15・7	富島町地車、昨年宮入終夜に至ったため、本年	
484	明治15・7	7月24日は例刻前に宮入の伺い……………	207
483	明治15・7	……………	207

567	明治15・7・22	北区长鹿島弥兵衛宛、水陸道筋御届……………	213
566	明治15・7・22	大川において烟火献上届来る……………	213
565	明治15・7・21	地車鬮取、第一く六番および番外……………	212
564	明治15・7・20	曾根崎警察署宛、催し太鼓宮入御届……………	212
563	明治15・7・19	曾根崎警察署宛、同右願(許可付)……………	212
562	明治15・7・19	高麗橋警察署宛、難波橋南該有志者より橋上へ 祭礼献灯願……………	211
561	明治15・7・19	杭木設置御願……………	210
560	明治15・7・19	大阪府知事建野郷三宛、篝火取設ニ付歩ミ板並 市場へ地車差出につき挨拶、御上り場出願……………	210
559	明治15・7・18	御乗場出願……………	210
558	明治15・7・17	同右宛、同右願(江之子島府庁表浜乗場)……………	209
557	明治15・7・17	板取設願(若松町浜乗場)……………	209
556	明治15・7・17	大阪府知事建野郷三宛、神輿乗船上陸場所歩ミ 願持参……………	208
555	明治15・7・16	地車届の札差出す……………	208
554	明治15・7・16	四連合および最寄篝依頼回勤、地車鬮取報告札 差出す……………	208
553	明治15・7・15	灯差出ならびに生徒供奉依頼回状差出す……………	208
552	明治15・7・14	第三連合および市之側他廻勤、各小学校へ幟挑 五連合および安治川引船他諸方廻勤……………	207
551	明治15・7・13	寺島引船町へ富島町引船を勤めるにつき、苦情 等なきよう取扱淡長へ依頼……………	207
588	明治15・7・22	大阪府知事建野郷三宛、夏祭渡御通過橋通行止 につき御願……………	214
569	明治15・7・23	午後4時、安治川地車参社……………	215
570	明治15・7・24	午前11時太鼓打出、午後より富島町地車・童講 刀祢六人参社、夕刻より太鼓・地車宮入……………	215
571	明治15・7・25	祭典、渡御……………	215
572	明治15・7・26	供奉の神官休暇……………	215
573	明治15・7・27	富島引船・安治川引船他諸方回勤、御供配り……………	215
574	明治15・7・28	堂島浜・新町・鞆・北新地ならびに童講々元へ 回勤……………	216
575	明治15・8・4	午後9時頃市場地車掛札参……………	216
576	明治15・8・5	堂島塩嘉・江之子島阿部弥助他回礼……………	216
577	明治15・8・7	祭礼渡御無滞相済につき属員および神楽方他へ 御祝儀金貨を賜う……………	216
578	明治15・8・13	氏子惣代集会、夏祭計算他……………	216
579	明治15・8・14	昨日の残計集会……………	217
580	明治15・9・2	太鼓中へ照会につき杜家罷越す……………	217
581	明治15・10・4	北区役所へ秋祭届……………	217
582	明治15・10・4	北区長鹿島弥兵衛宛、秋祭御届……………	217
583	明治15・10・4	同右宛、同右届(許可)……………	218
584	明治15・10・21	秋祭流鏝馬の際、雑踏につき注意の旨、曾根崎 警察署より通達……………	218
585	明治15・10・21	諸方有志中より奏楽講組立……………	218
586	明治15・10・22	奏楽講結社につき祭典……………	219
587	明治15・10・22	午後3時、奏楽講結社祭典……………	219
588	明治15・10・24	流鏝馬打合に警部巡査入来……………	219

606	明治16・7・3	ザコバ問屋仲買他依頼回勤	223	627	明治16・7・11	杭木設置御願	230
605	明治16・7・1	氏地惣代集会	223	626	明治16・7・11	同右	229
604	明治16・7・1	氏地惣代中、祭礼渡御の件につき集会	223	625	明治16・7・11	御願	228
603	明治16・6・25	行宮および堂島参勤	223	624	明治16・7・11	大阪府知事建野郷三宛、右各橋斎竹取設につき	228
602	明治16・6・25	営業願	222	623	明治16・7・11	大阪府知事建野郷三宛、右各橋斎竹取設につき	228
601	明治16・6・24	行宮および堂島参勤、梅園猶吉他4名の者茶店	222	622	明治16・7・11	北区长鹿島弥兵衛宛、水陸道筋御届	226
600	明治16・6・24	祭礼の件につき太鼓中および韮へ派出	222	621	明治16・7・11	北区长鹿島弥兵衛宛、水陸道筋御届、今夕より太鼓稽古初	226
599	明治16・6・23	来る7月25日祭礼船渡御報知札揭示	222	620	明治16・7・11	北区役所へ渡御水陸道筋届他、本宵催太鼓稽古	226
598	明治16・6・22	江之子島へ人形の件につき派出、祭礼船渡御通	221	619	明治16・7・10	同右	226
597	明治16・6・20	北区长鹿島弥兵衛宛、祭日並船渡御届	221	618	明治16・7・10	同右	225
596	明治16・6・20	夏祭礼届、北区役所へ出勤	221	617	明治16・7・9	同右	225
595	明治16・6・20	北区役所へ祭礼船渡御届出頭	221	616	明治16・7・9	江之子島人形引合、他人形回勤	225
594	明治16・6・10	市之側小田政入来の件	221	615	明治16・7・8	同右	225
593	明治16・6・10	御鳳輦庫建設場所相談につき市之側小田政・津ノ伊入来	220	614	明治16・7・8	三連合・道筋御回勤	225
592	明治16・6・7	右3名、6月15日より9月30日まで表門東西築地路傍へ醴酒ならびに茶店出店願	220	613	明治16・7・6	同右	224
591	明治16・6・7	より9月30日まで表門東西築地路傍へ醴酒出店願	220	612	明治16・7・6	氏子惣代集会	224
590	明治16・4・28	乗船所へ船繋につき井上氏へ引合	220	611	明治16・7・5	同右	224
589	明治15・10・25	午前9時祭典、午後2時流鏑馬祭典	219	610	明治16・7・5	一・二・五連合、富島・福島、回勤	224
				609	明治16・7・4	同右	224
				608	明治16・7・4	第四連合回勤	224
				607	明治16・7・3	同右	223
明治十六年 (1883)							

641	明治16・7・17	同右……………	237	646	明治16・7・19	同右……………	240
640	明治16・7・17	氏子惣代集会……………	237	645	明治16・7・19	安治川・西・北3警察諸届、神輿乗船所辺にて 尼崎堀小三郎より烟火奉納申来る……………	239
639	明治16・7・15	安治川引船の件ならびに鞆の件につき回勤……………	236	644	明治16・7・18	渡御祭典次第・行宮祭典次第・本殿還御祭典次第……………	237
638	明治16・7・15	安治川引船一条依頼……………	236	643	明治16・7・18	北区役所へ出頭……………	237
637	明治16・7・14	安治川引船依頼回勤、天神橋南詰挑燈の件回勤……………	236	642	明治16・7・18	北区役所より過日差出の願書指令下付につき出頭……………	237
636	明治16・7・14	詰回勤……………	236	649	明治16・7・21	鳳輦飾り市之側、難波橋々上へ南北詰有志者より 献灯につき願書を北・東警察署へ持参、午後 8時過ぎ氏子総代集会……………	241
635	明治16・7・13	鞆回勤ならびに市場飾地車依頼出勤……………	236	648	明治16・7・20	上福島前田宗八来社、氏子惣代集会、八幡太郎 人形係町立ち退きにつき、同人形を市之側へ保 存委託の件……………	240
634	明治16・7・13	往返、府庁表浜拜借願却下につき西区役所へ至 急差出すよう阿倍弥助へ依頼……………	235	647	明治16・7・20	北警察署より警部補代理巡查祭礼照会につき来 社、上福島前田宗八来社、同所地車番外にて24 日正午宮入のこと頼談……………	240
633	明治16・7・12	大阪府知事建野郷三宛、府庁前上陸につき書入 書……………	235	646	明治16・7・19	同右……………	240
632	明治16・7・12	大阪府知事建野郷三宛、神輿上陸乗船所歩ミ板 取設願……………	234	645	明治16・7・19	安治川・西・北3警察諸届、神輿乗船所辺にて 尼崎堀小三郎より烟火奉納申来る……………	239
631	明治16・7・12	鞆油糟商仲間内紛につき祠官和解申込のため古 坐谷幸七方へ出頭、北新町・新町回勤……………	234	644	明治16・7・18	渡御祭典次第・行宮祭典次第・本殿還御祭典次第……………	237
630	明治16・7・12	鞆・新地・新町回勤、行宮の件につき惣代集会……………	232	643	明治16・7・18	北区役所へ出頭……………	237
629	明治16・7・11	①同右宛、同右願 ②警察本署宛、上陸乗船歩ミ板設置願……………	232	642	明治16・7・18	北区役所より過日差出の願書指令下付につき出頭……………	237
628	明治16・7・11	大阪府知事建野郷三宛、神輿乗船上陸場歩ミ板 取設願……………	231				
656	明治16・7・22	大阪府北警察署宛、催シ太鼓宮入御願……………	244				
655	明治16・7・22	八幡太郎人形、市之側へ譲与の約束成立……………	244				
654	明治16・7・21	神輿飾り江之子島世話掛入来、鞆和解取扱済……………	243				
653	明治16・7・21	大阪府北警察署宛、辻合提灯取設につき御願……………	243				
652	明治16・7・21	艘を引船保護につき御願……………	242				
651	明治16・7・21	大阪府安治川水上警察署宛、渡御巡回船の内1	242				
650	明治16・7・21	大阪府北警察署宛、同右……………	242				
649	明治16・7・21	東警察署宛、夏祭渡御につき橋上献灯の御願……………	241				

679	明治16・9・25	北区長鹿島弥兵衛宛、秋祭御届	250
678	明治16・9・25	行宮参勤、北区役所へ秋祭届	250
677	明治16・9・24	堂島箒人員増加につき回勤	250
676	明治16・8・14	氏子惣代・市之側、鳳輦一件集会	250
675	明治16・8・1	会計諸払	250
674	明治16・7・31	同右	249
673	明治16・7・31	氏子惣代集会、祭礼算用	249
672	明治16・7・30	於社務所賽銭調	249
671	明治16・7・30	錢繫	249
670	明治16・7・29	於社務所賽銭調	249
669	明治16・7・29	賽物調、錢繫き	249
668	明治16・7・28	諸方御供配り	249
667	明治16・7・28	御供配り	248
666	明治16・7・27	諸方御供配り	248
665	明治16・7・27	御供配り	248
664	明治16・7・26	午前2時松島著御・祭典、午前6時還御	248
663	明治16・7・26	御殿掃除、諸道具取片付	248
662	明治16・7・25	午前8時10分祭典始、11時遷座式、午後2時渡御式催、午後6時御発輦	247
661	明治16・7・25	祭典、渡御	246
660	明治16・7・24	同右、祭典式次第	246
659	明治16・7・24	太鼓・地車宮入	245
658	明治16・7・23	朝葛藤和解、神戸諏訪山常磐楼において宴会	245
657	明治16・7・23	太鼓中臨時人少につき三丁目船方へ手伝依頼、朝衆中紛紜仲裁事済み	245
695	明治17・6・10	手へ出し店願	255
694	明治17・6・3	東手へ出店願	255
693	明治17・5・22	祭礼太鼓依頼の件につき朝へ回勤	255
692	明治17・4・18	寺井種清、鳳輦庫の件につき市之側へ回答	255
691	明治17・4・6	午後6時、総代臨時集会、市之側鳳輦庫の件	255
<b>明治十七年(1884)</b>			
690	明治16・10・29	計算本日より至明日	253
689	明治16・10・28	於社務所賽銭調	253
688	明治16・10・27	於社務所賽銭調、流鏑馬乗人他挨拶回勤	253
687	明治16・10・25	午前10時大祭式、午後3時走馬祭	253
686	明治16・10・24	供講御供田之件・行宮宮繕之件	252
685	明治16・10・22	宵宮祭典、氏地総代中集会(表門夜店之件・日つき御願)	252
684	明治16・10・22	大阪府北警察署宛、秋祭につき辻合提灯取設につき御願	252
683	明治16・10・21	北警察署へ本日明日両日、乗馬練習につき届書差出す	251
682	明治16・10・19	社、市場・市之側・天壺へ馬飲水依頼	251
681	明治16・10・7	流鏑馬乗人笹井亀次郎其外係7名へ頼廻り	251
680	明治16・10・2	堂島より皇大神宮ならびに松島行宮へ提灯奉納につき廻勤	251

696	明治17・6・28	北区役所へ7月25日祭礼渡御届差出す……………	255
697	明治17・6・28	北区長鹿島弥兵衛宛、祭日並船渡御届……………	256
698	明治17・7・1	太鼓中へ祭礼依頼、老分各名へ廻勤……………	256
699	明治17・7・4	富島引船依頼および南北江戸堀他篝依頼……………	256
700	明治17・7・5	新町・堀江他回勤……………	256
701	明治17・7・7	茶商馬場・米商赤木・塗物商高麗・紙商・篩商 の5名周旋にて渡御祭献茶復活の件、諸方回勤 ……………	257
702	明治(17以降)	天神祭渡御之節船中献茶之事……………	257
703	明治17・7・8	北警察署他へ渡御届・太鼓習練届・難波橋上献 灯願・辻合提灯設置願・橋上通行止願、他……………	259
704	明治17・7・8	大阪府北警察署宛、渡御二付橋下御通輦ノ際橋 上通行差止ノ義御願……………	259
705	明治17・7・8	同右……………	259
706	明治17・7・8	大阪府北警察署宛、辻合提灯設置御願……………	260
707	明治17・7・8	大阪府北警察署宛、橋上へ献灯之義御願……………	261
708	明治17・7・9	北区役所・北警察署等へ祭礼渡御道筋斎竹結付他 願書差出す……………	262
709	明治17・7・9	大阪府北警察署宛、鳳輦神輿渡御御願……………	262
710	明治17・7・9	大阪府西警察署宛、当社祭礼渡御につき御届……………	262
711	明治17・7・9	大阪府知事建野郷三宛、渡御二付橋杭へ斎竹結 付御願……………	263
712	明治17・7・9	大阪府知事建野郷三宛、篝火取設二付歩ミ板並 杭木設置御願……………	264
713	明治17・7・9	大阪府知事建野郷三宛、神輿乗船上陸場歩ミ板 設置御願……………	264
714	明治17・7・9	大阪府北警察署宛、祭禮渡御神器之義御願……………	265
715	明治17・7・9	大阪府北警察署宛、鳳輦・神輿・太鼓等差出の 節の遵守事項につき御請書……………	266
716	明治17・7・10	祠官掌、行宮小社正遷座式参勤……………	267
717	明治17・7・10	大阪府知事建野郷三宛、神輿上陸乗船場歩ミ板 設置御願……………	267
718	明治17・7・11	今宵太鼓稽古初挨拶、菅神・御供・丑日・祭礼 ・久栄5講……………	268
719	明治17・7・12	橋々斎竹結付願聴届指令、役場を経て下付……………	268
720	明治17・7・14	大阪府東警察署宛、橋上へ献燈之義御願……………	269
721	明治17・7・16	篝火歩ミ板・乗船場歩ミ板聞届指令下付……………	269
722	明治17・7・19	地車引合・下福島篝依頼、午後6時より渡御の 件につき総代臨時集會……………	270
723	明治17・7・20	西警察署へ渡御道筋篝火設置及神器届差出す、 各戸長供奉の件依頼、他……………	270
724	明治17・7・21	夜総代臨時集會……………	270
725	明治17・7・22	松島町太鼓照會……………	270
726	明治17・7・23	北警察署へ太鼓宮入届持参、松島町一・二丁目 枕太鼓入社……………	270
727	明治17・7・24	午前8時前日祭典、11時太鼓打出、午後6時太 鼓宮入……………	271
728	明治17・7・25	午前7時30分祭典始・式次第、午後6時御発輦 ……………	272
729	明治17・7・26	午前0時30分著御祭典次第、午前7時本殿還御 祭典次第……………	273

747	明治17・10・21	曾根崎警察署より出頭命令……………	286
746	明治17・10・19	流鏑馬練習地変更につき北警察署へ届……………	285
745	明治17・10・18	鳳輦庫建築費額并寄付有志人名……………	285
744	明治17・10・13	フラフ奉納願主へ挨拶出勤…………… 紅絹献上願主および取次、矢願主、流鏑馬先持	285
743	明治17・10・10	知事建野郷三代理大阪府大書記官遠藤達宛、鳳輦庫新築御願……………	283
742	明治17・10・10	府庁へ北区役所を経て鳳輦庫新築願書差出す……………	283
741	明治17・10・6	秋祭届、北区役所及北警察署へ差出す……………	283
740	明治17・8・27	祠官滋岡功長男、前権神主滋岡孝長死去……………	283
739	明治17・8・3	渡御精算諸払、総代集会……………	283
738	明治17・7	署へ願置……………	283
737	明治17・7	鳳輦神輿船橋下通行につき口頭を以て北西警察署へ願置……………	282
736	明治17・7	①渡御祭式次第②渡御祭式神饌表……………	278
735	明治17・7	御中本殿在番心得…………… 祭典船渡御催シ方心得・諸講参詣取扱心得・渡取払御届……………	274
734	明治17・7・(31)	大阪府知事建野郷三宛、神輿上陸乗船場歩ミ板取払御届……………	274
733	明治17・7・31	北区役所へ篝火および乗船上陸場歩ミ板取払届差出す……………	274
732	明治17・7・29	銭繫如例……………	274
731	明治17・7・28	のため市之側出頭…………… 松島行宮所氏地廓内および近傍へ廻礼、鳳輦納御供配り……………	273
730	明治17・7・27	堂島以东各戸長、市之側最寄ならびに太鼓回礼、	273
748	明治17・10・22	北区役所より鳳輦庫建築指令下付、北区警察署へ辻合提灯設置願……………	286
749	明治17・10・22	北警察署宛、辻合提灯設置御願……………	286
750	明治17・10・23	昨日出願辻合提灯指令下付……………	287
751	明治17・10・24	宵宮、献饌、奏神楽……………	287
752	明治17・10・25	大祭典、午後3時走馬祭……………	287
753	明治17・10・26	天神筋町および笹井挨拶……………	287
754	明治17・11・24	行宮掛惣代集会、絵馬舎ならびに乗船場柵垣等の事……………	288
755	明治17・12・2	行宮絵馬舎の件につき集会……………	288
<b>明治十八年 (1885)</b>			
756	明治18・1・23	西区役所へ行宮絵馬舎建築願差出す……………	289
757	明治18・1・28	大阪府知事建野郷三宛、松島行宮絵馬舎新築御願……………	289
758	明治18・3・2	府庁へ北区役所を経て博物館生社を当社へ鎮座届ならびに鳳輦庫建増願書差出す……………	290
759	明治18・3・2	大阪府知事建野郷三宛、鳳輦庫新築建増之義二付追願……………	290
760	明治18・3・10	鳳輦庫建増追願聞届御指令下付……………	292
761	明治18・4・16	富島町地車、置場差支のため社へ奉納の件……………	292
762	明治18・5・19	富島町奉納地車一件ならびにごこば寄付の残額の件……………	292
763	明治18・5・27	市之側より鳳輦庫上棟につき式神楽献饌……………	292
764	明治18・6・12	行宮絵馬社近日上棟につき諸講内掛長へ有志手伝頼廻り……………	292

779	明治18・7・4	北警察署、本日引取……………	297
778	明治18・7・3	北警察署依頼により午前零時10分以後社務所を臨時出張所とす……………	297
777	明治18・7・2	諸川漲溢につき堂島・市之側他見舞い、天満・天神・難波三橋その他諸橋流失により諸方通行通信等頗る困難……………	297
776	明治18・7・1	行宮松島近辺洪水のため見舞い、祭礼船渡御執行報知札差出す……………	296
775	明治18・6・30	大阪府北区長鹿島弥兵衛宛、出水被害者救助御願ならびに寄贈金額一覧……………	295
774	明治18・6・30	水害人へ有志者より義捐金、北区役所へ出願……………	295
773	明治18・6・29	大阪府北警察署宛、鳳輦神輿渡御願……………	294
772	明治18・6・29	び付属神器渡御の義出願……………	294
771	明治18・6・27	北区長鹿島弥兵衛宛、祭日並船渡御届……………	294
770	明治18・6・27	北区役所へ祭礼渡御の届差出す……………	293
769	明治18・6・25	午後氏地総代集会、祭礼船渡御決定、早々出願の事……………	293
768	明治18・6・23	夏祭の件につき臨時集会、来る25日午後再集会……………	293
767	明治18・6・21	竜田町寺前善吉、表門外東手随神社前へ高麗物店出店願……………	293
766	明治18・6・19	竜田町マサ、表門外東手へ本日より9月30日迄按摩店出願……………	293
765	明治18・6・18	淀川洪水枚方堤防破壊、淀川以東摂河之諸郡水害を被る……………	293
780	明治18・7・6	行宮各町、長堀・堀江・新町・靱・土佐堀・幸町その他水害見舞い……………	297
781	明治18・7・10	洪水につき来る25日船渡御延引のこと回状を以て惣代中へ相談……………	297
782	明治18・7・14	今般の水害につき祭礼延期、来る8月夏祭礼執行のこと届、朝日・此花両新聞へ広告……………	298
783	明治18・7・14	北区長鹿島弥兵衛宛、来る8月25日に祭礼延日御届……………	298
784	明治18・7・14	北区長鹿島弥兵衛宛、渡御之義二付御届、但し本年は水陸渡御執行不仕……………	299
785	明治18・7・15	諸方各中へ祭礼延期、来る8月25日執行報知……………	299
786	明治18・7・18	北区水害遭難者へ祠官掌より救助金、北区役所へ差出す……………	299
787	明治18・7・18	大阪府北区長鹿島弥兵衛宛、北区水害遭難者救助御願ならびに救助寄付金一覧……………	299
788	明治18・7・24	渡御所浜手の件につき若松町役場へ出頭、若松町乗場地所の内今般返上申渡さる……………	300
789	明治18・7・25	月次祭典如例、大祭は洪水のため来月に延期……………	300
790	明治18・7・26	氏地総代集会、夏祭船渡御難取行居祭に決定、若松浜乗場坪数の内返上のこと……………	301
791	明治18・7・28	北区役所へ本年体式届差出す……………	301
792	明治18・7・28	北区長鹿島弥兵衛宛、渡御之義二付御届、但し本殿は水陸とも渡御執行不仕……………	301
793	明治18・8・3	第三戸長役場部内祭礼依頼……………	302
794	明治18・8・4	第二四戸長役場内祭典の件、北警察署へ祭礼船渡御休止につき居祭執行届出す……………	302

809	808	807	806	805	804	803	802	801	800	799	798	797	796	795				
明治18・9・3	明治18・8・26	明治18・8・25	明治18・8・24	明治18・8・23	明治18・8・23	明治18・8・22	明治18・8・21	明治18・8・17	明治18・8・16	明治18・8・15	明治18・8・9	明治18・8・8	明治18・8・6	明治18・8・5				
氏地惣代中集会……………	す……………	北警察署へ祭日済および地車元所へ運搬届差出 地車飾置……………	講飾付等は総て例年の通り……………	宵宮祭典式、本年渡御休式、本殿および境内諸 次第、祭式服制、神饌調度……………	夏祭礼宵宮祭次第、同大祭式次第、夕御饌祭式 出頭……………	北警察署へ祭礼両日青物市場地車を境内へ据置 のため本日運搬届差出す、市之側より鳳輦飾り ……………	神輿飾江之子鳥世話方入来……………	太鼓飾場所取設……………	釵鉾講此花町一丁目より新調釵鉾奉納につき廻 礼……………	氏地総代中、本日午後6時集会、神事前評議の 件……………	釵鉾新調、本日持参清祓執行……………	江之子鳥町へ神輿飾付依頼……………	太鼓中へ飾付依頼、鳳輦市之側へも同断……………	松町浜地道敷改正により更に拝借願差出す……………				
308	308	308	307	304	303	303	303	303	303	303	302	302	302	302				
825	824	823	822	821	明治十九年(1886)			820	819	818	817	816	815	814	813	812	811	810
明治19・9・12	明治19・9・11	明治19・7・25	明治19・5・29	明治19・5・28	明治18・11・26	明治18・11・25	明治18・11・24	明治18・11・14	明治18・11・24	明治18・11・14	明治18・11・14	明治18・11・13	明治18・11・13	明治18・11・3	明治18・10・16	明治18・10・13	明治18・10・10	明治18・10・9
昨日の寄付金、挨拶に罷越……………	行宮絵馬舎寄付金皆納につき土井氏持参……………	月並祭典、夏祭礼延期奏上……………	行につき派出参勤……………	松島各町より行宮に於いて献湯および式神楽執 依頼……………	松島廓各町より悪病除献湯式神楽、明日執行	御供配り如例……………	秋大祭……………	前日祭……………	氏地・区役場、其他講々へ秋祭報知回達す……………	き秋祭御届、但し流鏑馬は休式……………	北区長鹿島弥兵衛宛、本月25日秋祭礼執行につ す……………	北区役所および北警察署へ本月25日秋祭届差出	昨日日本府布達解停告示の事……………	昨日日本府布達により秋祭延期届、北区役所・北 警察署へ差出す……………	馬休式につき秋祭御届……………	北区長鹿島弥兵衛宛、来る25日秋祭執行・流鏑 執行届差出す……………	昨日北区役所へ、本日北警察署へ、秋祭流鏑馬 行につき秋祭御届……………	北区長鹿島弥兵衛宛、来る25日秋祭・流鏑馬執 行につき秋祭御届……………
313	313	313	313	313	312	311	311	311	311	310	310	310	310	310	309	309	308	308

826	明治19・11・2	北区役所・北警察署へ、本月25日秋祭流鏝馬執行願書差出す、即日指令下付……………	313
827	明治19・11・2	北区長増田澗宛、本月24・25日秋祭流鏝馬執行につき秋祭御願……………	314
828	明治19・11・2	大阪府北警察署宛、秋祭二付流鏝馬式執行御届……………	314
829	明治19・11・23	鳳輦庫落成奏上祭、御神供、該庫清祓……………	315
830	明治19・11・24	前日祭……………	315
831	明治19・11・25	秋祭、午後3時走馬祭、米国人某氏参社、御内殿正面・流鏝馬式等を撮写す……………	315
<b>明治二十年 (1887)</b>			
832	明治20・2・19	大阪府知事建野郷三宛、官有浜地継続拝借願……………	316
833	明治20・2・19	同右……………	317
834	明治20・6・6	午後氏子惣代集会……………	318
835	明治20・6・7	祭礼につき太鼓中山吉および塩嘉へ出張……………	318
836	明治20・6・8	諸橋測量……………	318
837	明治20・6・9	氏子惣代集会……………	318
838	明治20・6・10	太鼓中廻勤……………	319
839	明治20・6・11	同右……………	319
840	明治20・6・13	北区役所へ夏祭7月24・25両日執行願差出す、北・西・水上警察へも渡御届差出す……………	319
841	明治20・6・13	北区長増田澗宛、来る7月24・25両日夏祭礼執行につき祭日御願……………	319
842	明治20・6・13	大阪府北警察署宛、鳳輦神輿渡御願……………	320
843	明治20・6・13	大阪府北警察書宛、鳳輦・神輿・太鼓等差出の節の遵守事項につき御請書……………	321
844	明治20・6・15	氏子惣代集会……………	321
845	明治20・6・20	富島・安治川引船係、江之子島神輿係および熊宗へ祭礼依頼出勤……………	321
846	明治20・6・20	大阪府知事建野郷三宛、神輿上陸乗船場歩み板設置御願……………	321
847	明治20・6・20	大阪府知事建野郷三宛、神輿上陸乗船場歩み板設置履歴……………	322
848	明治20・6・23	此花町珠沢芳松・白屋町平野米三郎、7月1日より9月30日限、表門・戎門路傍へ水出店出願……………	323
849	明治20・6・24	太鼓の件につき靴へ出勤、立売堀阿波新へ船材木借用依頼、阿波新他へ箆献上依頼……………	323
850	明治20・6・27	祭礼の件につき諸講ならびに堂島・北新地廻勤……………	323
851	明治20・7・1	氏子惣代、祭礼の件につき集会……………	323
852	明治20・7・6	相生・川崎他各部内廻勤……………	323
853	明治20・7・7	岩井部内・菅南部内他廻勤……………	323
854	明治20・7・7	大阪府北区長増田澗宛、渡御につき区吏員出張の御願……………	324
855	明治20・7・8	氏子惣代集会……………	324
856	明治20・7・9	菅南・堀川南北部内、伊勢・若松・絹笠各部内・市場所々廻勤……………	324
857	明治20・7・10	堂島・新地部内他廻勤、北警察署へ催太鼓練習届差出す……………	324

史料目次

873	872	871	870	869	868	867	866	865	864	863	862	861	860	859	858						
明治 20・7・22	明治 20・7・22	明治 20・7・22	明治 20・7・21	明治 20・7・21	明治 20・7・20	明治 20・7・20	明治 20・7・20	明治 20・7・20	明治 20・7・20	明治 20・7・19	明治 20・7・18	明治 20・7・18	明治 20・7・16	明治 20・7・12	明治 20・7・11						
大阪府北警察署宛、催シ太鼓出入御願……………	大阪府東警察署宛、橋上へ献灯之義御願……………	願、即日許可、他……………	板并杭木設置御願……………	北警察署へ地車入社願ならびに催太鼓出入願出	大阪府知事建野郷三宛、天神橋北詰柵垣ノ義御願……………	大阪府北警察署宛、渡御二付各橋下御通輦之際橋上通行差止之義御願……………	大阪府北警察署宛、篝火取設并杭木等設置御願……………	大阪府北警察署宛、橋上へ献灯之義御願……………	北警察署へ篝火取・杭木等設置願・難波橋上へ献灯願差出す、即日許可……………	府庁へ若松町乗船場歩ミ板設置願ならびに橋杭へ斎竹結付願差出す、即日聞届……………	大阪府知事建野郷三宛、渡御二付橋杭へ斎竹結付御願……………	大阪府知事建野郷三宛、神輿乗船上陸場歩ミ板設置御願……………	学校より幟提灯寄付につき目録……………	氏子惣代集会……………	堂島・合羽島・篝所々廻勤……………						
333	333	332	331	330	330	329	329	329	329	328	327	325	325	325	325						
894	893	892	891	890	889	888	887	886	885	884	883	882	881	880	879	878	877	876	875	874	
明治 20・10・24	明治 20・10・23	明治 20・10・21	明治 20・10・19	明治 20・10・19	明治 20・10・9	明治 20・10・1	明治 20・9・27	明治 20・8・26	明治 20・8・22	明治 20・8・3	明治 20・7・30	明治 20・7・29	明治 20・7・28	明治 20・7・27	明治 20・7・26	明治 20・7・25	明治 20・7・24	明治 20・7・23	明治 20・7・22	明治 20・7・22	
前日祭……………	秋祭につき前備、一社中惣手伝大工も雇入……………	流鏝馬下乗、園地にて稽古……………	22日、本社西手付属地にて乗馬練習の御届……………	大阪府北警察署宛、流鏝馬執行につき来る21・	大工町より秋祭手伝建札申来る……………	流鏝乗馬人断謝に来る……………	流鏝馬秋祭乗馬につき市場魚喜宅へ依頼……………	滋岡祠官葬祭……………	祠官滋岡功長病死届……………	太鼓中残・靱等回礼……………	回礼……………	回礼、氏子惣代集会、祭礼勘定……………	回礼……………	御供配り、回礼……………	北警察署宛、天満青物市場共有地車返却のため、地車二付御願……………	門、還御翌26日暁6時……………	午前祭典執行、鳳輦神輿入殿、午後4時30分出門、還御翌26日暁6時……………	祭典、宵宮神楽如例、童講参詣、太鼓宮入……………	引回り本社へ引込……………	市場共有の地車借受、土蔵より引出し東天満辺……………	大阪府安治川水上警察署宛、出門時間御届……………
339	339	339	338	338	338	337	337	337	337	337	337	336	336	336	335	335	335	335	334	334	

895	明治20・10・24	祭典……………	339
896	明治20・10・24	各小学校より提灯・幟寄贈のところ、相生・西天満両校は未寄贈につき今般寄贈……………	339
897	明治20・10・25	秋祭、午後3時走馬祭……………	340
898	明治20・10・25	祭典、流鏝馬参拝者負傷……………	340
899	明治20・10・27	氏子惣代集会……………	340
900	明治20・10・29	祠官後任願、区役所・府庁へ出勤……………	341
901	明治20・10・29	大阪府知事建野郷三宛、祠堂寺井種清の祠官採用御願……………	341
902	明治20・11・1	寺井種清祠官拝命……………	342
903	明治20・11・3	天長節祭典如例、添御饌寺井種清より祠官拝命奏上のため献上……………	342
904	明治20・11・3	流鏝馬負傷者整骨治療費用の件……………	342
905	明治20・11・5	氏子惣代集会……………	342
906	明治20・11・5	流鏝馬負傷者親族2人來社……………	342
907	明治20・11・21	同右負傷者來る……………	342
908	明治20・11・22	同右負傷者、後片付……………	342
909	明治20・11・23	同右負傷者來る……………	342
910	明治20・11・26	同右負傷者全快につき木村申來る……………	343
911	明治20・11・27	同右負傷者本復祝として三〇、木村に持たせ遣わす……………	343

番外編

番外1	C―2	「天満宮御祭礼地車(番付)」のうち……………	344
番外2	C―5	「祭礼地車番数控并諸神事人形飭付」のうち……………	347
番外3	C―6	「天満宮御祭礼地車番付」のうち……………	347

番外4	F―9	「(太鼓中)定」……………	364
番外5	F―13	「童講社盟約」……………	366

慶応元年(一八六五)

1 慶応1年(元治2年・1865)(3月) 六日 午後雨止

③ 今日郷中會所<sup>★</sup>安土町堺吉三面會し、當年<sup>乙丑</sup>神降誕御神

事之事先例御開帳も有之候處、當時節柄故其義者相止、

六月廿五日者降誕日故廿三四五日と御神事相勤申度候

間、先例方も御神事賑々敷いたしくれられ候様頼候事、

☆其他六月御神事入費之事、又屋根かへ之事等差含ミ、

世話丁へ頼候事、右書取者別ニ記、右ニ付大人<sup>★</sup>御

出向ニ相成、社家中ニハ分種・吉儀・元貞等也、入夜御帰

〔阪大滋岡家文書 No.161〕<sup>(注)</sup>〔日録〕

(注) 表紙なし

2 慶応1年(1865)(閏5月) 廿六日 時々陰

③ 堂島方當年地車可出之處、御着坂中ニ付、

見合候様ニ相成、其代りニ米十石奉納之由、又表門

灯笼修覆出来候間、近日大道・沢田へ請渡いたし

くれ候よし頼候由也

〔阪大滋岡家文書 No.161〕〔日録〕

3 慶応1年(1865)(閏5月) 晦日 晴

③ 今日堂島方米三十俵<sup>+</sup>献上ニ相成、右者今般

地車<sup>★</sup>可出之處、時勢ニ付不出、依而米斗献上也、

右者乙丑御神誕故と申二てもなければと、地車先其

心持之よし也、又表門灯笼修覆成就ニ付、

浄祓之義頼ニ付、大道元貞堂島濱へ行向、

浄祓いたし帰、近日奉納之事、右願主之内ニ此

節米買メ疑か、り、五人斗被捕候よしニ付、右

災厄免れ候様祈祷修しくれ候様と同人へ頼ニ付、午後

社中御神前ニて祈祷之事

〔阪大滋岡家文書 No.161〕〔日録〕

4 慶応1年(1865)(6月) 二日 快晴

③ 午後、堂島濱方今日表門灯笼修覆成就ニ付、

右御供献上<sup>付乗あり</sup>、天神講中各参詣、大人御出仕、一昨日

米三十拾俵奉納候挨拶等有之伊豫徳も参詣ニ付、大人別し

而久しく御話也、又祝儀到来、大人二百疋、余百匹、大

道・沢田へ三百匹ツ、社中へ百疋ツ、臺所之者中へ

百疋等也、又太鼓中老分兩人入来ニ而、當年御祭禮弥御

休祭ニ相成哉と尋来、いまた公辺へ御届ケす候へとも、

先被為御進発候も有之、容易ならぬ御時勢、殊ニ將軍御

在城中故大篝等焼候もいか、候ニ付、先見合可然歟と存候よし返答いたし候事

〔阪大滋岡家文書 No. 161 〔日録〕〕

5 慶応1年 (1865) (6月) 四日 陰晴不定

③ 今朝寄合にて弥當六月

御神事者見合可申積也、夫ニ付太鼓引船

其外之重き掛り之処者、今日内々達し置、

其他之處ハ公辺へ届候後、可相達模様ニ

いたし候積ニ決議也

〔阪大滋岡家文書 No. 161 〔日録〕〕

6 慶応元年 (1865) 六月五日

口上覺

一、来る廿五日當社祭礼ニ付、例年神輿難波

橋北詰波止場より乗船ニ而、戎島御旅所江

川面渡御御座候處、當年右神輿并神器

神具類修覆中、右當日迄ニ取繕難調、

依之當年之所舩陸共渡御相休ミ、

居祭ニ仕度、此段奉願上候、以上

慶應元年

天満 —

丑六月五日

滋 —

同社 —

渡邊阿 —

〔A-21 〔公庁諸願届写 第拾壹番〕〕

7 慶応1年 (1865) (6月) 五日 晴

③

一、當年六月御神事渡御者ケ様之時節柄にて、大篝焼

引船太鼓、其他川筋例年之通、雜喧にて者方一

間違等出来候而者不易容義ニ付、渡御者相止、

御神前ニ而御神事而已執行、尤乙丑御神誕年故、

廿三四五日と御神事執行し、廿五日者天王寺楽

人やとひ附楽之積り也、右ニ付今日公辺へ為届

左之通御届申上候事、大人、吉儀御めしつれにて西

寺社方へ御出之處、掛り詰合八田先預り置、奉行

へも申入候旨、明日可罷出被申候事

口上覺

一、

〔阪大滋岡家文書 No. 161 〔日録〕〕

8 慶応1年 (1865) (6月) 六日 晴

③

一、當年六月祭祀之渡御者相止メ、祭祀而已執行之事、

奠

昨日御届申候處、今日東役所へ差出之處、昨日兩御奉行御立合之處へ、八田右願書持参いたし候處、委細被聞届置候よし、今日又達し也、右ニ付帰路ニ今井・建國寺等へも其趣御申置也、又御祭禮掛り有之候分へハ明日不漏様相達可申事

〔阪大滋岡家文書 No.161 〔日録〕〕

9 慶応1年 (1865) (6月) 九日 雨

③ 一昨日方郷中者元より諸方祭禮ニかゝり候

所々へ、今年者渡御無之趣夫々申置、小笠原くるめ等ハ其外ニも過書等社中老人ツ、ゆく、郷中者廻文也、猶委細者御社記ニあり

〔阪大滋岡家文書 No.161 〔日録〕〕

10 慶応1年 (1865) (6月) 十日 陰

③ 分種・吉儀、御旅所氏地

廻り、人形其他祭祀ニ掛り候、諸藩屋敷等へ渡御無之由相届候事、川口奉行所者當時奉行無之候間、人見氏へ万端頼遣、右兩人届書持参也

〔阪大滋岡家文書 No.161 〔日録〕〕

11 慶応1年 (1865) (6月) 十五日 雨

③ 暮早々新撰組目附方左之通申来

以廻章得御意候、然者御祭禮之義ニ付申談度議御座候間、我等旅宿迄明朝迄ニ御出張可被致候、以上

新撰組

六月十五日 目附方

稻荷

座摩

御霊

當社

下ケ札ニ而御廻章之趣承知仕度候

天満宮

社役人印押切

生玉

右廻章即早刻西側之者兩人使として、下寺町大恩寺迄遣候處、左之通請取来

一、廻章一通

御返却被成慥ニ落手致し候、以上

新撰組

當番所

天神宮

御社家

御使中

右ニ付社中集會評議之処<sup>上</sup>、明日吉儀老人

羽織袴ニて行向候様と決議也、猶明日罷向候上

之事ニ諸儀一決也

〔阪大滋岡家文書 No.161〔日録〕〕

12 慶応1年 (1865) (6月15日カ)

(切紙)

参

一、廻章一通	御返却被成	慥ニ落手致し候	以上	新選組	當番	所	天神宮	御社家	御使中
--------	-------	---------	----	-----	----	---	-----	-----	-----

〔東京滋岡家文書 A-176 〔廻章返却の受取書〕〕

13 慶応1年 (1865) (6月) 十六日 晴時々陰、入夜急雨

参

堂島・福島為参

詣ニ付挨拶申候、今朝新選組旅宿下寺町大徳寺<sup>(カ)</sup>へ向

吉儀行向候ニ付、先座摩為聞合大人も御出之處、

座摩者昨日即刻<sup>(カ)</sup>行向候處、今度御神事渡御

無之者如何之事候哉、大樹公御着城中諸藩入込候ニ付

と申義ニ候者、乍不及當方<sup>(カ)</sup>警固も可致哉之由也、

座摩返答ニ付、最早執奏<sup>(カ)</sup>思召在之可見合と申義

ニ付、相見合候事又日限も無之義故、當年者渡御之處ハ

可見合由答候處、其義なら者御尤之義ニ付、可相見合様

と申事之由、其心得ニ而吉儀も行向候處、新撰組

三木<sup>(マ)</sup>と申仁面會ニ而、當年御祭禮渡御

無之者如何と申事ニ付吉儀答候者、過日奉行所へ届候

届書之寫持参ニ而、夫を出し、ケ様之義ニ而神輿及神

器等修補祭日迄ニ出来不申候ニ付、當年之處者渡御

者相見合、居祭ニ仕候義ニ御座候、尤京都執奏家

又當御奉行所へも御届申上、最早御聞届ニも相成候義ニ

付、只今<sup>(カ)</sup>渡御例年之通ニ仕候と申義ニも難致、日限も

無之義ニ而候間、當年者相見合申候よし答候處、三木云

左様之義ニ候者御尤之御儀ニ付、御見合可然候、我等存

候ニ者、大樹公御在城諸藩入込等ニ而混<sup>(カ)</sup>雜故御見合ニ

14 慶応1年 (1865) (6月) 十八日 陰

③ 今日久栄講世話方弥助・喜藏・金三郎、其他堂島裏

町・又次郎町等之會所五人、社臺所へ来、今度久栄講始而結講ニ相成候事故、當御神事渡御ハ御休年ニ候へとも、銀壺貫講銀方奉納仕候間、御建札さし出被下度旨申来、大人其他余・迪吉・々儀・元貞等面會ニ

相成義ニ候者、乍不及御守衛申候間、例年方も一入賑敷御修行有之候方可然と存候間、一應御談し合申候よし申ニ付、吉儀云、御深切之段者深辱奉存候事へとも、前件之次第故當年者渡御之處ハ相見合申候儀、猶又社頭義とも乍此上よろしく相頼よし伸謝かへる、惣而之應接より送迎等甚丁亭ニ而存外之事之よし帰告、猶委細者吉儀記中ニあり、名札者天満宮一社惣代渡辺阿波介ニ而差出候よし、近日マ禁闕御守衛として一同上京可有之由也、右新撰組者俗ニ壬府浪士と云組歟、當時官武とも表立候外種々之事簡係して周旋なりカ、然し委しき事者不知、猶可尋之事、入夜集會、伶人家へ附樂之事引合打切、諸雜費込金千五百匹ニ應對いたし候積ニ談議決ス、右者乙丑御神神故誕カ、廿五日一寸附樂之事世話方も勤候故也

〔阪大滋岡家文書 No.161 (日録)〕

16 慶応1年 (1865) (6月) 廿二日 陰

③ 夕集會、明廿三日・明後・明後々日御神事差定す、其義者明日可記

〔阪大滋岡家文書 No.161 (日録)〕

15 慶応1年 (1865) (6月) 廿日 陰

③ 今夕支配人専助来

而大人達而断被申候處、弥助申ニハ御尤之事ニ候へとも、同講中にて私ともを疑ひ居候向も有之候、且講中引立ニも可相成旁ニ候間、是非御納被下候様と申ニ付、一禮申候事

〔阪大滋岡家文書 No.161 (日録)〕

〔阪大滋岡家文書 No.161 (日録)〕

17 慶応1年 (1865) (6月) 廿三日 陰晴不定

③ 朝御神事、上丑之如し、父子出仕、今朝

御神供之餅(楯カ)之處、參籠所ハ巡邏休足、當屋者

今年者廢せられ候間、八幡屋元七方ニ而杳形例

之通あつらへ候事、入夜耕作講ヲ茄子白瓜持来候、

右當屋無之ニ付、於社臺所神酒頂戴為致宿番止國挨

搦いたし候事

一、今朝内藤若狭守殿藩中両三士供廻り、十日斗連(八カ)

巡邏休足所為内見入来、於參籠所元貞面會引合之(カ)

事、午後右人数四十人斗巡邏ニ来、於小玄閑休足、

入夜又表門前へ来休足、夜半又来候趣申帰、九丁目と

申談取斗之事、委細者明日ル記

〔阪大滋岡家文書 No.161 〔日録〕〕

18 慶応1年 (1865) (6月) 廿四日 快晴

③ 御神事如昨日、夕宵宮御神事如例年(カ)

高遠巡邏朝及夜二度休足、神事前茶屋四良次郎

参詣、於參籠所休息有之、父子とも挨拶申

〔阪大滋岡家文書 No.161 〔日録〕〕

19 慶応1年 (1865) (6月) 廿五日 快晴

③ 朝御神事如例年、未之刻出仕、衣冠

如元日、社家中迎ニ来、進於正面扉丸置着、余ハ八角置、

木綿祓、獻供、丸輪二奠(例年旅所之供之如シ)、神酒高杯ニ而瓶子等

常之如し、御相殿茄子一臺、

李子壹臺共ニ足折ニ而獻ス、元貞・助信、神酒寺井

御末社小齋、次奉幣、次太祓、次奏樂音、次御神神酒

樂二座乙取御旅所ノ如シ、次當父子神酒頂戴、次下供、猶今日小

笠原大膳大夫殿方例年舩路ニ而獻上相成候如く御茶獻

上ニ相成候間、於樂所當父子及社家中一同頂戴、次退散、

今日供之者先拂兩人麻上下ニ而金棒引かせ候、右者先例

有無者不知候へとも、例年ハ捧つきし者斗ニ而人をル

拂はせ候へとも、當年ハ武家参詣甚多く、若間違等出来

候而者如何ニ付、急ニ思ひ付、右様取斗候事、以来右之

例たるへし、尤捧つき之者もさきへ付ケ、次ニ右金棒引、

次當父子、次社家中群参也、當家ハ両若黨麻上下、両係

カンハンニ而召連、社家中者下男而已也

一、今朝高遠巡邏入来、然る處申之刻比左之通来状、

御手紙致啓上候、然者若狭守巡邏持場之義牧野河内守

様御持場道頓堀方南之方、今宮辺所振替被 仰付候旨、

松前伊豆守様御差圖之由御目付小笠原攝津守様被仰渡

候、是迄段々御世話被成忝被存候、右為御着御挨拶ノ  
義被申置候、此段可得御意如斯御座候、以上

内藤若狭守内

六月廿五日

三津喜右衛門

天満

御當番

御社家中様

- 一、兩御定番御代参として、大巡り役以下廿人斗入来、例之通之料理ニ而小山屋ニ而酒肴出す、但過日内々ニ而頼遣数當年者少人数也、清水谷も来歟
- 一、寺社方例之通之見廻り休罷所有之実者人☆ニ而  
不来
- 一、今午後引船中寺島参詣、船歌奉納例年者昨日也

〔阪大滋岡家文書 No.161「日録」〕

20 慶応1年 (1865) (6月) 廿六日 快晴

③ 太鼓中御湯同當屋と壺釜、献米等有之

今朝大人・分種・正國御召達(連)ニ而、兩御奉行所へ例年之通祭禮相濟候御禮且神酒神供等進上す、家中へも配る、  
帰路尼崎へ昨年之禮御☆、當日者船ニ而無之、其他  
例年之通講々仲間々へ神酒神供配

一、今午後牧野河内守殿巡邏休息有之、諸事高遠

之如し

〔阪大滋岡家文書 No.161「日録」〕

21 慶応1年 (1865) (6月) 廿七日 晴、夕雷鳴漸雨

③ 御散物配當如例

〔阪大滋岡家文書 No.161「日録」〕

22 慶応1年 (1865) (9月) 二日 陰

③ 午後大人東奉行所寺社方迄、當年

流鏑馬神事例之通御執行仕度候ニ付、御城代へ先規  
之通神馬為御引為願可罷出之心得ニ候へとも、方今之御  
時勢故、如何可仕哉、先一應為内伺参上仕候内御申入之  
處、八田氏詰合無之ニ付、追而沙汰可致被申、吉儀御召  
連也

〔阪大滋岡家文書 No.162「日録」長養〕

23 慶応1年 (1865) (9月) 五日 晴

③ 午飯早々、大人吉儀御めしつれニ而東寺社方役所へ御

出之処、八田氏被申候ニ者一昨日御伺之義自分共と返  
答もいたしかたく候ニ付、奉行へも申聞候處、

☆☆☆☆☆☆☆☆流鏑馬☆☆☆☆被☆☆☆☆尤不办

御神事之義故、例年之通神馬御城代へ御願出ニ而不苦候よし被申候、例年之通先規之連就而者乍内々奉行とも御城代へ

〔阪大滋岡家文書 No.162 「日録 長養」〕

ニも申入置候間、早々御願可然と被申候、依而御帰路ニ今井へも為禮一寸御出、立田丁(竜)弥助へも其儀被申へし、夫方八田氏宅

27 慶応1年 (1865) (9月) 廿一日 晴

〔参秋〕午後大人東寺社方役所へ御出ニ而、過日

下役木村鎌一郎宅へ為禮御出也、☆☆御帰宅後集會ニ而其義御申達し、且小山屋孫兵衛御呼立ニ而其義御達之處、當年馬場見せ之處ハ同人男也十六才 相勤よし願出候ニ付御許容☆☆也

〔阪大滋岡家文書 No.162 「日録 長養」〕

24 慶応1年 (1865) (9月) 八日 陰晴不定

〔参秋〕元貞御城代へ神馬願として罷出

〔阪大滋岡家文書 No.162 「日録 長養」〕

25 慶応1年 (1865) (9月) 十八日 雨天

〔参秋〕今朝元貞神馬願之事ニ付御城代へ罷出、

いまた返事なし

〔阪大滋岡家文書 No.162 「日録 長養」〕

28 慶応1年 (1865) (9月) 廿四日 陰入夜雨

〔参秋〕宵宮御神事如例、余出仕、其他

諸事如例年

〔阪大滋岡家文書 No.162 「日録 長養」〕

29 慶応1年 (1865) (9月) 廿五日 雨午後止

〔参秋〕朝御神事如例年、大人御出仕四ツ半時午前、

26 慶応1年 (1865) (9月) 廿日 陰

〔参秋〕今朝元貞御城代へ神馬願返答承ニ罷出候處、例年御聞

届相成、依之東御奉行所當番所迄警固願罷出候事

御城代御代参着、暫して参詣、大人御出迎如例、御太刀并白銀杓杖御献備、代参使者大森有中、神馬名☆☆(カ)牡唐琴と号すよし也、今日者御城代御代参も初年故か例之

〔阪大滋岡家文書 No.162 「日録 長養」〕

相伺仕候神馬願之事御城代へ願出之處、願之通御聞届相成候間、此段御届方罷出候、又當年者大樹公御在城中ニて有之候間、神事時刻例よりハ相進勤め申度候ニ付、其旨御役所方諸向へ御打合被下度よし願出候處、委細承知被致候由被申候事、掛り八田五郎左衛門也

書附御添状も無之、目錄等小山屋ニ而仕立ニ相成、紙等も社賄也、如何之義候哉午前試之式又次郎町ニ而例年

之如し、但當年者別而時刻相勤め候積ニ而、過日寺社方

へ願置候故、寺社方ニも八田氏者早々出役致し呉られ候

處、御城代方延刻故、矢張例刻与相成是者小山屋ニ而早く酒出し候故也、例年ハ

又次郎町試し式後酒飯出し候也、當年ハ馬番分種不行届也

一、又次郎町試し式之節、警固方与力者早く出役之處、

同心衆ハ西島田氏始松田氏与者早く參籠所へ被來之處、

東横山氏者☆☆宿番ニ而遅刻ニ相成よし、常供之者よ

り内々社へ申來候を催方元貞等心得違ひ、惣而同心衆

は出勤無之と固存込案内も不致候處、馬引出し候を見

而俄ニ心付案内いたし、漸出役をいたしくれ候へとも、

其後余迪吉・正國等為挨拶罷出候節、島田氏被申候ハ、

今日試し式之節前以御案内無之ニ付甚不都合也、全体

東照宮之外警固と唱候事ハ當御社ニ可きり候事ニ而他

ニ其例なし、左程まで奉行所ニ而者重せられしを、社

ニハ如何存られ候義ニ哉、銘々とも罷出不申候而も宜

敷義ニ候者、いか様成とも可為致、銘々とも氏神之

義故、格別ニ出精方今御用多ニ而無人之由ケ様ニ出役

いたし候を如何被為候哉、など種々被申候、余申候ニ

者実以今日者甚不都合何とも恐入候、(カ)実者東御同烈

方様之内御遅參ニ相成候よし内々御申こし被下候を、

御一同之義と社家之者心得違候よりケ様ニ行違候、何

分よろしく御詫申上候よし申候へ者左様行違与あれ者

それニ而今日之處ハ相濟し可申、以來御心得置可成候、

是ハ我々氏神殊ニ信仰之御神之御祭禮故、内々ニ而相

濟申候へとも、他之社なら者決与表向御引合可申義ニ

候とて相すむ申候事、大人も元貞御めシつれニ而、委

細後へ御申込ニ而御わひ被成候處、島田被申ニ者、御

祭日ニも有之、貴家之御耳ニも入れ不申とハ存候へと

も、我らも役失と相成義故申入候よし被申候事

警固方 西力与

東力与

西同心衆島田左司馬 松田

東同 横山

流鏑馬神事例之通、余出仕、當年試し式者小山屋

孫兵衛息子相勤、孫兵衛も後見ニ出、其後本かけ相勤

寺社役捕方等出勤、遅刻ニ相成、矢張例ノ刻比ニ相成

候事、當年ハ八ッ時比相すまし候手都合ニいたし候處、

未之刻ニ神事催位之遅刻ニ相成、全手都合違候故也

〔阪大滋岡家文書 No.162「日録 長養」〕

30 慶応1年 (1865) (9月) 廿六日 雨

③秋 三館御禮、大人御出勤、但今日者大樹公遷御<sup>(カ)</sup>恐悦として先由東奉行所へ御出、一旦門外へ出、其後神事為御禮として両玄関へ御出也、社家中ニハ吉儀・正國付添、西奉行所へも同様両度ニ相成、御城代ハ御中屋敷ニハ閣老松前侯御旅館ニ付、五軒屋敷へ御出之處、矢張追手張番所へ行向候様と申され候へとも達而入魂頼帰

〔阪大滋岡家文書 No.162 「日録 長養」〕

31 慶応1年 (1865) (9月) 廿七日 晴

③秋 御勘定如例、其他御祭禮ノ条如例年、昨日島田・横山へ一社中之為託社中惣代正國遣

〔阪大滋岡家文書 No.162 「日録 長養」〕

32 慶応1年 (1865) (12月) 十四日 晴

③秋 今午後、永續講世話方、立田町弥介父子、有馬丁船大工町喜藏等参籠所へ来、講錢并秋祭御祝儀等、百六十メ餘持参也、挨拶申、元貞同席也、大人御留守故先あつかり置可申与答置

〔阪大滋岡家文書 No.162 「日録 長養」〕

慶応二年(一八六六)

33 慶応2年(1866)(6月) 四日 晴

③ 今日御祭神渡御当年も神輿修覆未成候二付、

相休ミ御居祭ニ仕候よし西奉行所へ為御届、大人御出、  
吉儀御めしつれ也

〔阪大滋岡家文書 No.163 「日録 長養」〕

34 慶応2年(1866)(6月) 五日 晴

③ 今日、昨日當御神事渡御当年も相休ミ居祭り仕候段

西奉行所へ御届申上候事、大人、吉儀めしつれられ出廳、  
尤神輿いまた修覆不調よしニ而届候事也

〔阪大滋岡家文書 No.163 「日録 長養」〕

35 慶応2年(1866)(6月) 六日 晴

③ 八田五郎左衛門と祭禮渡御相休候旨趣書社迄取ニ来、子

細申遣、一昨日届書之通也

〔阪大滋岡家文書 No.163 「日録 長養」〕

36 慶応2年(1866)(6月) 七日 晴

③ 一昨日渡御相休候趣御奉行所へ届候而聞濟之處、今日

御城内にて閣老御目付等西御奉行所へ御沙汰にて天満宮  
渡御相休候義ハ、内々其方被差止候義との事ニ付、全  
左様ニハ無之よし被答候處、左様ニ而者渡御為致候様と  
の義ニ付、御奉行御帰後、今井喜右衛門へ御沙汰之處、  
喜右衛門申二者、方今物價未曾有之高直ニ而、氏地丁及  
太鼓中引船等ニ到る迄一度之祭禮ニ餘程入費相か、り方  
今之時勢にてハ、逆も修行難致可有之よし、其他區々演  
舌之処、御奉行も尤と被申、直々閣老方御目付等へも其  
旨御申かへニ可相成、多分相止ミ可申と今井方弥助を以  
内々告来

〔阪大滋岡家文書 No.163 「日録 長養」〕

37 慶応2年(1866)(6月) 廿四日 大風雨

③ 當年者<sup>神輿</sup>渡御無之間、車楽等一切無之、

引船も昨年者休祭ながら参候へとも今年者今日参詣なし

〔阪大滋岡家文書 No.163 「日録 長養」〕

38 慶応2年(1866)(6月) 廿五日 晴

③ 早朝御神事如例年、但願主獻供者下膳し、例之獻供ハ二

月廿五日之如く午時迄さし置、御定番代参如例有之候へとも以前ニ饗應之事断り置候間、実ニ神酒斗於幣殿頂戴為致候事

一、小笠原大膳大夫殿方茶を獻らる、昨年之如し、

但し例年者渡御船中へ  
以使者獻上事、昨今年ハ本殿へ 使者を以  
被獻候事

一、午時一社中出仕、但し狩衣着  
渡御無之故トソ

余出勤、社家中如例年玄関迄為迎來

分種~~ナリ~~・吉儀・助信・元貞、  
迪吉等也 次從正面扉進昇殿、一拝柏

手下殿、**★**幣殿丸置着、木綿祓、覆面獻供、

此御供ハ例年御旅ニ而所獻  
曲り輪の二奠也 御相殿へ瓜茄子等獻す、助信相

勤、分種神酒相勤、次余拝、如例式奉幣祓、神楽二座、

(真カ) 前櫛、神酒頂戴、但し(注1) ~~ませさかつきなし~~ 退出

(注2) まげ盃なし

〔阪大滋岡家文書 No.163 「日録 長養」〕

(注1) 増し盃カ

(注2) 儲け盃カ

39 慶応2年 (1866) (6月) 廿六日

③ 賽物配當、其他大体例月之如し、諸方へ神酒供物配等當

年ハなし

〔阪大滋岡家文書 No.163 「日録 長養」〕

40 慶応二年 (1866) 六月

口上覺

一、來ル廿五日當社祭禮ニ付、例年神輿

難波橋北詰波止場ヨリ乗船ニ而、戎嶋御

旅所江川面渡御御座候處、昨年より右

神輿并神器神具類修覆仕罷在候

處、未取繕難調候ニ付、當年之所も船陸共

渡御相休ミ居祭ニ仕度、此段奉願候、以上

慶應二年

天満一神主

寅六月

滋岡常陸介印

同 社家惣代

渡邊阿波介印

御——

〔A-21「公庁諸願届写 第拾壹番」〕

41 慶応二年 (1866) 九月十一日

④ (秋)

口上覺

一、當社九月廿五日流鏑馬神事ニ付、

當日御馬皆具とも被為牽候儀例年

奉願上候處、右神馬乘人装束類損し

候ニ付、修覆申付置候處、祭禮當日までニ

調兼候上、殊ニ重キ御中陰中旁以

當年之處、右神馬被為牽候儀不奉

願上候間、此段御届奉申上候、以上

慶應二年

天満宮一社惣代

寅九月十一日

寺井出雲介印

右袖扣へ持参五軒屋敷

懸り公用人平井仙左衛門

即刻聞濟也

「A—21」公庁諸願届写 第拾壹番」

42 慶応二年（1866）九月十一日

①秋 口上覺

一、例年當社来ル廿五日流鏑馬神事

相勤候処、當年者御穩便中ニ御座候間、

右相止申候、此段御届奉申上候、以上

慶應二年

天満宮神主

寅九月十一日

滋岡常陸介印

同 社家惣代

寺井出雲介印

御——

「A—21」公庁諸願届写 第拾壹番」

43 慶応2年（1866）（9月）十一日 晴

②秋 ③参 今日御城代御奉所等へ當年九月流鏑馬神事

御穩便中且装束修覆中ニ付、延引之義御届申上候

處、各御聞濟シ相成、又郷中ノ物年中へも願書出る、

両書とも左之通、但御城代ハ大手張番所へ罷出候事

御城代へ者左之通奉書切紙、袖ひかへ也

口上覺

一、當社九月廿五日流鏑馬神事ニ付、當日御馬

皆具共被為牽候儀、例年奉願上候処、右神馬

乘人装束類損し候ニ付、修覆申付置候處、祭禮

當日迄ニ調兼候上、重キ御中陰中旁以當年

之處右神馬被為牽候儀不奉願上候間、此段

御届奉申上候、以上

慶應二年

天満宮一社惣代

寅九月十一日

寺井出雲介印

御奉行所へ者同様袖ひかへにて御城代相濟候由承、

直々御届申上候事

口上覺

一、當社九月廿五日神事流鏑馬ニ付、當日神馬御為牽

候儀、依例 御城代様江奉願上候處、右神馬乘人  
装束類損候ニ付修覆申付置候処、祭禮當日迄ニ  
調兼候上、殊ニ重き御中陰中旁以当年之處  
右御馬被為牽候儀不奉願上、秋祭之形而已  
仕度候、此段奉願上候、已上

年号 天満宮神主

月日 滋——常——印

社家惣代

大道長門介印

御奉行所

右御聞濟ニ相成

惣年寄中へさし出候書付左之通

口上覺

一、當社九月廿五日神事流鏑馬ニ付、旧例 御城代様江

願上御馬被為牽神事之式相勤来り候、然ル處右

乘人装束類損候間、當年修覆申付置候得共、當日

迄ニ難調候ニ付、御馬被為牽候儀願上不申候段御聞届

相成候、依之流鏑馬之式相休、秋祭形而已仕度奉存候、

但し當六月祭禮ニも申上候通、氏地郷中并諸講内

當節柄実ニ以難洪至極ニ付、神事諸入費等夫々

申出難く、彼是郷中江出財世話掛候儀共、成丈相省  
キ申度心底ニ御座候、且殊ニ御重き御穩便中旁以  
流鏑馬之式是非ニ相休度儀ニ御座候、自然御沙汰も  
有之候節ハ、前後ニ次第被聞召譯宜御執成之儀  
奉頼上候、以上

年号 天満宮神主

月日 滋——印

同 社家惣代

大道長門介印

天満

惣年寄御中

〔阪大滋岡家文書 No.163 〕日録 長養〕

44 慶応二年 (1866) 九月十一日

(切紙)

参秋

口上覺

一、當社九月廿五日流鏑馬神事

ニ付、當日御馬皆具共被為牽候

儀例年奉願上候処、右神馬

乘人装束類損し候ニ付、修覆

(切紙)

申付置候處、祭禮當日迄ニ調兼  
 候上、殊ニ重キ御中陰中旁以  
 當年之處、右神馬被為牽候  
 儀不奉願上候間、此段御届  
 奉申上候、以上  
 慶應二年 天満宮一社惣代  
 寅九月十一日 寺井出雲介

(端裏書)「惣年寄」  
 口上覺  
 一、當社九月廿五日神事流鏑馬  
 二付、旧例 御城代様江願上  
 御馬被為牽神事之式  
 相勤来り候、然ル處右乘人装束  
 類損<sup>損候間</sup>、當年修覆申付置候  
 得共、當日迄ニ難調殊<sup>候ニ付</sup>ニ重キ、  
 御中陰中旁以御馬被為牽

候儀願上不申  
 流鏑馬之式  
 依之  
 候段御聞届相成候、  
 相休、秋祭形而已仕度奉存候、  
 但シ當六月祭禮ニも申上候通、  
 氏地郷中并諸講内當節  
 柄実ニ以難済至極ニ付、神事  
 諸入費等夫々申出難ク、彼是  
 郷中江出財世話掛候儀共、成丈  
 相省キ申度心底ニ御座候間、<sup>且殊ニ御重キ御穩便中</sup>旁以  
 旁以流鏑馬之式是非ニ相休度  
 此儀ニ御座候、自然御沙汰も  
 有之候節ハ、前後之次第被  
 聞召譯宜御執成之儀奉  
 頼上候、以上  
 慶應二年 天満宮神主  
 寅九月 滋岡常陸介(印)  
 同 社家惣代  
 大道長門介(印)  
 天満  
 惣年寄御中

(折紙)

口上覚

一、當社九月廿五日神事  
 流鏑馬ニ、旧例  
 御城代様江願上  
 御神馬被為牽神事  
 之式相勤来候処、  
 當年右乘人装束  
 類損シ候ニ付、當度修覆  
 申付置候へとも、當日迄ニ  
 難調候ニ付、當六月  
 大祭之節ニも申上候通  
 諸講内甚以當時柄ニて  
 難涉仕、都而神事  
 入費等申出かね候、旁  
 當秋祭流鏑馬之式  
 相休ミ神祭而已仕度、  
 到底諸講中及郷中江  
 出財筋成丈ケ相  
 省キ申度心底ニ御座候間、  
 此段御届申上候、自然

御沙汰等有之候節者、

前後之次第被聞召訊宜

御執成之儀奉頼上候、已上

慶應二年 天満宮神主

寅九月 滋岡功長 印

同 社家

印

天満

惣年寄御中

〔東京滋岡家文書 C-61 〔流鏑馬装束損傷のため

城代神馬辞退につき〕 口上覚

45 慶應二年(1866) 九月十一日〜十三日

①秋 此願書御差返しニ相成、改十二日之届ニ相成

口上覚

一、當社九月廿五日神事流鏑馬

ニ付、當日神馬被為牽候儀例年

御城代様江奉願上候処、右神馬乘人

装束類損し候ニ付、修覆申付置候処、祭禮

當日迄ニ調兼候上、殊ニ重キ御中陰中

旁以當年之所、右御馬被為牽候儀不

奉願上、秋祭之形而已仕度、此段奉願上候、已上

慶應二年 天——

寅九月十一日 滋岡常陸介印

同社——

寺井出雲介印

御奉——

右東寺社役所へ出勤、即刻聞濟之事

掛り 入江仙助

九月十二日、東寺社方役所より差紙至来

ニ付、同十三日四ツ時功長・分種出勤之處、

一昨日之届書之趣ニ而者入念過候義、尤御馬

之儀ニ者抱り無之、御中陰中祭禮之形ヲ

執行有之候様之義ニ而ハ不都合ニ付、先例通之

文面ニ而御届有之候而可然由、届書下り候事、

依之溜りニ而安政度之届書同様ニ認替

差出ス、聞濟相成候也

懸り 与力 八田五郎左衛門

同心 黒崎磯左衛門

入江仙助

[A-21]「公庁諸願届写 第拾壹番」

慶應三年 (一八六七)

46 慶應三年 (1867) 九月十四日

⑧(秋) 口上覺

一、来廿五日当社流鏑馬之式可相催之處、

無余儀差支御座候ニ付、右式相休、神事而已

仕度、此段御届奉申上候、以上

慶應三年

天満 — 一社惣代

卯九月十四日

渡邊阿波介印

御奉行所

〔A-21〕「公庁諸願届写 第拾壹番」

47 慶應三年 (1867) 九月十四日

⑧(秋) 口上覺

一、当社九月廿五日流鏑馬神事ニ付、當日御馬

被為牽候儀、例年奉願上候所、右神馬

乘人装束類修覆中、且無余儀差支

御座候ニ付、当年之處も神馬被為牽

候儀不奉願上候、此段御届奉申上候、以上

慶應三年

天満宮一社惣代

卯九月十四日

渡邊阿波介印

右御城代五軒屋敷取次須藤文右衛門面會

即刻相濟候事

〔A-21〕「公庁諸願届写 第拾壹番」

48 慶應三年 (1867) 九月十四日

⑧(秋) 口上覺

一、当社九月廿五日神事流鏑馬ニ付、旧例

御城代様へ願上、御馬被為牽神事之式

相勤来り候、然處乘人装束類修覆中

ニ付、当年之處も御馬被為牽候儀願上

不申候、流鏑馬之式相休秋祭而已仕度奉存候、

尤当六月祭禮之節申上候通、氏地郷中

并諸講内当節柄実ニ以難洩至極ニ付、

神事諸入費等夫々申出難く、彼是郷中江

出財世話掛候儀共、成丈ケ打省キ申度心底ニ

御座候間、旁以之儀ニ御座候、自然御沙汰も有之

候節ハ、前後之次第被聞召訳宜敷御執

成之儀奉願上候、以上

慶應三年

天満宮神主

卯九月十四日

滋岡常陸介印

同 社家惣代

大道長門介印

天満

惣年寄御中

〔A-21〕「公庁諸願届写 第拾壹番」

49 慶應三年 (1867) 九月廿六日

⑨秋 口上覺

一、昨日者當社祭禮二付

御太刀 一振

御馬代

白銀 一枚

右之通御神備被成下。○謹而社納仕候、  
○実ニ以社頭之光榮

一社之外聞弥難有奉存候、隨而御祈祷

之太麻一宮持參仕候、益 御武運長久之

御祈念可抽丹誠候、此段宜御披露

奉頼候、以上

慶應三年

天満宮神主

卯九月廿六日

滋岡常陸介

同 社家惣代

渡邊阿波介

御城代様

御取次中

〔A-21〕「公庁諸願届写 第拾壹番」

50 慶應三年 (1867) 九月廿六日

⑨秋 口上覺

一、昨日者御代參御苦勞之御儀奉存候、御目

録之通夫々正社納仕候、其節御受書も差上

不申候二付、今朝別昏之通御取次中迄

持參仕候、此段為念申上置候、以上

慶應三年

卯九月廿六日

滋岡

渡邊

右者前御取次へ差出候口上書ニ相添、昨日

御代參淵上迄差出候事

〔A-21〕「公庁諸願届写 第拾壹番」

51 慶應三年 (1867) 十一月十九日

(折紙)

旅

川口御船手奉行所御邸地	
御鎮守社	
御旅所境内江御鎮座	
稻荷社 相殿末社	
正遷宮差定	
先 清祓 淨衣覆面	
(注) 蕨道布単	
次 清香	
次 鎮座	
次 燈明	
次 神供神酒	
次 祝詞	
次 奉幣	
次 中臣祓 一反	
三種(大)太祓 十二反	
次 御神樂	
次 下饌	
退下	
慶應三年外十一月十九	
日時酉	
御分種	御分種
御幣	御幣
古儀	古儀
信助	信助
米	米
清香	清香
散	散
養長	養長
鈴	鈴
神	神
燈	燈
酒	酒

〔E-45〕「稻荷社・相殿末社正遷宮差定」

(注) 神様の通り道に筵道(むしろ)を敷き、その上に布単(白布)を敷く

慶応四年 (明治元年・一八六八)

52 慶応四年 (1868) 六月十二日

口上覺 (注) 「別紙トアルハ行列書也右  
書留落シアリ、此所ニ」

一、来ル廿五日當社祭禮ニ付、例年別紙

之通神輿御旅所へ渡御御座候處、

右神輿并神器神具類修覆仕罷在

未取繕難調候ニ付、船(陸)共渡御相休

居祭ニ仕度、此段奉願候、以上

慶應四年 天満宮神主

辰六月十二日 滋岡 |

同社 |

寺井 |

大坂府

御裁判所

「A-21」公庁諸願届写 第拾壹番

(注) 同文の写し、「A-23」公庁諸願届書写」にあり

明治二年 (一八六九)

願之通り御聞濟之由被申渡候事

〔A-21〕「公庁諸願届写 第拾壹番」

(注) 同文の写し、〔A-23〕「公庁諸願届書写」にあり

53 明治貳年 (1869) 六月十四日

口上覺<sup>(注)</sup>

一、来ル廿五日當社祭禮ニ付御旅所へ神輿渡御座候処、

右神輿并神器神具類修覆仕罷在、未取繕難調

且内外無余儀差支之廉御座候ニ付、當年之処も舩

陸共渡御相休居祭ニ仕度、此段奉願候、以上

明治貳年

天満宮神主

巳六月十四日

滋岡常陸介

病氣ニ付代

社家

寺井出雲介

同社家惣代

大町衛守

大坂府

御裁判所

右之通出願之処、傳達方清水辰三郎、掛り役早川傳三郎

明治三年 (一八七〇)

54 明治三年 (1870) 正月十一日

(付紙、一紙)

旅

乍恐(注1)口上

一、梅本町天満宮御旅所社内ニ而、  
去々辰十一月取建御座候私所持

小家ニ而、去巳正月二日ト奉願上昔

嘶興行仕、同五月五日限ニ而休

席仕罷在候處、尚又當午正月

十二日ト數百日之間昔嘶手踊

興行仕度奉存候ニ付、乍恐此段

奉願上候、何卒御聞濟被為成下候ハ、

難有仕合奉存候、以上

明治三年年 江ノ子嶋西町

正月十一日 播磨屋喜兵衛借家

住屋万吉

年寄

大阪府

御裁判所

鹿嶋屋昌玄

右之通御座候ニ付乍恐奥印仕候

宮守

山崎や治郎右衛門

口上(注2)覺

一、別紙之通江子嶋西町(ノ脱)梅本町當社御旅

所守山崎屋治郎右衛門奥書を以奉願候ニ付而ハ、

元来右社内ニ而去々辰十一月小家取建之

節、何れ江願上右小家取建候哉之段御尋

ニ付、段々取調候申候処、最初雨天并ニ而簀圍ニ

仕小見セ物致し来候所、右御旅所門前濱先

ニ茂追茶店等出来仕候を見掛、社内ニ而も同

様与相心得不奉願上、右小家堀立柱繩からみ

叩き家根ニ取繕ひ候儀ハ全く社内社外之

差別も無之、右御旅所守次郎右衛門心得違ニ而

仕候由申出候、然ルに本社私共右等可心付之

咎無其義等閑ニ相過候段、全以私共不

調法ニ御座候間幾重ニも御侘奉申上候、何卒

格別之御憐愍を以、御侘御聞届被成下

候ハ、難有可奉存候、已上

明治三年 天満 —

午正月廿日 滋岡 —

同 社家惣代

寺井 —

大阪府

御裁判所

去々辰十一月當社御旅所

天 —

社内小家取建之義御尋ニ付

滋岡 —

同 —

右取調申上候事

寺井 —

〔A—21〕「公庁諸願届写 第拾壹番」

(注1) (注2) 同文の写し、「A—23」「公庁諸願届書写」にあり

55 明治二年 (1870) 六月十四日

口上覺

一、来ル廿五日當社祭禮之義、去ル丑年已来旅所へ

神輿渡御無之候ニ付、當年之処是非とも執行仕度

段氏地夫々へ申談候処、衆議之上別紙之通申答へ

候ニ付、明末年迄ニハ神輿并神器類修覆相

調へ、其外船具も全備いたし、精々賑々敷執

行仕度心得ニ罷在候間、何卒當年之処者

船陸共渡御相休、居祭ニ仕度此段奉願候、

御聞濟被成下候ハ、難有奉存候、以上

天満 —

明治三年六月十四日 滋岡 — 印

同 社 —

渡辺 (ママ) — 助信 印

大阪府

御裁判所

掛り 寺西幾四郎

〔A—21〕「公庁諸願届写 第拾壹番」

56 明治三年 (1870) 六月廿日

(注) 口上覺

一、去ル文久四年子六月當社祭禮

入費之義御尋ニ付、左ニ奉申上候

一、錢八百貫文

右者社手元之分ニ御座候

一、凡錢三百八十五貫文

右者劔先船方仲間と神事催太鼓

相勤呉候分、但年々多少御座候由、

右之外神輿方初諸講中雜費或者

神輿船・太鼓船・楽船等当日川面上

下之引船、并迎人形船、川筋所々諸

篝、都而神事ニ付、前後入費之処取

調申上度御座候得共、何分多端寄進

之義巨細ニ取調難行届御座候ニ付、差

當り右申上候義余り延日仕候而者恐入候

間、不取敢前二ヶ条奉申上候、余者

御憐察之程奉願上候、以上

明治三年 天

午六月廿日 滋岡

同

寺井

大坂府

御

〔A-21〕「公庁諸願届写 第拾壹番」

57 明治三年(1870) 六月廿四日

口上覺

一、来ル廿五日當社祭禮之義去ル丑年已来

旅所へ神輿渡御無之候ニ付、當年之処是非

共執行仕度段氏地夫々へ申談候処、衆議之上

別紙之通申答へ候ニ付、明末年迄にハ神輿并

神器類修覆相調、其外船具も全備

いたし、精々賑々敷執行仕度心得ニ罷在候間、

何卒當年之処者船陸共渡御相休、居祭ニ

仕度此段奉願候御聞濟被成下候ハ、難有奉存候、以上

明治三年六月廿四日 天

滋岡

同社

渡辺—信印

大坂府

御裁判所

〔A-23〕「公庁諸願届書写」

掛り 寺西幾四郎

58 明治三年(1870) 六月

口上覺

(注) 同文の写し、「A-23」公庁諸願届書写」にあり

去ル丑年己来六月神祭船陸渡御無之

候ニ付、當年之処是非々々執行被成度段、達而

御相談ニ御座候得共、何分太鼓方釵先仲間出勤相断候而

已ならず、神輿船・太鼓船・樂船等は迄過書座・伏見

新船方と寄進ニ相成来候処、當時無其儀、當年

差懸り瀬渡方へ引合も行届キ兼、其外年久敷

中絶之事故、惣而器械も難調候間御休祭御

願被成候て可然歟、依之明年とハ無怠慢御

勤行ニ相成候様法立ヲ組、万端具足仕候而御執

行ニ相成候様可仕候、左候ハ、名高キ御神祭之

甲斐も可有御座候、何分當年御執行ニ相成候

而者全備不仕、却而神光相薄ク氏地之銘々

明治三年

午六月

天満御社中

天満氏地町々

〔A—21〕「公庁諸願届写 第拾壹番」

(注) 同文の写し、「A—23」〔公庁諸願届書写〕にあり

59 明治三年 (1870) 七月六日

建國寺へ持参彼寺と取東差上候

人別帳之写

覺

一、通計 四十六人

内男十五歳以上 十四人

同 以下 六人

女十五歳以上 二十人

同 以下 六人

一、本社 壹ヶ所

一、末社 十五ヶ所

④旅 梅本町

御旅所

一、本社 壹ヶ所

一、末社 四ヶ所

右之通相違無御座候事

明治三年 天

午七月六日 滋 | 功長印

同 |

渡 | 助信印

〔A-21〕「公庁諸願届写 第拾壹番」  
別紙写 覺  
(注) 同文の写し、「A-23」〔公庁諸願届書写〕にあり

60 明治三年 (1870) 八月廿二日

(後筆)  
「再出  
奥ニ委記」

口上覚 掛り由比大属

一、去廿日御布令出シ御座候内、

式外ニ而も即今藩縣側近

等ニ而崇敬之神社取調、御届

可申上与申儀、別紙ヲ以書取

差上可申心得ニ候得共、此書取ニ而者

被仰出候趣齟齬仕候哉如何与

心配仕候ニ付、今日之所者内伺仕度候事

明治三年 天

午八月廿二日 滋 印

同

寺 印

大阪府

別紙写

覺

一、當社下遷宮正遷宮之節者

日時蒙 宣下候事

一、例春正月

禁中御祈禱之御礼献納

来候事

一、御即位之節者為恐悦御

祈禱之太麻神酒献納之事

一、去天保十一年子十一月

仙洞御所方

天満宮神影

御寄附御座候事

一、去天保十一年前後之間從

仙洞御所毎月御祈禱被

仰付、右御札差上候事

一、大阪

御行在中御祈禱之御札

献上仕候事

一、御旧政之頃、從時之御城代

⑨秋

九月廿五日神事之節神馬

御牽七被下御代參御座候事

一、六月廿五日祭禮之節舩陸共

神輿警固之儀願上、御聞濟

二而被仰付候事

但右者御見廻御出役之外ニ候事

⑧秋

一、九月廿五日祭禮之節、右御城

代ノ御牽七被下候神馬ニ而流鏑

馬神事相勤候節も、御警固

同様願上御聞濟ニ而被仰付候事

「A—21「公庁諸願届写 第拾壹番」

61 明治三年 (1870) 八月廿四日

覺(注)

一、當社下遷宮正遷宮之節者

日時蒙 宣下候事

一、例春正月

禁中御祈禱之御礼獻

納来候事

一、御即位之節者為恐悦御祈

禱之太麻神酒献納之事

一、去天保十一年子十一月

仙洞御所より

天満宮神影

御寄附御座候事

一、去天保年間從

仙洞御所毎月御祈禱被

仰付、右御札差上候事

一、大阪

御行在中御祈禱之御札

献上仕候事

一、明治三年午四月當

御知府事西四辻公業卿ノ鉄燈

籠一對御寄附ニ相成候事

⑦秋

一、御旧政之頃、時之從御城代

九月廿五日神馬御牽七被下

御城代參御座候事

⑥夏

一、例年六月廿五日祭禮之節、舩陸共

神輿警固之儀願上、御聞濟ニ相成

来候事

但右者御見廻り御出役之外ニ候事

⑨

一、九月廿五日祭礼之節、右御城代方

御牽セ被下候神馬ニ而流鏑馬神

事相勤候節も、御警固同様

願上御聞濟ニ相成来候事

一、當社祖先神主職分之儀者

御水尾帝之御時、菅家東坊城

大納言長維卿次男至長ヲ以滋岡主計頭与

被召出

院参之所、筑紫安樂寺別當職之事、

菅家之息ヲ以被仰出候、旧例依有之

至長朝臣ヲ以當社神主職被仰出候、

其節刑部少輔ニ轉任ニ而、高辻大納言

豊長卿之猶子ニ相成當社へ引越、右以

由緒其以来高辻家江官位其外

御所表江執奏等願来候義ニ御座候、

尤當節執奏家等之義御廢止

ニ相成候得共、當社祖先神主職之事、

蒙

院宣候義も全社頭之光輝ニ御座候間、

此段も奉申上候事

前条何れも

御崇敬之廉々ニ御座候間、一社一同

冥加至極深難有仕合奉存候間、何

卒右之段當 御府方 神祇官江

宜御取成之程奉懇願候、以上

明治三年 天満社神主

午八月廿四日 滋岡從五位功長印

同 社家惣代

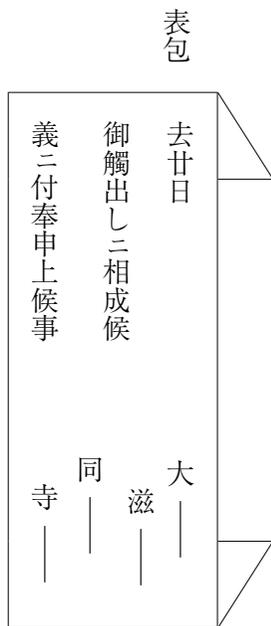
寺井從六位種清印

大阪府

御裁

右聞濟ニ相成候事

申渡し之役人中嶋少属



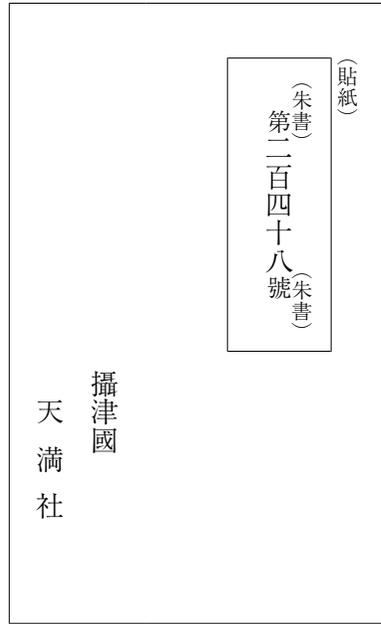
〔A-21「公庁諸願届写 第拾壹番」

(注) 同文の写し、〔A-23「公庁諸願届書写」〕にあり

明治二年 (1870) 十一月廿日

(注) 袋綴

(表紙)



口上覺

一、今般國內大小神社之規則

御定ニ相成候ニ付、被 仰渡之

条々乍恐左ニ奉申上候

一、式外

攝津國西成郡南中嶋惣社

天満宮者、大坂天満郷ニ鎮座

祭神天満宮并相殿四座  
蛭見尊神・手力雄命神  
猿田彦尊神・野見宿禰

右者

人皇六十二代

村上天皇之御宇天曆年中

御建立也

尤當社号改替無御座候元ち、氏神氏地ニ鎮

座ニ依而天満之号、其外當社ち南ニ御座候大河、

右手之大橋ヲ天神橋、左手之大橋ヲ天満橋与名

目御座候、又氏地町名之中ニモ菅原町或者老松

町之家も御座候、各氏神之由緒与相見へ申候、只其

地名ニより當社ヲ天満社与号へ来り申候、但造宮遷

宮ニ

蒙日時

宣下候節、右乍恐

宣旨之御表ニ

撰津國

天満宮

右之通廣大ニ御書下ケ被遊被下置候事実ニ當社之

規模深難有御事ニ奉存

御所表江御玉串太麻神酒献上之節、御臺下ケ札

又者銘々共位階奉願候願書面肩書等ニも撰津國

天満宮与相認来り差上申候事

右之外佛混合之旧社号無御座候事

一、社地物間數曲直取合七平均

除地二テ  
東西七十九間半余  
南北九十間

但、古今沿革無御座候

一、本社 梁行三間  
桁行五間

一、幣殿 梁行三間  
桁行六間

一、拜殿 梁行三間  
桁行十二間  
老尺五寸

内庇 出一間  
幅三間

撰社 一、大將軍社 合祭四座

末社 一、素盞雄神社

同 一、白太夫社

末社 一、老松社 合祭二座

同 一、蛭兒遷殿

同 一、天照皇太神宮 合祭二座

同 一、豐受皇太神宮

同 一、住吉神社

同 一、十二神社

合祭十二座

早良親王 伊与親王 藤原夫人  
文 太夫 橘 逸勢 藤原廣嗣

下 下道真備 火雷神 火産靈神  
上 吉葛 埴山比賣神

○天 川菜神

同 一、興津彦 神社 合祭二座

同 一、八幡宮社

同 一、嚴嶋比賣神社 旧号 御宇賀神

同 一、天御中主神社 旧号 御靈符神

末社 一、稻荷社

同 一、吉備公社

同 一、松尾神 合祭十座

同 一、菅原茂長社

(朱書)後筆カモ子ナカ  
「功長私ニ云、茂長東坊城之祖五条長經卿之男、  
長經卿者、五条參議正二位、正和四年二月廿八  
日薨七十四、  
茂長治部卿正三位元俊長康永二年二月二日薨六十  
茂長卿ヨリ十代目長維卿、則滋岡之祖至長ノ父也  
長維卿、實五条為經卿之男  
權大納言正二位万治二年三月十三日薨六十六」

一、表門 梁行式間半  
桁行三間

同左右潜り門 梁行一間 貳ヶ所  
桁行八尺

一、隨身舍 老間四方 貳ヶ所

一、表筋塀 三十四間半

一、同通行門 梁行八尺  
桁行老間半

一、裏門 但柵門ニ 老ヶ所  
而幅式間

一、柵門 五ヶ所

内 幅老間半 貳ヶ所  
同老間 三ヶ所

一、神輿藏 三間四方 壹ヶ所

一、御供所 梁行貳間半 壹ヶ所  
桁行貳間半

一、神庫 貳間半四方 壹ヶ所

一、土藏 五ヶ所

内 梁行貳間 壹ヶ所  
桁行十四間

梁行貳間半 壹ヶ所  
桁行三間半

梁行三間 壹ヶ所  
桁行三間半

梁行貳間 貳ヶ所  
桁行三間

一、神馬舎 梁行老間半 壹ヶ所  
桁行老間半

一、參籠所 梁行四間半 壹ヶ所  
桁行十間半

一、繪馬舎 貳ヶ所

内 梁行三間 壹ヶ所  
桁行六間

梁行貳間 壹ヶ所  
桁行八間

一、井戸家形 三ヶ所

内 貳間四方 壹ヶ所  
老間四方 貳ヶ所

一、社用所 都合八ヶ所

參詣人 講中寄所

參詣人雨舎り

内 梁行貳間半 三ヶ所  
桁行四間

梁行四間半 三ヶ所  
桁行四間半

梁行三間半 壹ヶ所  
桁行十四間

梁行貳間 壹ヶ所  
桁行六間半

一、神位者不被下置候事

一、御撫物者御下ケ無御座候事

一、勅額者無御座候事

一、後水尾帝御時、天満宮神影并

御陽成帝宸翰之天満宮神号

御寄附ニ相成御座候處、右神影去天保

八年酉二月變火之砌炎上仕候ニ付、此段執

奏高辻家迄御届仕、更ニ

御寄附之義奉歎願候處、御執

奏ニ相成、則從

仙洞御所去天保十一年子十一月

神影御寄附ニ相成候事

但、變火之砌神号者無恙御座候事

一、勅願所ニ而者無御座候得共、例年正月

禁中御祈禱之御玉串・太麻・神酒

献上仕来り候事

一、去天保年間從

仙洞御所毎月御祈禱被

仰付、右御玉串・太麻献上仕候事

一、去慶應四年辰二月

御祈禱被仰付、右御玉串・太麻

献上仕候事

一、去慶應四年辰三月、大坂

御行在中御祈禱之玉串・太

麻献上仕候事

一、御即位之節々御祈禱之御玉

串・太麻・神酒献上仕候事

一、當社下遷宮・正遷宮之節、日時蒙

宣下候事

一、慶應四年辰三月、大坂府

御裁判所御支配神職之向々、觸

頭役之義、座摩宮・生玉社・當社、右三

社之神主江被仰付、實以難有奉存候事

一、明治三年午四月、當

御知府事西四辻公業卿<sup>方</sup>鉄燈籠

壺對御寄附ニ相成候事

一、大坂府

御裁判所御鎮守社拜禮御

祈禱之儀等被 仰付、當社之規模<sup>(模)</sup>

難有奉存候事

夏秋

一、年中之大祭、正月元日<sup>方</sup>七日之間、又

六月廿五日、九月廿五日ニ御座候、右六月祭礼

之節、御旧政之頃町奉行所<sup>方</sup>船陸共

神輿之警固御座候事、尤九月廿五日

祭禮之節も從時之御城代神馬被

差出流鏑馬之神事相勤候節も是

又同様警固御座候事

一、往古神領も御座候由之處、當時無御

座候事

一、無祿之儀ニ付、社頭年中入費等者、賽

錢并地所貸渡シ候賃錢ヲ以取賄申候事

一、神主社家中給料物者、社頭<sup>方</sup>賽錢

分配を以取計ニ相成申候事

一、本社末社向作事等式年無御座

破損仕候節、信仰之者<sup>方</sup>之奉納物を

以取賄申候事

一、二季祭禮入費之儀者、賽錢并右祭禮

ニ付氏地より之奉納物ヲ以取賄申候事

一、當社從往古地附之神主一家・社家

七家御座候處、去ル慶安中地附之神主神原

式部之男兵部之代ニ至り、多病ニ而神役難相勤

退身罷在候ニ付、當職欠ニおよび、社家中

而已ニ而ハ良もすれハ異論ヲ生シ、不穩候故、

社家中カ神主職之儀菅家江願上候處、

御執 奏ニ相成、御執達園大納言基音

卿ヲ以左之通被 仰出候

後水尾帝御時、菅家東坊城長維卿

次男至長ヲ以、滋岡主計頭与被 召出

院參之処、筑紫安樂寺別當職之事

菅家之息ヲ以被 仰出候、旧例依有之、

至長朝臣ヲ以當社神主職被 仰出、

其節刑部少輔ニ轉任ニ而、高辻大納言

豊長卿之猶子ニ相成當社へ引越、右由緒

ヲ以其以來高辻家江官位其外

御所表江執 奏等願来候儀ニ御座候、

尤當節執 奏家等之儀御廢止ニ

相成候へ共、

元来當社祖先神主職之儀者

奉蒙

院宣候事、猶又前段之件々乍恐懼

御崇敬之廉、實以當社之光輝冥加  
至極一社一同深難有仕合ニ奉存候也  
一、當時相續神主滋岡從五位功長迄右

至長カ十一代ニ相成候事

但、先代神主儀者、五位カ正四位下迄拜

叙之事

一、社家寺井從六位種清始、外六家之儀者、

往古カ地附ニ而相續罷在候事

但、神主至長下向後カ從六位拜叙仕候事

一、古来カ神主社家之外社僧無御座候事

一、神主社家中上下人員惣計四十六人

内、男 式十人  
女 二十六人

一、神主社家中他社兼勤無御座候事

一、大坂府 御廳之外御支配無御座候事

一、當社カ大坂府 御廳迄凡十五町

一、大坂梅本町 (除地ニテ)

當社旅所社地 (東西廿四間  
南北式十間)

祭神 天満宮

一、本社 梁行 壹間半式尺  
桁行 壹間壹尺

一、同幣殿 式間四方

一、同拜殿 梁行式間  
桁行三間半

内庇 出 壹間  
幅 七尺

旅

一、同 玉垣 折廻り三方十四間

一、末社 稻荷社

一、同 蛭見社

一、同 猿田彦神社

一、表門 梁行 貳間 壺ヶ所

一、井戸家形 梁行 貳間 壺ヶ所

一、社用所 梁行 四間 壺ヶ所

一、繪馬舎 梁行 三間 壺ヶ所

一、納屋藏 梁行 三間 壺ヶ所

但、右旅所去明曆年中大坂雜喉場と

今之地江引移ニ相成候事

〔後筆力〕元和七年辛酉六月廿二日 明曆二年丙申力寛文八

年戊申」

右之通ニ御座候、以上

天満社神主

明治三年 滋岡從五位功長印

庚 同社家惣代

午十一月廿日 寺井從六位種清印

大坂府

御裁判所

〔A—25〕〔神社取調につき〕口上覚〕

〔注〕ほほ同文の写し、一冊あり

明治四年 (一八七二)

寺——印

大坂府 御落手之事

御裁判所 掛り

由比権典事

〔A—23〕「公庁諸願届書写」

63 明治四年 (1871) 正月廿五日

此筆記三枚前之分

(注) 口上覺

昨日以御書取被仰渡候儀、乍恐左ニ奉申上候

一、御朱印地者無御座候

一、境内曲直取合せ平均仕

東西七十九間半壹尺壹分壹厘・

南北九十間

此坪数七千六百六十九坪

一、無祿之社之儀ニ付、譜代之家来者無

御座候事

一、梅本町當社旅所境内

東西二拾四間・南北貳十間

此坪数四百八拾坪

右之通ニ御座候以上

明治四年

天満——

未正月廿五日

滋——印

同——

64 明治四年 (1871) 四月二日

(一紙)

乍恐口上

一、去ル丑年以来六月神祭船陸神輿渡御

休祭ニ付、當未年ハ是非とも執行候様昨年被

仰渡奉畏候、何分六ヶ年茂休祭、殊ニ先年与ハ

諸物價高直之上、先例与模様も相替り、新ニ

執行候事共も有之ニ付、此節方手賦り

不仕候而者、當六月祭禮之間ニ合兼候ニ付、

氏地之者共惣体打寄何角相談候處、

差當り梅本町旅所社大破および、渡御

難相成候様成行候、依而松嶋廓内明地所江

假旅所取補理、當年右場所江渡御祭礼

規式執行申度、就而者堂嶋川通り近年

土砂相埋り浅瀬相成、船通行差支候哉ニも  
相心得、深ク心痛仕候ニ付、陸地渡御之儀  
種々相談候得とも、神輿・太鼓等格別之重荷ニ而、  
是迄難波橋船乗場迄も容易ニ運ひ  
兼候程之儀ニ而、迎も遠路之處渡御難相成、  
左候得者休祭可仕ら外ニ仕様も無御座、  
誠ニ歎ケ鋪次第二奉存候、実ニ恐入候御儀ニ  
候得共、難波橋西手より堂島川すし  
旅所迄の間、水尾筋御浚被 成下度、  
右両様乍恐奉願上候、尤天神祭禮神輿船  
渡御ニ附而者夜ニ入候得者、川筋惣体  
別格之賑ひ諸國江相聞へ、國ニより登阪  
參詣見物人等群参、名高き祭禮ニ候へ者  
外ニ模様替も致兼候ニ付不得止事、前書  
御川浚之儀奉願上候義ニ候得者、格別之  
御憐配を以右御許容被為 成下候ハ、  
廣太之御慈悲難有仕合ニ可奉存候、  
松嶋廓支配人江も引合候得ハ、新地所  
繁榮之基ニも相成候趣ニ而承知仕候、依之  
氏地町々惣代として私共連判ヲ以奉願上候、以上

明治四未年四月二日 天満社氏地惣代

北森町

年寄

小林屋佐一郎 (印)

天満五丁目

年寄

川崎屋助彦 (印)

宮之前町

年寄

綿屋利八 (印)

地下町

年寄

深江屋市兵衛 (印)

堂嶋濱式丁目

年寄

堺屋嘉七 (印)

同旅所氏地惣代

雑喉場町

年寄

神崎屋平九郎 (印)

江之子嶋東町

年寄

小豆嶋屋長右衛門 (印)

同西町

年寄

淡路屋平兵衛 (印)

前書本文之通私支配地所江天満社

祭禮神輿渡御相成候得者、土地之潤二も

相成候二付、私共ちも俱々奉願上候、御聞届被為

成下候ハ、重々難有奉存候、已上

松嶋廓

支配人

折屋弥兵衛 (印)

同

大垣屋太郎兵衛 (印)

大阪府

御廳

執筆

堂嶋濱式丁目

太阪儀七

〔C〕46 〔松島遊廓内の仮旅所設置と堂島川浚渫につき〕

乍恐口上

65 明治四年 (1871) 四月十五日

旅

(注) 口上覺

一、来ル六月廿五日當社祭禮二付、松嶋廓

内ニテ當分明地所拝借仕、仮旅所取繕

申度義奉願上候二付、御見分之義何卒明

十六日御願申上度、此段御聞届被成下候ハ、

難有可奉存候、以上

明治四年

天

辛未四月十五日

滋

同社

寺

大坂府

御

右之通出願之処十八日御治定ニ相成候事

松嶋廓内ニテ當分明地処

天満一主

拝借仕、當社仮旅所奉願候二付

滋

右場所御見分願候事

同社一代寺

〔A〕23 〔公庁諸願届書写〕

(注) 同文の写し、「A-26」[公庁諸願届写 第十二番]にあり

66 明治四年 (1871) 四月十九日

旅 (注) 口上覺

一、来ル六月廿五日當社祭禮勤行可仕候ニ付、  
梅本町旅所近来休祭打續大破ニおよひ  
申候間、今度松島廓内明地所南北間口  
二拾間・東西奥行三十間拝借仕、仮旅所  
取繕申度義奉願候処、御許容被成下御見  
分之上昨十八日右地所御引渡しニ相成難  
有仕合奉存候、依之右之段御請書さし上御  
禮奉申上候、以上

明治四年 天

辛未四月十九日 滋

同

寺

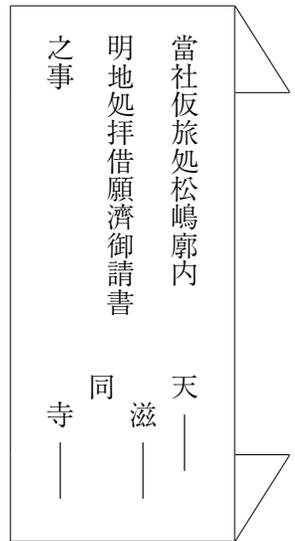
大坂府

御

67 明治四年 (1871) 四月十九日

旅 (注) 口上覺

一、今度松島廓内明地所南北間口  
二十口・<sup>(間)</sup>東西奥行三十間拝借仕、當社  
旅所之儀奉願候処、御聞届被成下  
難有仕合奉存候、然ル処氏地ち申出候ニ者  
當年者右仮旅所御座候へ共、いつれ不  
遠内奉願右地所ニ而旅所本社取建申  
度候ニ付、火除地旁右間敷申上候、猶又右地  
所南手ニ而引續南北間口十間・東西奥行  
十六間前後、都合間口三十間・奥行四十二間  
拝借仕度義奉願上度申出候間、甚以重々



「A-23」[公庁諸願届書写]

(注) 同文の写し、「A-26」[公庁諸願届写 第十二番]にあり

恐入候へ共、今度右増間之儀奉追願候、

御許容被成下候ハ、一社一同不及申氏地

町々ニ於而も深難有仕合可奉存候、以上

明治四年

天満社神主

辛未四月十九日

滋

同 社家惣代

寺

前書願之義差支無御座候間奥印仕、供々

奉願上候

松嶋廓内

支配人

大垣屋太郎兵衛

大坂

御

鹿圖面相添差出

候事

「A—26」公庁諸願届写 第十二番

(注) 同文の写し、「A—23」公庁諸願届書写」にあり

68

明治4年 (1871) (6月) 二日 晴

泊明 (注) 如前夜

當番 種清

元貞

今夕七ツ時、松嶋於花湯樓御旅所

氏地十七町祭禮渡御一件拝借地所

取繕等一見旁集合、依之種清・正國社□□幸八

刻限相進ミ、同所へ罷越、夕刻功長出勤

酒飯差出ス、帰宅翌晩ニ及候也

「K2—1」当番所雜記」

(注) 安敬

69 明治4年 (1871) (6月) 三日 晴

泊明 助信

當番 迪由

助信

祭禮ニ付氏地町々辻合高灯燈、家別

捧灯燈、當廿四・廿五両日献燈之儀大年寄

中へ出願ニ付、社よりも口上書ヲ以頼入候事、

大會議所へ功長・種清持参いたし置

「K2—1」当番所雜記」

70 明治4年 (1871) 六月 (3日カ)

(注) 口上覺

一、今度四郷町々軒庇等

出張往来之妨ニ相成候故、取

拂被仰付御座候、然ル處

當社六月祭禮ニ付神輿渡

御筋家別やらい仕組、猶又

氏地町々辻合高挑燈并軒

先捧挑燈六月廿三日中ニ

取建、廿四廿五兩日丈ヶ献燈仕、

翌廿六日右早々取片付可申様

氏地町々々奉願上候ニ付、何卒

宜御取斗之儀御頼申上候、以上

明治四年 天満社神主

未六月 滋岡 |

同 社家惣代

寺井 |

大年寄

御中

「A-26」公庁諸願届写 第十二番

(注) 同文の写し、「A-23」公庁諸願届書写」にあり

71 明治四年 (1871) 六月 (3日カ)

乍憚口上 (注)

市中道路妨ニ相成候向悉取

拂被仰付一統奉畏候、然ル處

當六月廿四日廿五日天満社祭禮

見物人群集ニ付、神輿渡御筋

家別軒先矢来丸太冊建置、

猶又氏地町々辻合高挑灯并

家別軒先建捧候挑燈差出

獻燈仕度奉存候、尤廿六日取片

付可申候様可仕候間、何卒御聞届

被為

成下候様各様方宜被仰上被

下度奉願上候、以上

明治四未年 氏地町々惣代

六月 北は組式番

少年寄

村尾與兵衛

同へ組式番

少年寄

小林佐一郎

大御年寄中

右之通差出候  
返書之写左之通

即刻被仰聞候祭禮之節四つ辻

行燈家別建挑燈之義、早速

御府へ窺候處、祭禮儀式之義

ニ付決而不苦由被申候、其段御承知

可被下候、尚滋岡様へも御通達可被下候、

氏神町内之処者追而序ニも

可有之候ニ付相達可申心得ニ御座候、以上

六月三日

前書之次第ニ付伺書両通返却

仕候間御入掌可被下候

澤田彦三郎

小林佐一郎様

〔A-26〕「公庁諸願届写 第十二番」

(注) 同文の写し、「A-23」公庁諸願届写にあり

72

明治4年 (1871) (6月) 四日 晴、雷雨

泊明 同前

當番 種清

元貞

(注)

渡御之御道筋之願相濟、功長・種清出勤、  
其外所々廻勤、薄暮ニ及

(注) 助信

〔K2-1〕「当番所雜記」

73

明治四年 (1871) 六月四日

六月四日願書 功長・種清出勤

① 口上覺

来ル廿五日當社祭礼通筋之儀者、表門を

十町目菅原町西へ、夫を樋之上町西へ、難波橋

通り南へ入、難波橋北詰濱を神輿乗船従前通り

ニ御座候得共、當年者難波橋北詰を西へ、濱通り堂

② 嶋米市場迄陸路ニ而同所濱先を乗船ニ而

松嶋大橋迄下り、右橋西詰岸岐を上陸仕、

仮旅所江神幸、帰路之所も右同断、船陸共

通行之儀奉願上候、此段御聞濟被成下候ハ、

難有可奉存候、以上

明治四年

天

辛未六月四日

滋岡

同

寺井

大坂府

御裁判所

(付紙①)

樋上町西へ、拾壹丁目  
 下半町字廣小路南江、  
 濱通り難波小橋渡り、堂嶋  
 米市場迄陸路二而

(付紙②)

書面之趣聞届  
 候事  
 但敬神之道を盡し  
 途中乱妨等無之  
 様精々下方江可申諭事

(朱書)  
 大府事  
 阪典印

(注) 同文の写し、「A-23 「公庁諸願届書写」」にあり

「A-26 「公庁諸願届写 第十二番」

74 明治4年 (1871) (6月) 七日 晴

泊明 (元貞)  
 當番 迪吉

(太)  
 大鼓中暑氣見舞、正國

「K2-1 「当番所雜記」

助信

75 明治四年 (1871) 六月八日

(注)  
 口上覺

一、来ル廿五日當社祭禮ニ付、  
 人寄も可有御座候間、船

陸とも何卒御出役之儀

奉願上候、御聞濟被成下候

ハ、難有奉存候、已上

明治四年

辛未六月八日

天満社神主

滋岡從五位功長

同 社家惣代

大町衛守

大坂府

御裁判所

来ル六月廿五日	天満
當社祭禮ニ付	滋
御出役願之事	同社
	大

〔A-26 〔公庁諸願届写 第十二番〕  
 (注) 同文の写し、〔A-23 〔公庁諸願届書写〕〕にあり

76 明治四年 (1871) 六月八日

(注) 口上覺

一、別紙之通奉願上候処、御聞

届ニ相成候ニ付此段申上候、猶又

宜奉願上候

明治四年

天満

辛未六月八日

滋岡

同社

大町

御出張所

右者十丁目、大江橋、新町、日本橋、高麗橋

〔A-26 〔公庁諸願届写 第十二番〕

(注) 同文の写し、〔A-23 〔公庁諸願届書写〕〕にあり

77 明治4年 (1871) (6月) 十日

堂しま暑氣見舞、正國

(注) 正國

〔K2-1 〔当番所雜記〕

78 明治4年 (1871) (6月) 十四日 晴

世話方寄合、引續廻勤

(注) 安敬

〔K2-1 〔当番所雜記〕

79 明治4年 (1871) (6月) 十五日 晴、夕方一雨

泊明 迪吉  
 當番 迪吉  
 助信

世話方寄合

80 明治四年 (1871) 六月十五日

[K 2—1 「当番所雜記」]

口上覺

一、来ル廿五日當社祭禮ニ付、當年之處  
者神輿堂嶋米市場濱より乗舩ニ

相成申候段、過日御願申上御聞濟

相成申候処、右濱先右松島橋西詰迄之

浅瀬之ケ所當社信仰之者共打寄、

水尾すし檢分手浚仕度奉頼上候、御許容

被成下候ハ、難有奉存候、何卒此段宜御取

計之儀御頼申上候、以上

明治四年

天満社神主

辛未六月十五日

滋岡——印

同 社家惣代

寺井——印

大御年寄中

[A—23 「公庁諸願届書写」]

(注) 同文の写し、「A—26 「公庁諸願届写 第十二番」にあり

81 明治4年 (1871) (6月) 十六日 晴

泊明 同前<sup>(注)</sup>  
當番 種清

世話方寄合

[K 2—1 「当番所雜記」]

(注) 迪吉

82 明治4年 (1871) (6月) 十九日 晴

泊明 元貞  
代安敬

當番 迪吉

助信

公用、功長・種清、従長見習供奉之事、

仮御旅所清祓之事、佐賀邸舩入橋繕之事、

三橋通行之事

[K 2—1 「当番所雜記」]

83 明治四年 (1871) 六月十九日

(注) 口上覺

一、當社神主滋岡従五位功長男權神主従五位

孝長事、去年来病中ニ付當祭禮迄ニ出勤

も無覺束、依之功長之孫松麻呂從長儀當

十七歳ニ相成申候間、祭禮供奉為見習召連度

奉願候、尤神祇道勤学之儀者追々出精可

為致候間、右願之通御聞届被成下候ハ、

難有可奉存候、以上

明治四年

天満社神主

辛未六月十九日

滋岡從五位功長 印

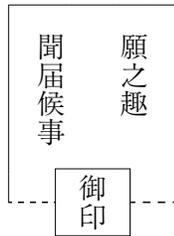
同 社家惣代

寺井從六位種清 印

大坂府

御裁判所

(付紙)



〔A—26〕「公庁諸願届写 第十二番」

(注) 同文の写し、〔A—23〕「公庁諸願届書写」にあり

84 明治四年 (1871) 六月十九日

口上覺<sup>(注)</sup>

一、来ル廿五日當社祭禮ニ付松嶋假旅所ニ而神

輿雨覆ひ、其外仮御供所・休足所等二三ヶ所堀

立柱繩からみ、家根廻相調苦ニ而取繕ひ置

申候段御断奉申上候、尤神事相濟早々取拂可申候

一、右場所神輿置居へ候処、砂ヲ敷四方ニ忌竹

注連掛、當日迄ニ清祓相勤申候、此段御届奉申上

候、已上

明治四年

天——

辛未六月十九日

滋——

同 社家——

寺——

大坂府

御裁判所

(付紙)



〔A—26〕「公庁諸願届写 第十二番」

(注) 同文の写し、「A—23「公庁諸願届書写」にあり

85 明治四年 (1871) 六月十九日

(注) 口上覺

一、来ル廿五日當社祭禮神輿通行筋之内、  
佐賀藩邸前舩入橋前後道路高低御座候  
処、取繕ひ仕度此段奉願上候、以上

明治四年

天——

辛未六月十九日

滋岡——

同社——

寺井

大坂府

御裁判所

「A—26「公庁諸願届写 第十二番」

(注) 同文の写し、「A—23「公庁諸願届書写」にあり

86 明治四年 (1871) 六月十九日

(注) 覺

一、天満樋上橋  
一、佐賀藩邸前舩入橋

一、難波小橋

右三橋、来ル廿五日當社祭禮神輿通

行ニ相成申候間、此段御届奉申上候、以上

明治四年

天——

辛未六月十九日

滋——

同社——

寺——

大坂府

御裁判所

「A—26「公庁諸願届写 第十二番」

(注) 同文の写し、「A—23「公庁諸願届書写」にあり

87 明治4年 (1871) (6月) 廿日 晴

泊明 同前

當番 種清

元貞

(旅) 假御旅所清祓

功長・種清・助信・安敬・正國

参向

夕刻松嶋江参着、舩

假御旅所地面

内外四隅へ忌竹八下り、  
中央神輿臺式ヶ所設有之 □連

其中江高机御幣二、荒コモヲ敷、前ニ丸疊・長ゴザ

先献燈、次着座、拍手一揖、次塩水、次散米、次献供  
次奉幣、次祓唱、次下供、退下 洗米 神酒  
右清祓相濟、世話方中へ挨拶

仕度所之義小豆嶋屋心配ニ而大屋形申付被呉、夕飯等  
花湯樓へ仕出、一禮相演退出之事

[K2-1 「当番所雜記」]

88 明治4年 (1871) (6月) 廿四日 晴 泊明 (注) 如前夜  
惣番

夕刻挨拶、種清

夜中挨拶、功長・正國

右者四區御出役衆徹夜ニ付、都合三度挨拶致候事

[K2-1 「当番所雜記」]

(注) 種清

89 明治4年 (1871) 六月廿四日

廿四日午之刻裁判所へ呼出シ候ニ付、左ニ申来ル

天神社神主

右者明廿五日渡御刻限書附持参ニて

早々可罷出者也

六月廿四日 裁判所

[A-23 「公庁諸願届書写」]  
(注) 同文の写し、「A-26 「公庁諸願届写 第十二番」にあり

90 明治四年 (1871) 六月廿四日

(注) 口上覺

一、明廿五日當社祭禮渡御刻限

之儀、夕三字之心得ニ御座候へ共、何分

烏合人数之儀ニ付、右定之刻限

ニも自然相渡れ候哉も難計候間、此段

かねて宜奉願上候、已上

明治四年 天満社神主

辛未六月廿四日 滋岡従五位功長

同 社家惣代

渡辺従六位助信

大

御裁 —

[A-26 「公庁諸願届写 第十二番」]

(注) 同文の写し、「A-23 「公庁諸願届書写」にあり

91 明治4年 (1871) (6月) 廿五日 晴 泊明 安敬

惣番

早朝挨拶 安敬 従長見習出勤

御渡御無滞相濟、供奉 功長・従長・種清・助信・安敬

〔K2—1「当番所雜記」〕

92 明治4年 (1871) (6月) 廿六日 晴、昼後雨

泊明 同前

當番 種清

元貞

一、堂嶋寄場濱石壇更ニ同所ヨリ

出来、且川筋浚へ皆同所ヨリ

寄進、右濱ヨリ御乗船、神輿還御、

渡御トモ無滞相濟、功長此濱迄ノ乗輿、

又松嶋御着船上陸ノ上、又乗輿、

従前之轅輿也、

尤渡還トモ陸地之間者乗輿也

神輿納、太鼓納

〔入夜子之半刻、還御之心得ニ候処

久々中絶、且松寫旅所、旧行宮ヨリ

道程モアリ旁以社へ還御、寅之刻少シ過ニ相成事

一、御道筋例年之通、但し難波橋北詰濱方堂嶋濱江向

ケ陸地御進ミ、鍋嶋船入橋高く其道直し等、同邸青

木仁兵衛方奉納其七話仲士頭山城屋八左衛門右ニ

テ神輿・太コトモ無滞通行相成〔候〕

〔K2—1「当番所雜記」〕

93 明治四年 (1871) 六月廿六日

〔注〕  
口上覺

一、當社神主滋岡従五位功長孫松麻呂従長

見習勤之儀御聞届被成下、以御蔭祭礼無

滞相勤難有奉存候、此段御礼奉申上候、已上

明治四年

天満社神主

辛未六月廿六日

滋岡——印

同 見習

同松——印

同 社家惣代

寺井——印

大阪府

御裁判所

〔A—26「公庁諸願届写 第十二番」〕

(注) 同文の写し、「A—23「公庁諸願届書写」」にあり

94 明治四年 (1871) 六月廿六日

(注) 口上覺

一、昨廿五日當社祭禮ニ付神輿渡御式勤行  
仕候處、舩陸共御出役以御蔭無滞相濟難  
有奉存候、右御礼奉申上候、已上

明治四年 天——

辛未六月廿六日 滋——印

同 見習

滋岡松——印

寺——印

大阪府

御裁判所

「A—26「公庁諸願届写 第十二番」

(注) 同文の写し、「A—23「公庁諸願届書写」」にあり

95 明治四年 (1871) 六月廿六日

(注) 口上覺

一、昨廿五日當社祭禮神輿渡御式勤行仕候所、

舩陸共御出役被成下、以御蔭無滞相濟難  
有奉存候、右為御礼参上仕候、已上

明治四年 天——

辛未六月廿六日 滋岡——印

同 見習

滋——印

寺井——印

御監察

御役所

堂嶋出張所・天満十丁目同断・新町同断・  
日本橋同断・高麗橋同断

「A—26「公庁諸願届写 第十二番」

(注) 同文の写し、「A—23「公庁諸願届書写」」にあり

96 明治四年 (1871) 六月廿六日

(注) 口上覺

一、今度當社祭禮ニ付、去廿四日太鼓方并  
地車宮入之節も御出役被成下、引續  
翌廿五日神輿渡御式勤行仕候處、舩  
陸共御出役被成下、以御蔭万々無滞

相濟難有奉存候、右御礼参仕候、已上

明治四年

天——

辛未六月廿六日

滋——印

同 見習

滋——印

同 社——

寺——印

堂嶋御出張所

外二十丁目御出張所

〔A—23 〔公庁諸願届書写〕〕

(注) 同文の写し、〔A—26 〔公庁諸願届写 第十二番〕〕にあり

97 明治四年(1871)(6月26日)

(注) 口上覺

一、昨廿五日當社祭禮神輿渡御式勤

行仕候ニ付、兼而萬事御取計被成下、以

御蔭無滞相濟難有奉存候、右為

御禮参上仕候、以上

明治四年

天満——

滋岡——

同 見習

同松——

同 社——

寺井——

北大御會議所

外二

西御會議所

〔A—23 〔公庁諸願届書写〕〕

(注) 同文の写し、〔A—26 〔公庁諸願届写 第十二番〕〕にあり

98 明治4年(1871)(6月)廿七日 晴、午後一雨

泊明 助信 代迪吉

當番 種清

元貞

御供配當

裁判所并出張所其他処々ニ禮廻り、

功長・従長・種清

〔K2—1 〔当番所雜記〕〕

99 明治4年(1871)(6月)廿八日 晴

泊明 同前

當番 迪吉

諸方禮廻り、如昨日

〔K2—1「当番所雜記」〕

助信

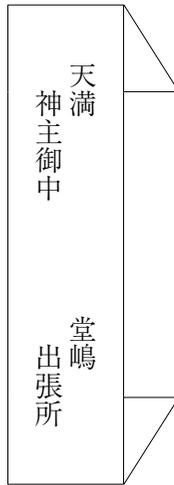
100 明治4年 (1871) 六月

来ル廿五日天神祭禮之節、神輿ニ

附添出張致候ニ付、此段申入候也

辛未六月 堂嶋 出張所

天満神主御中



〔A—27「御布告書写」〕

101 明治4年 (1871) (6月方)

(注) 杓形御供 小折二入

大年寄・中年寄・天満世話方・

堂嶋米會所・其外口々、伊豫徳箒・

御旅所十七町・水方大和屋清助・小豆嶋屋・

永来屋・淡平・塩嘉・諸箒・

引船綱市・大垣屋太郎兵衛・同大男鳥清何某道直し・

居留地・外務局 并馬由外ニ——・荒木・

神輿両町・太鼓中・東江之子嶋町・

市之側・市場箒挑燈

別段

政藏・岩造・高松・森・蒸気船箒・

久栄講・御供講・祭礼講・菅神講・

丑日講・因講・翠簾講・惣會所小遣中

〔A—23「公庁諸願届書写」〕

(注) 同文の写し、「A—26「公庁諸願届写 第十二番」にあり

102 明治4年 (1871) 七月朔日 晴

泊明 (注) 同前  
當番 迪吉

助信

堂嶋浚河掛り・寺嶋引船中

及御旅氏地十七町廻禮奉仕、國

因講世話方・祭禮講・菅神講・御供講江廻禮、種清

〔K2—1「当番所雜記」〕

(注) 迪吉代助信

103 明治4年 (1871) (7月) 二日

泊明 元貞  
當番 種清

堂島少年寄頭取并出役、廻禮、正國

[K2-1 「当番所雜記」]

106 明治4年 (1871) (7月) 七日 晴

泊明 同前<sup>(注)</sup>  
當番 迪吉

松嶋仮旅所拝借地所建物取拂見廻り、

且神輿舩・太鼓舩諸入費勘定相尋旁、東

江ノ子嶋町小豆嶋屋方へ罷越候処、世話方々々

集會、種清・幸八同道也

[K2-1 「当番所雜記」]

104 明治4年 (1871) (7月) 三日 晴

泊明 同前  
當番 迪吉

助信

天道方并舩方廻禮、正國

三十石

夕方、世話方神事勘定之事

[K2-1 「当番所雜記」]

105 明治4年 (1871) (7月) 五日 晴

泊明 同前<sup>(注)</sup>  
當番 迪吉

助信

中組禮廻り、迪吉

同、寺井、千艸屋善助

[K2-1 「当番所雜記」]

(注) 正國

107 明治4年 (1871) (7月) 八日 曇

泊明 安敬  
當番 種清

元貞

旅 松嶋仮旅所拝借地建物取拂

地所返上之届、功長・従長・安敬出勤

[K2-1 「当番所雜記」]

108 明治四年 (1871) 七月八日

口上覺<sup>(注)</sup>

一、去月廿五日當社祭禮二付、松嶋

假旅所ニ而神輿雨覆ひ其外

仮御供所並休足所等二三ヶ所、

堀立柱繩からみ家根廻り相調、苦ニ而

取繕ひ申度候義、去月十九日御頼申上

候処、祭礼相濟候ニ付、右不殘取拂申候

間、此段御届申上候、尤右拝借之地所

返上仕難有御礼奉申上候、以上

明治四年

天満社神主

辛未七月八日

滋岡従五位功長 印

同 見習

同 松麻呂従長 印

同 社家惣代

大町衛守安敬 印

大坂府

御裁判所

〔A—26〕「公庁諸願届写 第十二番」

(注) 同文の写し、〔A—23〕「公庁諸願届書写」にあり

109 明治4年 (1871) (7月) 廿九日

泊明 同前 (注)

當番 迪吉

助信

① 御旅所除地願之儀ニ付社内并濱先迄

間數取しらへ、町内世話方へ為相頼罷越、

功長、従長・種清・安敬・幸八召連候

〔K2—1〕「当番所雜記」

(注) 正國

110 明治4年 (1871) (8月) 廿二日 雨

泊明 種清

當番 同人

助信

② 御廳江出勤、功長・種清

御旅所轉宮之義ニ付、松嶋花園地拝借

願之事

〔K2—1〕「当番所雜記」

111 明治4年 (1871) 八月廿二日

(一紙)

③ 旅

(注1) 口上覺

一、當社梅本町旅所大破中ニ付、當六月祭禮

仮旅所松嶋明地所拝借仕、以御蔭渡御無滞

相勤、実ニ以難有仕合奉存候、然ル処右梅本町旅所

余り大破ニ相成候故、修覆之義氏地江及内談候處

申答候ニハ、元来同所者外國人居留地ニ御座候間、  
祭禮執行ひ候節、神輿昇太鼓方我雜なる者

ニ而、夫々世話人共相制候とも、万一無礼之振舞有  
之候節申訳無御座候、依之轉宮之事奉願可然

旨内談も御座候へ共差當り無之候処、當年仮  
旅所を松嶋土地拝借奉願、無滞神祭相勤候

事難有奉存候間、右松嶋江轉宮之事御願

〔貼紙〕  
「申上度奉存候」元より右土地之義者當社氏地も

多分御座候、旁同所之内花園地ニ而

御上之御差支ニ不相成候地所を梅本町御旅所

同間ニ而、表口二十間・奥行二十五間拝借之儀

奉願度、尤右花園地前以拝借仕罷在候者と

地揚仕候、入費者當社より相對ヲ以相償ひ可

申候間、右地所拝借之義奉願上候、何卒此段

御聞届被成下候ハ、難有奉存候、以上

明治四年

天満社神主

辛未八月廿二日

滋岡功長(印)

同 見習

同 松麻呂徒長(印)

同 社家惣代

寺井種清(印)

右之通供々奉願上候間與印仕候、以上

に組三番

椋橋町少年寄

勝田外兵衛(印)

前書願之趣差支無御座候ニ付與印仕候、以上

ぬ組

松嶋廓少年寄

米田弥兵衛(印)

大坂府

御廳

(付紙)



〔G-102〕「旅所を松嶋へ遷宮につき」口上覚

(注1) 同文の写し、あと一冊あり

(注2) 印文「大坂府知事印」

112 明治四年(1871)八月廿二日

旅

口上覚

一、當社梅本町旅所大破中ニ付、當六月

祭禮假旅所松嶋明地所拝借仕、以御蔭

渡御無滞相勤、実ニ以難有仕合奉存候、

然ル処右梅本町旅所余リ大破ニ相成候故、

修覆之義氏地江及内談候処申答候ニハ、元

来同所者外國人居留地ニ御座候間、祭禮

執行ひ候節、神輿昇太鼓方我雜

なる者ニ而、夫々世話人とも相制候共、万一

無礼之振舞有之候節申訳無御座候、

依之轉宮之事奉願可然旨内談モ御座候

得共差當リ無之候処、當年仮旅所を

松嶋土地拝借奉願、無滞神祭相勤

候事難有奉存候間、右松嶋江轉

宮之事御願申上度奉存候、元より

右土地之義者當社氏地も多分御座候、

旁同所之内本園地ニ而

御上之御差支ニ不相成候地所を梅本町

旅所同間ニ而、表口二十間・奥行二十五間<sup>四</sup>

拝借之儀奉願度、尤右本園地前以拝

借仕罷在候者カ地揚仕候、入費者當社カ

相對ヲ以相償ひ可申候間、右地所拝借之

義奉願上候、何卒此段御聞届被成下候ハ、  
難有奉存候、以上

明治四年

辛未八月廿二日

同 見習

同 松麻呂從長 印

同 社家惣代

寺井種清 印

右之通供ニ奉願上候間奥印仕候、以上

に組三番 棕橋町少年寄

勝田卯兵衛 印

前書願之趣差支無御座候ニ付奥印仕候、以上

ぬ組

松嶋廓少年寄

米田弥兵衛 印

大坂府

御廳

113 明治四年 (1871) 九月八日

①旅 (注) 口上覺

一、兼而御聞届被為成下候當社旅所之  
義、松嶋花園地江轉宮仕度候ニ付、前  
以拝借罷在候者方地揚入費之義ハ當社方相  
償ひ可申懸合相濟申候、然ル所今一壇  
地低之処御座候ニ付、當月十五日方

早速相濟聞印下ル

「A—26」公庁諸願届写 第十二番

(注) 同文の写し、「A—23」公庁諸願届書写」にあり  
No.112はNo.111の写しであるが、No.111には無い上包も写している

上 包

梅本町當社旅所轉宮	天満社神主
之事奉願上度	滋岡功長
候ニ付松嶋本園地之内ニ而	同 見習
地所拝借仕度願之	同 松麿從長
事	同 社家惣代
	寺井種清

-----

同廿一日迄傭ひ人足、且信仰之輩を以土

砂運送仕度奉存候、尤最寄松嶋地續之

川そいニ御揚有之候土砂頂戴之義

御願奉申上候、此節取急キ土砂運入次

第六月祭礼渡御神輿雨覆ひ

相兼、仮社取建置、同廿二日夜幣帛

相建宮社再建之義ハ追而可奉願上候

得共、猶又其式相濟候得者、翌廿三日方

五日迄安鎮神拜之執行可仕候ニ付、右

之段夫々宜御聞届被成下候ハ、難有

仕合奉存候、以上

明治四年 天満社神主

辛未九月八日 滋岡功長

同 見習

同 松麻呂從長

同 社家惣代

寺井種清

本文之義供ニ奉願上候ニ付奥印仕候

椋橋町少年寄

勝田卯兵衛

梅本町少年寄

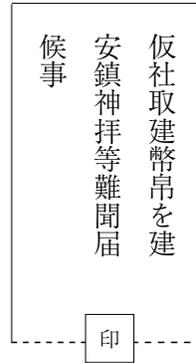
前書之義ニ付奥印仕候

和田清兵衛

松嶋廓少年寄

米田弥兵衛

(付紙)



〔A-26〕「公庁諸願届写 第十二番」

(注) 同文の写し、「A-23」公庁諸願届書写」にあり

114 明治四年 (1871) 九月十日

旅 (注) 口上覺

一、兼而御聞届被為成下候當社旅所

之義、松嶋花園地江轉宮仕度候ニ付、前

以拝借罷在候者も地揚ケ入費之義ハ當

社も相償ひ可申懸ケ合相濟申候、然ル

処今一壇地低之所御座候ニ付、當月十

五日も同廿一日迄傭ひ人足、且信仰之

輩を以土砂運送仕度奉存候、尤最

寄松嶋地續之川そひ二有之候土砂頂

戴之義御願奉申上候、右之段御聞

届被成下候ハ、難有仕合奉存候、以上

明治四年

天満社神主

辛未九月十日

滋岡功長印

同 見習

同 松麻呂從長印

同 社家惣代

寺井種清印

本文之義供ニ奉願上候ニ付奥印仕候

椋橋町少年寄

勝田外兵衛

榎本町少年寄

和田清兵衛

前書之儀ニ付奥印仕候

松嶋廓少年寄

米田弥兵衛

大坂府

御廳

(付紙)



〔A—26〕「公庁諸願届写 第十二番」

(注) 同文の写し、「A—23」公庁諸願届書写」にあり

115 明治四年 (1871) 九月十日

旅 (注) 口上覺 此分八日出願之跡 十日之分

一、當社江拜借仕候松嶋花園地旅所、  
 来ル十五日と同廿一日迄砂持之義、一昨八日  
 奉願上御聞濟被為成下難有仕合  
 ニ奉存候、然ル処右場所御出役御  
 休足所一ヶ所、并銘々共世話人共相溜り  
 候所一ヶ所、右二ヶ所かねて本社ニ在来候  
 取置組立ものにて取しつらひ、猶又  
 運送之人足両舎二三ヶ所堀立柱苦  
 ふきにて取建申置度、尤日数相濟  
 申候ハ、いづれも取片附可申候、右運送

夕景迄ニ相しまひ可申候へ共、短日之

義ニ付自然夜ニ入申候ハ、残時籌相用

申度右之段奉願上候、御聞届被

成下候ハ、難有奉存候、以上

明治四年

天満社神主

辛未九月十日

滋岡功長 印

同 見習

同 松麻呂從長 印

同 社家惣代

寺井種清 印

本文之義供ニ奉願上候ニ付奥印仕候

同 椋橋町少年寄

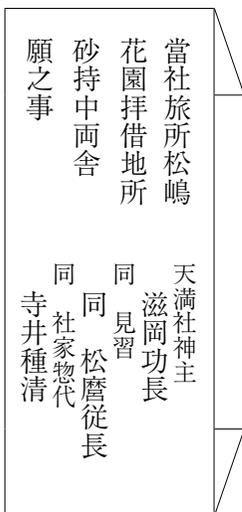
勝田外兵衛 印

前書之義ニ付奥印仕候

同 松島廓少年寄

米田弥兵衛 印

大坂府 御廳 包 上



〔A—26〕「公庁諸願届写 第十二番」

(注) 同文の写し、「A—23」〔公庁諸願届書写〕にあり

116 明治4年 (1871) (9月) 十五日

泊明 正國

當番 種清

迪吉

(旅) 今日5廿一日迄

松嶋御旅所地砂持

〔K2—1〕「当番所雜記」

117 明治四年 (1871) 九月十五日

(旅) 九月十五日出願

(注) 口上覚

當社梅本町ニ罷在候旧来之旅所者、

外國人居留地内、其上一區ニ居住も相

嵩ミ甚御不都合ニ付御諭之趣も有之、

當六月祭禮之節、神輿松嶋花

園地江渡御奉願御免許被為成下、

引續松嶋御再興ニ付而者願濟之

通轉地仕候、右ニ付榎本町旅所

之義ハ土地返上仕度奉存候

右之通乍恐御聞濟被為成下候様

奉願上候、以上

明治四年

天——

辛未九月十五日

滋岡——印

同 見習

同——印

同 社家惣代

寺井——印

本文之義供ニ奉願上度候ニ付奥印仕候

棕橋町少年寄

勝田——印

梅本町少年寄

和田——印

前書之義ニ付奥印仕候

松嶋廓少年寄

米田——印

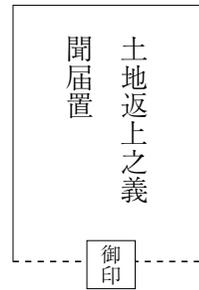
同

沖田——印

大——

——

(付紙)



〔A-26 〔公庁諸願届写 第十二番〕

(注) 同文の写し、〔A-23 〔公庁諸願届書写〕〕にあり

118 明治四年 (1871) 九月十八日

旅 (注) □上覺

梅本街旅所之儀去ル十五日

返上仕度段、奉願御聞濟

被為成下候ニ付而者、神器并

社殿等追々天満本社へ當分

引取可申筈之処、幸ひ先般

拝借御聞濟被為成下候松

嶋旅所地者手近ニ付地祭仕候

上、暫時此所江神器引移

置申度、此段奉願上候、御聞濟

被為成下候ハ、難有奉存候、以上

明治四年

天満社神主

辛未九月十八日

滋岡功長

同 社家惣代

寺井種清

大

〔A-26 〔公庁諸願届写 第十二番〕

(注) 同文の写し、〔A-23 〔公庁諸願届書写〕〕にあり

119 明治四年 (1871) 九月十九日

旅 (注) □上覺

一、拝借仕候松島花園地當社旅所

土砂運送之義、去十五日と廿一日迄

奉願上御聞濟被為成下難有奉存候、

然ル処雨天つゞきにて運ひ残り

候ケ所、来ル廿二日と晴天七日之間

日延之義奉願上候、御聞濟

被為成下候ハ、難有奉存候、以上

明治四年

天満

辛未九月十九日

滋

同

寺

大坂府

御廳

〔A-23「公庁諸願届書写」

(注) 同文の写し、「A-26「公庁諸願届写 第十二番」にあり

120 明治四年 (1871) 九月十九日

⑨(秋) 口上覺

一、當社江拜借仕候松島花園地

旅所追々運送仕候ニ付、運ひ入

相濟候地所ニ而近々之内地祭仕、

仮旅所取建、梅本町元旅所

之神器類引移シ例年通り

之秋祭執行仕度、依之當廿五日

前後献燈仕拜禮相勤度此段

奉願上候、御聞濟被為成下候ハ、

難有奉存候、以上

明治四年

天

辛未九月十九日

滋岡

同

寺井

大

〔A-23「公庁諸願届書写」

(注) 同文の写し、「A-26「公庁諸願届写 第十二番」にあり

121 明治4年 (1871) (9月) 廿一日 晴

泊明 助信

當番 元貞

⑨(旅) 松島行、種清・助信

〔K2-1「当番所雜記」

122 明治4年 (1871) (9月) 廿二日 晴

泊明 同前

當番 種清

⑨(旅) 夜、松島地鎮祭

奉納囃子

片町辺神事之地車五軸牽来

[K2-1 「当番所雜記」]

四區出張所及監察同文差出ス事

[A-26 「公庁諸願届写 第十二番」]

123 明治4年 (1871) (9月) 廿三日 晴 泊明 迪吉  
當番 助信 元貞

125 明治4年 (1871) (9月) 廿四日 晴 泊明 同前

①旅 松嶋拝借地々鎮祭相濟届

①秋 宵宮御神事如例

功長・助信

[K2-1 「当番所雜記」]

曾根崎新地練物来、參籠舎休足

[K2-1 「当番所雜記」]

126 明治4年 (1871) (9月) 廿五日 晴 泊明 元貞  
惣番

124 明治4年 (1871) (9月) 廿三日

①秋 御神事如例、御神供頂戴

①旅 口上覚

[K2-1 「当番所雜記」]

當社松嶋花園地旅所地祭并

梅本町旅所<sup>5</sup>神器引移シ、昨夜以御

蔭無滞相勤難有奉存候、右之段

御届奉申上候、以上

①秋 口上覚<sup>(注)</sup>

當社松嶋花園地旅所

地祭并榎本町旅所<sup>5</sup>神器

引移シ、昨夜以御蔭無滞

相勤難有奉存候、右之段御

届奉申上候、以上

明治4年 天

辛未九月廿三日 滋岡

同

渡辺

大

明治四年

天——

辛未九月廿五日

滋岡——

同——

渡辺——

大——

四區出張所及監察同文差出ス事

〔A—23 〔公庁諸願届書写〕

(注) No.124とNo.127は同文の口上書であるが、日付がちがっている

128 明治四年 (1871) 九月廿九日

旅

(注) 口上覚

一、當社へ拝借仕候松島花園地

旅所地低之所、土砂運送之

義去ル十五日と同廿一日迄奉願上候、猶

又運ひ残り之ヶ所去廿二日と晴天

七日之間日延之義奉願上候処、御

聞濟被為成下、以御蔭昨廿八日

中にて相濟難有奉存候、右御禮申上

且御届奉申上候、以上

明治四年

天——

辛未九月廿九日

滋——

同——

同——

同——

寺——

大——

〔A—23 〔公庁諸願届書写〕

(注) 同文の写し、〔A—26 〔公庁諸願届書 第十二番〕にあり

129 明治四年 (1871) 九月廿九日

旅

(注) 口上覚

一、當社へ拝借仕候松島花園地

旅所地低之處、土砂運送之義

昨廿八日中にて相濟難有奉存候、

右御禮申上且御届奉申上候、

以上

明治四年

天——

辛未九月廿九日

滋——

同 |

同 |

同 社家惣代

寺 |

御出張所 四区御出張所

外ニ監察

〔A-23 〔公庁諸願届書写〕

(注) 同文の写し、〔A-26 〔公庁諸願届写 第十二番〕にあり

130 明治四年 (1871) 九月晦日

旅 (注) 口上覚

一、當社江拜借仕候松島花園地

土砂運送之義、去廿八日中にて無

滞相濟難有奉存候、然ル處當

社信仰之輩砂持相残り候義ニ而様々

申参り、其実地普請もいまた三

歩通り手残相成候を見付、何分

日延之儀願呉候様松島廓を初

其外よりも申立相競ひ居、折角

之人機今更難差止御座候間、

恐多義ニ御座候へ共、右廓中一体

之地かため、且運ひ残り之地江砂

持明朔日より晴天七日之間奉願上候、

御聞届被為成下候ハ、難有奉存候、此

段再應奉願上候、以上

明治四年 天 |

辛未九月晦日 滋 |

同 |

同 |

同

寺 |

大 |

|

右御聞印下り相濟

〔A-23 〔公庁諸願届書写〕

(注) 同文の写し、〔A-26 〔公庁諸願届写 第十二番〕にあり

131 明治4年 (1871) 十月朔日 雨

泊明 助信  
當番 種清

元貞

旅 (注) 今日砂持日延

〔K2—2 〔当番所雜記〕

132 明治4年 (1871) (10月) 九日 雨 泊明 迪吉

當番 種清

元貞

①旅 松島町砂持、今日ニ而□□□□相濟

〔K2—2 〔当番所雜記〕

133 明治4年 (1871) (10月) 十二日 晴 泊明 同前

當番 迪吉

助信

①旅 松嶋御旅所砂持相濟届、

出廳功長・種清

外四區之内北二ヶ所世話方其外

所々禮廻り、松嶋江罷越

(注) 種清

〔K2—2 〔当番所雜記〕

旅所砂持之義運ひ残之處、當

月朔日方晴天七日之間日延奉願上

處、御聞届被為成下、一昨十日中

ニ而無滞相濟難有奉存候、

右御禮申上且御届奉申

上候、以上

天 —

滋 —

同

同 —

同

寺 —

大坂府

外ニ出張四ヶ所監察

〔A—23 〔公庁諸願届書写〕

(注) 同文の写し、〔A—26 〔公庁諸願届写 第十二番〕にあり

134 明治4年 (1871) (10月12日) 力

①旅 (注) 口上覚

一、當社江拝借仕候松島花園地

135 明治四年 (1871) 十月十七日

①旅 (注) 口上覚

一、當社梅本町古旅所附屬之神  
器類并木石等追々忝嶋新

旅所江引移シ申度候、付而ハ  
人足共往返混雜可仕、此段御(斷脱)

且御届奉申上置候、以上

明治四年 天満社神主

辛未十月十七日 滋岡功長印

同 見習

同 従長印

同 社家惣代

寺井種清印

外國事務局

御局

役所

[A-23 「公庁諸願届書写」]

(注) 同文の写し、「A-26 「公庁諸願届写 第十二番」にあり

136 明治4年(1871)(10月)十八日 晴

泊明(注) 同前  
當番 迪吉

助信

①旅 今日松嶋新旅所へ梅本町古旅所

之梅桜植替候事、神木講植木屋中より  
寄進ニ而人足出候、昼飯手弁當、夕飯之義者

八丁目魚秀才寄進ニ而仕へし、無滞相濟、  
功長・従長・種清・安敬罷越

(注) 迪吉

[K2-2 「当番所雜記」]

137 明治4年(1871)(10月)十九日 曇

泊明 種清  
當番 同人

元貞

①旅 魚秀・神木講世話方・醬油屋中世話方

廻勤、功長・種清

[K2-2 「当番所雜記」]

138 明治4年(1871)(10月)廿六日 晴

泊明(注) 同前  
當番 迪吉

助信

①旅 古旅所石花表足場取掛り、明廿七日ニ治定、

依之外務局役所へ届出

持參、功長・安敬出勤

(注) 迪吉

139 明治四年 (1871) 十月廿六日

旅 (注) 口上覚

一、梅本町當社古旅所濱前之石鳥居

恣島新旅所江引移シ申度候ニ付、明廿七日

右足場等ニ取懸り近々引移シ申候、尤精々

往来之妨ニ不相成候様可仕、此段御届ケ

奉申上候、以上

明治四年

天満社神主

辛未十月廿六日

滋岡功長印

同 見習

同 従長印

同 社家惣代

大町安敬印

外国事務局

御役所

〔A—23 〔公庁諸願届書写〕

(注) 同文の写し、〔A—26 〔公庁諸願届写 第十二番〕に二点あり。一点は挿入切紙

〔K2—2 〔当番所雜記〕

140 明治4年 (1871) (10月) 廿七日

旅 (注) 古旅所石華表足場掛り初、追々

新旅所松嶋江引移シ候事

〔K2—2 〔当番所雜記〕

泊明 種清  
當番 同人  
元貞

141 明治4年 (1871) (11月) 十日 晴

泊明 安敬  
當番 種清  
迪吉

御廳、功長・従長・安敬出勤

公用帳ニ記ス

〔K2—2 〔当番所雜記〕

142 明治四年 (1871) 十一月十日

(注) 口上覚

一、當社合印紋菊御紋所ニ似寄候ニ付

御差止ニ相成奉畏候、早速氏地町々江も

通達仕候、然ルニ差當り傘挑燈等精

々取調可申勿論ニ御座候處、遠方江

143 明治4年 (1871) 十二月朔日

(注) 同文の写し、「A-26」[公庁諸願届写 第十二番]にあり

「A-23」[公庁諸願届書写]

大——

大町安敬印

同 社家惣代

同 従長印

同 見習

辛未十一月十日 滋岡功長印

明治四年 天満——

一、以来當社合印紋別紙圖面之  
通ニ相改申度、右御伺奉申上候、以上

候分、自然御紋方御目ニとまり候ハ、  
甚恐入候へ共、御見當り次第御差止被為  
成下度、此段かねて奉願上候

かりかへり、夫ち又かしニて取残しニ相成

小長・播平・淡平(カ)禮ニ付、今晚(カ)従長・種清・安敬罷越  
茶舩也、堂嶋米會所并ニ大清へ禮廻り相勤、引続  
御旅所一拜、遷座之次第無人ニ付、御幣(注)従長、榊安敬、  
御種清・小谷、神酒献ス、奉幣祓下供無滞相濟、大垣屋  
ニ而支度世話方中カ被申付、夫々祝儀被贈候也、翌曉寅  
之刻比帰宅、嘉助召連ル

(注) 御(ぎよ) ↓御神体のこと

「K2-2」[当番所雜記]

泊明 安敬

當番 種清

迪吉

①旅 松嶋御旅所未社舩靈社迂座之儀、江ノ子嶋東町

明治五年 (一八七二)

144 明治5年 (1872) (1月) 廿八日 雨  
泊明 同前<sup>(注)</sup>

當番 種清

助信

(注) 安敬

周旋有之、今夜御うつし之義申来り候ニ付、仮うつし之義差掛り、至急之事共種清・正國參勤

[K2-2 「当番所雜記」]

⑤ 御廳、御鎮守社拜禮伺之事

當年より御廢止

神主印鑑紙札差出ス、社家中も今日

さし出スへき旨御沙汰、功長・従長・安敬出勤也

但シ、古旅所地返上日限可申出事

[K2-2 「当番所雜記」]

146 明治5年 (1872) (2月) 六日 雨  
泊明 元貞

當番 迪吉

助信

⑤ 西大組會議所へ御旅町々戸数取調被呉候様

為頼、中年寄金沢・岩本へ罷越種清

[K2-2 「当番所雜記」]

(注) 正國

145 明治5年 (1872) (2月) 二日 晴  
泊明 如前夜<sup>(注)</sup>

當番 種清

元貞

⑤ 西大組會議所へ戸数为尋、種清罷越、即刻

旧旅所地所之義御府へ御引渡願一件、小長へ相談之事

[K2-2 「当番所雜記」]

⑤ 今夜松嶋御旅所船玉社遷座  
稻荷社

梅本町古御旅所本殿、花園新御旅所へ引移シ、辰巳之方

へ末社稻荷社ニ轉し度趣、先達而方政田屋・山口屋段々

148 明治5年 (1872) (2月) 八日

泊明 正國  
當番 迪吉

助信

①旅 西大組中年寄金沢・岩本・筆者小野木江

廻禮・直様旧旅所地引渡奥印等之義ニ付世話方  
中へ相談、種清罷越

〔K2-2 〔当番所雜記〕〕

149 明治5年 (1872) (2月) 九日

泊明 同前

當番 種清

元貞

①旅 府廳、氏地町々戸数取調書差出ス、

但し旧旅所地御引渡、且花園地新旅所御免除地願之事、  
功長・種清出勤之処、明十日御沙汰伺  
として可罷出旨ニ付退出、掛り小川氏

社寺方

戸数書

〔K2-2 〔当番所雜記〕〕

150 明治五年 (1872) 二月九日

①旅 口上覺(注)

一、當社梅本町旅所表口南北二十間・

奥行東西廿四間ニ御座候處、去未八月

松嶋花園地江轉宮之儀奉願、同年

九月十五日梅本町右ノ旅所地所返上

之儀奉申上、其後追々建物及木石

等引拂申候ニ付、今度右地所御引渡シ申

上度、此段奉願上候

但し精々為引拂候へ共、今少シ取残シ之

品者御引渡シ申上候上ニて、何卒為御引

被為成下候様御願奉申上候

一、梅本町旅所社内廿間・東西廿四間御除地

ニ而、右門前濱先も旧来無冥加ニて御差置

被為成下候義、難有仕合奉存候

何卒花園地新旅所地所モ甚恐入奉存候へ共、

従前之通御除地ニ被為成下候様奉願上度、御

聞届被為成下候ハ、難有仕合ニ奉存候、以上

明治五年 天満宮神主

壬申二月九日 滋岡功長 印

同 見習

同 松麻呂印

同 社家惣代

寺井種清印

本文之義供ニ奉願上度候ニ付奥印仕候

棕橋町少年寄

勝田卯兵衛印

梅本町

大

書

梅本町當社古旅所  
 天満社神主  
 滋岡功長  
 同 見習  
 同 松麻呂  
 同 社家惣代  
 寺井種清

地所返上仕候ニ付御  
 引渡シ奉申上度願事

(付紙)

書面地所引渡シ之儀ハ聞届候事  
 但新旅所坪数除地之儀ハ追而可為  
 沙汰候事  
 是迄御聞印一ツニ候處、當御知事御職  
 ニ相成候方御聞印式ツニ相成候事

御 印

〔A-26〕「公庁諸願届写 第十二番」

(注) 同文の写し、「A-23」〔公庁諸願届書写〕にあり

151 明治5年(1872)(2月)十日 雨

泊明 種清

當番 迪吉

助信

旅

府廳へ出勤、功長・種清

旧旅所地引渡之義聞濟し人分之□ハ

追而沙汰ニ及候由

新旅所除地願之義坪数取調之上沙汰ニ

可及との趣、即刻其段世話方小長江通達

として種清罷越

〔K2-2〕「当番所雜記」

152 明治5年 (1872) (2月) 二十一日

泊明 (注) 同前  
當番 迪吉

助信

水帳之義頼候事

[K2-2 「当番所雜記」]

當夏祭禮之義ニ付、氏地町世話方中江兼而

頼置候処、今夕集り候へハ、有馬町式丁目・椋橋町・

堂北町、近日惣世話方中寄合之事

頼廻り候也

[K2-2 「当番所雜記」]

154 明治5年 (1872) 三月九日

(旅) 口上覺 (注)

一、當社梅本町古旅所地所返上仕候ニ付、

御引渡シ申上度候段去月九日奉

願上候処、御聞届ニ相成難有奉存候、

右ニ付御出役之御日限乍恐

奉伺上候、以上

壬申 天満

三月九日 滋

同

同 印

同

大町 印

大坂府

御廳

追而御沙汰候事

153 明治5年 (1872) (3月) 九日 晴

泊明 (注) 同前  
當番 種清

迪吉

(旅) 来ル十一日

神武天皇祭奠伺并梅本町古旅所

地処引渡日限伺、功長・従長・安敬出

勤、昼後以書付地所引渡明十日之由被仰下候、

夕後、古旅所引渡之儀ニ付、外務局

江功長・安敬届、并二世話方へ右之由

達し候事、正國・小長・談平・永来吉、

西丁書役并二梅本丁へ明日之引渡之節

〔A-26 〔公庁諸願届写 第十二番〕〕

(注) 同文の写し、「A-23 〔公庁諸願届書写〕」にあり

155 明治五年 (1872) 三月九日

旅 口上覚 (注)

一、梅本町當社古旅所地所返上仕候ニ付、右御引渡し之義御本府江願上候處、明十日御出張ニ付、外務御局御立會ニ相成候由御達ニ御座候間、右之段宜奉願上候、以上

明治五年 天満社社主

壬申三月九日 滋岡功長 印

同 社家惣代

大町衛守 印

外國事務局

御役所

〔A-23 〔公庁諸願届書写〕〕

(注) 同文の写し、「A-26 〔公庁諸願届写 第十二番〕」にあり

156 明治5年 (1872) (3月) 十日 晴 泊明 迪吉

當番 元貞

助信

旅 地所引渡ニ付、功長・種長・正國、梅本町江

出勤、無滞相濟

〔K2-2 〔当番所雜記〕〕

157 明治5年 (1872) (3月) 十一日 晴 泊明 同前

當番 種清

迪吉

旅 昨日古御旅所地面引渡、出役之人々江挨拶

〔K2-2 〔当番所雜記〕〕

158 明治5年 (1872) (3月) 十五日 泊明 同前 (注)

當番 種清

迪吉

旅 府廳出勤、功長・種清、古旅所地間敷之事、別記ニ有

〔K2-2 〔当番所雜記〕〕

(注) 正國

159 明治五年 (1872) 三月十五日

旅 口上覚 (注)

一、榎本町當社元旅所東西廿四間・南北廿間、右者中古來之書留ヲ以去ル明治

元戊辰年御調之節奉申上候書面

ニ而御座候、然處今度御引渡申上候ニ付

右間御調之處、

表通り南北廿五間三步三厘

裏行 東西廿二間半

右之通ニ御座候段全ク當社書留之儘

右間數も不相改不行届之段奉恐入候、

右御断且御伺奉申上候、御聞届被為成下候ハ、

難有奉存候

明治五年

天満 —

壬申三月十五日

滋 — 印

同

同 — 印

同

寺井 — 印

大坂府

御廳

右者今度御調ニ相成候現今之麓繪圖



〔A-23 〔公庁諸願届書写〕

(注) 同文の写し、〔A-26 〔公庁諸願届写 第十二番〕〕にあり

160 明治5年 (1872) 六月朔日

泊明 安敬

當番 種清

迪吉

當六月祭禮事件ニ付、氏地區長中集會

〔K-2-3 〔当番所雜記〕

161 明治5年 (1872) (6月) 四日

泊明 如前夜

當番 元貞

助信

③ 主上西京ち着御

[K2—3 「当番所雜記」]

(注) 助信

162 明治5年 (1872) (6月) 五日 時

泊明 迪吉

當番 種清

迪吉

③ 主上調練 叡覽裁判所 行幸

夜花火 叡覽

[K2—3 「当番所雜記」]

(注) 安敬

164 明治5年 (1872) (6月) 十四日 晴

泊明 如前夜  
當番 元貞  
助信

府廳出勤、功長・種清、

御祭禮渡御御願之事、

即刻御聞届

諸方廻勤

太鼓打はしめ、諸講挨拶如例

[K2—3 「当番所雜記」]

163 明治5年 (1872) (6月) 七日 曇

泊明 元貞

當番 種清

迪吉

今上西國江御発輦

祭禮渡御ニ付、川堀御操合之儀願、天満氏地惣代

區長ち御廳出願、社ちも別帯ニ而添願仕候処、惣區長よ

り御沙汰有之候趣

[K2—3 「当番所雜記」]

165 明治五年 (1872) 六月十四日

口上覚

一、来ル廿五日天満宮祭禮

ニ付、松嶋花園地旅所江

渡行仕度奉願上候、御聞

届被為成下候ハ、難有奉存候、以上

明治五年 天

壬申六月十四日 滋岡功長印

同

同 從長印

同  
寺井種清印

大

○但船陸道筋之義者追而

奉願上候

神輿

△ 渡御本字ニ候へとも憚 天朝渡行ト書改候事  
下倣之

右寫一枚相添総區長へ遣

出ス、総區長と社寺掛りへ傳達、

即刻御聞届之旨同人と

御沙汰有之候事

寫相添、四區出張所へ  
差出ス文言  
左之通

口上覚

別紙之通奉願候處、御聞届ニ

相成難有奉存候、此段御届奉

(衍)  
奉申上候、以上

明治五年

天

壬申六月十四日 滋岡

同

同

同

寺

御出張所

菅原町本館大江橋枝館  
右之通り其余者一社物代也

高麗橋

菅原町

本館

物右衛門町

大江橋

瓢箪町

當時白髮町

本館ニ相成候事

達而調印ニて出候哉被申候

宜敷引取翌十五日

調印ニて出ル

惣右衛門町同断

被申候、其外者

例之通ニて相濟

(付紙)



〔A-26 〔公庁諸願届写 第十二番〕

(注) 同文の写し、〔A-23 〔公庁諸願届書写〕〕にあり

166 明治五年 (1872) 六月十四日

口上覺 (注)

一、来ル六月廿五日天満宮祭礼

ニ付、松島花園地旅所江渡行

之儀今日願濟ニ相成候ニ付、當

日居留地前川通行之義ニ付、

此段御届申上候間万端宜

御聞置被為成下候様奉願上候、

以上

明治五年

天満一社惣代

壬申六月十四日

寺——

外國事務局

御役所

天満天神

社務人

壺人

右御用之義候条御府内

詰所へ唯今早々可被罷出候事

六月十四日

総區長



功長他行中代助信

罷出候処、祭禮御聞濟

下ヶ紙御聞印被相渡候事

総區長石田氏

〔A-26 〔公庁諸願届写 第十二番〕

(注) 同文の写し、〔A-23 〔公庁諸願届書写〕〕にあり

167 明治5年 (1872) (6月) 十五日 晴

泊明 助信

當番 種清

迪吉

御旅所廻勤、助信

堂しま八方暑氣見舞、正國

講々廻勤、種清

〔K2-3 〔当番所雜記〕

168 明治五年 (1872) 六月十五日

口上覺

一、来ル廿五日天満宮祭禮之儀御聞届

被為成下難有奉存候、右道筋之義別紙

之通ニ御座候間、此段御届奉申上候、以上

明治五年

天満社々務人

壬申六月十五日

滋岡功長印

同見習

滋岡従長印

同社家惣代

大町安敬印

北大組第七區大工町戸長

橋本甚兵衛

御

神輿出道筋

表門と西江、天神橋通り南江、菅原町西江、

樋之上橋渡り北へ、樋ノ上町難波橋通り南江、

同橋北詰西手岸岐と乗船、堂嶋川下り、居留

地前川南へ、松嶋新大橋西詰南手岸岐と上

陸、大門と西江、大通り南江月見町南江、旅所

入輿、但シ還輿道筋同断

右之通ニ御座候

〔A―26 〔公庁諸願届書 第十二番〕

(注) 同文の写し、〔A―23 〔公庁諸願届書写〕〕にあり

169 明治五年 (1872) 六月十五日

(挿入、罫紙)

(表)

口上覺

一、天満宮祭禮御聞届ニ

相成難有奉存候、道筋之

義別紙之通りニ御座候間、此段

御届奉申上候、以上

明治五年

天満社々務人

壬申六月十五日

滋岡功長(印)

同 見習

同 従長(印)

同 社家惣代

大町安敬(印)

北大組第七區大工町戸長

橋本甚兵衛

御取締所

(裏)

口上覺

一、當社祭礼之儀 御府廳江

奉願上候ニ付、此段御届奉申上候、已上

但し道筋之儀者別紙ニ

相添、猶又御届奉申上候、已上

明治五年

天満社社務人

壬申六月十五日

滋岡功長 印

同 見習

同 従長 印

同 社家惣代

大町安敬 印

北大組第七區大工町

戸長 橋本甚兵衛 印

北大區

御取締所

〔欄外記入〕  
〔已来如此四區届并相成振合也〕

尤各実印ヲ押ス、仍て由上書切紙切紙之口上書

ニ不及候、西南東之取締所者一社惣代ニ忝人

調印、并ニ戸長調印ニテ相濟」

〔A-26「公庁諸願届写 第十二番」

170 明治5年(1872)(6月)十六日 晴

泊明 同前  
當番 元貞  
助信

釵先・北組戸長暑氣見舞、正國  
御布令来

〔K2-3「当番所雜記」

171 明治5年(1872)(6月)十七日 晴

泊明 迪吉  
當番 種清  
迪吉

釵先年寄廻勤、正國

〔K2-3「当番所雜記」

172 明治5年(1872)(6月)十九日 曇

泊明 元貞  
當番 種清  
迪吉

市場問屋中廻勤、正國

〔K2-3「当番所雜記」

173 明治五年 (1872) 六月廿日

表書<sup>(注)</sup>

来ル廿五日天満宮祭禮川面渡行ニ付、  
浅瀬之ケ所土砂搔揚浚願之事

口上覺

一、来ル廿五日天満宮祭禮川面渡行

ニ付、右川筋浅瀬之ケ所搔揚

浚仕、目印之笹立置度、此段奉

願上候、御聞届被為成下候ハ、難

有奉存候、已上

明治五年

天満社々務人

壬申六月廿日

滋岡功長印

同 見習

同 従長印

同 社家惣代

大町安敬印

北第七區大工町

戸長 橋本甚兵衛印

大 |

御 |

〔A-26 〔公庁諸願届写 第十二番〕

〔注〕同文の写し、〔A-23 〔公庁諸願届書写〕と一紙 (A-26 に挿入) にあり

174 明治5年 (1872) (6月) 廿二日

泊明<sup>(注)</sup>  
同前  
當番 元貞

助信

江ノ子嶋

神輿世話方・銚屋、例之通来候

挨拶

〔K2-3 〔当番所雜記〕

〔注〕正國

175 明治五年 (1872) 六月廿二日

御届奉申上候口上覺<sup>(注)</sup>

一、来ル廿五日當社天満宮恒例之通

神事執行、御旅所江渡御相

成候處、功長孫従長儀、兼て見習

奉仕御届濟ニも相成候間、功長為

名代供奉相勤さ七候ニ付、此段

御届奉申上候、已上

明治五年

天満社々務人

壬申六月廿二日

滋岡功長印

同 見習

滋岡徒長印

同 社家惣代

大町安敬印

北大組第七區大工町

戸長 橋本甚兵衛印

大——

御——

〔A—26〕「公庁諸願届写 第十二番」

(注) 同文の写し、「A—23」〔公庁諸願届書写〕にあり

176 明治5年 (1872) 六月廿二日

(注) 御届

一、来ル廿五日當社祭禮渡御

之節、私名代ニ孫徒長供奉為相

勤申度奉存候ニ付、御府廳へ御

願奉申上候處御聞濟ニ相成候間、

此段御届奉申上候、以上

壬申

天満社務人

六月廿二日

滋——印

同 見習

滋——印

同 社家

大町——印

北大區

御取締所

〔A—26〕「公庁諸願届写 第十二番」

(注) 同文の写し、「A—23」〔公庁諸願届書写〕にあり

177 明治5年 (1872) (6月) 廿四日 晴

泊明

(注) 如前夜

物番

宵宮御神事如例

地車宮入、菅原町  
龍田町

御廳、祭禮當日御出役願、功長・徒長・安敬出勤

太鼓打始メ例之通

〔K2—3〕「当番所雜記」

(注) 種清

178 明治五年(1872) 六月廿四日

口上覚

一、天満宮祭礼ニ付、御出役之儀万端宜奉願上候  
御聞届ケ被為成下候ハ、難有奉存候、以上

明治五年

天——

壬申六月廿四日

滋岡——

同

滋岡——

同社家惣代

大町——

大工町戸長

橋本——

大阪府

御廳

〔A—23〕「公庁諸願届書写」

(注) 同文の写し、「A—26」「公庁諸願届写 第十二番」にあり

179 明治五年(1872) 六月廿四日

口上覚

一、天満宮祭礼ニ付、御出役之儀万端奉願上候、  
何卒此段御聞届被為成下候ハ、難有奉存候、以上

明治五年 天——

壬申六月廿四日

滋岡——

同

滋岡——

同

大町——

北大區

御取締所

其他新町  
白髮町 同文

右菅原町・新町ニケ所之取締所江届出ル

當日ハ出役承候事左ニ認め置へし

〔A—23〕「公庁諸願届書写」

(注) 同文の写し、「A—26」「公庁諸願届写 第十二番」にあり

180 明治5年(1872) (6月) 廿五日 晴 泊明 安敬

惣番

御神事如例

夕、第四字御出輦

暁、第二字還幸

供奉従長・種清・助信・安敬

〔K2—3〕「当番所雜記」

181 明治5年 (1872) (6月) 廿六日 晴 泊明 如前夜

當番 元貞

助信

太鼓禮参

神輿納等例之通

〔K2-3 〔当番所雜記〕〕

182 明治5年 (1872) 六月廿六日

口上覺(注)

一、昨廿五日當社祭礼ニ付神輿渡御式勤行仕候所、

船陸共御出役以御蔭無滞相濟難有奉存候、

右御礼奉申上候、以上

明治5年

天満社々務人

壬申六月廿六日

滋岡功長 印

同 見習

同 従長 印

同 社家惣代

大町安敬 印

北大組第七區大工町

戸長 橋本甚兵衛 印

大坂府

御

〔A-23 〔公庁諸願届書写〕〕

(注) 同文の写し、〔A-26 〔公庁諸願届写 第十二番〕〕にあり

183 明治5年 (1872) 六月廿六日

口上覺(注)

一、昨廿五日天満宮祭礼以御蔭無滞相濟難有

奉存候、右為御禮参上仕候、已上

明治5年

天満社々務人

壬申六月廿六日

滋岡功長 印

同 見習

滋岡従長 印

同 社家惣代

渡邊助信 印

外國事務局

御役所

〔A-23 〔公庁諸願届書写〕〕

(注) 同文の写し、〔A-26 〔公庁諸願届写 第十二番〕〕にあり

184 明治五年 (1872) 六月廿六日

口上覺

一、當社祭禮ニ付當日前後共御出

役被為成下、以御蔭万々無滯

相濟難有奉存候、右為御礼参上

仕候、以上

明治五年

天満社々務人

壬申六月廿六日

滋岡功長印

同 見習

同 従長印

同 社家惣代

大町安敬印

御取締所

右北大區夫々江出勤

〔A—26 〔公庁諸願届写 第十二番〕

(注) 同文の写し、〔A—23 〔公庁諸願届写〕〕にあり

185 明治5年 (1872) (6月) 廿七日 晴

泊明 助信

當番 種清

迪吉

府廳御禮、功長・従長・安敬

186 明治5年 (1872) (7月) 三日

〔K2—3 〔当番所雜記〕

明治5年 (1872) (7月) 三日

泊明 如前夜

當番 種清

元貞

郷中世話方集會、祭禮會

計諸務議論

〔K2—3 〔当番所雜記〕

(注) 元貞

187 明治5年 (1872) (7月) 四日

泊明 正國

當番 迪吉

助信

祭禮事件及六月分會計

〔K2—3 〔当番所雜記〕

188 明治5年 (1872) (7月) 五日 雨

泊明 同前

當番 種清

元貞

當夏御祭禮無滯被為濟

候ニ付、明六五日氏地安全御湯執行

可致、夫々参詣可被呉候様、區長中江  
案内廻文差遣ス

〔K2—3「当番所雜記」〕

189 明治5年 (1872) (7月) 六日 晴

泊明 種清  
當番 迪吉

助信

御湯三釜社賄、氏地中

正午揃候ニ付執行、後社内

梅園席ニ而酒出ス

参詣區長

小林佐一郎・和田半兵衛・清水吉右衛門・

阪上忠兵衛・今仲源次郎・奥野善之助・

井藤儀兵衛・勝田外兵衛・世話方松造

其他不参

〔K2—3「当番所雜記」〕

190 明治5年 (1872) (7月) 廿一日 晴

宿直 如前<sup>(注)</sup>  
當番 種清

助信

旅 昨日夜九時御布令来

花園御旅地元埋立三人、過日<sup>カ</sup>金子出入ニ付

出訴之趣願書相添、北新地三丁目戸長平田清七<sup>カ</sup>来

書ニ付、世話方中へ相談罷越、功長・種清・安敬

〔K2—3「当番所雜記」〕

(注) 助信

191 明治5年 (1872) (7月) 廿四日 晴

泊明 元貞  
當番 迪吉

助信

旅 過日<sup>カ</sup>金談引合ニ付、松のや其外御旅所世話方

永来吉・淡平・播平へ罷越、種清

〔K2—3「当番所雜記」〕

192 明治5年 (1872) (8月) 十五日 晴

泊明 如前夜<sup>(注)</sup>  
當番 種清

迪吉

旅 寄合、松島地所之事

〔K2—3「当番所雜記」〕

(注) 助信

193  
明治5年（1872）（10月）廿五日 晴

泊明 安敬  
惣番

①秋  
方御旅所参勤 助信  
御神事如例

明治六年 (一八七三)

194 明治6年 (1873) (6月) 十一日

松嶋旅所と岩崎太郎、功長ヲ招ニ付

出候処、祭禮一条也、是非執行

いたし候様、御府之内々命あり

〔K2-4 〔当番所雜記〕〕

195 明治6年 (1873) (6月) 十二日

①旅 今度松嶋當社旅所之南手江、

住吉之旅所出来候事、住吉祭禮

之節、當旅所ニて小休ミ有之由、

其節當社も出迎ひくれ候様、彼社と引合あり

〔K2-4 〔当番所雜記〕〕

196 明治6年 (1873) (6月) 十三日 (晝午後小雨)

御府総區長詰所へ罷出候様、

昨夕出役森氏入来ニて沙汰あり、

九時ニ出候処、磯野氏・加嶋氏

立合ニて祭禮船渡り川浚

197 明治6年 (1873) (6月) 十四日 (雨)

一、九丁目六區會議所より大年寄

區長中、祭禮ニ付集議在之罷出候様との事

ニ付功長參ル、祭禮之日取也、

七月十九日、旧曆之廿五日ニ當り候也、

十九日御座候よし被申候、陸行之所

淋しく候故、氏地區々小学校ヨリ五人<sup>(ツ)</sup>□□

男子之生徒、當日羽織ニて☆☆ニて

出候様相成、尤堂嶋濱<sup>(者別段カ)</sup>□□□□

賑ひ之人数さし出し候様被申候、道楽ありても

罷よし、磯野氏被申候、近々相談し可申候

〔K2-4 〔当番所雜記〕〕

不行届ニて、陸行ニて相勤候様  
との内命あり、従来之神輿  
破損ニ候へハ、新神輿ヲ損料  
ニてかり入可相用、神籬斗<sup>ヒモロキ</sup>ニてハ  
よろしからず候ふ事

〔K2-4 〔当番所雜記〕〕

198 明治六年 (1873) 六月十八日

(注) 口上覚

天満宮祭礼例年六月廿五日難波橋北詰波止場と  
神輿乗船ニ而、松島旅所へ渡御御座候所、當年右  
川筋土砂浚等難行届候ニ付船渡り相止メ、来ル  
七月十九日陸路ニ而神輿渡御仕度、此段御届奉  
申上候、以上

但シ道筋行列之儀者追而可申上候、以上

明治六年 天満宮祠官

六月十八日 滋岡功長印

同 祠掌

渡邊迪吉印

大阪府権知事渡邊昇殿

〔A—23 〔公庁諸願届書写〕

(注) 同文の写し、〔A—26 〔公庁諸願届写 第十二番〕にあり

199 明治6年 (1873) 六月十八日

(付紙、一紙)

参

明治五年申十一月廿七日

拜命

天満社祠官

滋岡功長

同日

拜命

同 祠掌

渡邊迪吉

明治六年酉四月十七日

拜命

天満社祠官

教導職十三級試補

滋岡功長

明治廿年酉一月十三日

拜命

東成郡第三區中野村

皇大御神社祠官

寺井種清

右之通ニ御座候間宜御頼申上候、以上

六月十八日

滋岡

岩名様

右教部出張所へ為持差出ス

〔K2—4 〔当番所雜記〕

200 明治六年 (1873) 六月十九日

(注) 口上覚

天満宮祭礼例年六月廿五日難波橋北詰波止場と

神輿乗船ニ而、松島旅所江渡御御座候所、當年

右川筋土砂浚等難行届候ニ付船渡相止メ、来ル七月十九

日陸路ニ而神輿渡御仕度、御届申上候所、御聞濟ニ相成候間、此段御届申上候、以上

但シ道筋之儀者追而申上候也

明治六年 天満社祠官

第六月十九日 滋岡功長

東西南北大區

御取締所

右同文ニ而四枚

外ニ同文ニ而

北第二番

御出張所宛一枚

〔A—23 〔公庁諸願届書写〕〕

(注) 同文の写し、〔A—26 〔公庁諸願届写 第十二番〕〕にあり

201 明治6年 (1873) (6月) 廿一日 雨

梅園ニ而世話方寄合、神事之事

〔K2—4 〔当番所雜記〕〕

202 明治6年 (1873) (6月) 廿四日 晴

午後差昏来

天満社

祠官 之内卷人  
祠掌

右者明廿五日午前第八時、可致

出頭者也

六月廿四日 大阪府

〔K2—4 〔当番所雜記〕〕

203 明治6年 (1873) (6月) 廿五日 晴

御神事如例

旅 住吉旅所花園砂持為見舞、饅頭

百贈ル、祠官手紙添岩崎長世宛

今日昼前八時、祠官功長阪府へ罷出

候處、市務縣より此度上地之分入札

先達而有之候得共、猶亦其社寺手元お

入札封書ニ而差出候様被申達候事

右引取七區勝田江申入置

〔K2—4 〔当番所雜記〕〕

204 明治6年 (1873) (6月) 廿七日 晴

市場濱方御神事御手傳、金五拾兩上ル

右挨拶、山市・萬屋・龍田町へ嘉

いづみや  
京極与兵衛・清水吉右衛門  
各札廻り、祠官

[K2-4 「当番所雜記」]

205 明治6年 (1873) 七月一日

①旅 住吉大神宮、松嶋御旅所江着、橋迄出迎當社祠官并種清

[K2-4 「当番所雜記」]

206 明治6年 (1873) (7月) 二日 雨

①旅 松嶋住吉御旅所江  
出御見定 參勤迪吉

[K2-4 「当番所雜記」]

207 明治6年 (1873) (7月) 五日

記

一、金五拾圓

右者當祭禮為御手傳

御寄附被成下、正社納仕候也

明治六年 天満社

第七月五日 神樂所印

市場問屋御中

仲買御中

右市場中江差出ス  
右挨拶、寺井出勤

問屋、久吉・吉武 仲買 〔吉・〕万

大津屋・京与・泉屋 〔伊・宮宇

魚屋・万屋 〔ハ・明伊

八宗

[K2-4 「当番所雜記」]

208 明治6年 (1873) (7月) 六日

天満宮太鼓

當月十六日

〃 十七日 打出し

〃 十八日 宮入

〃 十九日 陸御渡り

劍先 老分中

太鼓中

右之通申参り候二付、北出張所管原町・

大江橋両所へ相届置候事

[K2-4 「当番所雜記」]

209

明治6年 (1873) (7月) 十日 晴

上荷引船方神輿松嶋江御入之

節、手傳昇申度旨申来ル、其義無之

様清水江頼、寺井參勤

[K2-4 「当番所雜記」]

210

明治6年 (1873) 七月十日

旅 口上覚

當社松島旅所説教、例月十二日十三日ニ候所、祭礼

前、且住吉社御旅所砂持中社用所御借進申、

右砂持来ル十四日ニ而相濟候間、旁以當旅所定日卜

三津社定例廿二日廿三日与振替之義願上、彼社江

引合申候所承知被致候間、尚又此段御届奉申上候、以上

明治六年

天満宮祠官

七月十日

滋岡功長印

同 祠掌

渡邊迪吉

教導職

御出張所

御當直中

[A-23 「公庁諸願届書写」]

(注) 同文の写し、「A-26 「公庁諸願届写 第十二番」にあり

211

明治6年 (1873) (7月) 十一日

今夜方太鼓稽古挨拶、迪吉・種清・

元貞出勤

[K2-4 「当番所雜記」]

212

明治6年 (1873) (7月) 十三日 烈風晴

市之側・薪講、十區地車當屋、

堂島地車當屋、山中吉兵衛

右廻勤、祠官

[K2-4 「当番所雜記」]

213

明治六年 (1873) 七月十五日

口上覚 (注)

来ル十九日天満宮祭禮通行道筋別紙ヲ以テ申上候、

然ル處町々ニ御建御座候電信器之棒并ニ扣へ金与精々

氣配り仕、神輿其外大鼓ノ棒鼻不相當候様可仕

勿論ニ候得共、差掛り天満表門通り難波橋筋辻

合往来甚夕間狭ニ付、同所南角ニ御建御座候第二

千百三十一号之棒并扣へかね等養生仕置度、此

段御断奉申上候、以上

明治六年

天満社祠官

第七月十五日

滋——

電信局

御役所

右之通御達有之候ニ付、安土町出張所江相届候事

〔A—26 〔公庁諸願届写 第十二番〕

(注) 同文の写し、〔A—23 〔公庁諸願届写〕〕と〔K2—4 〔当番所雑記〕〕にあり

214 明治6年 (1873) (7月) 十七日 晴

四ツ半時、太鼓打出し如例

〔K2—4 〔当番所雑記〕

215 明治6年 (1873) (7月) 十九日 晴

祭禮、八時ヨリ催ス

催シ方元貞頗周旋、十時御出門

騎馬祠官并従長・種清、神明祠掌中西良吉

雑喉場ニ而小兒太鼓ヲ撃、馬驚、祠官落馬、

行宮神事祠官代種清勤之、二更還幸

無滞相濟

〔K2—4 〔当番所雑記〕

216 明治6年 (1873) (7月) 十九日 晴

(注) 八字神事催

十一字、御出門

午後十二字、還幸

堂嶋・雑喉場所休足

〔A—26 〔公庁諸願届写 第十二番〕

(注) 同文の写し、〔A—23 〔公庁諸願届写〕〕にあり

217 明治6年 (1873) (7月) 廿日 晴

太鼓片付

府江相濟届

〔K2—4 〔当番所雑記〕

218 明治6年 (1873) 七月廿日 晴

(注) 太鼓片付挨拶等如例

府江届

口上覚

一、昨十九日當社祭禮以御蔭無滞相濟、

難有奉存候、此段御届奉申上候、以上

明治六年 天満宮祠掌

七月廿日 渡辺——印

大阪府

参事渡辺弘殿

同文言

惣御區長中

〔A—26 〔公庁諸願届書 第十二番〕

(注) 同文の写し、〔A—23 〔公庁諸願届書写〕〕にあり

219 明治6年 (1873) (7月) 廿一日 晴

正國諸所廻勤、幸助四區出張江出、祭礼濟

届、神輿返ス、神酒御供配り

〔K2—4 〔当番所雜記〕

220 明治6年 (1873) (7月) 廿二日 晴

薩邸江太鼓返ス

〔K2—4 〔当番所雜記〕

221 明治六年 (1873) 七月廿二日

口上覚<sup>(注)</sup>

一、去ル十九日當社祭礼御蔭ヲ以無滞相濟候ニ付、此段

御届奉申上候、以上

明治六年

天満社祠掌

七月廿二日

渡邊迪吉 印

外國事務局

御役所

傳信機局も同断相届候事

〔A—23 〔公庁諸願届書写〕

(注) 同文の写し、〔A—26 〔公庁諸願届書 第十二番〕〕にあり

222 明治6年 (1873) 八月一日 晴

世話方勘定ニ寄合

〔K2—4 〔当番所雜記〕

223 明治6年 (1873) (8月) 二日 晴

昨日之礼、世話方江廻勤、迪吉世話方勘定ニ寄合

〔K2—4 〔当番所雜記〕

224 明治6年(1873)(8月)五日 晴

御文庫講祭礼手傳挨拶兼暑氣見舞、  
迪吉廻勤

[K2—4 「当番所雜記」]

225 明治6年(1873)(10月)廿五日 晴

⑨秋方御神事如例

[K2—4 「当番所雜記」]

226 明治6年(1873)十一月一日 晴

當月方永續講御湯壺釜献上ニ相成候事

委細者外ニ記

⑨旅 木下長十入来、御旅地所一件、委細ハ幸八聞置

[K2—5 「当番所雜記」]

227 明治6年(1873)(11月)六日 快晴

⑨旅 午前十一時過、岡田市左衛門入来、

御旅所地面一条也

[K2—5 「当番所雜記」]

明治七年 (一八七四)

228 明治7年 (1874) (5月) 八日 雨

(付紙)

旅

松嶋御旅所之義御相談  
 有之由ニ而、追々日限ヲ以御 天満社  
 世話方ト御案内可被申上、 祠官  
 其節別而御☆務中甚御苦 祠掌  
 勞ニ御座候へ共、無御不参御出席  
 ニ成下度、前以為御頼罷出候也

[K2—5 「当番所雜記」]

229 明治7年 (1874) (7月) 廿日 晴

祭禮日限届

[K2—5 「当番所雜記」]

230 明治7年 (1874) 七月廿日

(朱書)  
「参」

(朱印)

聞置候事  
七年七月廿日 「

御届之事

天満宮祭禮例年六月廿五日、難波橋北詰  
 波止場ヨリ神輿乗舩ニテ、松嶋旅所へ渡御  
 御座候処、當年も右川筋土砂浚等難行届  
 候付、昨年通陸路ニテ来ル八月七日神輿  
 渡御仕度、此段御届奉申上候、已上  
 但、道筋行列之儀ハ追テ可申上候也

天満社祠官

明治七年七月廿日 滋岡功長 (印)

同 祠掌

寺井種清 (印)

一等副區長

栗花落吉右衛門 (印)

大阪府権知事渡邊昇殿

[A—31 「御指令書綴」]

231 明治7年(1874)(7月)廿一日 晴

世話方集會

[K2—5 「当番所雜記」]

232 明治7年(1874)(7月)廿三日 晴

世話方集會

[K2—5 「当番所雜記」]

233 明治7年(1874)(7月)廿四日 晴

明廿五日七時祠官召出

太鼓稽古始如例、世話方寄合

[K2—5 「当番所雜記」]

234 明治7年(1874)(7月)廿五日 晴

祠官代理迪吉府へ出、自今祭自府官員出張之事申奉

[K2—5 「当番所雜記」]

235 明治7年(1874)七月廿九日

(朱書) 「壹」

口上覺

一、當社祭禮ニ付、在来之神輿陸路

渡御仕候ニ付神輿昇之儀當時天神

橋壺丁目・地下町兩町丁人共出御と松嶋

旅所迄相勤、旅所より當社へ還御

之処、江之子嶋東之町丁人共為相勤

度候間、此段御届奉申上候、以上

明治7年 天満社祠官

七月廿九日 滋岡功長(印)

北大組第七區二等副區長

勝田卯兵衛(印)

西大組第五區戸長

植村吉次郎(印)

大阪府

權知事渡邊昇殿

[A—31 「御指令書綴」]

236 明治7年(1874)七月廿九日

(朱書) 「貳」

聞置候事

(朱印) 七年七月二十九日

口上覺

来ル八月七日當社祭禮陸路渡御

之儀、去廿日願上御聞届ニ相成候処、道筋

之儀ハ追而可申上候旨奉申上置候処、則別紙

之通道筋仕度候間、此段御届奉申上候、以上

明治七年

天満社祠官

七月廿九日

滋岡功長(印)

北大組第七區二等副區長

勝田外兵衛(印)

西大組第五區戸長

植村吉次郎(印)

大阪府

権知事渡邊昇殿

渡御道筋

當社表門西へ、天神橋筋南江、市之側

西江、堂嶋濱通り渡辺橋南江渡り、筑前

橋南江渡り、南江戸堀西江、ぎこば濱

通り南江、雑喉場橋西江、新橋東詰

江之子嶋亀井橋渡り、梅本町同橋

松嶋へ渡り、旅所

歸路

旅所、松嶋梅本橋渡り北へ、亀井橋渡り、

江之子嶋北江、茂左衛門橋筋北へ、西小橋

渡り、北江戸堀東へ、大目橋筋北へ、越中

橋北詰東江、渡邊橋筋北へ渡り、桜橋

北詰東江、北新地堂嶋橋北詰北へ、真砂町

東江、難波橋筋北へ、表門通天神小橋

東江、還御

天満社祠官

滋岡功長

[A-31「御指令書綴」]

237 明治7年(1874)八月一日 雨

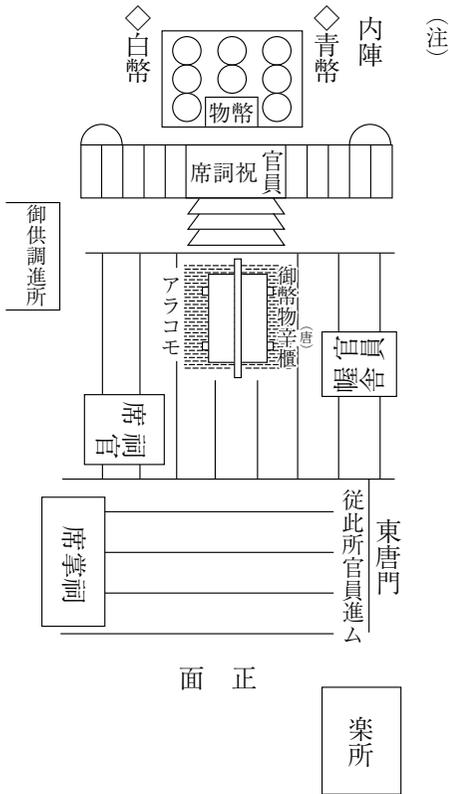
世話方集會

[K2-6「当番所雜記」]

238 明治7年(1874)(8月)四日 晴

太鼓打出如例

[K2-6「当番所雜記」]



240 明治7年(1874) (8月) 七日 晴、折々小雨  
 午前八時幣使入来、参會所休足、本社内見舞  
 祭時幣使幄舎ニ着座、祠官開扉、祠掌傳供、祠官  
 二拝、祠掌幣使 昇御幣物ヲ出ス、祠官江渡ス、祠官奠ス、  
 幣使昇殿一拝、祝詞ヲ唱下殿、祠掌下供、祠官閉扉  
 青木分兵衛連中附樂奉納

239 明治7年(1874) (8月) 六日 晴、午後一雨

太鼓宮入  
 府と幣物来請書渡ス、御使栗岡知

[K2-6 「当番所雜記」]

- 壹 神酒
- 貳 洗米
- 參 海魚アジ
- 肆 餅
- 伍 野菜
- 陸 海藻
- 七 果物
- 八 塩

午後第十二時神事催、出御三時、還御一時

[K2-6 「当番所雜記」]

(注) 本殿と幣殿を图示したものは御幣が描かれている

241 明治7年(1874) (8月) 八日 晴

神輿壹基、地下町・天神橋筋一丁目  
 御旅所迄相勤

太鼓納、神輿収頼、還御之節八江ノ子島東町相勤

(注) 九日、府江御禮届、祠官

各相斗

御府、御唐櫃返上

(注) 九日の分、八月八日に記載

[K2-6 「当番所雜記」]

242 明治7年(1874) (8月) 九日 雨

四區出張本館共届、幸助

[K2-6 「当番所雜記」]

243 明治7年(1874) (8月) 十日

北大組廿區會議所禮廻、種清  
元貞

御旅氏地夫々江ノ子島丁・さこは町、種清廻礼

并御道筋箒共々同断

堂島・市場・太鼓中・講々  
耕作・道具屋中 廻禮 元貞

[K 2—6 「当番所雜記」]

天神旅所假社大破及ヒ候ニ付、今般元筑後邸ニ有候水天宮社譲り受、旅所社造營仕度、有志之者為惣代私共奉願候、以上

有志之者惣代

西大組第廿一區戸長

明治七年第十二月十四日

小山喜平次印

橋本源八印

田中龜次郎印

二等副區長

榎本伊右衛門印

天満社祠掌

寺井種清印

同社祠官

滋岡功長印

245 明治7年(1874) (10月) 廿五日 晴

秋 力御神事如例

[K 2—6 「当番所雜記」]

大阪府権知事渡辺昇殿

(注2)  
《公庁諸願届写》

[L 2—36 「天満宮社誌資料」]

246 明治7年(1874) (12月) 十四日 晴、戌刻地震

[K 2—6 「当番所雜記」]

(注1) 「天神旅所假社大破」の原因は、No.246にある「戌刻地震」と考えられる

(注2) 原本「公庁諸願届写」は不明、以下同じ

247 明治7年(1874) 十二月十四日

旅

(注1)  
天神旅所假社大破ニ付造營願

(野紙)

旅 當社旅所之事

一、去ル明曆年間願上、大坂雜喉場

ヨリ梅本町旧名 戎鷲旅所江引移ス

右明治五申年願上梅本町旅所ヲ松島

花園地江引移ス

右 東西廿五間  
南北二十間

一、旅所地内 神輿舎☆神楽所相兼 梁行五間  
桁行八間

稻荷社

一、同 蛭児社 三社とも舊

猿田彦社

旅所ヲ移ス

一、社用所 梁行三間半  
桁行八間五尺

一、旅所東門前石鳥居額天満宮神号御筆  
當御府権知事渡邊公

一、同所花園町千代寄橋通り辻合石鳥居額天満宮

本社門前石鳥居額、曼殊院良如親王之御筆ヲ模写ス  
一、旧旅所ヲ新旅所へ引移シ有之候石鳥井ハ、寛文二寅年  
九月廿五日川口奉行初代武部丞藤原嘉隆、小濱氏寄付

右之通御座候

明治七年

第

天満社祠官

滋岡功長

同 祠掌惣代

渡辺迪吉

〔M-2 當社旅所之事〕

明治八年 (一八七五)

249 明治八年 (1875) 六月廿五日

(朱書)  
「三ノ二」

御届

来ル七月九日生國魂神社

御祭禮ニ付、渡御之節御

出輦還御之報知太鼓、

今廿五日ヨリ来月八日迄

當社内ニテ右打方習練

いたし度旨申来候ニ付、

此段御届申上候也

明治八年 天満社祠官

第六月廿五日 滋岡功長 (印)

第四大區

御警察一分局

〔A—31 御指令書綴〕

250 明治八年 (1875) 六月廿八日

御届

来月九日生國魂神社御祭禮渡御之節、御出輦還御等之報知太鼓、當社氏地之内劔先船乗之者、例年祭禮之節前後之報知太鼓相勤来候處、其躰裁嚴重ニ御座候ニ付、生國魂神社之氏地太鼓掛リ之者、右天満社太鼓掛リ之者ニ打方習練いたし度趣、仍之當社内今廿八日ヨリ来月六日迄、稽古中借致度彼社ニ申来候間、貸渡シ申度、御本府ニ御届申上候處、御聞届と相成候ニ付、此段御届申上候也

八年 天満社祠官

六月廿八日 滋岡功長 印

第四大區

御警察一分局

(注) 〔公庁諸願届写〕(明治六年癸酉十月ヨリ乙亥六月迄)

〔L2—36 天満宮社誌資料〕

(注) 原本「公庁諸願届写」(明治六年癸酉十月ヨリ乙亥六月迄) は不明  
「公庁諸願届写」(明治六年癸酉十月ヨリ乙亥六月迄) と「公庁諸願届写」は、同一のものと思われる

251 明治八年 (1875) 七月十一日 晴

太鼓稽古始例之通、諸講内挨拶出勤也、但シ丑日講裏門古手屋中ニ再興ニ付各出頭之事

(注) 原本「当番所雜記」は不明、以下同じ

〔L2-36〕「天満宮社誌資料」  
〔注〕《当番所雜記》

252 明治八年 (1875) 七月廿二日

〔朱書〕  
四

聞置候事

但、還幸之儀遲<sup>(マ)</sup>第不相成様

精々可致注意事

第七月二十二日

印 朱

御届

當社從來神輿二基之内壹基

修覆中ニ御座候ニ付、昨年壹基渡

御候処、今般相殘壹基修覆落成

仕候ニ付、右二基とも渡御仕度此段

御届奉申上候、以上

明治八年

天満社祠官

第七月廿二日

滋岡功長 (印)

同 祠掌

寺井種清 (印)

四等區長

勝田外兵衛 (印)

大阪府

参事内海忠勝殿

〔A-31〕「御指令書綴」

253

明治八年 (1875) 七月廿二日

〔朱書〕  
四ノ二

御届

本月廿五日當社祭禮陸渡御ニ付、

午前第八時神事相催シ、出御之

儀正午第十二時、還御之儀午後

第十時ニ候間、右御尋ニ付奉申上候也

明治八年

第七月廿二日

天満社祠掌

寺井種清 (朱印)

第四大區

御警察一分局

岩田準一郎

254 明治八年 (1875) 七月廿二日

御届

當社從來神輿二基之内、壹基修覆中ニ御座候ニ付、昨年  
壹基渡御候處、今般相殘壹基修覆落成仕候ニ付、各二基<sup>(右カ)</sup>  
共渡御仕度、御本府へ御届申上候處、御聞濟ニ相成候間、  
此段御届申上候也

明治八年

天満社祠官

七月廿二日

滋岡功長 印

警察局 御中

〔L2—36 天満宮社誌資料〕  
《公庁諸願届亨》

〔A—31 御指令書綴〕

255 明治八年 (1875) 九月十二日

⑨秋 〔朱書〕  
一五

往來ニ而執行之義ニ付

難聞届候事

八年九月十三日

御印

御伺

一、當社秋祭之節從來鎚流馬<sup>(流鎚)</sup>

御座候處、近年中絶仕候ニ付

今度氏地ヨリ再興之義申出候

間、此段御伺奉申上候、以上

但シ、場所之義者別書ヲ以申上候

明治八年

天満社祠官

九月十二日

滋岡功長 印

同 祠掌

寺井種清 印

戸長

山中吉兵衛 印

四等區長

勝田外兵衛 印

大阪府

權知事渡辺昇殿

〔A—31 御指令書綴〕

256 明治八年 (1875) 九月十三日

⑨秋 〔朱書〕  
一六

(朱印)

窺之通

八年九月十四日

御伺

一、天満社秋祭之節鎗流馬

執行之義祠官と奉伺候處、

難聞届御指令ニ相成候段

奉承知候、然ルニ生國魂并露天神

右両社例年秋祭之節、鳥居

前後ニ而鎗流馬執行有之趣ニ

御座候間、表門と鳥居迄三拾五間

斗在之候ニ付、右鳥居内ニ而執行

為致度候付、此段御伺奉申上候、已上

明治八年

一等區長

九月十三日

栗花落吉右衛門 (朱印)

大阪府

権知事渡辺昇殿

〔A-31 御指令書綴〕

257 明治八年 (1875) 九月十八日

(罫紙)

秋

〔朱書〕  
重復

聞届候事

八年九月十八日

當社秋祭ニ付流鎗馬之儀、當

十月廿五日執行仕度、此段奉願

候也

明治八年

天満社祠官

九月十八日

滋——印

同 祠掌

寺——印

戸長

山中吉——印

四等

區長

勝田——印

大阪府

〔C-47 秋祭礼流鎗馬執行につき願書〕

258 明治八年 (1875) 九月十九日

⑧秋 當社秋祭鑄流馬十月廿五日執行仕度段、

御本府御聞濟ニ相成申候、右八門前ヨリ天神筋町華表

迄馳場所ニ御座候間、此段御届申上候、以上

明治八年 天満社祠官

九月十九日 滋岡功長 印

測量局御中

〔L2—36 天満宮社誌資料〕  
《公庁諸願届写》

259 明治八年 (1875) 十月四日

〔朱書〕

⑧旅 聞置候事

八年十月四日

御届

去明治七年十二月十五日奉願御聞濟被成下候當社松嶋旅

所造營落成仕候ニ付、本月十八日夜遷宮仕、翌十九日ヨ

リ同廿五日迄祭式執行仕度、此段御届仕候也

明治八年 天満社祠官

第十月四日 滋岡功長 印

同 祠掌

寺井種清 印

第三大區廿一小區

戸長

橋本源八 印

小山喜平次 印

田中龜次郎 印

同四等區長

榎本伊右衛門 印

大阪府

権知事渡邊昇殿

〔L2—36 天満宮社誌資料〕  
《公庁諸願届写》

260 明治八年 (1875) 十月十八日 晴

⑧旅 御旅所正遷宮、廿五日迄祭典

《当番所雜記》

〔L2—36 天満宮社誌資料〕

261 明治八年 (1875) 十月廿四日 晴

⑧旅 松嶋旅所、十九日より廿五日迄祭式執行之處、尚廿六日

より廿七日迄日延為願、府廳出勤祠掌安敬、即刻御聞届之事

《当番所雜記》

〔L2—36〕天満宮社誌資料

262 明治八年(1875) 十月廿四日

(朱書)

③旅 聞置候事

八年十月廿四日

正遷座祭式日延御願

一、松嶋花園町天神旅所造營落成ニ付、正遷座祭式修行仕度候ニ付、既ニ本月十九日ヨリ明廿五日迄御願濟之上取當罷在候處、明後廿六日ヨリ廿七日迄日延之義奉願上候、以上

明治八年 天満神社社官

十月廿四日 滋岡功長 印

第三大區廿一小區

戸長 橋本源八 印

田中龜次郎 印

四等區長

大阪府権知事 渡邊昇殿

榎本伊右衛門 印

右ニ通差出シ然處御聞届之上、今一通差出由被申達候ニ付、則惣代祠掌大町安敬一印ニテ御濟

《公庁諸願届写》

〔L2—36〕天満宮社誌資料

263 明治八年(1875) 十月廿五日 雨

③秋 本年流鏑馬再興ニ付、其趣之祝詞ヲ奏ス

次ニ馬場見世安敬、本馳孫次郎

《当番所雜記》

〔L2—36〕天満宮社誌資料

264 明治八年(1875) 十月廿八日

(朱書)

〔六ノ二〕

③旅 御届

松嶋花園町當社旅所造營落成ニ付、正

遷座并祭式之義、本月十八日ヨリ同廿五日迄

御願濟、猶又同廿六日ヨリ廿七日迄日延之

義御願申上、則無滞相濟候ニ付、

此段御届奉申上候、以上

明治八年 天満社祠官

十月廿八日 滋岡功長

第三大區廿一小區戸長

橋本源八

田中龜次郎

四等區長

榎本伊右衛門

大阪府

權知事渡邊昇殿

〔A—31 〔御指令書綴〕〕

265 明治八年 (1875) 十月廿八日

<sup>(朱書)</sup>  
〔六ノ三〕

旅

御届

當社松寫旅所正遷座并祭式之義、

本月十八日同廿五日迄御願濟、同廿六日

廿七日迄日延之義御願申上、則無滯

相濟候三付此段御届申上候、以上

明治八年 天満社祠官

十月廿八日 滋岡功長

警察局御中

〔A—31 〔御指令書綴〕〕

266 明治八年 (1875) 十月廿八日 晴、午後雨

旅 松嶋旅所正遷座并十九日より廿七日迄祭式無滯相濟候届

《當番所雜記》

〔L2—36 〔天満宮社誌資料〕〕

明治九年 (一八七六)

267 (明治9年 (1876) 1月カ)

(挿入、一紙)

葺社祭日ニ付 御届(注)

一、<sup>本月</sup>葺廿四日廿五日祭日并付北新地老式丁目ヨリ

宝永駕卜唱へ娼藝妓参詣為仕候ニ付、道筋書別紙ニ差上、此段御届奉申上候

天満社一社代

大道元貞

一、本月廿三日鳳輦寄附之者も社頭江奉納

有之候處、右最寄願主町々持廻り候ニ付、道筋書別紙之通差上、此段御届奉申上候也

天満社一社代

大道元貞

測量局

御中

北新地老松町筋東へ、社鳥居内

表門西へ、天神小橋難波橋筋南へ、老松町筋

〔K2-10「当番所雜記」

(注) この文書は、明治十一年の「当番所雜記」(K2-10)に挿入されていたが、番外3「C-6「天満宮御祭礼地車番付」に明治九年一月御鳳輦奉納の記事があるので、「本月」は明治九年一月と考えられる

268 明治九年 (1876) 五月廿九日

(朱書)

聞届候事

(朱印)

九年五月廿九日

講中之もの詰所取設御願

一、當社御神地内蛭子門北西手ニテ、南北表口五間・東西奥行四間、別紙籠圖面之通地所へ祭日氏地講中之もの詰所取設申度、此段奉願候、以上

第四大區七小區

明治九年

天満社祠官

第五月廿九日

滋岡功長 (印)

祠掌

寺井種清 (印)

前書之通願出候ニ付奥印仕候也

269

明治九年 (1876) 五月廿九日

〔朱書〕  
一、二

聞届候事

〔朱印〕

九年五月二十九日

祭禮太鼓昇人足屯所取設御願

一、當社御神地内表門東手塀際ニテ、東西六間・

南北四間、別紙籠圖面之通地所へ祭禮之節、

太鼓昇人足之もの屯所取設申度此段奉願候、以上

第四大區七小區

明治九年

天満社祠官

右區内戸長

鈴木直三郎(印)

一等戸長未極ニ付

三等戸長

榎田又兵衛(印)

大阪府

権知事渡邊昇殿

〔A-31 御指令書綴〕

五月廿九日

滋岡功長(印)

祠掌

寺井種清(印)

前書之通願出候ニ付奥印仕候也

右區戸長

鈴木直三郎(印)

一等戸長未極ニ付

三等戸長

榎田又兵衛(印)

大阪府

権知事渡邊昇殿

〔A-31 御指令書綴〕

270

明治九年 (1876) 六月八日

〔朱書〕  
一、三

窺之通

〔朱印〕

九年六月八日

神馬奉納御伺

一、天満神社江今般神馬奉納之義、有志

之者5申出候二付、神地内西ノ方蛭子遷殿  
北手隣へ別紙朱引繪圖面之通神

馬小家取設度候二付、此段奉伺候也

明治九年 天満社祠官

六月八日 滋岡功長(印)

同 祠掌

寺井種清(印)

一等戸長

小林佐一郎(印)

大阪府権知事渡邊昇殿

271 明治9年(1876)(7月)五日 雨

神事日限伺、祠官并祠掌種清

明日出勤

[K2-7「当番所雜記」]

272 明治9年(1876)(7月)六日 雨

神事日限伺

[K2-7「当番所雜記」]

273 明治9年(1876)七月六日

[朱書] 一四

聞届候事

九年七月六日

[朱印] 大坂府権知事渡邊昇「

御願之事

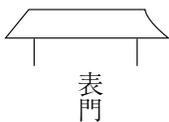
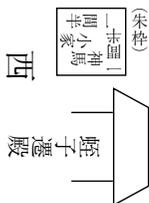
天満宮祭禮松嶋旅所江陸渡

御之儀、當八月十四日執行仕度

此段奉願候、以上

但、道筋并二行列之義者追而可

御本社



[A-31「御指令書綴」]

申上候也

明治九年

第七月六日

天満社祠官

滋岡功長 (印)

同 祠掌

寺井種清 (印)

第四大區七小區

廿等戸長 戸長

鈴木直三郎 (印)

同

一等戸長

小林佐一郎 (印)

大阪府

権知事渡邊昇殿

〔A-31 御指令書綴〕

274

明治9年 (1876) (7月) 十日 晴

府廳、明十一日神輿江ノ子寫町へ持帰届、

出勤 種清  
安敬

〔K2-7 当番所雜記〕

275

明治九年 (1876) 七月十日

〔朱書〕  
一五

書面聞置候条警察

本局へも可届出事

九年七月十日

〔(朱印) 大坂府權知事渡邊昇 〕

御届

氏地江ノ子嶋町へ奉納有之候神輿破

損ニ付、今般修覆仕度、依之明十一日

右町内へ持帰リ修覆致シ度候ニ付、此

段御届奉申上候也

但シ、持帰リ候道筋之義ハ別紙

ヲ以御届奉申上候

明治九年 天満社祠官

七月十日 滋岡功長 (印)

同 祠掌

寺井種清 (印)

前書之通御届申上候付奥印仕候

第四大區七小區

四等戸長 榎田又兵衛(印)

一等戸長 小林佐一郎(印)

第三大區五小區

四等戸長 阿部徳次郎(朱印)

二等戸長 華瀨為助(朱印)

大阪府権知事渡邊昇殿

道筋

當社表門西へ、天神橋通り南へ、

天神橋渡り、高麗橋筋西江、

筋違橋渡り、南江戸堀西へ、雑

喉場へ出、雑喉場橋渡り、

御政府東之濱手ヲ南へ、東江ノ

子寫町へ入

〔A—31 〔御指令書綴〕〕

276 明治9年(1876)(7月)廿日 晴

祭日幣物并幣使神勤御達書返上、出勤安敬

〔K2—7 〔当番所雜記〕〕

277 明治9年(1876)(7月)廿三日 晴、午後雷雨

午後七時、此花町一丁目ヲ釵鋒奉納

〔K2—7 〔当番所雜記〕〕

278 明治9年(1876)(7月)廿四日 晴

此花町一丁目へ昨日之挨拶廻勤、祠官掌

〔K2—7 〔当番所雜記〕〕

279 明治9年(1876)八月一日

太鼓稽古始

〔K2—7 〔当番所雜記〕〕

280 明治9年(1876)(8月)一日 晴

府廳、祭禮道筋届、出勤種清・安敬

〔K2—7 〔当番所雜記〕〕

281 明治九年(1876)八月二日

(朱書) 一七

書面聞置候条、警察

所へも可届出事

九年八月二日

(朱印)  
大坂府權知事渡邊昇

御届

本月十四日當社祭禮陸渡御之儀、

去月六日願上御聞届ニ相成候處、

道筋之儀者追而可申上旨奉

申上置候、則別紙之通道筋仕度候

間、此段御届奉申上候也

明治九年

天満社祠官

八月二日

滋岡功長(印)

同 祠掌

寺井種清(印)

第四大區七小區

四等戸長

鈴木直三郎(印)

一等戸長

小林佐一郎(印)

大坂府權知事渡邊昇殿

渡御道記

御宮表門西へ、天神橋筋南江、市ノ側

西へ、堂嶋濱通り渡辺橋南渡、中ノ嶋

西へ、筑前橋南へ、犬齋橋南詰南、江戸堀

西へ、ざこば濱南へ、雑喉場橋渡、新橋

東詰江ノ子嶋南へ、亀井橋渡り、梅本町

南へ、梅本橋渡り、松嶋御旅所へ渡御也

御帰路

御旅所ち梅本橋渡り、北へ、亀井橋渡り、

江ノ子嶋東へ、ざこば橋渡り、茂左右衛門橋筋北へ、

西北橋北詰北江戸堀東へ、大目橋筋北へ、越中

橋渡り、北詰中ノ嶋東へ、渡辺橋すじ北へ渡り、

堂嶋桜橋渡り、北新地東へ、堂嶋橋筋北老松町

通り東へ、難波橋筋北へ、表門通り天神小橋東へ、

社へ還御也

〔A—31 御指令書綴〕

282

明治9年(1876)(8月)四日 晴

府廳、神輿落成ニ付持参道筋届

出勤種清・安敬

〔K2—7 当番所雜記〕

283 明治九年 (1876) 八月四日

〔朱書〕  
一八

書面聞置候条、

警察所へも可届出事

〔朱印〕

九年八月四日

〔朱印〕  
大阪府權知事渡邊昇

御届

氏地江ノ子嶋東町と奉納有之候神輿、破損

修覆仕候ニ付、町内へ持帰り候段、去七月十日

御届申上候處、右修覆落成致し候ニ付、本月

十日當社江相納申度候間、此段御届奉申上候也

但、持参り候道筋之儀ハ別紙ヲ以御届奉申上候

第三大區五小區江ノ子嶋東町

明治九年

町人惣代

八月四日

仁近治兵衛 (印)

天満神社祠官

滋岡功長 (印)

同 祠掌

寺井種清 (印)

前書之通届出候ニ付輿印仕候也

第三大區五小區

四等戸長

阿部徳次郎 (朱印)

大阪府權知事渡邊昇殿

神輿相納候道筋

江ノ子嶋東町東へ、ざこば橋渡り、

茂左右衛門橋筋北へ、西北橋北詰北江戸堀

東江、大目橋筋北へ、越中橋渡り、北詰

中ノ嶋東江、渡辺橋筋北へ渡り、堂嶋

桜橋渡り、北新地東へ、堂嶋橋筋

北老松町通り東江、難波橋筋北へ、

表門通り天神小橋東、杜江

〔A-31 御指令書綴〕

284

明治9年 (1876) (8月) 八日 晴

鳳輦、拝殿へ飾

〔K2-7 当番所雜記〕

285 明治9年 (1876) (8月) 十日 雷雨

神輿修理成就持参

第四大區  
警察 出入御時間届、出勤安敬

[K2-7 「当番所雜記」]

286 明治9年 (1876) (8月) 十一日 晴

太鼓臺洗

[K2-7 「当番所雜記」]

287 明治9年 (1876) (8月) 十二日 晴

本日市之側播長方彫物鋸地車、

大玄關式臺へ飾ル

御幣物辛櫃来、預り書差出

[K2-7 「当番所雜記」]

288 明治9年 (1876) (8月) 十三日 晴、午後(驟カ)☆雨

御幣物来

太鼓宮入、午後第六時

宵宮御神事如例

菱戸ニテ御殿メリ、表門明置

警察御出張ニ付挨拶

太鼓挨拶

289 明治九年 (1876) 八月十四日

(切紙、木版)

[K2-7 「当番所雜記」]

府社天満宮

祭禮陸渡御列

御迎提灯

ぎいば

幟吹抜

元  
寺嶋引船中

吹抜幟

川東道具屋中

催太鼓

劔先中

幟提灯

第四大区一小區ヨリ  
二十小區町々

前駈

二人

御供櫃銚二

御供講

萬歳旗御供櫃

日供講

翳サンハ

菅神講

旗二棹

菅前講

劔銚八本

此花町一丁目

神籬ヒモコキ(注)

久栄講

御太刀

丑日講

(注) ヒモコキ↓ヒモロギ

〔C-48 府社天満宮祭礼陸渡御列〕

提灯	御弓十二張 幟吹抜	祭禮講 北酒造中
提灯	市場	
茅輪	梅寿講	
提灯	祭礼周旋方	
塩清水	盤水講	
提灯	乾物問屋中	
鳳輦	市之側	
同 保護	騎馬二人	
臺鉾提灯	堂嶋濱	
騎馬	神人	天神橋筋一丁目 地下町 江之子鷲町
御神輿		
御神輿		
騎馬	壺人	
提灯	第四大区 消防方中	
太平樂		
明治九	八月十四日マツリ	

290 明治9年 (1876) (8月) 十四日 晴

第八時幣使入来、參籠舎ニテ休息

祭典

先、幣使・祠官掌、幄舎着坐

次、祠官宮殿ニ昇リ御扉ヲ開キ畢テ側ニ坐ス

次、祠掌神饌ヲ傳供ス

次、祠掌幣物ヲ辛櫃ヨリ出シ、殿ニ昇リ祠官ニ渡

祠官神前ノ案上ニ奉リ、再拜拍手シテ退ク

次、使ノ官員殿ニ昇リ、先二拜、祝詞ヲ奏シ、又二拜

祝詞ヲ懷ニシテ幄舎ニ退ク

次、神饌ヲ撤ス、神官之ヲ勤ム

次、閉扉、祠官之ヲ勤ム

次、官員退出ス

神酒頂戴有之事

神饌

○洗米 ○酒二瓶 ○餅

○海魚 ○海菜 ○野菜 ○菓 ○塩水

以上八臺

十時神事催、僅方大道元貞  
當直渡邊迪吉

二時出御、還御子後三時

出御之節警察官員挨拶

入御之節同断

供奉

祠官滋岡功長、祠掌

種清  
安敬

依頼之人員

生國魂神社主典 同 従長、

露天神社祠掌

依頼之人員

近藤有宇  
同男忠恕

〔K2—7 当番所雜記〕

293 明治9年 (1876) (8月) 十八日 晴

御仕舞、錢繫

〔K2—7 当番所雜記〕

294 明治9年 (1876) (8月) 廿日 晴

世話方寄合

〔K2—7 当番所雜記〕

291 明治9年 (1876) (8月) 十五日 晴

太鼓納、神輿収頼

御府へ祭禮濟届并  
御幣物辛櫃返上 出勤祠官功

長・祠掌安敬

住吉神社行宮并松嶋戸長挨拶、安敬

祭禮周旋方  
二區長 挨拶、祠官功長

太鼓并夫々挨拶、種清・元貞

〔K2—7 当番所雜記〕

292 明治9年 (1876) (8月) 十七日 晴

鳳輦納庫

〔K2—7 当番所雜記〕

295 明治9年 (1876) 九月廿八日

⊙(秋)

(朱書)  
「一九

聞届候事

九年九月二十八日

〔朱印〕

(朱印)  
大坂府權知事渡邊昇

御願

一、當社秋祭来ル十月廿五日ニ執行

仕度候ニ付、此段奉願候也

但シ、鎗流馬之義者昨年之通り

取斗申度候

明治九年 天満社祠官

九月廿八日

滋岡功長(印)

同 祠掌

寺井種清(印)

第四大區七小區一 等戸長

小林佐一郎(印)

大阪府権知事渡邊昇殿

〔A-31「御指令書綴」〕

296 明治九年(1876) 十月廿一日

⑨秋 御届

一、當社秋祭流鏑馬執行ニ付、明廿二日ヨリ廿三日迄兩  
日午前七時ヨリ八時迄、此花町貳丁目旧祢宜町ト称へ  
候場所ニテ乘人習練仕度、尤往来之妨ニ不相成様注意  
可致、此段御届奉申上候

明治九年十月廿一日

天満社祠掌

寺井種清 印

第四大區警察

御出張所

〔L2-36「天満宮社誌資料」〕  
《公庁諸願届写》

297 明治9年(1876)(10月) 廿四日 晴

⑨秋 宵宮御神事如例

〔K2-7「当番所雜記」〕

298 明治9年(1876)(10月) 廿五日 晴

⑨秋 御神事如例

御旅所参勤、種清

午後二時ヨリ流鏑馬催、元貞

先、祠官掌着坐、次獻供、栗・柿・いな

次、祠官祝詞ヲ奏ス、次神楽、撤供

此中催案内アリ

午後三時過、馬場見世、安敬

引續本馳、龜次郎

〔K2-7「当番所雜記」〕

299 明治9年(1876)(10月) 廿六日 晴

⑨秋 府廳、昨廿五日流鏑馬相濟候届、出勤功長・安敬

神道事務分局、出頭功長

警察本局、第四大區出張所、出勤安敬

〔K2-7「当番所雜記」〕

300 明治九年 (1876) 十月廿六日

⑨秋 御届

一、當社秋祭流鏑馬式、昨廿五日無滞相濟候ニ付、此段御届申上候也

明治九年 天満社祠官

十月廿六日 滋岡功長

同 祠掌

大町安敬

前書ノ通被届出候ニ付奥印仕候

第四大區二小區

一等戸長

小林佐一郎

大阪府権知事 渡邊昇殿

前書同文ニテ

警察御本局 第四大區

警察御出張所

《公庁諸願届写》

〔L2—36 天満宮社誌資料〕

明治十年 (一八七七)

301 明治十年 (1877) 三月三十日

〔朱書〕  
二二一

聞置候事

十年三月三十日

〔朱印〕  
〔朱印〕  
大阪府知事渡邊昇

〔注〕  
フラフ建設御届

一、當社前東手之處へフラフ建設仕

御祝日者日章旗ヲ揚ケ、其他當社

祭日或ハ説教等之節ハ、目標梅

鉢紋付之フラフ相用ひ申度候ニ付、

別紙繪圖面ヲ以テ此段御届申

上候也

十年

天満神社祠堂

三月三十日

寺井種清 (印)

同 祠堂

滋岡功長 (印)

前書之通願出候ニ付奥印仕候

第四大區二小區内

一等戸長

小林佐一郎 (印)

大阪府知事渡邊昇殿

〔A—31〕御指令書綴

〔注〕フラフ ↓ flag (オランダ語) 旗

302 明治10年 (1877) (4月) 三日 晴

今般御社前東手江フラフ建設

〔K2—8〕当番所雜記

303 明治10年 (1877) (7月) 六日 晴

公廳、祭禮之儀来ル八月四日陸渡御届、種清出頭、別記

〔K2—8〕当番所雜記

304 明治十年 (1877) 七月六日

〔罫紙〕

〔朱書〕  
聞届候事

〔朱印〕  
十年七月六日

〔付箋、朱書〕

例祭神輿渡神 (御力)

御願之事

天満宮祭禮松嶋旅所江

陸渡御之儀、来ル八月四日

(朱書)  
「七千八百九十六」

執行仕度、此段奉願候、以上

但、道筋并ニ行列之儀者追而

可申上候也

明治十年

天満神社祠掌

第七月六日

寺井種清 (印)

同 祠官

滋岡功長 (印)

〔C—49〕「天満宮祭禮松嶋旅所へ陸渡御につき願書」

305

明治10年 (1877) (7月) 廿八日 晴

鳳輦銚

〔K2—8〕「当番所雜記」

306

明治10年 (1877) 八月一日 晴

神輿銚、江之子嶋両町

太鼓臺洗

〔K2—9〕「当番所雜記」

307

明治十年 (1877) 八月一日

御届

一、本月三日四日御神事ニ付、信心ノ輩神勇メト唱へ、  
例祭於社内夜ニ入り鐘太鼓ヲ以テ打囃子、雜踏仕候ニ  
付、此段御届申上候也

天満神社祠掌

第十年八月一日

大町安敬 印

菅原警察署

御中

(注)  
〔L2—36〕「天満宮社誌資料」  
《公庁諸願届本省教院達膳写》

(注) 原本「公庁諸願届本省教院達膳写」は不明、以下同じ

308

明治十年 (1877) 八月三日

前略愈御安康奉賀候、陳者

松嶋廓内之道筋左之通御心得

可被下、此段為念申上置候也

梅本橋東詰東江、桜之町南へ、千代崎

橋筋鳥居内へ渡御也

持帰りハ御旅所北通り花園町北江、

高砂町ヨリ梅本橋

明治10年 (1877) (8月) 三日 曇

午後一時、太鼓打出

唐櫃及神饌料持参、松浦氏

宵宮祭典、午後第二時

先、身潔祓、獻供祝詞、神楽

太鼓宮入、午後第七時

警察挨拶、安敬

太鼓中挨拶、元貞

菱戸ニテ御殿メリ、表門明置、午後第十二時

〔K2—9 〔当番所雜記〕〕

第四大區

十年  
八月三日

天満神社

一小區御會議所 (朱印)

二小區御會議所 (朱印)

三小區御會議所 (朱印)

四小區御會議所 (朱印)

五小區御會議所 (朱印)

六小區御會議所 (朱印)

〔A—31 〔御指令書綴〕〕

310 明治十年 (1877) 八月 (3日カ)

御請

御幣物唐櫃 壹合

右槌ニ御預リ申上候也

天満神社祠官

十年第八月 日

滋岡功長 印

御使中

記

一、金貳圓 神饌料

右之通正ニ落手仕候也

天満神社祠掌

大町安敬

同 祠官

滋岡功長

大阪府知事渡邊昇殿

〔L2—36 〔天満宮社誌資料〕〕  
《公庁諸願届本省教院達膳写》

明治10年 (1877) (8月) 四日 晴

311 北辺者夕五時比夕立、

南八雨氣無之快霽也

第七時過、幣使入来、参會所ニテ休憩

祭典、第八時

先、幣使・祠官掌、幄舎ニ着坐

次、祠官宮殿ニ昇リ御扉ヲ開キ畢テ側ニ坐ス

次、祠掌神饌ヲ傳供ス

次、祠掌幣物ヲ辛櫃ヨリ出シ、殿ニ昇リ祠官ニ渡

祠官神前ノ案上ニ奉リ、再拜拍手シテ退ク

次、使ノ官員殿ニ昇リ、先ニ拜祝詞ヲ奏シ、又ニ拜

祝詞ヲ懷ニシテ幄舎ニ退ク

次、神饌ヲ撤ス、神官之ヲ勤ム

次、閉扉、祠官之ヲ勤ム

次、官員退出ス

神饌 洗米・酒二瓶・餅・海魚  
海菜・野菜・菓・塩水 以上八臺

神事催十二時、催方大道元貞

出御三時

還御子後三時

出入御之節警察役員挨拶、祠官掌

供奉 祠官滋岡功長、祠掌 寺井種清  
大町安敬

依頼之人員

露天神社祠掌  
近藤有孚  
同 中恕

神明社祠掌  
中西良吉

〔K2—9〕「当番所雜記」

312 明治10年 (1877) (8月) 五日 晴、夕雨

太鼓納、神輿依頼、挨拶 種清  
安敬

祭禮周旋方一二區長挨拶、功長

諸方へ神酒御供配、例之通

〔K2—9〕「当番所雜記」

313 明治10年 (1877) (8月) 六日 晴

府廳へ 御幣物辛櫃返上  
及ヒ祭禮濟届 功長・安敬

警察本署及 御道筋夫々廻禮、  
種清 届、安敬 松島廓  
廻禮、  
種清  
安敬

神輿納、例之通江ノ子島両町来挨拶、元貞

〔K2—9〕「当番所雜記」

314 明治10年 (1877) 八月六日

御届

一、昨日ハ當社祭禮ニ付、幣帛神饌御備幣使御差向ニ相

成、無滞相濟候条、此段御届申上候也

天満神社祠掌

十年八月六日 大町安敬

警察本署御中

高麗橋警察署

長堀橋警察署

本田警察署

菅原警察署

《公庁諸願届本省教院達膳写》

〔L2—36 天満宮社誌資料〕

315 明治十年 (1877) 八月六日

御届

一、昨日ハ當社祭禮ニ付、幣帛神饌御備幣使御差向ニ相成、無滞相濟候條、此段御届申上候也

天満神社祠掌

十年八月六日

大町安敬

同 祠官

滋岡功長

大阪府知事渡邊昇殿

《公庁諸願届本省教院達膳写》

〔L2—36 天満宮社誌資料〕

316 明治十年 (1877) (8月) 七日 晴

區々竝天神橋筋・地下町廻禮、種清

堂嶋市場・市之側・太鼓中廻禮、元貞

鳳輦納、例之通市之側中挨拶

〔K2—9 当番所雜記〕

317 明治10年 (1877) (8月) 八日 晴

祭禮供奉之講々竝神木講廻禮、安敬

住吉神社江行宮借用禮状差出ス

(注) 九日之部

生國魂神社社務所へ傘五本返却禮状差出ス

菓子一箱相贈ル

堂島東西昨日之残り挨拶并江戸堀木綿願主・西横堀篝

玉願主、

夫々廻勤、元貞

〔K2—9 当番所雜記〕

(注) 「」内は (8月) 八日に記載されている

318 明治10年 (1877) (8月) 九日 晴

御賽物しらへ

〔K2—9 当番所雜記〕

319 明治10年 (1877) (8月) 十日 曇

明十一日午後第一時、祭禮諸払ニ付世話方

中集會廻文差出ス

〔K2—9 当番所雜記〕

320 明治10年(1877) (8月) 十一日 晴

午後第一時、

祭礼諸拂二付世話方中集會

[K2-9 「当番所雜記」]

候也

但流鏑馬儀者昨年之通り取計申度候

明治十年

天満社祠掌

九月廿九日

寺井種清

同 祠官

滋岡功長

第四大區二小區

一等戸長

小林佐一郎

大阪府知事渡邊昇殿

〔L2-36 「天満宮社誌資料」  
《公庁諸願届本省教院達膳写》

321 明治10年(1877) (9月) 廿九日 晴

泊明 安敬

休暇 元貞

當直 元貞

代安敬

⑨

十月一日、悪病除却之祈祷執行届

十月廿五日、秋祭流鏑馬願トシテ

府廳出勤、種清

[K2-9 「当番所雜記」]

322 明治十年(1877) 九月廿九日

⑨

聞届候事

但警察署ニモ可届出事

十年九月二十九日

大阪府知事渡邊昇

御願

(朱線)

323 明治10年(1877) 十月一日 晴

泊明 元貞

悪病除却之祭典、二時執行、式神楽三座

[K2-9 「当番所雜記」]

324 明治10年(1877) (10月) 十二日 晴

泊明 安敬

當直 種清(朱印)

休暇 元貞

一、當社秋祭来ル十月廿五日執行仕度候ニ付、此段奉願

御旅所區内御千度参り有之候ニ付、

當直 種清 (朱印)

元貞出勤、明十三日より十五日迄三日之間、千度参り日延願、府廳へ戸長を届ル由連印、依頼也、然ル処茨住吉氏地ト荷と合出廳之段申出候得共、初願之趣意トフレ候而ハ不昧裁之義と相断、願書為認替調印之事

〔K2-9「当番所雜記」〕

325 明治10年 (1877) (10月) 十三日 晴 泊明 種清 (朱印)

當直 安敬

御旅所氏地・富嶋町と明十四日、献湯五釜、流行病除却トシテ祈祷執行之義依願候ニ付、承知之段申遣ス

〔K2-9「当番所雜記」〕

326 明治10年 (1877) (10月) 十四日 晴

泊明 種清 (朱印)

當直 同人 (朱印)

富嶋町御湯献備ニ付、午前十一時ヨリ安敬出勤

〔K2-9「当番所雜記」〕

327 明治10年 (1877) (10月) 十八日 曇

泊明 安敬

328 明治10年 (1877) 十月廿日

秋 御届

御旅所氏地・上博勞・花園町、流行病除ケ  
献湯申参り候ニ付、元貞参勤、御湯五釜 花園町同貳釜 上博勞

〔K2-9「当番所雜記」〕

一、當社秋祭流鏝馬執行ニ付、来ル廿一日と廿三日迄三日間午前第七時と八時迄、此花町二丁目舊祢宜町ト稱へ候場所ニ於テ乘人習練仕度、尤往来人之妨ケニ不相成様注意可致、此段御届仕候也

十年

天満神社祠堂

十月廿日

寺井種清

菅原警察所御中

〔L2-36「天満宮社誌資料」  
《公庁諸願届本省教院達磨写》

329 明治10年 (1877) (10月) 廿五日 晴天

泊明 種清 (印)

當直

御神事如例(注)

附楽、相夫恋・林歌・早甘州  
御旅所参勤、安敬

〔K2—9〕「当番所雜記」

(注) 秋大祭ではない。秋大祭は十一月二十五日に執行

330 明治10年 (1877) (11月) 三日 晴 泊明 元貞  
當直

席列刺病、追々衰弱ニ付、今三日ヨリ夜市  
従前通差許之旨、會議所方達シ有之候事

〔K2—9〕「当番所雜記」

331 明治10年 (1877) (11月) 十三日 雨

泊明 種清 (朱印)  
當直 元貞

(秋) 秋祭、本月廿五日執行願、種清出頭

警察本署・菅原警察届

諸方廻状差出ス

〔K2—9〕「当番所雜記」

332 明治10年 (1877) 十一月十三日

(秋) 〔一二五〕  
(朱書)

〔(朱印)〕

聞届候事  
但警察署江も可届出事

十年十一月十三日

(朱印)  
大阪府知事渡邊昇

御願

一、當社秋祭来ル十一月廿五日執行  
仕度候ニ付、此段奉願候也

但シ流鏑馬儀者昨年之通

取計申度候

明治十年 天満神社祠掌

十一月十三日 寺井種清 (印)

同 祠官

滋岡功長 (印)

第四大区二小区

一等戸長

小林佐二郎 (朱印)

大阪府権知事渡邊昇殿

〔A—31〕「御指令書綴」

333 明治10年 (1877) (11月) 十七日 晴

泊明 種清 (朱印)

當直 同人 (朱印)

十一月廿日

菅原警察所御中

寺井種清

〔秋〕 午後第一時、世話方中集會

〔K2—9「当番所雜記」〕

336 明治10年 (1877) (11月) 廿四日 曇

334 明治10年 (1877) (11月) 廿日 晴

泊明 安敬

當直 種清 (朱印)

休暇 元貞

〔秋〕 宵宮御神事如例

〔K2—9「当番所雜記」〕

〔秋〕 流鏑馬、旧祢宜町ニ於習練届、明廿一日と廿三日迄、午前第七時と八時迄之事、菅原警察所へ種清

代大野種吉出頭

〔K2—9「当番所雜記」〕

337 明治10年 (1877) (11月) 廿五日 晴

泊明 種清 (朱印)

惣勤

335 明治10年 (1877) 十一月廿日

〔秋〕 御届

〔秋〕 御神事如例

附楽、輪臺・越天楽・蘇莫者

一、當社秋祭流鏑馬執行ニ付、来ル廿一日と廿三日迄三

日間、午前第七時と八時迄、此花町二丁目舊祢宜町卜

称へ候場所ニ於テ乘人習練仕度、尤往来人之妨ケニ不

相成様注意可致、此段御届仕候也

御旅所参勤、種清  
午后第三時

祭典、御酒 獻ス、祝詞、御神楽

試 祠掌安敬

十年 天満神社祠掌

本驅 笹井亀治郎

流鏑馬三遍

午後第四時、無滯相濟

[K2—9 「当番所雜記」]

338 明治10年 (1877) (11月) 廿六日 雨

泊明 元貞

當直 種清 (朱印)

⑨ 昨日神事相濟届、安敬

[K2—9 「当番所雜記」]

339 明治10年 (1877) 十二月一日 雨

泊明 種清

當直 元貞

午後第三時、

虎列刺病災除御禮祭典、  
神殿掃除清祓  
御饌九臺獻備  
附樂

祝詞、式神楽、下饌、無滯相濟

出頭、祠官・祠掌、近藤父子・有田、

参詣、副區長伊藤氏  
小林・勝田・飯田、其外  
最寄講々

夫々江  
直會贈ル

[K2—9 「当番所雜記」]

明治十一年 (一八七八)

340 明治11年 (1878) (2月) 廿六日 晴 泊明 安敬 當直 元貞

参(遷) 午后第八時、假殿へ御遷座

先幣殿一拜 身曾支、 次假殿清祓 塩水・散米、 出御 (注1) 奏樂、  
塩水 中西良吉、散米 玉田保雄、 御幣 松川庸興、

警蹕 大町安敬 近藤有孚 滋岡從長、  
祠官滋岡功長、 御鳳輦 寺井種清 近藤忠恕 松岸恭明

御太刀 堀 忠利、 御絹蓋 大野種吉、奏樂掛、  
相殿四柱遷坐之后 岸上信親 大道元貞外、

獻燈、獻供、太玉串行事、祝詞、各自捧玉串  
(注2) 附樂、三臺塩急・皇聲急・合歡宴 世話方諸講参拜

〔K2—10「当番所雜記」〕

(注1) 賀殿急(かてんのきゅう)  
(注2) 三臺塩急(さんだいえんのきゅう)・皇聲急(おうじょうのきゅう)・  
合歡宴↓合歡塩(がつかえん)

341 明治11年 (1878) (2月) 廿七日 晴 泊明 安敬 當直 種清

参(遷) 午前第八時祭典、獻供、附樂 (注) 輪臺・青海波・種莫者

御遷座濟届、功長・安敬、金澤・小林・飯田・吉田・鈴木・近藤  
伊藤・勝田・福井・小澤・松岸・松懿  
廻禮 功長・安敬

(注) 輪臺(りんたい)・青海波(せいがいは)・蘇莫者(そまくしゃ)

342 明治11年 (1878) (7月) 二日 晴 泊明 從長 當直 種清

府廳へ本月廿五日祭典營繕中ニ付、神輿

渡御不仕段相届候事、功長・種清出動

警察本署種清出動、附り 松嶋區會議所  
ざこば問屋会所

〔K2—10「当番所雜記」〕

343 明治十一年 (1878) 七月二日

(朱書)  
〔三二一〕

聞置」

御届

一、本月廿五日例年之通祭典

仕度、此段御届奉申上候

但シ、本社營繕中ニ付松嶋行宮江

神輿渡御不仕候、此段奉上申候也

明治十一年 天満神社祠掌

七月二日 寺井種清 (印)

同 祠官

滋岡功長 (印)

前書之通申出候ニ付奥印仕候

右區一等戸長 (印)

小林佐一郎 (朱印)

大阪府権知事渡邊昇殿

〔A—31「御指令書綴」〕

344 明治11年 (1878) (7月) 廿三日 晴 泊明 元貞

當直 安敬

神饌阿古田瓜獻備之儀、利倉屋盡力ニテ

安立町三丁目種儀方ニテ調進、爾後無怠慢例

年獻備之段申来ル

〔K2—10「当番所雜記」〕

345 明治11年 (1878) (7月) 廿四日 晴 泊明 安敬

當直

行宮參勤、安敬

府廳ヨリ御幣物唐櫃持參佐伯氏、

參會所ニテ休息

宵宮祭典、献饌 小饗・神酒

勘助寫蒲團太鼓宮入

本年渡御無之三付、表門十二時閉ス

〔K2—10「当番所雜記」〕

346 明治11年 (1878) (7月) 廿五日 曇、午后快晴 泊明 安敬

八時祭典

七時過、幣使河合氏入来、參會所ニテ休憩

八時祭典 祓串 用意

先、幣使・祠官掌、幄舎ニ着坐

次、祠官宮殿ニ昇リ御扉ヲ開キ畢テ側ニ坐ス

次、祠掌神饌ヲ傳供ス

次、祠掌幣物ヲ辛櫃ヨリ出シ、殿ニ昇リ祠官ニ渡

祠官神前ノ案上ニ奉リ、再拜拍手シテ退ク

次、使ノ官員殿ニ昇リ、先ニ拝祝詞ヲ奏シ、又ニ拝

祝詞ヲ懷ニシテ幄舎ニ退ク

次、神饌ヲ撤ス、神官勤之

次、閉扉、祠官之ヲ勤ム

次、官員退出ス

神饌 洗米・酒二瓶・餅・海魚 海藻・野菜・菓・塩水 以上八臺

第三時祭典、獻供、附樂

小饗神酒・阿古田瓜・白瓜・茄子

捧玉串、祠官祝詞、神樂

[K2-10 「当番所雜記」]

347 明治11年 (1878) (7月) 廿六日 晴

泊明 從長

當直 種清

祭禮濟届、功長・安敬、世話方挨拶同兩名

[K2-10 「当番所雜記」]

348 明治11年 (1878) (9月) 十四日 晴

泊明

當直

③遷 府廳ヨリ寺井種清呼出ニ付出頭之處、附属滋岡從長へ御

自令書、種清ヨリ相渡ス

祠掌拜命之事并修覆落成届

午后第八時、祓戸大神本殿東ノ間へ鎮座獻饌  
祝詞

大殿祓、内陣清祓、降神、捧玉串、祝詞、昇神

[K2-10 「当番所雜記」]

349 明治11年 (1878) (9月) 十五日 晴

泊明 種清

當直 種清

③遷 午后第八時頃、本殿着坐

[K2-10 「当番所雜記」]

350 明治11年 (1878) (9月) 十六日 晴、午后雨

泊明 安敬

惣直

③遷 午前八時祭典、(注)先身禊祓、次塩水、次散米切麻、

次開扉種清  
安敬、次獻饌奏樂、玉串行事、

畢而祝詞祠官、  
齋部種清、  
中臣安敬、次下供奏樂、次閉扉、

次各神酒頂戴、次退出、直會井藤氏

神事奉行近藤有孚、出頭神官松岸恭明・山本實・

大道親正・吉舖信興・近藤忠恕・松川庸興・

玉田保雄・馬場高敬

東手米積立堂寫、東手鋸太鼓 船津町

[K2-10 「当番所雜記」]

(注) 以後九月十七日〜十月二日まで正遷宮奉祝祭典執行。十一月廿四日に正

遷宮礼代祭典執行 (No. 358)

351 明治11年 (1878) (10月) 三日 晴

泊明 種清代 従長  
惣直 従長

③(遷) 府廳へ正遷宮祭典濟届、功長

警察本署 菅原・曾根寄・長堀橋・本田・安堂寺町・大手、鐵道局届、六朗

堂嶋・市之側廻禮、并人形引合、種清

壹小區・貳小區・三小區會議及戸長廻禮、安敬

〔K2-10「当番所雜記」〕

352 明治十一年 (1878) 十月十日

(野紙)

證

一、氏神天満社祭禮飾真田幸村人形

壹鉢

一、右人形附屬品不殘

×貳点

右者古来ヨリ祭禮御渡行御迎人形卜唱へ、當

町内共有物ニ候處、追々世話掛り之者相減

至當今可持傳之目途無之ニ付、今般共有

人一同遂協議候處、貴社へ永世可致

献納段致決議候間、則献納候處確証也、然

ル上ハ以後於貴社永持被下候共、又ハ何人ヲ不論、有

志之仁へ譲リ渡シ相成候共、旧共有人共ヨリ聊故障無之候、万二妨ケ申者出来候ハ、此連署之者引受埒明ケ

貴社并ニ其譲リ受人へ少シモ御損難相係申間敷候、為後證依而如件

明治十一年 第二大區十小區松嶋町壹丁目

十月十日 伏見喜右衛門(印)

木田喜三郎(印)

安藤文助(印)

山中忠兵衛(印)

天満社

祠官掌 御世話掛り 御中

〔C-50「証(祭禮飾真田幸村人形・付属品献納)」〕

353 明治11年 (1878) (10月) 十二日 晴

泊明 安敬  
當直 従長

③(秋) 府廳へ秋祭願出頭、功長・従長、

京町堀・大手 天満諸方最寄 六朗

〔K2-10「当番所雜記」〕

354 明治十一年 (1878) 十月十二日

③(秋) 〔四七〕

書面聞届候条、最寄

〔(朱印)〕

警察署へ可届出事

十一年十月十二日

知事渡辺昇代理

大阪府大書記官六戸昌〔(朱印)〕

秋祭願

一、當社秋祭、来ル十月廿五日執行

仕度候ニ付、此段願上候也

但シ、流鏑馬之儀者昨年通り

取計申度候

明治十一年 天満神社祠堂

十月十二日 寺井種清〔印)〕

同 祠官

滋岡功長〔印)〕

前書之通申出候ニ付與印仕候

右區二等戸長

勝田外兵衛〔(朱印)〕

知事渡邊昇代理

大阪府大書記官六戸昌殿

〔A-31「御指令書綴」〕

355 明治11年 (1878) (10月) 廿五日

〔注1)〕 霽

泊明 六朗

惣直

①秋 祭典献饌、附楽

午后第一時祭典催、警察署并周旋方〔天神橋筋地下町〕へ案内

第二時祭典、献供、柿・栗〔注2)〕・鮎・神酒・洗米

第三時、該方呆着之上警察署へ届、出張後

馬場見世 三回 安敬

本馳流鏑馬 三回 龜次郎

〔K2-10「当番所雜記」〕

〔注1)〕 霽は、霽〔「はる」「はれ」の意〕の書きまちがいか

〔注2)〕 鮎は、鱈・鱈〔ぼら〕のこと

356 明治11年 (1878) (10月) 廿六日 晴

種清代 泊明 六朗

當直 從長

①秋 府廳へ秋祭流鏑馬濟届、出頭 功長

〔K2-10「当番所雜記」〕

357 明治十一年 (1878) 十月廿六日

①秋 〔四八〔朱書)〕

閑置

御届

當社秋祭流鏑馬執行之義

御願申上置候處、昨廿五日無滯

相濟候条、此段御届上申候也

十一年 天満神社祠掌

十月廿六日 寺井種清 (印)

同 祠官

滋岡功長 (印)

前書之通申出候ニ付奥印仕候

右區二等戸長

勝田卯兵衛 (朱印)

大阪府権知事渡邊昇殿

〔A—31 御指令書綴〕

358 明治11年 (1878) (11月) 廿四日 晴

泊明 六朗 從長代

當直 安敬

③遷 午后第三時、正遷宮禮代祭典執行

先身禊祓 塩水散米、次班玉串、 次開扉、次獻

饌 九臺 饅頭三臺 外三臺 生國魂社へ送ル、瓶花、

次玉串行事、次祝詞、次各奉玉串、次神樂 三座、

次撤供 始終 奏樂

祭主 祠官 滋岡功長、祭典奉行 松岸恭明 近藤有宇

左 寺井種清・大町安敬・滋岡從長・近藤忠恕・

田寫閑五郎・政義信輔・福井信好・堀 忠利・

淡川 (カ) 寺井惇種・大道六朗・渡邊吉之

右 山本安路・山本 實・吉舖信興・大道親正・

白江芳重・松川庸興・馬場高敬・中西良吉・

廣瀬範光・樋口吉貞・新 正義・平岡公隆・

有田正長

〔K2—10 当番所雜記〕

(注) 寺井種臣 (満5歳) カ

明治十二年 (一八七九)

359 明治12年 (1879) (3月) 十一日 晴

泊明 安敬  
從長代  
當直 種清

行宮西手へ従前在来小家建設、神祭之節  
人足屯所ニ致度段申出候ニ付、調印之上願出候事

〔K 2 | 12 「社務所日誌」〕

360 明治十二年 (1879) 三月

建家建替之儀御願

松嶋花園町第五十一番地天神旅所境内ニ有之神祭之節人  
足屯所、表口五間・奥行四間五歩之建物及大破候ニ付、  
右建物取崩シ更ニ建設度、尤従前東西表ニ御座候處、表  
口北向ニ御普請仕度存候間、別紙圖面相副、此段奉願上  
候也

天満神社——

明治十二年三月 寺井種清印

大阪府知事

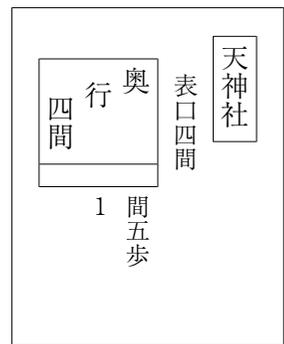
右之通ニ

御座候也

西

(注1)

北



南

東

〔公庁諸願届本省布達書〕(明治十一年戊寅第八月) (注2)

〔L 2 | 37 「天満宮社誌資料」〕

(注1) この図には、朱線・朱書の部分あり

(注2) 原本「公庁諸願届本省布達書」(明治十一年戊寅第八月) は不明

361 明治12年 (1879) 四月廿三日

普請落成御届

西区松嶋花園町天神旅所境内へ、神事之節人足屯所ノ為  
メ、表口五間五分・奥行五間之建物普請之儀、過日奉願  
御許可済ニ御座候處、右普請落成仕候間、此段御届申上  
候也

天満神社祠掌

四月廿三日

本田警察署

〔注〕《公庁諸願届本省布達書謄写》  
〔L2—37〕「天満宮社誌資料」

〔注〕原本「公庁諸願届本省布達書謄写」は不明、以下同じ

362 明治12年 (1879) (5月) 廿七日 雨 泊明 安敬

當直 従長

北區役所へ七月廿五日祭禮届出頭、従長

〔K2—12〕「社務所日誌」

363 明治12年 (1879) (6月) 八日 晴 當直 亦三朗

當直 従長

南北江戸堀辺及中の寫渡御道筋夫々廻勤、安敬

〔K2—12〕「社務所日誌」

364 明治12年 (1879) (6月) 十三日 晴 泊明 安敬

當直 種清代 従長

松寫町・江ノ子寫・安治川・富寫・梅本町、人形夫々

廻勤、種清・安敬

〔K2—12〕「社務所日誌」

365 明治12年 (1879) (6月) 廿日 晴 泊明 安敬

當直 従長

午后第二時、流行病除却祭典 奏樂

先身禊祓、次塩水 馬場、次散米 田嶋、次開扉、次降神、

次獻饌、次玉串行事 祠官、次祝詞、次班小玉串、

次神楽、次撤饌、次昇神、次閉扉

〔K2—11〕「当番所雜記」

366 明治12年 (1879) (6月) 廿日 晴 泊明 安敬

當直 従長

流行病除滅祭典、午后二時執行

〔K2—12〕「社務所日誌」

367 明治12年 (1879) (6月) 廿一日 晴 泊明 安敬

當直 同人

行宮ニ於テ病災除祭典執行、種清・従長、午後第三時、

太玉串行事、祝詞、神饌、次ニ富嶋丁・松島町ヨリ献湯

有之

〔K2—11〕「当番所雜記」

368 明治12年 (1879) (6月) 廿四日 曇 泊明 亦三朗 當直 安敬

午后七時ヨリ周旋方集會、今般北區名改正ニ付、祭禮區々  
小學校生徒、供奉幟灯燈印書修覆、北區一(統)江(統)江依頼、特  
叙先太鼓中老分今朝御祈禱猷湯之節、稽古太鼓修覆依頼  
之趣承之

〔K2—12「社務所日誌」〕

369 明治12年 (1879) (6月) 廿五日 晴 泊明 亦三朗 惣直

中ノ嶋會議所・小學校并ニ奥村・田中・久富三家へ  
區幟灯燈修覆頼廻ル、其他さこは御手傳金皆納之挨拶、  
并ニ祭禮依頼置、問屋會所・仲買會所・中買永來重等、  
太鼓修覆、南町太鼓又呼寄直段引合之上、世話方中へ  
示談ニ及決定申付候事、掛り種清

〔K2—12「社務所日誌」〕

370 明治11年 (1879) 六月廿七日〜七月五日

①(注) (野綴)

演舌

當社夏祭礼渡御之節、各小學校ヨリ御差

出被降候幟挑灯之義、先般區名改正ニ付テハ、

幟區名文字改正并挑灯張替其他出シ被

損等、夫々直段引合仕候処、別番之通申

出候ニ付テハ可相成ハ一手ニ申附候ハ、各校

相揃、區々ニ不相成様奉存候ニ付、此段及御

相談候、最早余日も無之義ニ付、右御承諾

ニ候ハ、物品取揃御渡被下度、右御相談旁

得御意候也

十二年 天満社

七月一日 周旋方 (朱印)

東天満戸長御役場 (朱印) 當分畫各校之儀ハ 一手ニ御依頼申上候也

堀川同断 (朱印) 前同断 一手ニ御依頼申上候也

西天満同断 (朱印) 前同断 一手ニ御依頼申上候也

堂嶋同断 (朱印) 前同断 一手ニ御依頼申上候也

中之嶋同断 (朱印) 當分畫三學校共 一手ニ相成候間、御依頼申上候也

安治川同断 (朱印) 當分畫之義者一手ニ 御手数御依頼申上候

記

一、金貳円九拾錢也

幟區名文字改正饅頭御 仕替并額取板地洗仕立賃トモ

一、同四円七拾五銭也  
幟挑灯出シシ本表金箔塗直シ、其他損シ所取繕入費

一、同八拾銭也  
挑灯式張絵本紅塗張替

一、同三拾七銭五厘也  
同上下側洗鉄物磨キ繕ヒ賃

合計、金八円八拾式銭五厘也

右之通御座候、尤直段書夫々別昏ニ相副候也

十二年 天満社

七月一日 周旋方 (朱印)

② (切紙)

記

一、各區小学校印御祭礼

高張和本紅三度ぬり

仕候而、壹張ニ付

代四拾銭つゝ、

右之通ニ而代呂物別代立

吟味仕候而奉差上候、宜敷御願申上候

六月廿七日

天満橋壹丁目

越金 (印)

上様

③ (切紙)

直積書

一、猩々緋御幟

白羅紗ニ而饅頭布施仕替

小石縁新ニ取替仕立直し

壹本ニ付

代賃金貳圓九拾銭

右之通御座候也

(印)

現金掛直しな
東京するか町ちちごや
大坂高麗橋三丁目
のれんう
しるし
(越)ちちごや
東京大坂両所之外
出店御座なく候

七月五日

三越呉服店

順三郎

北區

戸長御中

④ (切紙)

覚  
 一、三拾七錢五り 学校丸丁ちん  
 かわ磨キ  
うで金金物共  
 式張  
 右之通ニ御座候、已上  
 卯六月 中西小三郎 (印)  
 北區  
 戸長御衆中

⑤ (一紙)

記  
 一、小学校幟挑灯出し  
 右修覆極上本金箔押下地  
 堅地塗替仕、裏洗ヒ并ニ繕ヒ、其外  
 不残本金箔押  
 但軸毛下者従前之儘  
 ニテ繕ヒ  
 壺組二本ニ付

⑥ (切紙)

代料金四圓七十五錢也  
 右之通極入念仕御受負可仕候、已上  
 十二年 有岡屋  
 七月一日 東左衛門 (印)  
 北區  
 戸長御中

記  
 一、貳円九拾錢 幟文字改正  
 額取板地洗  
 仕立とも  
 一、四円七拾五錢 幟挑灯出シ  
 繕ヒ賃  
 一、八拾錢 挑灯式張  
 張かへ  
 一、三十七錢五厘 挑灯側洗  
 鉄物磨キとも  
 合計  
 金八円八拾貳錢五厘也

(注) ①～⑥まで一括綴じ

〔C—51〕(夏祭関係書類)〔

371 明治12年 (1879) (7月) 三日 晴 泊明 亦三朗

當直 安敬

各區小學校區名改正ニ付而ハ、祭禮幟灯提修覆、北區役場中へ依頼、東天満・堀川・西天満・堂嶋・中ノ嶋・安治川、夫々へ飯田・香川同道、種清廻勤

〔K2—12「社務所日誌」〕

372 明治12年 (1879) (7月) 四日 小雨 泊明 種清

當直 同人

昨日氏地并ニ中ノ嶋へ依頼廻勤之処、中ノ嶋・堂嶋區小學校右事件ニ付、彼是苦情申立られ候処、今午後飯田同道種清罷越、段々應投ニ及ヒ漸承諾有之、尤中ノ嶋區者今朝ニ至リ承知之旨返答有之、旧一小區ヨリ六小區マテ人夫ヲ以夫々幟提灯取寄ニ遣シ候事  
明五日世話方中集會之事廻状差出ス

〔K2—12「社務所日誌」〕

373 明治十二年 (1879) 七月六日〜八月九日

①(注)(切紙)

記

一、北區小學校幟挑灯出し

三本巻組

但拾八組也

右修覆中正ニ奉預り候也

明治十二年 有岡屋

七月六日 東左衛門(印)

北區

戸長御中

②(一紙)

御願

一、幟挑灯出し本金塗箔御修覆

巻組

代、金四圓八拾五錢替

惣計十八組也

右者今般御修覆ニ相成御手附

半金高拝借仕度候間、此段奉願上候也

374

明治12年 (1879) (7月) 七日 晴

泊明 安敬  
當直 種清

北區役所へ祭禮陸渡御延期届出頭、小川

(注) ①～③まで一括綴じ

〔C-51〕〔夏祭関係書類〕

記

一、金拾五円  
六十銭  
紅丁ちん  
張かへ  
三十九張

八月九日  
御上様

藤江金藏(印)

③ (一紙)

明治十二年  
七月  
北區  
戸長御中

有岡屋  
東左衛門(印)

376

明治12年 (1879) (7月) 八日 晴

泊明 從長  
當直 安敬  
同人代

(注) 原本「公庁諸願届本省布達書」は不明

〔L2-37〕〔天満宮社誌資料〕

〔注〕《公庁諸願届本省布達書》

北區長 河口淳殿

右同文ニテ 警察本署菅原警察署

十二年 七月七日

天満神社祠堂  
大町安敬  
同 祠官  
滋岡功長

375

明治12年 (1879) 七月七日

祭禮陸渡御延期届

一、當社祭禮陸渡御、本月廿五日執行之儀、五月廿七日御届申上置候處、御本府天第百六十號御達之旨趣ニ基キ、本月延期、追而時日決定之上、更ニ御届上申可仕候也

渡御道筋及安治川・江ノ子島人形廻勤、大野

〔K2-12〕〔社務所日誌〕

松島廓町ヨリ行宮ニ於テ祈禱獻湯致シシ度

趣依頼、社守堀より郵便(便)ヲ以申来候ニ付、明日ハ差

支有之、明後十日出頭之旨申遣シ候事

〔K2—12「社務所日誌」〕

377 明治12年 (1879) (7月) 九日 晴

泊明 従長

當直 種清 安敬代

休暇 亦三郎 安敬

氏地并中ノ嶋區々幟書方改正ニ付、和田氏ヲ手續ヲ以

和氣氏江依頼ニ及候処承諾之事、同氏へ種清頼ニ罷越

コレヲ病豫防水薬服用不致者至急人名取しらべ

有無トモニ可申出達シ、堀川役場ヲ書取ヲ以申来ル、

附リ

禁物書別記ス

〔K2—12「社務所日誌」〕

378 明治12年 (1879) (7月) 十三日 晴

泊明 種清

當直 同人

午前八時ヨリ参會所ニテ周旋方集會

〔K2—12「社務所日誌」〕

379 明治12年 (1879) (7月) 十四日 曇

泊明 安敬

當直 従長

松島小學校、渡御供奉引合罷越、安敬

〔K2—12「社務所日誌」〕

380 明治12年 (1879) (7月) 十八日 晴

泊明 亦三郎

當直 安敬

明十九日、午後早々世話方集會廻章差出ス

〔K2—12「社務所日誌」〕

381 明治12年 (1879) (7月) 十九日 晴

泊明 又三郎

當直 種清

新町有志中ヨリ拝殿左右雪洞献納、尤先

達而より引合濟之事

世話方中、午後一時比ヨリ集會

〔K2—12「社務所日誌」〕

382 明治12年 (1879) (7月) 廿一日 晴

泊明 種清

當直 安敬

北區役所へ祭禮渡御届、種清出頭之處、

追而御沙汰之旨被達

383

明治十二年 (1879) 七月廿一日

(朱書)  
「六巻」

本年府廳天第百六十号布達末

項之通、可相心得候事

〔朱印〕

明治十二年七月廿四日

北區長河口淳」

祭禮陸渡御御届

祭禮渡御執行之儀、虎列刺病流行

之際ニ付、當分延期可仕段、本月七日

御届申上置候處、追次該病減少之

形況ニ付、来ル八月十二日渡御執行仕度、

然トモ方今該病勢悉皆消滅之域ニモ

難到、依而此段御届旁御伺申上候、

何分之御指揮願上候也

十二年

天満神社祠掌

七月廿一日

寺井種清 (朱印)

同 祠官

〔K 2—12 〔社務所日誌〕

滋岡功長 (印)

北區長

河口 淳殿

〔A—31 〔御指令書綴〕

384

明治12年 (1879) (7月) 廿三日 晴

泊明 安敬  
從長代  
當直 同人

休暇 從長

例月廿五日夜開門之處、当節虎列刺病流

行ノ際ニ付平日通且ハ出店等も不相成旨

堀川役場ヨリ通知之事

〔K 2—12 〔社務所日誌〕

385

明治12年 (1879) (7月) 廿四日 晴

泊明 從長  
當直 同人

天満神社祠掌 寺井種清

右即時出頭可致候事

明治十二年七月廿四日 北區役所

迅速種清出頭之處、過日差出候祭

禮渡御届御指令相成候事

北區  
役所印

〔K 2—12 〔社務所日誌〕

386 明治12年 (1879) (7月) 廿七日 晴 泊明 又三朗

當直 安敬

午前八時ヨリ參會所ニテ周旋方集會

〔K2—12「社務所日誌」〕

一、幟 壹枚

右修覆出来候間御渡申上候

正ニ御入手可被下候、已上

但、幟提灯出シ候義ハ今少シ出来

兼候間、出来次第早速差出

可申候事

十二年 天満社

八月七日 周旋方 (朱印)

387 明治12年 (1879) (8月) 三日 晴 泊明 從長

當直 代安敬

種清病氣ニ付欠勤

午前ヨリ參會所ニテ周旋方集會

〔K2—12「社務所日誌」〕

388 明治12年 (1879) (8月) 五日 晴 泊明 種清

當直 安敬

午后三時ヨリ渡御列書持參松島へ引合、安敬罷越

〔K2—12「社務所日誌」〕

389 明治十二年 (1879) 八月七・十一日

① (罫紙)

記

一、紅上ケ挑灯 壹對

但ウテガ子(不) 式本添

相生校	川崎校	追分校	滝川校	岩井校	菅南校	堀川南校	同北校	伊勢校	若松校	絹笠校
		(注 <sup>1</sup> ) 朱印				(注 <sup>2</sup> ) 朱印			(注 <sup>3</sup> ) 朱印	

② (罫紙)

記

北新地校 (注4)  
堂嶋東校 (朱印)

同 西校 (注5)  
田蓑校 (朱印)

肥後嶋校 (朱印)

中嶋校 (注6)  
芦分校 (注7)  
安治川校 (朱印)

安治川校 (注8)  
安治川校 (朱印)

御壺校每ニ

金八円八拾弍銭五厘宛

右者祭礼幟提灯修覆代、此使へ

御渡被下度候也

十二年 天満社

八月十一日 周旋方 (朱印)

相生校 (朱印) 跡ヨリ差出シ可申候事  
川崎校 (朱印) 跡ヨリ差出し可申上候事  
追分校 (朱印) 跡ち差出し可申候事

(注15) 袋

書 出 入

滝川校 (朱印) 跡ち差出し可申候事  
岩井校 (朱印)

菅南校 (注9)  
菅南校 (朱印)

堀川南校 (朱印) 跡ヨリ差出可申候

同 北校 (朱印)

伊勢校 (注10)  
伊勢校 (朱印)

若松校 (注11)  
若松校 (朱印) 跡ち差出し申候

絹笠校 (注12)  
絹笠校 (朱印)

北新地校 (朱印) 跡ち差出し申候

堂嶋東校 (注13)  
堂嶋東校 (朱印) 跡ち差出し申候

同 西校 (朱印) 跡ち差出候也

田蓑校 (朱印) 跡ち差出可申候

肥後嶋校 (朱印) 跡ち差出し申候

中嶋校 (朱印) 跡ち差出可申候

芦分校 (注14)  
芦分校 (朱印) 跡ち差出可申候

安治川校 (朱印)

〔C—51〕〔夏祭関係書類〕

391 明治十二年 (1879) 八月九日・十日

①(注) (切紙)

(注1) 印文「北區東天満戸長役場」

学校名と違う印のみ印文をつけた。以下同じ

(注2) 印文「北區堀川戸長役場」

(注3) 印文「北區西天満拾貳戸長役場」

(注4) 印文「北區曾根崎新地堂島壹圓戸長役場印」

(注5・6) 印文「北區中之嶋戸長役印」

(注7・8) 印文「安治川戸長役場之印」

(注9) 印文「北區堀川南小學校」

(注10・11・12) 印文「西天満拾貳町戸長役場」

(注13) 印文「北區堂嶋戸長役場印」

(注14) 印文「安治川戸長役場之印」

(注15) ①②は(袋)に入る

390 明治12年 (1879) (8月) 九日 雨

泊明 従長  
當直 種清

參會所にて周旋方集會

〔K2—12〕〔社務所日誌〕

証

一、金七圓拾貳錢五厘

丁ちん金物  
かハ共ニミカキ  
十九張  
三拾七錢五厘也

一、金三拾貳錢四厘

梅形金物  
不足たし  
壹錢貳厘かへ

一、金三拾壹錢四厘

丸釦ニ  
百五十七本  
貳厘かへ

×七圓七拾六錢三厘

右之通正ニ受取申候、已上

明治十二年

外八月九日

中西小三郎 (印)

天満宮様

御世話方様

御衆中

② (切紙)

(印紙) 記

一、金五拾五圓拾錢

猩々緋御幟

拾九本

白羅紗饅頭布施

手間仕立代共

但シ

壺本ニ付

金貳圓九拾錢

右代価正ニ受取申候也

(印)

現掛直しな  
のれん  
 うしるし  
 東京するか町ゑちごや  
 大坂高麗橋三丁目  
 (越) ゑちごや  
 東京大坂両所之外  
 出店御座なく候

卯ノ八月

三越店

③ (一紙)

北區小學校

御詰合御衆中

順三郎 (印)

(印紙)

記

一、金拾五円

六十錢

メ

右之通正ニ受取申候

十二年

八月九日

藤江金藏 (印)

御上様

④ (一紙)

(印紙) 記

一、金八拾七圓三拾錢

三本老組ニ付四円八十五錢  
惣計十八組也

右幟提灯出し惣金箔押替ニ

出来候ニ付、則代金正ニ請取申候

外ニ金老圓元九區ノ分☆押替代

此分共請取申候

明治十二年

有岡屋事

第八月十日

惠美東左衛門 (印)

北區

戸長御中

[C—51] 「夏祭関係書類」

(注) ①〜④まで一括綴じ

392 明治12年 (1879) (8月) 十七日 晴

泊明 従長  
當直 安敬

參會所ニテ周旋方集會

[K2—12] 「社務所日誌」

393 明治12年 (1879) (8月) 廿三日 晴

泊明 安敬  
當直 同人

午后參會所ニテ周旋方集會

[K2—12] 「社務所日誌」

394 明治12年 (1879) (8月) 廿五日 晴

泊明 従長  
惣直

北區役所へ祭禮渡御并日限伺出勤、安敬

午後一時頃、同役所より安敬呼出し、行宮江參勤ニ付、種

清出頭之處、祭禮陸渡御有無ハ氏地講中ト示談可取斗、

最早此節病勢撲滅ニ付而ハ不日トケ候御達可有之候間、

九月廿五日居祭り之義指令致し難く、但シ居祭りニ而ハ

群參無之哉答何連居祭りニ而も群參ニ有之与申候へハ、

何分當今指令ニ不及候趣願書被下ケ候事

[K2—12] 「社務所日誌」

395 明治12年 (1879) (9月) 七日 晴

泊明 種清  
安敬代  
當直 従長

午后參會所ニテ周旋方集會

〔K 2—12 〔社務所日誌〕〕

396 明治12年 (1879) (9月) 十三日 晴 泊明 亦三郎

當直 安敬

午后參會所ニテ周旋方集會

〔K 2—12 〔社務所日誌〕〕

397 明治12年 (1879) (9月) 十四日 晴 泊明 種清

當直 種清

休暇 安敬  
又三郎

午后三時頃淺井元七入来、祭禮之義并北手

蓮池<sup>(カ)</sup>催之事件示談、種清面會委細承り置候事

〔K 2—12 〔社務所日誌〕〕

398 明治12年 (1879) (9月) 廿六日 晴 泊明 從長

當直 種清

午后ヨリ參會所ニテ周旋方集會

明廿七日ニナル

〔K 2—12 〔社務所日誌〕〕

399 明治12年 (1879) (9月) 三十日 晴 泊明 種清

當直 從長

午后第四時ヨリ參會所ニテ周旋方集會

〔K 2—12 〔社務所日誌〕〕

400 明治12年 (1879) 十月一日 晴 泊明 種清

當直 安敬

午后第四時、氏地周旋方集會

〔K 2—12 〔社務所日誌〕〕

401 明治12年 (1879) (10月) 七日 晴 泊明 亦三郎

當直 種清  
安敬代

明八日周旋方集會ニ付、明午后第三時

出頭依頼章差出ス

〔K 2—12 〔社務所日誌〕〕

402 明治12年 (1879) (10月) 八日 晴 泊明 種清

當直 種清  
安敬

午後第三時、周旋方參會所ニテ集會

〔K 2—12 〔社務所日誌〕〕

403 明治12年 (1879) (10月) 廿一日 晴 泊明 從長

當直 同人

午后二時より參會所にて周旋方集會

〔K2—12「社務所日誌」〕

404 明治12年 (1879) (10月) 廿六日 晴 泊明 安敬

當直 種清

參會所にて周旋方集會

〔K2—12「社務所日誌」〕

405 明治12年 (1879) (11月) 六日 晴 泊明 安敬

當直 同人

休暇 種清  
從長

行宮西手社用所轉地之件ニ付、掘罷越

〔K2—12「社務所日誌」〕

406 明治12年 (1879) (11月) 九日 曇后雨 泊明 種清

當直 安敬

明十日、周旋方集會、廻章出ス

〔K2—12「社務所日誌」〕

407 明治12年 (1879) (11月) 十日 晴 泊明 種清

當直 同人

〔夏〕府廳、夏合祭本月廿五日執行届、并ニ池水さら

〔秋〕へ落成之届、種清代理從長菅原警察署同様

北區役所夏秋合祭届

〔K2—12「社務所日誌」〕

408 明治十二年 (1879) 十一月十日

〔夏〕  
〔秋〕  
〔朱書〕  
「六四

聞置候事

明治十二年十一月十日

〔朱印〕  
北區長河口淳」(朱印)

祭日届

本府本年天第百六十号御達ニ依リ七月廿五日

渡御祭典延期候處、更ニ天第三百六十六号

御達有之、依テ本月廿五日秋祭ニ合シ祭典

執行仕候条、此段御届上申候也

但シ、本年渡御執行ハ不仕、尤流鐺馬ノ義ハ

例年之通執行仕度候也

明治十二年 天満神社祠掌

十一月十日 大町安敬 (朱印)

同 祠官

滋岡功長 (印)

北區長河口淳殿

[A-31 「御指令書綴」]

409 明治12年 (1879) (11月) 十一日 晴 泊明 安敬 當直 從長

⑧(秋) 祭禮ニ付天神橋壺丁目地下町世話掛りへ頼、太鼓中老分

へ頼廻り、種清

松浦神鏡磨キ奥村氏頼置

[K2-12 「社務所日誌」]

410 明治12年 (1879) (11月) 十二日 晴 泊明 安敬 當直 同人

⑧(秋) 氏地區々并講内中へ祭禮廻状出ス

[K2-12 「社務所日誌」]

411 明治12年 (1879) (11月) 十三日 晴 泊明 安敬 當直 種清

⑧(秋) 御鳳輦掛り菅野・河治へ祭禮吹聴旁頼廻り、并ニ京極氏

神鏡磨キ頼置、種清

御旅所地書上ケ事件并祭禮ニ付、さこは其外へ依頼、安敬 小川

[K2-12 「社務所日誌」]

412 明治12年 (1879) (11月) 十五日 晴 泊明 亦三郎 從長 當直 安敬

府廳へ行宮明細帳持参并招魂社之件再願

八幡社裏手ノ塀建換願、從長

[K2-12 「社務所日誌」]

413 明治12年 (1879) (11月) 十八日 晴 泊明 種清 安敬代 當直 從長 休暇 安敬

⑧(秋) 本月廿五日、幣使参向午前八時ノ事、座摩

神社・高津神社、同文ニテ分局ヨリ廻達ノ事

太鼓中ノ件七円ノ示談調候事

周旋方集會

[K2-12 「社務所日誌」]

[K2-12 「社務所日誌」]

414 明治12年 (1879) (11月) 十九日 曇 泊明 安敬

當直 種清

菅原警察署御中

十一月廿一日

滋岡從長

⑧秋 釵鉾掛ヨリ飾立拝殿へ依頼之事、付前日

報知是又依頼、藤本重助

午後七時、江ノ子島<sup>5</sup>廿二日神輿飾通知之事

[K 2—12 「社務所日誌」]

417 明治12年 (1879) (11月) 廿二日 晴 泊明 從長

當直 種清

415 明治12年 (1879) (11月) 廿一日 晴 泊明 從長

當直 安敬

⑧秋 菅野氏<sup>5</sup>釵流馬間數延し之事談有之

神輿・鳳輦飾立<sup>江ノ子島市之側</sup>

[K 2—12 「社務所日誌」]

⑧秋 北區四五六分畫及堂島・ぎこば・松島廻勤、種清

同二分畫及天神橋以西講々并丑日<sup>神木耕作</sup>廻勤、從長

同一分畫及天神橋以東講々并東耕作廻勤、又三朗

[K 2—12 「社務所日誌」]

418 明治12年 (1879) (11月) 廿三日 晴 泊明 從長

當直 同人

⑧秋 祭禮ニ付群集雜沓之義<sup>踏</sup>、菅原警察署

へ届書差出ス

[K 2—12 「社務所日誌」]

416 明治12年 (1879) 十一月廿一日

⑧秋 御届

一、當社秋祭流鏑馬執行ニ付、本日ヨリ廿三日迄三日間

午前第七時ヨリ九時迄、此花町二丁目舊祢宜町ト称へ

候場所ニ於テ乘人習練仕度、尤往来人障害不相成様注

意可致、此段御届上申候也

419 明治12年 (1879) (11月) 廿四日 晴 泊明 從長

當直 安敬

⑧秋 午后第五時、宵宮祭典

[K 2—11 「当番所雜記」]

十二年 天満神社祠掌

420 明治12年 (1879) (11月) 廿五日 晴、午后曇

泊明 種清  
惣直

⑧夏⑨秋 午前第七時、祠官掌身襖祓、畢テ

本殿塩水散米行事

第八時幣使入来、參會所ニテ休憩

祭典次第

先、幣使・祠官掌、幄舎ニ着坐

次、祠官宮殿ニ昇リ御扉ヲ開キ、畢テ側ニ坐ス

次、祠掌神饌ヲ傳供ス

次、祠掌幣物ヲ辛櫃ヨリ出シ、殿ニ昇リ祠官ニ渡ス

祠官神前ノ案上ニ奉リ、再拜拍手シテ退ク

次、使ノ官員殿ニ昇リ、先ニ拝祝詞ヲ奏シ、又ニ拝

祝詞ヲ懷ニシテ幄舎ニ退ク

次、神饌ヲ撤ス、神官之ヲ勤ム

次、閉扉、祠官之ヲ勤ム

次、官員退出ス

神饌

引続第十時夏祭、舊例ノ神饌ヲ獻ズ

祠官、太玉串ヲ奉リ、祝詞ヲ奏ス

午后第一時秋祭、舊例ノ神饌(鮒・栗・柿)ヲ獻ズ

祠官太玉串ヲ奉リ祝詞ヲ奏ス

第三時流鏑馬

馬場駈 大町安敬

本驅 笹井龜二郎

[K 2—11 「当番所雜記」]

421 明治12年 (1879) (11月) 廿六日 晴

泊明 種清  
當直 從長

⑧夏⑨秋 府廳・區役所・警察署、祭禮濟屈

[K 2—12 「社務所日誌」]

422 明治12年 (1879) 十一月廿六日

⑧夏⑨秋 御届

本月十日御届上申候當社夏秋合祭且流鏑馬之義、昨廿五日無滞相濟候条、此段御届上申候也

十二年 天満神社祠掌

十一月廿六日 大町安敬

同 祠官

滋岡功長

北区長  
河口淳殿

〔L2—37〕  
〔天満宮社誌資料〕  
《公庁諸願届本省布達書謄写》

明治十三年 (一八八〇)

参、伊藤氏参社

[K 2—12 「社務所日誌」]

423 明治13年 (1880) (3月) 廿七日 晴

泊明 安敬代 従長  
安敬代  
當直 従長

種清・安敬欠勤

市場地車、當時御社頭江預り置へク照會ニ付  
西藏江入置

[K 2—12 「社務所日誌」]

424 明治13年 (1880) (3月) 廿八日 晴

泊明 正寛  
種清代  
當直 従長

種清・安敬欠勤

市場中買問屋中江昨日ノ廻禮、助信

[K 2—12 「社務所日誌」]

425 明治13年 (1880) 四月一日 晴

泊明 助信  
當直 従長  
正寛  
種清欠勤

府廳へ非常之際高張燈灯へ御印願、座摩神社・  
高津神社及當社連署之處、御聞届指令書持

426 明治13年 (1880) (4月) 二日 晴

泊明 助信  
當直 安敬  
助信

區役所及警察署へ、祭禮非常提灯御府御  
印許可届

[K 2—12 「社務所日誌」]

427 明治13年 (1880) (4月) 十九日 晴

泊明 従長  
當直 同人

御府御印提灯出来ノ由、座摩社ヨリ報知

[K 2—12 「社務所日誌」]

428 明治13年 (1880) (4月) 廿五日 晴

泊明 種清  
當直  
助信欠勤

盤水講内措財金年々相積ニ付、渡御并二年々奉納能  
(借)  
當分見合ノ事、祠官ヨリ通知  
藤原五兵衛ヨリ本年渡御可有之三付テハ、松嶋郭内江

依頼罷出ベク旨、堀忠利江傳言ノ事

〔K2—12「社務所日誌」〕

432 明治十三年 (1880) 六月十九日

〔朱書〕  
七八

聞置候条、警察本署江も

可届出候事

〔朱印〕

明治十三年六月廿一日

北區長河口淳 (朱印)

429

明治13年 (1880) (5月) 十九日 晴

泊明 助信

當直 種清

分局ヨリ虎列刺豫防之義ニ付、通達書到来

〔K2—12「社務所日誌」〕

430

明治13年 (1880) (6月) 十日 晴

泊明 安敬

當直 同人

種清 欠勤

助信 同断

昨日生國魂神社渡御ニ付、従長罷越

〔K2—12「社務所日誌」〕

一、當社祭禮松島行宮へ陸渡御之義、

来ル七月廿五日執行仕度候条、此段

御届上申候也

但シ、道筋并ニ行列之義ハ追テ上

申可仕候也

明治十三年

天満神社祠堂

六月十九日

大町安敬 (朱印)

同 祠官

滋岡功長 (印)

431

明治13年 (1880) (6月) 十九日 晴

泊明 助信

當直 従長

休暇 種清

祭禮届、北區役所へ助信出頭

午后八時、府廳方差昏到来

〔K2—12「社務所日誌」〕

北區長河口淳殿

〔A—31「御指令書綴」〕

433 明治13年 (1880) (6月) 廿日 晴 泊明 從長  
當直 種清

午后一時ヨリ周旋方集會

〔K2—12「社務所日誌」

434 明治13年 (1880) (6月) 廿二日 晴 泊明 安敬  
當直 助信

昨今祭禮渡御ノ廻章區々濱々講々へ通知

松島廓・安治川・上博勞・梅本・江ノ子島・富島・寺島、

種清 廻勤  
安敬

〔K2—12「社務所日誌」

435 明治13年 (1880) (7月) 二日 晴 泊明 安敬  
當直 助信

堂嶋濱世話掛リへ祭禮陸渡御依頼廻勤、種清

〔K2—12「社務所日誌」

436 明治13年 (1880) (7月) 十一日 晴 泊明 從長  
當直 同人

周旋方集會、祭禮列并道筋之事

〔K2—12「社務所日誌」

437 明治13年 (1880) (7月) 十三日 晴 泊明 安敬  
當直 從長

寺井・大町、行宮其他渡御御道筋廻勤

〔K2—12「社務所日誌」

438 明治13年 (1880) (7月) 十四日 晴 泊明 正寛  
當直 從長

昨日陸渡御道筋残り之分、且北區三四并ござこば

西區花井学校江虎列刺豫防說教相催有之段、

申談として助信罷越

北區搗米商中、夏祭御初穂米頼廻り之義、タジ常

ヨリ寺井へ内意有之ニ付、川崎藤兵衛・小西清七

兩名へ為頼廻勤、薪屋中祭禮前薪奉納之義、是又

近伊江頼廻ル、種清

〔K2—12「社務所日誌」

439 明治13年 (1880) (7月) 廿日 晴 泊明 從長  
當直 同人

行宮休足所照會、安敬罷越

〔K2—12「社務所日誌」

440 明治13年(1880)(7月)廿一日 晴 泊明 從長

午后一時ヨリ祭禮の件ニ付周旋方集會

當直 種清

〔K2-12〕「社務所日誌」

441 明治13年(1880)(7月)廿二日 晴 泊明 安敬

當直 同人

府廳へ祭禮中表門板圍取除願

北区役所へ催太鼓行列へ差加願

同所へ行列道筋届

〔K2-12〕「社務所日誌」

442 明治十三年(1880)七月廿二日

〔朱書〕  
八〇

祭禮必用之器ニ有之候得ハ

書面聞置候条兼而布

達之旨趣モ有之候間、屹度注意

致シ不都合無之様可取斗事

明治十三年七月廿二日

北區長河口淳 (朱印)

御願

本月廿五日當社陸渡御ニ付、

神事催太鼓之儀者、右祭禮ニ

必用之神器ニ而、猥ニ他町へ持

廻り候儀等者無之、全ク當日御道筋

之外通行不仕、神妙ニ相勤、決而

玩弄ケ間敷儀者為致不申候間、

何卒例年之通当日行列ニ相加

申度、此段奉願候、以上

明治十三年

天満神社祠掌

七月廿二日

寺井種清 (朱印)

同 祠官

滋岡功長 (印)

北區長川口淳殿

〔A-31〕「御指令書綴」

443 明治十三年(1880)七月廿二日

〔朱書〕  
八一

(朱印)

甲 明治十三年七月十三日  
第八百八十

444

明治十三年 (1880) 七月廿二日

〔朱書〕  
八二一

〔(朱印)〕

書面聞届候事

明治十三年七月廿三日

大坂府知事建野郷三 (朱印)

祭禮中板囲取除御願

當社表門宮繕中高葺板囲ヒ取設

通行差止可申旨、先般願上候處、

本月廿五日祭禮渡御執行ニ付、右高葺

板囲ヒ之内表通ニテ東西四間五尺取除、

明廿三日ヨリ廿五日マデ三日間通行為致、

翌廿六日ヨリ元形ノ通宮繕中板囲ヒ仕度

候条、此段御願申上候也

十三年

天満神社祠堂

七月廿二日

滋岡従長 (朱印)

大阪府知事建野郷三殿

〔A-31 御指令書綴〕

〔(朱印)〕

聞置候事

明治十三年七月廿三日

北區長河口淳 (朱印)

〔注〕  
道筋并行列御届

當社祭禮松島行宮へ陸渡御之義ハ、客月

十九日御届濟之處、則道筋并行列等左之

通仕候条、此段御届申上候也

渡御道筋

當社表門西へ、天神橋筋南へ、市之側西へ、堂島濱通

り渡邊橋渡り、中之島西へ、筑前橋南へ、犬齋橋南詰、

南江戸堀西へ、ざこば濱南へ、雑喉場橋渡り、新橋

東詰、江ノ子島南へ、亀井橋渡り、梅本町南へ、

梅本橋渡り、松島行宮へ著御

還御道筋

行宮ヨリ梅本橋渡り北へ、亀井橋渡り、江の子島東へ、

雑喉場橋渡り、茂左衛門橋筋北へ、西北橋北詰、

北江戸堀東へ、大目橋筋北へ、越中橋渡り、北詰

中の島東へ、渡邊橋筋北へ渡り、堂嶋櫻橋渡り、

北新地東へ、堂嶋橋筋北へ、老松町通東へ、難波

橋筋北へ、表門通り天神小橋東へ、當社へ還御



北區長河口淳殿

同 祠官

滋岡功長 (印)

〔A—31 御指令書綴〕

(注) 同文の写し、〔L2—37 天満宮社誌資料〕にあり

但し、〔L2—37〕には届書の後に

「右届出二通

警察本署・菅原警察署」の記載あり

445 明治13年 (1880) (7月) 廿三日 午后雨 泊明 安敬

當直 従長

北区役所へ板囲取除届

〔K2—12 社務所日誌〕

446 明治13年 (1880) 七月廿三日

祭禮出御時間御届

一、出御 正午十二時

前書時間取極候得共、當社ヨリ雇入ノ人足ノ申ニテモ無之、諸講内ヨリ罷出テ烏合ノ多人類故、右刻限耽与打揃候事も難相成事情も有之、然レトモ可成丈ケ神官中ヨリ前頭刻限ノ處注意可仕、此段兼て御聞置ノ儀願上候也

十三年七月廿三日

菅原警察署

天満神社祠掌

滋岡従長

御中

(注) 《公庁諸願届本局教院達膳写》(明治十三年庚辰)

〔L2—37 天満宮社誌資料〕

(注) 原本「公庁諸願届本局教院達膳写」(明治十三年庚辰)は不明、以下同じ

447 明治13年 (1880) (7月) 廿四日 夕雨 泊明 正寛

當直

社内ニ於テ太鼓渡御式届

〔K2—12 社務所日誌〕

448 明治13年 (1880) (7月) 廿四日 晴、夜雨

泊明 正寛

當直

太鼓宮入 本年御達モ有之故、正午社内ニ計ニテ表門外へ出ス

同 挨拶、種清・安敬

宵宮祭典、午后第五時、小饗・神酒

祭典、獻饌 神酒・洗米 五合取杵形十二・昆布、奏楽 三臺塩 膳臚、童講

但シ刀禰へ辞令、神前ニ於テ渡ス

渡御有之、本宵ハ菱戸ニテ御殿メリ表門明置ノ処、本年  
宮繕中ニ付表門モメ切

[K2-13 「当番所雜記」]

449 明治十三年 (1880) 七月廿四日

御届

本日宵宮祭禮ニ付、社門内ニ於テ催太鼓渡御式取行ひ候  
間、此段御届申上候也

十三年七月廿四日

天満神社祠掌

寺井種清

北區長 河口 淳殿

右同文菅原警察署

《「公庁諸願届本局教院達膳写」(明治十三年庚辰)》

[L2-37 「天満宮社誌資料」]

450 明治13年 (1880) (7月) 廿五日 曇

泊明 正寛

惣勤

祭典獻饌 (注) 塩水、奏樂  
散米、嘉殿急・湖飲酒・新羅綾王

玉串行事、祝詞、御神楽、撤饌

御風輦 遷鎮諸方揃之上行幸式 道楽  
神輿 萬歳樂

御行宮着御、祭典式 奏樂拔頭 定例

之通、別番二有  
諸向休息所へ案内

午後第七時還御 道楽還城楽、十二時過本宮江

着御、無滞相濟

[K2-13 「当番所雜記」]

(注) 嘉殿急↓賀殿急(かてんのきゆう)・湖飲酒↓胡飲酒(こんじゆ)・  
新羅綾王↓新羅陵王(しんらりようおう)

451 明治13年 (1880) (7月) 廿六日 晴

泊明 種清  
當直 従長

區役所并ニ警察署へ届、其他太鼓中・周旋方中

區長河口氏 區長代理出張、神山氏・成田氏夫々へ廻

勤、功長・種清

太鼓片付ニ付神輿納、劍先中へ依頼例之通

諸方御供配り

[K2-13 「当番所雜記」]

452 明治13年 (1880) (7月) 廿八日 晴

泊明 助信  
當直 種清

周旋方集會

453

明治13年 (1880) (10月) 十三日 晴

泊明 正寛

種清代  
當直 助信

種清  
休暇 正寛

午后安敬休暇

〔K 2—12 〔社務所日誌〕

(注) 秋祭御届

一、當社秋祭、本月廿五日祭典并流

鑄馬執行仕度候条、此段御届

上申候也

明治十三年十月十三日

天満神社祠堂

寺井種清 (朱印)

同 祠官

滋岡功長 (印)

戸長

山中吉兵衛 (朱印)

454

明治13年 (1880) (10月) 十三日 晴

泊明 正寛

從長代  
當直 安敬

〔K 2—12 〔社務所日誌〕

(秋)

府廳流鑄馬祭典執行届

〔K 2—13 〔当番所雜記〕

北區長河口淳殿

〔A—31 〔御指令書綴〕

455

明治十三年 (1880) 十月十三日

(秋)

(朱書)  
一八六

聞届候事

明治十三年十月十三日

北區長河口淳 (朱印)

(朱印)

456

明治13年 (1880) (10月) 十五日 晴

泊明 種清

當直 安敬

(秋)

曾根崎警察署へ秋祭届

〔L 2—37 〔天満宮社誌資料〕

(注) 同文の写し、〔L 2—37 〔天満宮社誌資料〕にあり

但し、〔L 2—37〕には届書の後に

「右同文 (除度字) 曾根崎警察署」の記載あり

[K 2—12 「社務所日誌」]

457 明治13年 (1880) (10月) 廿日 晴 泊明 安敬

當直 種清

休暇 従長

⑨ 秋 明廿一日より三日間流鏑馬乗人習練届

[K 2—12 「社務所日誌」]

458 明治13年 (1880) (10月) 廿四日 晴 泊明 種清

當直 安敬

⑨ 秋 宵宮献饌、午后第五時

[K 2—13 「当番所雜記」]

459 明治13年 (1880) (10月) 廿五日 晴 泊明 種清

惣直

⑨ 秋 秋祭流鏑馬執行

[K 2—12 「社務所日誌」]

460 明治13年 (1880) (10月) 廿五日 霽 泊明 種清

當直

⑨ 秋 祭典献饌、奏樂(注1) 慶章急、五常樂、陪臚(注2)

午后第一時神事催、周旋方 天神橋、地下町 笹井、報知催方 種清

第二時祭典、鮎・柿・栗・洗米・神酒、奏樂 嘉殿 湖飲酒

第三時流鏑馬、馬場見世 安敬 本駒 亀二郎

行宮参勤、従長、畢テ警察挨拶

[K 2—13 「当番所雜記」]

(注1) 慶章急↓皇慶急(おうじようのきゆう)  
(注2) 陪臚↓陪臚(ばいろ)

461 明治13年 (1880) (10月) 廿六日 晴 泊明 助信

當直種清代

⑨ 秋 市場・市ノ側、流鏑馬挨拶并笹井轡廻禮、安敬

北區役所・曾根寄警察署へ祭禮濟、祠官掌代 正寛

[K 2—12 「社務所日誌」]

462 明治13年 (1880) (11月) 廿二日 晴 泊明 正寛

當直 安敬

休暇 助信

⑨ 秋 堂嶋米商五頭ヨリ秋祭行燈蠟燭其他

入費社納為挨拶、数軒廻禮、種清

[K 2—12 「社務所日誌」]

明治十四年 (1881)

463 明治14年 (1881) (6月) 四日 晴 泊明 種清

午後第三時、周旋方集會

當直 從長

〔K2—15「社務所雜記」〕

464 明治14年 (1881) (6月) 六日 雨 泊明 久之

午後第四時、祭禮集會周旋方

當直 安敬

〔K2—15「社務所雜記」〕

465 明治14年 (1881) (6月) 十三日 晴 泊明 種清

祭禮渡御依頼、舊二小區ヨリ、  
五小區マテ 清海氏・井上氏・天木氏・

田中榮氏、從長同行

祭禮渡御廻勤、舊九小區ヨリ、  
十五小區マテ 飯田氏・山中氏・坪井氏・

柏尾氏、種清同行

欠勤 助信

當直 安敬 助信代

〔K2—15「社務所雜記」〕

466 明治14年 (1881) (6月) 十四日 晴

泊明 種清 安敬代  
當直 從長

祭禮渡御届北區役所へ出頭、種清

舊四小區ノ内戸数相漏レ候分廻勤可有之段、土井氏方通

知ニ付廻勤、土井・福岡、寺井同行

夏祭初穂米為依頼米屋中へ廻勤、種清

〔K2—15「社務所雜記」〕

467 明治十四年 (1881) 六月十四日

(朱書)  
一九五

聞置候条、所轄警察

署江可届出候事

〔(朱印)〕  
明治十四年六月十四日

北區長河口淳」(朱印)

(注)  
祭日御届

一、當社祭禮松島行宮へ陸渡御ノ義、

来ル七月廿五日執行仕度候条、此段

御届上申候也

但シ、道筋并ニ行列之義ハ追テ上申

可仕候

明治十四年

天満神社祠掌

六月十四日

寺井種清 (朱印)

同 祠官

滋岡功長 (印)

北區長河口淳殿

〔A—31「御指令書綴」〕

(注) 同文の写し、「L2—37「天満宮社誌資料」にあり

但し、「L2—37」には届書の後に

「曾根崎警察宛同文(除度字)」の記載あり

468 明治14年 (1881) (6月) 十五日 晴、夜雨

泊明 久之

當直 種清

欠勤 助信

高麗橋警察署へ車止制札請書差出ス

〔K2—15「社務所雜記」〕

469 明治14年 (1881) (6月) 廿一日 晴

泊明 従長

當直 助信

祭禮渡御廻勤、舊二小區、清海氏・天木氏・堀井氏・井

上、同行、安敬

〔K2—15「社務所雜記」〕

470 明治14年 (1881) (7月) 二日 晴

泊明 従長

當直 助信

分局出頭、本月祭禮ニ付、月次教会休講届、種清

祭禮ニ付、明三日周旋方寄合回章差出ス

〔K2—15「社務所雜記」〕

471 明治14年 (1881) (7月) 八日 晴

泊明 助信

當直 従長

北區役所へ昨日呼出ニ付、助信出廳ノ處、祭禮ノ件照會

〔K2—15「社務所雜記」〕

472 明治14年 (1881) (7月) 九日 晴

泊明 安敬

當直 久之

川路測量并松島廻勤、飯田氏・柏尾氏・香川氏、安敬同行

童講件ニ付新町廻勤、伴井氏・山下氏、種清同行

〔K2—15「社務所雜記」〕

473 明治14年 (1881) (7月) 十日 晴 泊明 安敬  
當直 助信

午前九時<sup>カ</sup>祭禮集會

〔K2—15「社務所雜記」〕

474 明治14年 (1881) (7月) 十一日 晴 泊明 從長  
當直<sup>安敬代</sup> 同人

引船照會、和田氏、種清・助信

松島廓及榎本引合、安敬

北區役所・曾根寄署、太鼓習練届

〔K2—15「社務所雜記」〕

475 明治14年 (1881) (7月) 十二日 晴 泊明 從長  
當直 同人

引舟照會、山下氏・柏尾氏、種清・助信

〔K2—15「社務所雜記」〕

476 明治14年 (1881) (7月) 十三日 晴 泊明 種清  
當直 同人

引舟照會、山下氏・柏尾氏、助信

欠勤 從長

477 明治14年 (1881) (7月) 十四日 晴 泊明 種清  
當直 助信

〔K2—15「社務所雜記」〕

午后榎本<sup>カ</sup>引舟断書到来、續て橋本<sup>カ</sup>同断

〔K2—15「社務所雜記」〕

478 明治14年 (1881) (7月) 十五日 晴 泊明 久之  
當直 安敬

引舟之件早朝<sup>カ</sup>富島へ照會、山下氏・田中氏、助信

同伴ニ付午后四時<sup>カ</sup>同島<sup>カ</sup>松尾氏・田中氏、助信同行

北區役所へ地車伺、童講之内新町廓

供奉之儀届、安敬出廳

午后第四時、前頭新町供奉指令書持参ニテ

同廓へ罷越、山下氏代理及從長

〔K2—15「社務所雜記」〕

479 明治十四年 (1881) 七月十五日

〔朱書〕  
一九七

書面聞置候条、最寄

警察署江可届出候事

明治十四年七月十五日

北區長河口淳〔朱印〕

御届

當社夏祭渡御ニ付、童講之内

新町廓中之者共供奉致候

義旧例モ有之候ニ付、本年ヨリ

再興致度照會候間、此段御届

上申候也

明治十四年

天満神社祠掌

七月十五日

大町安敬〔朱印〕

同 祠官

滋岡功長〔印〕

北區長河口淳殿

〔A-31 御指令書綴〕

明治十四年 (1881) 七月十五日

〔朱書〕  
九八

書面聞置候条、最寄

警察署江可届出候事

〔朱印〕

明治十四年七月十五日

北區長河口淳〔朱印〕

地車之儀ニ付伺

當社祭禮之節ハ從來諸町ヨリ

地車彳分差出シ来候處、近

年中絶相成居候、然ルニ本年

前顯地車再興致度段當社へ

照會之向モ有之候ニ付、此段御

伺上申候也

明治十四年

天満神社祠掌

七月十五日

大町安敬〔朱印〕

同 祠官

滋岡功長〔印〕

北區長河口淳殿

〔A-31 御指令書綴〕

481 明治14年 (1881) (7月) 十六日 晴 泊明 久之

當直 従長

引舟依頼 安治川 富島、高橋淡長ニ廻勤帰途

新町并天道方・ざこば・江の子島へ船渡御依頼、

柏尾氏・田中氏・浅井氏・香川氏、安敬 助信同行

午前諸講 天神講 地下町 引合周旋方

〔K2—15 〔社務所雜記〕〕

482 明治十四年 (1881) 七月十六日

(朱書) 九九

聞置候事

但シ最寄警察署へ可届出候事

〔朱印〕

明治十四年七月十八日

北區長河口淳(朱印)

(注) 船渡御御届

本月廿五日陸渡御之儀兼

テ御届申上候處、今般舊

例ニ復シ船渡御執行仕度

候条、此段御届上申候也

但シ、水陸道筋之儀ハ決定ノ

上御届可申上候

明治十四年 天満神社祠堂

七月十六日 寺井種清(朱印)

同 祠官

滋岡功長(印)

北區長河口淳殿

〔A—31 〔御指令書綴〕〕

(注) 同文の写し、「L2—37 〔天満宮社誌資料〕」にあり

但し、「L2—37」には届書の後に

「右写相添 曾根崎警察署 安治川水上警察署へ届書出ス」の記載あり(察脱)

483 明治十四年 (1881) 七月十六日

(野綴)

(朱書) 〔重複〕

船渡御并道筋御届

本月廿五日陸渡御之儀ハ、兼テ御届

申上候處、今般舊例ニ復シ船

渡御執行仕度、尤道筋之儀ハ

左之通ニ候条、此段併セテ御届上

申候也

渡御道筋

當社表門西へ、天神橋筋南へ、市之側

西へ、若松町濱、船御、堂島川ヲ下リ

木津川、亀井橋下流江之子島西町松島橋東詰ヨリ陸路。松島

橋ヲ渡リ行宮へ着御。南へ大渡リ(涉)橋渡リ

南へ梅本町南へ、

花園梅本橋渡リ御渡リ

還御道筋

行宮ヨリ梅本御松島橋渡リ北へ大渡橋御渡リ、江の子島西町濱兼詰ヨリ船御

木津川ヲ経テ、堂島川ヲ溯リ、若松町

濱ヨリ陸路東へ、難波橋筋北へ、表門通り

天神小橋東へ、當社へ還御

右之通ニ候也

明治十四年 天満神社祠堂

七月十六日

同 祠堂

滋岡功長

北區長河口淳殿

〔C—53「船渡御並道筋御届」〕

484 明治14年 (1881) (7月) 十七日 晴

泊明 助信

當直種清代 安敬

市之側并天道方吹田や照會、天木氏・田中氏、安敬

市場・堂島并舊十區製帛場、天木・清海堀井今井氏、同行種清

松島・江の子島五代道筋、道筋籐、柏尾・井上・香川氏、同行助信

陸渡御道筋并榎本へ照會、廣瀬氏、從長

〔K2—15「社務所雜記」〕

485 明治14年 (1881) (7月) 十八日 雨

泊明 助信

當直 同人

市之側挨拶、天道船掛合、天木氏・田中氏、安敬

伊勢鬻方堂島鬻マテ及裁縫鬻・銅商、依頼清海氏堀井氏、安敬

相生鬻方堀川鬻マテ并最寄依頼天木氏坪井氏、種清

行宮最寄、安治川・中の島等廻勤、從長

北區役所へ船渡御届出頭、種清

〔K2—15「社務所雜記」〕

486 明治十四年 (1881) 七月十八日・廿一日

①(注1) (野綴)

(朱書)「至急順達」

氏神天満社船渡御ニ付、昨廿日后二時、

各校ヨリ御足労被下御協義之趣(カ)

御承引ニ候へ共、御不参之御校も有之ニ付、

猶為念御報知可申上候ハ、生徒供奉之義  
(難波)浪花橋迄、跡ハ松寫エ之御供ハ各校適宜之

御協義可為事、且幟提灯共廿四日早朝ニ  
社内周旋方迄御持參可被下候、人足之義者

別昏請負人ヨリ依頼書ヲ差出し候間、  
御見覽之上人足入用歟無入用歟各校之

御名之下へ御印シ被成下度、請負之分ハ御校エ  
受取ニ參リ可申候間、御承諾之上、順達

被下度御依頼申候也

川寄小学校委員

当番

七月廿一日

前田源次郎 (朱印)

相生校

人足入用ニ付御依頼申候

追分校

(朱書)人足最早雇入之約定仕候  
間御御断申上候

岩井校

瀧川校

(朱書)人足最早雇入之約定仕候  
間御断申上候

菅南校

堀川南校

別紙ニ記載之通

堀川北校

人足ノ義最早雇入之約定仕候ニ付  
此段宜御断申上候

伊勢校

人足当校ニ而最早雇入  
申候間此段可然御断申上候

若松校

人足雇入候間此段御断申上候

絹笠校

御懇情ノ段奉謝候エトモ人足者  
客日雇入ノ契約仕候条為御断申上候

柰寫東校

人足御雇被下度御依頼申上候

柰寫西校

同断

新地校

(朱印)最早人足候所契約仕候ニ付  
此段不惡御断申上候也

② (野綴)

御願

来ル廿五日天満宮渡御之節、各御校供奉之

幟提灯持人足之儀、昨年之通直段相働キ、

御弁理能可仕候間、尚本年モ私へ御申付相成

候様各御校へ御願被下度、此段奉願候、則

方法左之通

北区中各御校江前日幟提灯請取ニ罷出、

翌朝御戻シ可申上候、當日一校ニ付人足三人

及ヒ各校之中江手代リ人足五人ヲ添へ、此悉

皆総請負人足賃壹校ニ付

金壹円拾五錢也

右之通ニテ決テ御不都合無之様可仕候間、宜

奉願上候

請負人

明治十四年

北区天神筋町廿四番地

七月

増田市之助

天満社

御世話方御中

右之通願出候、付テハ御差問之廉モ無之候ハ、可相成ハ一手ニ御申付相成度、此段御依頼申上候也

明治十四年

天満社

七月十八日

世話方

北区

相生校御中

川崎校御中

追分校御中

滝川校御中

岩井校御中

菅南校御中

堀川南校御中

堀川北校御中

伊勢校御中

若松校御中

人足之儀当校ニモ雇入之約定仕候間、宜シク御断申上候

〔宋書〕  
「人足之儀ハ當校ニテ雇入約定仕候間御断申上候也」

人足之儀ハ當校ニテ雇入約定仕候間御断申上候也

乍御手数宜敷御取斗被下度候也

過日集會之節申上候通御雇入相成度願上候

人足ノ義当校ニテ雇入之約定仕候間御断申上候

衣笠校御中

右全上ニ御座候也

北新地校御中

廿二日午後十時ニ出シ東校ヨリ受取候事  
右同断ニ御座候也

堂島東校御中

人足御雇入被下度御依頼申上候

堂島西校御中

同断

肥後島校御中

人足之儀ハ當校雇入置有之  
宜シク御断申上候

田箕校御中

同断

中島校御中

人足之儀ハ當校雇入置候間  
宜御断申上候也

芦分校御中

當校義無拋事情在之、這面ニ任候得差  
出不申依而別人足ノ儀も全様ニ付此段  
御尋奉申上候

安治川校御中

七月廿四日午前  
八時二十分受取

芦分校同断

〔注2〕  
袋

旧曆六月三十日ニ当ル  
明治十四季辛巳七月廿五日  
船渡御ニ付諸書類在中  
周旋方

〔注1〕①～②まで一括綴じ

〔C—54「船渡御ニ付諸書類」〕

(注2) 「C-54」船渡御ニ付諸書類」は、この大袋に一括して入る

487 明治14年 (1881) (7月) 十九日 晴 泊明 安敬

當直 同人

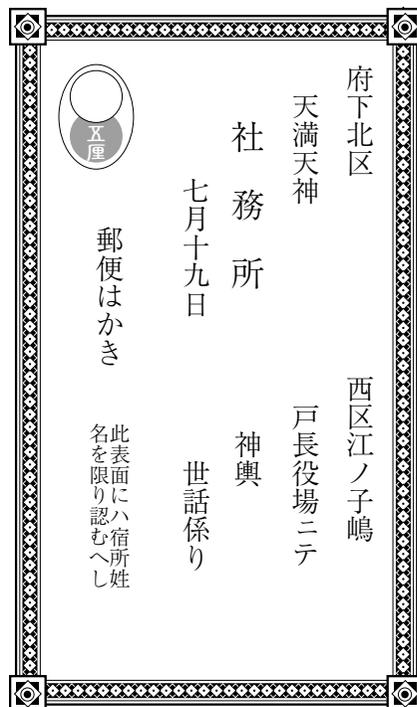
市場乾物商提灯、堂島等照會、種清

「K2-15」社務所雜記」

488 明治14年 (1881) 七月十九日

(はがき)

(表)



(消印) 大坂 へ・一四・七・一九

(裏)

陳者、本日神輿御乗船候事之件、及  
 新町ヨリ御供休足所ノ件并ニ上り  
 場ノ件、右三廉御申越しニ相成、右ニ付  
 渡御世話係り委敷御心得之御人  
 至急御相談申上度義有之候ニ付、  
 御来奉之程奉侍入候也

「C-54」船渡御ニ付諸書類」

489 明治14年 (1881) (7月) 廿日 晴

泊明 安敬  
當直 同人  
從長代

午後三時北區學務委員集會、渡御

供奉船之事

西區・松島・富島・江の子島、最寄廻勤、從長

鳳輦船ノ儀ニ付云々、市ノ側世話掛リ三四名、夜ニ入

參会所江入來、腹立ノ事故有之、祠掌中面會

周旋方へ應投明日ニ讓ル

篝届、曾根寄  
安治川 警察署

〔K 2—15 〔社務所雜記〕

490 明治十四年 (1881) 七月廿日

〔朱書〕  
一〇〇〇

書面之趣聽届候条、水上警察署

エモ可届出候事

〔朱印〕

明治十四年七月廿日

西區長杉浦貞利 (朱印)

神輿乗船上陸場所歩ミ板取設届

一、當社祭禮船渡御ニ付、御區江之子島西町

廿壹貳番地濱ヨリ上陸、還御之節ハ乗船

場ニ付、廿三日ヨリ同所へ繩綱ニテ歩ミ板取設

度、尤モ相濟次第取拂可申候条、此

段御届上申候也

十四年

天満神社祠掌

七月廿日

寺井種清 (朱印)

同 祠官

滋岡功長 (印)

西區江ノ子島西町

右濱地拝借人

殿村伊太郎

代理寫平兵衛 (印)

右町戸長

金子糸助 (朱印)

西區長杉浦貞利殿

〔A—31 〔御指令書綴〕

491 明治十四年 (1881) 七月廿日

御届

本月廿五日當社祭禮渡御ニ付而者、水陸道筋所ノ有志輩  
ヨリ篝火相設可申、尤其箇所ノ義ハ別頭有志輩ノ義ニ付、

多少員数難計、依テ此段當社ヨリ兼テ御届上申候也  
明治十四年七月廿日

天満神社祠掌

寺井種清

曾根崎警察署御中

安治川水上警察署御中

《公庁諸願届本局教院達贍写》(明治十三年庚辰)

〔L2—37〕「天満宮社誌資料」

492

明治14年 (1881) (7月) 廿一日 晴

泊明 従長

當直 種清

區役所江水陸道筋并太鼓宮入届書出ス

府廳宛ニテ若松町濱歩ミ板願出ス

曾根寄・安治川警察署へ前頭届書差出ス

江の子島濱上陸場届、西區へ昨日差出ス

水上道筋測量トシテ柏尾・田中氏

樋の上・若松・篝并 (ママ) 照會 堀井 天木 氏

若松・天満寺、橋上提灯、辻提灯照會書出ス

〔K2—15〕「社務所雜記」

493

明治十四年 (1881) 七月廿一日

〔朱書〕  
一〇一

書面聞置候条、警察署江

可届出候事

〔朱印〕

明治十四年七月廿一日

北區長河口淳」(朱印)

〔注〕  
水陸道筋御届

當社祭禮渡御之義ハ兼テ御届濟之處、則

水陸道筋左之通仕候条、此段御届上申候也

渡御道筋

當社表門西へ、天神橋筋南へ、市之側西へ、若松町

濱ヨリ船御、堂島川ヲ下リ、木津川龜井橋

下流、江の子島西町ヨリ陸路南へ、大渡橋渡リ、

梅本町南へ、梅本橋渡リ、松島行宮へ著御

還御道筋

行宮ヨリ梅本橋渡リ北へ、大渡橋渡リ北へ、江之

子島西町濱ヨリ船御、木津川ヲ経テ、堂嶋川

ヲ溯リ、若松町濱ヨリ陸路東へ、難波橋北へ、

表門通天神小橋東へ、當社へ還御

右之通ニ候也

天満神社祠掌

十四年七月廿一日

寺井種清 (朱印)

同 祠官

滋岡功長 (印)

北區長河口淳殿

〔A-31 御指令書綴〕

(注) 同文の写し、〔L2-37 天満宮社誌資料〕にあり

但し、〔L2-37〕には届書の後に

「此分廿二日本田警察署へモ相届ケル(欄外)」

「別昏寫両通御届申上候處、夫々御聞置相成候ニ付、

此段御届上申候也

十四年七月廿一日 天満神社祠掌

大町安敬

安治川水上警察署御中」の記載あり

494 明治十四年 (1881) 七月廿一日

〔朱書〕  
一〇一一

書面聞置候条、最寄

警察署江可届出候事

〔朱印〕

明治十四年七月廿一日

北區長河口淳 (朱印)

催太鼓宮入御届

當社祭禮ニ就而者、本月廿四日午前十時

頃打出シ、表門東へ、天満橋通り南へ、

同町老丁目三十八番地吉岡弥右衛門

門先ニ据置、午後四時過該家ヨリ

南へ、天満橋濱通り西へ、天神筋丁北へ、

當社へ宮入卜称シ参拝候ニ付、此段

御届上申候也

十四年

天満神社祠掌

七月廿一日

寺井種清 (朱印)

同 祠官

滋岡功長 (印)

北區長河口淳殿

〔A-31 御指令書綴〕

495 明治十四年 (1881) 七月廿一日

〔朱書〕  
一〇三二

書面之趣聞置候事

明治十四年七月二十二日

〔朱印〕

大坂府知事建野郷三 (朱印)

神輿(注1)乗船上陸場所歩ミ板取設願

一、當社祭禮船渡御ニ付、北區若松町廿

六番地濱ヨリ乗船、還御之節ハ上陸場ニ付、廿

三日方同所へ繩(注2)綱ニテ歩ミ板取設ケ度、尤相濟

次第取拂可申候条、此段御願上申候也

十四年 天満神社祠掌

七月廿一日 寺井種清 (朱印)

同 祠官

滋岡功長 (印)

前書之通申出候間奥印候也

現場戸長

天木半之助 (朱印)

大阪府知事建野郷三殿

〔A-31 御指令書綴〕

(注1) 同文の写し、「L2-37 天満宮社誌資料」にあり

但し、「L2-37」には届書の後に

「別替寫ノ通御届申上候處、御聞置相成候ニ付、

此段御届上申候也

十四年七月廿三日

安治川水上警察署御中」の記載あり

(注2) 「綱」に「カラミ」とルビがあるが、貼紙で消されている

496 明治14年 (1881) 七月廿一日

(二紙)

七月廿一日午前十時、川中検査左二

御乗物若松学校横町濱 水上 上水申卷尺五寸方 下式尺迄十五間斗 茶店迄

大江橋大間 水上 壹丈三尺八寸 水中三尺

渡辺橋大間 水上 壹丈貳尺五寸 水中三尺

田箕橋大間北間水上壹丈貳尺 水中三尺

下手貳尺

玉江橋大間南水上壹丈貳尺五寸 水中貳尺五寸

堂嶋大橋大間水上壹丈 水中三尺五寸

船津橋大間方三つ南間水上壹丈貳尺五寸 水中四尺

(端建) 葉達藏 釵先 水中貳尺五寸

(藏脱) 葉達橋北詰方三ツ目間水上壹丈貳尺 水中三尺

右橋上手水中貳尺五寸

〔C-54 船渡御ニ付諸書類〕

497 明治14年 (1881) (7月) 廿二日 晴 泊明 従長

當直 助信

午后第八時、連哥所ニ於テ地車鬮取

〔K2-14 当番所雜記〕

明治14年 (1881) (7月) 廿二日 晴 泊明 從長

當直 助信代

曾根崎警察署へ出頭、安敬  
午後第八時、地車鬪取、一 天神四 三 西堀川 五 壺壹  
二 天神三 四 天満四

〔K2—15「社務所雜記」〕

499 明治十四年 (1881) 七月廿二日

(袋綴)

回章

一、来廿五日船渡御ニ付、橋上挑燈

御差出し被下度、且橋向ニ大挑燈も

同様御獻燈被下度、仍而橋向御

町内へ御照会御依頼之程、奉

企望候也

十四年

天満神社

七月廿二日

社務所 (朱印)

大江橋詰町御中 (朱印)

渡辺橋詰町御中

当部内渡辺橋北詰者、献燈差出候手順、神事  
世話掛之者引受折候得トモ、南詰之義者社方直接

(朱 線)

該町へ御尋に相成申候、役場員おゐてハ關係無之、  
此段申達候

田箕橋詰町御中 同断

玉江橋詰町御中 同断

堂嶋大橋詰町御中 同断

船津橋詰町御中 (朱印)

但、当村ノ義ハ、舟津橋中央方北へ提灯差出候

天神橋詰町御中 (朱印)

橋上挑灯差出候義  
當日南詰町へ照會置候

天満橋詰町御中 (朱印)

昨日南詰町へ照會  
致し置候

浪花橋詰町御中 (朱印)

昨日南詰町へ照會  
致し置候

〔C—54「船渡御ニ付諸書類」〕

(注1) 印文↓判読不能

(注2) 印文「大阪府下西成郡下福島村印」

(注3) 印文「北區天神橋筋壹丁目戸長役場」

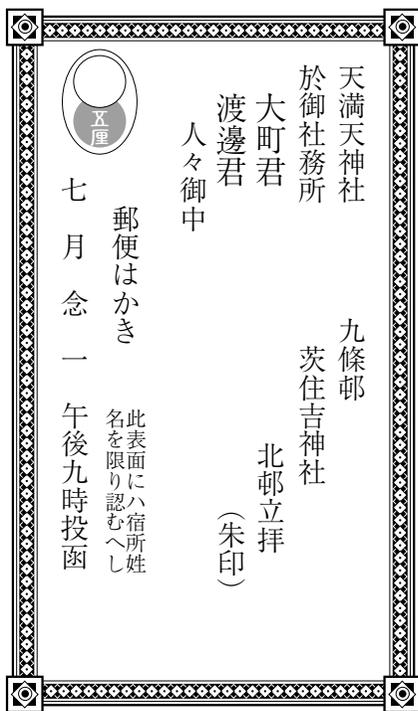
(注4) 印文「北區川☆☆☆☆☆☆☆☆戸長役場」

(注5) 印文「大阪府北區樋上町戸長役場」

明治14年 (1881) 七月二十一日<sup>(注)</sup>

(はがき)

(表)



(消印) 大坂 い・一四・七・二二・

(裏)

大暑之節御自愛  
 專一候、然  
 御社神事  
 御発輦何時  
 且行宮御著大凡  
 向時、希ハ委曲  
 御示諭被降度候  
 何分當社祭禮  
 之風習、尤惱心  
 候事御座候、此時ノ  
 遅速ヲ塩梅シ、平穩  
 致執事度候条、御  
 伺申上候、已上  
 乍末筆御世話方御衆中へも  
 萬宜敷御傳聲願之

〔C—54「船渡御ニ付諸書類」〕

(注) このはがきは、七月念一(廿一日)、午後九時に投函されたもの  
消印の日付が「一四・七・二二・」となっている

501 明治十四年 (1881) 七月廿二日

篝御届

當社祭禮渡御候付、水陸道筋有志輩ヨリ篝火相設候義ハ、

兼テ御届申上置候處、先分明ノ分左ノ通ニ候条、此段御届上申候也

若松町濱二ヶ所 堂島寄場濱

田箕橋藍製造濱 玉江橋北詰

堂嶋大橋紡績所濱 下福島濱

字端<sup>(建)</sup>達藏<sup>(建)</sup>劔先 ざこば濱

右ノ外所々ノ分ハ、過日御届申上候通ニ付、是又御聞置被成下度候也

十四年七月廿二日 天満神社祠掌

寺井種清

曾根崎警察署御中

安治川水上警察署御中

《公庁諸願届本局教院達膳写》(明治十三年庚辰)

〔L2—37〕「天満宮社誌資料」

502 明治十四年 (1881) 七月廿二日

御届

一、本月廿五日當社祭禮船渡御出輦ノ時刻、午後五時卜

治定候ニ付、此段御届申上候也

十四年七月廿二日 天満神社祠掌

大町安敬

安治川<sup>(川脱)</sup>水上警察署御中  
曾根崎警察署御中

本田警察署御中

《公庁諸願届本局教院達膳写》(明治十三年庚辰)

〔L2—37〕「天満宮社誌資料」

503 明治14年 (1881) (7月) 廿三日 晴

泊明 種清  
安敬代  
當直 助信

府廳へ箒歩ミ板川浚願出頭、助信

水上警察・本田共、同伴郵書ヲ以届

〔K2—15〕「社務所雜記」

504 明治十四年 (1881) 七月廿三日

〔朱書〕一〇四

(朱印)

甲 明治十四年七月廿三日  
第五四六一號

書面自費ヲ以川浚之儀聞届候条、浚漑ノ

土砂妨害不相成場所工運搬可致事

明治十四年七月廿三日

大阪府知事建野郷三 (朱印)

505

明治十四年 (1881) 七月廿三日

〔朱書〕  
一〇五

〔朱印〕

甲 明治十四年七月廿三日  
第五四六二號

〔朱印〕  
北區役所 第二百五十三號

書面願ノ趣聞届候条、祭禮濟

之上ハ杭木拔取、元形ノ通可致置事

但、篝火之義ハ所轄警察署エ可届出

候事

〔朱印〕

川浚御願

一、當社祭禮渡御ニ就而者、若松町廿

六番地濱ヨリ下流淺瀬有之候ニ付、

貳拾間計リ自費ヲ以テ川浚

仕度候条、此段御願申上候也

明治十四年七月廿三日

天満神社祠掌

渡邊助信 (朱印)

同 祠官

滋岡功長 (印)

大阪府知事建野郷三殿

〔A-31 御指令書綴〕

十四年

七月廿三日 大阪府知事建野郷三 (朱印)

篝火相設候ニ付歩ミ板取設御願

本月廿五日當社祭禮渡御ニ付テハ、水陸道筋有

志輩ヨリ左之箇所篝火船中ニテ相設候ニ付、

聊歩ミ板繩綱ヲ以テ取設度、川岸尤他船往來

ノ障害不相成様注意可仕候間、此段

御願申上候也

若松町濱二ヶ所

堂嶋寄場濱

田箕橋藍製造濱

玉江橋北詰

堂嶋大橋紡績所濱

下福嶋濱

端達藏劔先

ぎこば濱

江ノ子嶋西町濱

右之外棒杭計リニテ篝火相掛候分

難波橋下流ヨリ松嶋迄所々相設度候

ニ付、是又併テ御願申上候也

明治十四年

天満神社祠掌

七月廿三日

渡邊助信 (朱印)

同 祠官

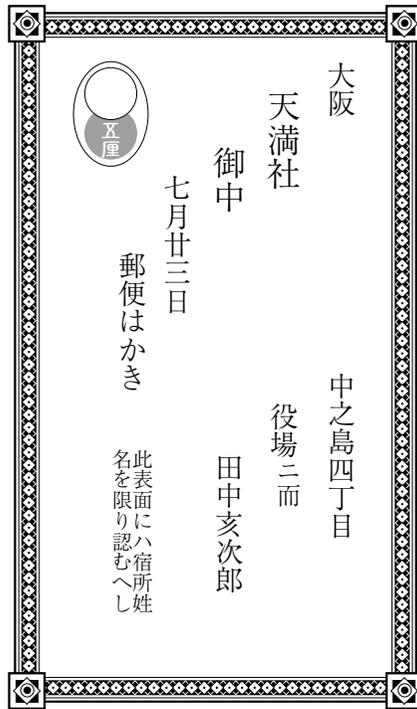
大阪府知事建野郷三殿

滋岡功長 (印)

〔A-31「御指令書綴」〕

506 明治14年 (1881) 七月廿三日

(はがき)  
(表)



(消印) 大坂 ほ・一四・七・二三・

(裏)

来ル廿五日橋之挑灯差出方之義  
 御依頼相成、承知致し候へ共、何分至急  
 之義二而、上中下役場共談合候得共、  
 皆々同様之義ニ付、当年之処ハ不悪  
 様御断申上候、又追々二前々より  
 手筈仕置取計も可仕候へ共、当年  
 之義ハ前頭之通御承引可成下候  
 此段御答申上候、以上

〔C-54「船渡御ニ付諸書類」〕

507 明治十四年 (1881) 七月廿三日

本月廿五日當社祭禮行列ノ内、松嶋廓ヨリ差出候猿田彦  
 騎馬并附屬道具持等、午前九時ヨリ左ノ道筋通行、本社  
 へ着シ上、行列ニ加リ神輿乗船場ヨリ陸路松嶋へ通行改  
 候ニ付、此段御届申上候也

松嶋廓ヨリ梅本町西詰北へ、大橋東へ、京町堀通り東へ、  
 紀ノ國橋北へ、常安橋北へ、浄正橋北詰東へ、北新地蛸  
 橋北詰北へ、老松町東へ、浪花橋筋北へ、天神小橋東へ、  
 本社ニ入ル

午後行列ニ加り乗船所ニ而相別レ、同所ヨリ堂嶋濱通渡

辺橋南へ、中の島南側西へ、筑前橋南詰へ、犬齋橋南詰

西へ、雑喉場行當り南、新橋西へ、府廳表御門南へ、大

涉橋西詰南へ、梅本橋東へ松嶋廓ニ入ル

右ノ通ニ付御届申上候也

十四年七月廿三日

天満神社祠掌

本田警察署御中

《公庁諸願届本局教院達贍写》

〔L2—37〕「天満宮社誌資料」

508

明治14年 (1881) (7月) 廿四日 晴

泊明 種清

當直 惣勤

宵宮祭典、献饌 附楽

午前第九時祭典式執行、本年ヨリ相改り候事

次、宵宮御神楽例之通執行

太鼓打出シ

太鼓宮入、地車同断、数六番出ル

天神橋四丁目・同三丁目・西堀川丁  
天満橋四丁目・壺屋町・空心町

夜十二時門ヲ閉ル

〔K2—14〕「当番所雜記」

509 明治14年 (1881) (7月) 廿四日 晴

泊明 種清 従長代

午前九時祭典、献饌附楽、賀殿・新羅陵王

午后三時、童講刀祢參拜

同時、宵宮神楽

午前十一時、催太鼓打出シ

午后六時、太鼓地車宮入

〔K2—15〕「社務所雜記」

510

明治14年 (1881) 七月廿四日

(罫紙)

証

一、ティフル

(ティフル壺 個)  
椅子 三個

堀北学分

一、イス

(ティフル二個  
椅子 五個)

同南学校分

右今明日中御かし可被下候、已上

七月廿四日

天満社

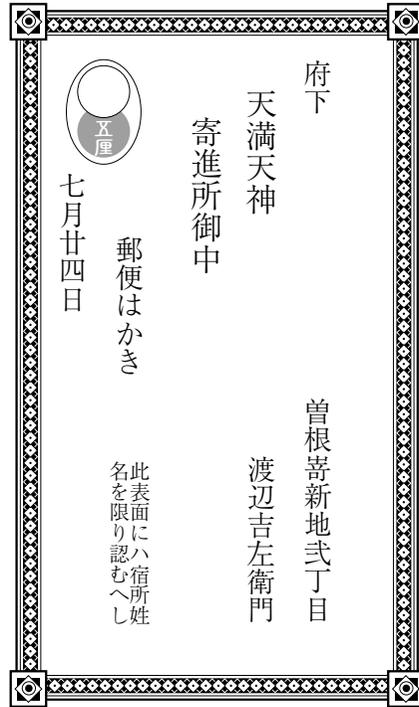
堀南学校御中

〔C—54〕「船渡御ニ付諸書類」

511 明治14年 (1881) 七月廿四日

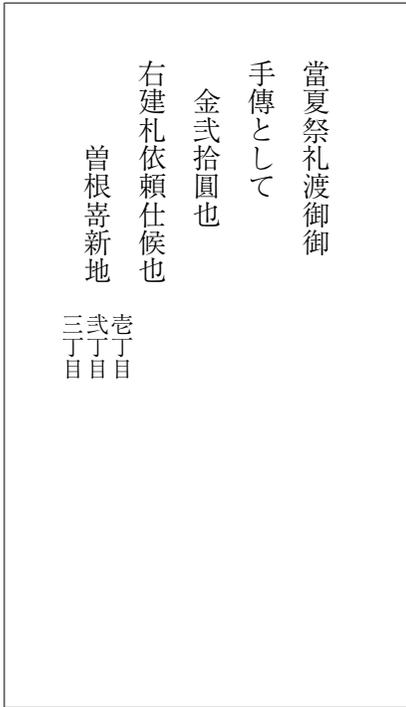
(はがき)

(表)



(裏)

(消印) 大坂 は・一四・ 四・



〔C—54 船渡御ニ付諸書類〕

512 明治14年 (1881) (7月) 廿五日 晴 泊明 久之

惣勤

祭典御饌獻ス、例之通

鳳輦・神輿遷座

午後第五時御出輦、但シ川渡御再興、道筋別記ス

還御明曉ニ及、無滞相濟

〔K2—14 当番所雜記〕

513 明治14年 (1881) (7月) 廿五日 晴 泊明 久之

當直

午前八時祭典、奏楽、三臺塩・脛臚

午后二時神事催、五時行幸ヲ奏ス

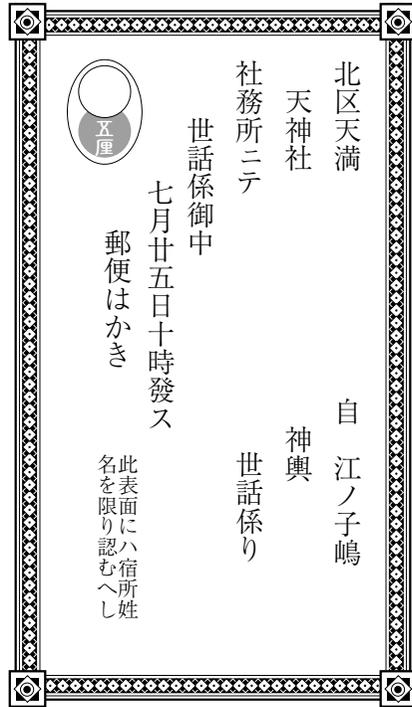
第六時御出門、翌午前六時還幸

〔K2—15 社務所雜記〕

514 明治14年 (1881) 七月廿五日

(はがき)

(表)



(消印) 大坂 ほ・一四・七・二五

(裏)

陳者昨日石積船積船相廻り候由、今朝町内之者見ニ遣し候処、右換り船相廻り候趣宜り大井ニ安心仕候、扱又昨夜松嶋大工町ヨリ出船ニ相成、傳馬船町内大涉橋下ニ於テかこ間違ヨリ大喧嘩ト警察署江拘引相成、今ニ事濟不相成、就テハ本日御渡御向ヒ船も不罷出も難斗左候得ハ、渡御サビシクニ相成哉ト察候間、此端書著次第早々御社ヨリ松嶋大工町へ出船相成候様依頼可被罷出候、此段御心添迄至急御報知奉申上候、先者早々頼上候

[C-54 「船渡御ニ付諸書類」]

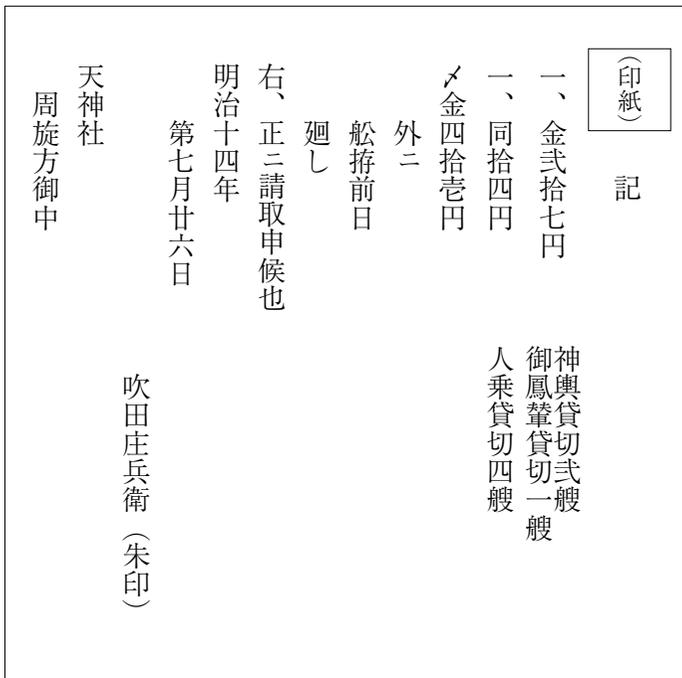
515 明治14年 (1881) (7月) 廿六日 晴 泊明 久之

神輿 太鼓 納例之通

[K2-14 「当番所雜記」]

516 明治十四年 (1881) 七月廿六日

(切紙)



[C-54 「船渡御ニ付諸書類」]

517 明治14年 (1881) (7月) 廿七日 晴 泊明 助信

諸方廻禮并ニ御供配當

[K 2—14 「当番所雜記」]

518 明治14年 (1881) (7月) 廿七日 晴 泊明 助信

當直 安敬

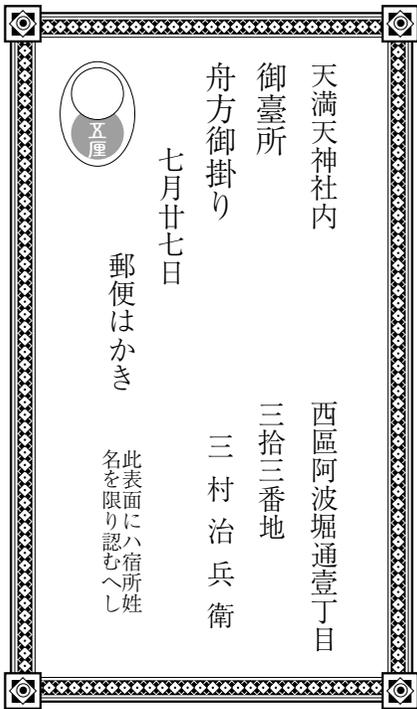
區長并周旋方廻禮、功長・種清・安敬、堂島とも  
太鼓・市場・市之側・講々廻禮、從長

[K 2—15 「社務所雜記」]

519 明治14年 (1881) 七月廿七日

(はがき)

(表)



(消印) 大坂 ほ・一四・七・二七

(裏)

前文御言免可被下候、陳ハ此間  
約定致候天道舟土板

御ホラ<sup>(注)</sup>エ<sup>レ</sup>之分昨日土板築<sup>式艘</sup>り

御コシ舟土板ノ五拾枚分、未夕

不☆り候、御面度様候得共、

御コシ舟世話掛り江社内と

返納之事御申付

可被下度候、貸賃之處

明日御勘定願上、受取罷出候

何卒至急御申付

願上候、已上

[C—54 「船渡御ニ付諸書類」]

(注) 御ホウレン(鳳筆)のことか

520 明治14年 (1881) (7月) 廿八日 晴、夕雨

泊明 助信  
從長代  
當直 種清

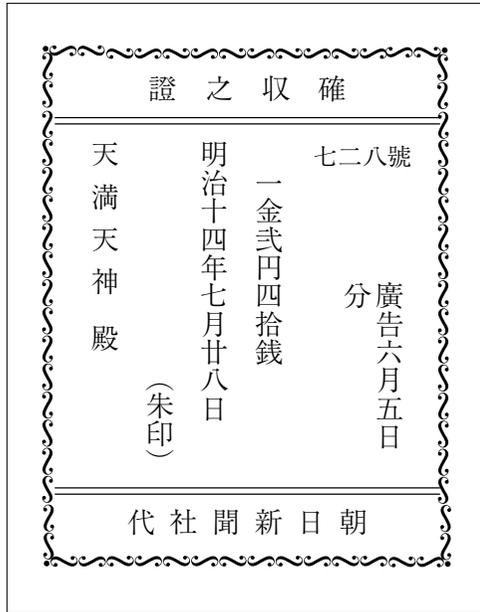
陸道筋并所々篝廻禮 柏尾氏、從長  
田中氏

新堀・安治川、最寄篝廻禮天木氏、坪井氏、助信

〔K2-15 〔社務所雜記〕〕

521 明治十四年 (1881) 七月廿八日

(領收証)



〔C-54 〔船渡御ニ付諸書類〕〕

522 明治拾四年 (1881) 七月廿八日

(一紙)

證

一、金三拾圓也

一、金拾四圓也 川堀分

右金額正ニ落手仕候也

明治拾四年

七月廿八日

太鼓中 (朱印)

天満社

〔C-54 〔船渡御ニ付諸書類〕〕

523 明治十四年 (1881) 七月廿九日

(一紙)

送り状之事

一、両神輿船 一式

木道具

右者積送り候間、水揚着之砌御改

御受取被成可被下候也

附り、運賃之義ハ堀川天神裏門橋詰陸上ケ及ヒ

阿わ座解船町三村治兵衛へ橋古板積送候、共

ニテ賃金貳円五拾錢御渡可被下候事

江ノ子嶋東ノ町

十四年

神輿世話係り

第七月廿九日

増本榮祐 (印)

天満堀川裏門橋西詰揚ケ

天満社務所ニ於テ

祭禮周旋係り

御衆中

但し、木道具之内た印分ハたいこ船道具ニ付

別ニ御積置可被下候事

〔C—54 〔船渡御ニ付諸書類〕

524

明治十四年 (1881) 七月三十日

(領収証)

第一三號

証 受取員 井脇

一、金壹圓也

但、祭礼船渡五行五日

間祭告料

右正ニ受取候也

明治十四年 今橋二丁目二十九番地

七月三十日 大坂新報社 (朱印)

天満神社

御中

〔C—54 〔船渡御ニ付諸書類〕

525

明治十四年 (1881) 七月卅日

(長帳)

(表紙)

「明治十四年巳七月吉日 宮小 (印)

御神事人數之帳



代百卅五円八十銭

七月卅日

[C-54 「船渡御ニ付諸書類」]

526

明治14年 (1881) (7月) 三十一日 晴 泊明 従長

當直 安敬

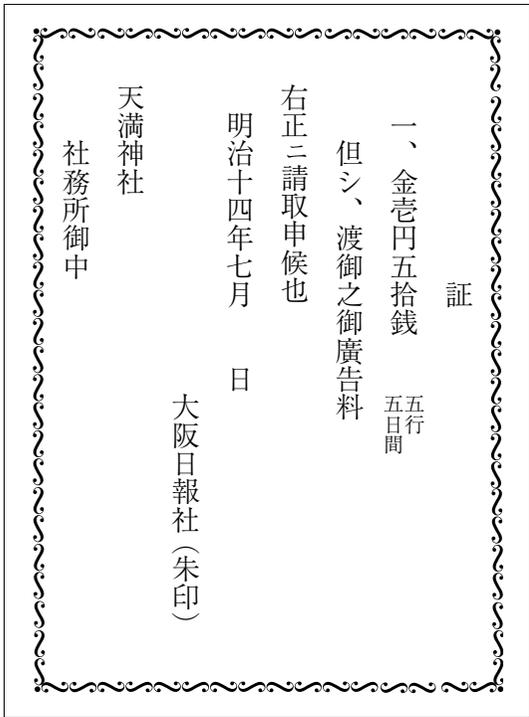
祭禮計算集會

[K2-15 「社務所雜記」]

527

明治十四年 (1881) 七月

(領収証)



528

明治十四年 (1881) 七月

(野綴)

明治十四年七月

夏祭船渡御関係

姓名居所控

新町童講

九軒

木邨喜左衛門

富嶋町戸長

戸長

勝浦庄次郎

引船

濱親父

藤沢紋三郎

全

新堀

八代藤兵衛

安治川上荷取締

下濱親父後見

小川和吉

木津川上荷取締

立賣堀高橋 徳長

福島弥三郎

。上り場

さこば上ノ橋

備中屋友七

松島

西詰酒屋

田中長次郎

府廳東向イ材木熊宗

いつ鹿事

はり石

取締

辰巳楼

佐々木

戸長

松島嘉吉

松島嘉吉

[C-54 「船渡御ニ付諸書類」]

五代氏箒

堂嶋  
渡辺橋

香川  
伊藤清七

真島氏箒

断

渋谷氏箒

堂嶋箒

戸長

上嶋利兵衛  
清海安五郎

玉江橋箒

米商

松原吉兵衛

合羽島箒

合羽島

豊田喜左衛門  
杵本伊兵衛

下福島箒

上福島  
戸長  
用掛

高井種三  
曲直部庄三郎

寺嶋引船

上濱親父  
下濱同

與三郎  
善吉

。天道方

物代  
舟町ばし  
阿波座

吹田庄兵衛  
平松辰次郎

x(1)ば

仲買  
問屋

長尾金兵衛

雀箒

伯太山ヨリ  
北ノ辻菓子商  
上荷方

伯太山  
紀ノ文

伯太山ヨリ

北ノ辻三軒目  
同隣薪商  
同家スジ向イ

讚長  
さくららみや  
松 九郎右衛門  
永田

529

明治十四年 (1881) 七月

(野綴)

(表紙)

〔注1〕明治十四年七月

祭禮船渡御催方心得

諸講参詣取扱心得

渡御中本殿在番心得

午前祭典ノ催

伯太山ヨリ  
南

和田弥兵衛

亀井橋南

楠堂

下福島下之町  
かゞり

春 虎  
山本市松

中之嶋公園地  
箒

自由亭  
鏡 ☆  
鹿嶋亭

神輿船附  
舟箒

堂中巻  
裏巻

池田弥平  
伊用徳兵衛

船方鑑督

堂嶋中巻丁目

家野嘉兵衛

病院濱箒

江戸堀北通式丁目

中村弥七

〔C—55〕夏祭船渡御関係姓名居所控

早朝祭典催ノ旨祠官掌へ通知

此際祭典濟次第神輿入殿ノ用意手傳方へ

命ス

神前神酒樽取片付

神前ニ飭リアル御道具諸講取片付

但シ、久栄講大榎ハ其儘西手へ手傳方ニ命シ片付置

祭典神饌伶人等ノ都合ニ仍テ、祠官へ出勤ヲ報ス

祠官出勤

祭典

祭典畢ラントスルヲ見計ヒ、手傳方へ神輿入殿ヲ命

ス、但シ下饌濟ノ以前ハ不都合

神輿入殿

〔(朱書) 遷坐 〕

午後船渡御ノ催

引船中着之上、祠官掌へ御神事催ノ旨通

知 但シ祠官ハ手紙ヲ以テ報ス

引船中到着ノ有無御乗場へ手傳方ヲ以テ先

見方申付ル、此役尤確實ナルモノヲ用ユベシ

祠官へ手紙ヲ以テ催ノ旨ヲ報ス

神事相催候ニ付此段申上候也

滋岡様

第一

當番所

〔(朱書) 祠掌中へ催ノ旨申遣ス 〕

地下町へ天神橋筋壹丁目へ江之子島へ通知

御神事催候間、此段御心得置可被下候、以上

猶御世話方輿丁御出勤之義申上候迄御見合

置被下度候

地下町

御中

天満社

天神橋筋一丁目

第一

神樂所

前同文

江之子島町

御中

第一

天満社

神樂所

諸講へ神事催ノ通知

第一番太鼓打具候様太鼓中へ申入

〔(朱書) 諸講及輿丁等一々使ヲ以テ通知ストイヘトモ、一二三

ノ太鼓ノ順序ニ依テ、用意ナス方、多分ナレバ、此

順序尤大事也、故ニ太鼓中へ照會應接ハ最確實ナ

ルモノヲ用ヒ、決テ、他ノ人ヲ用ユベカラズ 〕

一番太鼓打

祠掌へ用意ノ旨ヲ報ス

諸講へ通知

祠官へ第二書状出ス

唯今一番太鼓打候間御用意可被成下候、以上

滋岡様

第二

當番所

祠掌中へ出勤ノ旨ヲ報ス

祠掌出勤ノ上祠官へ第二ノ書状差出ス

唯今式番太鼓ニ付、御出勤被下度候也

滋岡様

第三

當番所

二番太鼓打具候様太鼓中へ申入ル、二番太鼓打切ハ別段申入候様断置

二番太鼓打

(朱書)

「諸講へ祭典催用意ノ通知」

祠官出勤

(注2)

遷坐

○ 遷坐中

(朱線)

「諸講へ用意之通知」

(朱線・朱書)

「二番太鼓催ノ節諸講へ通知可然歟」

○ 遷座濟

諸講へ出勤ヲ申入ル

(朱書)

「童講神前ら供奉候処、甚雜沓ニ付、連歌所

ヨリ直ニ東手ヨリ行列ニ加ハリ候方可然歟」

諸講出勤ヲ見計式番太鼓打切ヲ申入

神輿方へ書状差贈ル

只今相揃候間御出勤可被下候

地下町

御中

天満社

天神橋筋一丁目

第二

神樂所

右之手紙差贈候迄ニ両方世話方多分神前ニ

被詰候ニ付、入魂いたし、神前ニて相渡し候事

前同文

江ノ子寫町

御中

天満社

第二

神樂所

式番太鼓打切

前列ノ諸講進行

三番太鼓

太鼓出門

諸講進行

神官進行

鳳輦御出門

門外音楽ヲ奏ス

神輿御出門

諸講參詣之節心得

太鼓中

打出シ

廿五日、神前着坐ノ上、神樂・神酒

廿六日、禮參之時同断

引船中

同断

童講

祠官掌出勤、神饌献上 杵形・洗米・神酒・

太玉串・祝詞・指令書渡ス、神樂・

神酒頂戴

北新地・新丁、神前着坐、神酒・神樂

猿田彦

神樂・神酒

松島刀祢

同断

渡御中本殿在番心得

獻燈

浪華橋或ハ大江橋辺迄還幸、先見ノモノ差出ス

但シ時間見計

御粥御供用意

三方二脚 土器ニテ廿斗 神官頂戴ノ上  
周旋方へ贈ル

小折入四

右神輿方三町・鳳輦方市之側へ贈ル

市之側世話方直ニ帰宅ノ節ハ、下饌早々

差贈リ之事

十七年改

引船世話掛リ江神酒壺斗二筒帰船ノ節

相渡ス事、右ハ例年ノ神酒入魂ノ事

右神酒前以御舟場近辺へ預ケ置、一人

遣し、相渡し候事

十六年

暁四時開門点燈

七月廿四日

祭典催午前七時

十時太鼓打出し

願人初各員参詣、神酒・神楽

〔C―56「祭礼船渡御催方心得・諸講参

詣取扱心得・渡御中本殿在番心得」〕

(注1) No.735 (明治十七年七月) とほぼ同文

(注2) ○は朱書

530 (明治14年 (1881) 7月カ)

(野綴)

土佐堀川難波橋西手土木局

水量杭ニヨル

常水 貳尺

七月九日正午後ニテ三尺八寸

自由亭前中央 深四尺七寸

大江橋大間 一丈三尺五寸

深三尺五寸

大江橋北手間 一丈二尺五寸

深五尺

堂嶋寄場下 深三尺

渡辺橋上手 深三尺五寸

渡辺橋大間

一丈一尺

堂嶋堀割前

深三尺五寸

田箕橋上手

深三尺

田箕橋大間

深三尺五寸

蛸の松前

一丈一尺二寸

玉江橋大間

深三尺一寸

同 南手間

深三尺五寸

同 南手間

一丈一尺

同 南手間

深二尺八寸

同 南手間

一丈一尺式寸

同 南手間

深三尺

同下手器械場前

深三尺五寸

紙漉場前

深五尺

堂嶋大橋上手

深四尺五寸

同 大間

一丈

同 南手

深四尺

同 南手

一丈

上天神前

深四尺五寸

船津橋上手

深三尺五寸

船津橋大間

深三尺

船津橋大間

一丈四尺五寸

深三尺五寸

同 下手

深四尺

中之嶋鼻

深三尺

はたて藏橋下手

深四尺

同はしきは

式尺五寸

はたて藏橋大間

一丈三尺

深式尺五寸

同 北手間

一丈三尺

深三尺

府廳新橋

一丈式尺

深三尺

傳信機

一丈式尺

深三尺五寸

亀井橋上手

深三尺五寸

亀井橋大間

一丈五尺

深三尺

同 下手

深三尺

大わたり橋上手

深三尺五寸

大渡橋大間

壹丈一尺八寸

深四尺

同 下手

深四尺

松ヶ鼻前

深式尺五寸

松島橋

松島橋詰

531 (明治14年 (1881) 7月カ)

(野綴)

引船

御迎提灯

船 幟吹貫

船 大柵

御供櫃

船 旗

船 茅輪

船 真柵

船 太刀

提灯外

船 御旗

提灯

全

船 刀拵

ざこば

川東 道具屋中

久栄講

御供講

日供講

梅寿講

赤心講

丑日講

酒造中

菅前講

市場

乾物屋中

童講

問屋會所

此花丁靈符すじ はり喜

利倉伊殿

吉時殿

表門 山下市右衛門殿

其柵備詰 竹田堂

鳥居筋 和田安二郎殿

うら 廣内殿

田中儀兵衛殿

表門 大武殿

和田半兵衛殿

☆☆喜殿

〔C-54 船渡御ニ付諸書類〕

532

(明治14年 (1881) 7月カ)

(野綴)

船 塩水

盤水講

九丁目  
伊藤庄三郎殿

臺鈴

堂嶋濱

新聞廣告 朝日・日報・新報  
諸方張出し  
☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

相濟

翳

菅神講

樋ノ上丁  
要介殿

氏地廻章

相濟

提灯

消防方

堂  
赤万殿

諸すし御道筋

神輿船

天神橋一丁目  
地下町

御上り場

決定

船

江之子嶋丁

江ノ子嶋西町

地所材木共  
相濟

釵鈴

此花町

藤本金助  
(カ)

廿二番地 濱

相濟

市之側

菅野長兵衛

小学校巡り

相濟

各小学校

ドンドコ船巡り

相濟

学校生徒休息所

決定 滯

菅南校

請書

御乗場

☆☆☆☆濱

決定

氏神祭礼ニ付、地車引歩行御進途中<sup>之義ニ付</sup>

橋々大間忌竹かゝり之事<sup>(カ)</sup>

相濟

井付、喧嘩口論ハ勿論、其他不都合

猿田彦

相濟

之義決テ致間敷候、依テ請書

陸行

相濟

如件

☆☆☆

ヤッコラサ

相濟

惣代

陸行

相濟

[C-54 「船渡御ニ付諸書類」]

松寫児子

相濟

陸行

曾根崎警署<sup>(察脱)</sup> 船渡届

相濟

警察本署船渡届

不及

水上警察船渡届

相濟

市之側

相濟

市場

茨住吉之件

荷茶船  
神官 二艘

相濟

市場地車

不及

旅所休息場之件

相濟

江ノ子島神輿方

相濟

ざごばかゞり

相濟

両町

相濟

天道ボンボリ

五代かゞり

河口☆より傳言

相濟

堂し満かゞり

相濟

天道床板二艘ニ付借賃五円  
解船町花屋橋西へ入 但し百枚

真嶋かゞり

相濟

同 老艘在床板張手間損料共

渋谷かゞり

相濟

駕屋人足

相濟

川☆仲かゞり

余内分

傘持式人 老人分 八十三錢

杵山氏頼件

相濟

神子 人力車式輜

相濟 矢車

天道方吹田

相濟

祠官祠掌騎馬

相濟

神輿船

二艘 一艘二付

人足四人 賃九円

祠官乗車人足四人 三十三錢 矢車

同人足船

二艘 一艘二付

人足四人 賃三円五十錢

新町童講 當所休息所并二上り場休息所

鳳輦船

一艘

人足四人 九円

騎馬馬車

相濟

江ノ子島太鼓船

石船一艘

四円五十錢

船方人足装束銅方

相濟

全人足船

一艘

三円五十錢

合羽嶋簀

相濟

右一件相濟

下福嶋簀

相濟

帶三借船

相濟

中ノ島簀

相濟

中屋形船

樂方乗込

相濟

中ノ島簀

相濟

淀屋橋篝	衛士宮と市之側へ尋る事
木幡町篝	相濟
若松町篝	相濟
行列附別☆	相濟
旅籠町 南森町 篝	相濟
江ノ子嶋上り場拵方	江ノ子嶋へ委任ス
茶汲船	相濟
市場 久吉	相濟
茶汲船	相濟
市場 <small>岡三</small>	相濟
下福寫下之町かゞり	相濟
天神橋上挑灯	相濟
并南詰大挑灯	相濟
天満橋上挑灯	相濟
并南詰大挑灯	相濟
浪花橋上挑灯	相濟
并南詰大挑灯	相濟
御乗場若松町廿三四番地	相濟

三	飯田氏	一	尾澤
三	天木氏	一	井上佐
三	柏尾氏	一	香川
三	田中氏	三	伴井
一	堀井氏	三	井藤
二	山下氏	三	浅井
一	坪井氏	一	今井
三	井上氏	三	山中
三	清海氏	三	和田氏

〔C〕54 「船渡御ニ付諸書類」

533 (明治14年 (1881) 7月カ)

(野綴)

渡御擔當

松寫廓	飯田氏
ざこば	坪井氏
催太鼓	柏尾氏
神輿	浅井氏
	天木氏
	香川氏

各小学校

騎馬  
馬車

市場  
諸講

神子  
童講

樂人  
神馬

社内取締  
留主居

周旋方  
休息所旅所

列方差圖掛

渡御日前后

費用監督



飯田氏  
柏尾氏

尾上氏  
井上佐氏

和田氏  
田中義

井藤氏  
山下氏  
伴井氏

山中氏  
清海氏

井上伊介氏  
吉田氏

天木氏

堀井氏

飯田氏

柏尾氏

坪井氏

田中氏

香川氏



〔C-54 船渡御ニ付諸書類〕

534 (明治14年 (1881) 7月九)

(罫紙)

御相談申上候

一、御祭礼ニ付周旋方も多数

ニ相成候ニ就而者、第一諸事

御社周旋方一(統)之信心を

一纏ニ決心基ニシテ、萬事之

相談事ハ出席人数ヲ以相極

可申候事、其上回章ニテ一

江通達ニ及捺印相濟候上者、

於後日彼是申人者急度

神罰ヲ請候者也

但シ何事も周旋方ハ程よく

神事之無事之納リヲ

奉禱上候事ノミ

此外ニ周旋方之願者

更ニ有之間敷候也

〔C-54 船渡御ニ付諸書類〕

535 明治14年 (1881) (8月) 十四日 晴

泊明 久之

從長代

當直 安敬

祭禮決算集會周旋方

[K2-15 「社務所雜記」]

同 祠官

滋岡功長 (印)

536 明治14年 (1881) (10月) 十八日 晴 泊明 安敬 當直 助信

⑨ 十一月廿五日秋祭流鏑馬執行之趣、北區役所へ届

[K2-15 「社務所雜記」]

537 明治14年 (1881) 十月十八日

⑨ (朱書) 「一〇七」

聞置候事

明治14年十月十八日

(朱印) 北區長河口淳 (朱印)

北區長河口淳殿

右町戸長 坪井善兵衛 (朱印)

[A-31 「御指令書綴」]

538 明治14年 (1881) (10月) 廿五日 晴 泊明 助信

(注) 祭典・流鏑馬神事は、十一月二十五日に延期  
祭典献饌、附楽、皇麿、三臺塩、臍臚  
□□□□長

[K2-14 「当番所雜記」]

秋祭御届

一、當社秋祭十一月廿五日祭典并流

鏑馬執行仕度候条、此段御

届上申候也

明治14年 天満神社祠掌

十月十八日 寺井種清 (朱印)

539 明治14年 (1881) (11月) 十二日 晴 泊明 久之

⑨ 午后、周旋方集會

當直 從長

[K2-15 「社務所雜記」]

540 明治14年 (1881) (11月) 十七日 晴 泊明 安敬

當直 同人

⑨秋 秋祭ニ付市場・市之側并笹井亀次郎等

例之通依頼回勤、久之

[K 2 | 15 「社務所雜記」]

541 明治14年 (1881) (11月) 十九日 晴、夕雨

泊明 從長

當直 助信

⑨秋 廿一日ヨリ三日、乘馬習練届、曾根寄署へ差出ス

[K 2 | 15 「社務所雜記」]

542 明治14年 (1881) (11月) 廿五日 晴

泊明 助信代 久之

當直

⑨秋 午后第三時、流鏑馬執行

行宮參勤、從長

[K 2 | 15 「社務所雜記」]

明治十五年 (一八八二)

氏子総代

和田半兵衛 (印)

飯田徳右衛門 (印)

山下與兵衛 (印)

543 明治十五年 (1882) 六月廿六日

〔朱書〕  
一―二四

書面之趣聞置候条、所轄警

察署へ可届出候事

明治十五年六月廿六日

大阪府北區長心得

大阪府五等属立石包正 (朱印)

〔朱印〕

祭日竝舩渡御御届

一、當社祭禮松島行宮へ船渡御之義、来ル

七月廿五日執行仕度候条、此段御届

上申候也

但シ、水陸道筋及行列之義ハ追テ上申

可仕候

天満神社祠掌

明治十五年六月廿六日

同 祠官

寺井種清 (朱印)

滋岡功長 (印)

前書之通申出候ニ付奥印仕候也

戸長

坪井善兵衛 (朱印)

北區長心得

大阪府五等属立石包正殿

〔A―31「御指令書綴」〕

544 明治15年 (1882) (6月) 廿八日 晴 泊明 堀 忠利

當直 大町安敬

會計諸拂

北區役所へ祭禮船渡御届出頭、堀忠利

〔K2―15「社務所雜記」〕

545 明治15年 (1882) 七月一日 晴 泊明 滋岡従長

當番 寺井種清

祭礼舩渡御榜ヲ相殿ニ掲テ廣告ス

〔K2―15「社務所雜記」〕

546

明治15年 (1882) (7月) 三日 晴、午后小雨

泊明 寺井種清

当番 大町安敬

堂嶋・福嶋・新地最寄回禮、種清

四聯合最寄同断、従長

東天満南最寄・相生町同断、助信

東天満北及耕作・檜村同断、久之

市之側・鳴尾・樽屋町等同断、忠利

上町・南北船場最寄同断、和田富造

〔K2—15「社務所雜記」〕

午后一時ヨリ総代集會

〔K2—15「社務所雜記」〕

549

明治十五年 (1882) 七月十一日

〔朱書  
「一二五」〕

(朱印)

北 明治十五年七月十一日  
第七〇二號

(朱印)

戸籍

御届

本月廿五日當社祭禮船渡御執行ニ就而者、

今十一日ヨリ廿日迄十日之間、毎夕刻ヨリ

十二時頃マデ催太鼓打手之者社内ニ

於テ練習仕候条、此段御届上申

候也

明治十五年

天満神社祠掌

七月十一日

寺井種清 (朱印)

氏子惣代

飯田徳右衛門 (朱印)

北區長

547

明治15年 (1882) (7月) 九日 雨

泊明 大町安敬

當直 寺井種清

氏子惣代集會之處、少人数ニ付、更ニ明後十一日ヲ

約シ各會散

〔K2—15「社務所雜記」〕

548

明治15年 (1882) (7月) 十一日 晴

泊明 堀 忠利

當直 大町安敬

今宵方催太鼓練習

右ニ付北區役所及曾根崎警察署へ届差出ス

鹿嶋彌兵衛殿

(付紙)  
(朱書)

書面之趣別段届出ヲ要  
セサルニ付、却下候事  
十五年七月十三日  
北区役所

〔A—31「御指令書綴」〕

550

明治15年 (1882) (7月) 十二日 晴 泊明 滋岡従長

當直 渡辺助信

今月祭礼ニ付富嶋町より地車差出し候処、右町者昨年より引船相勤候ニ付宮入及終夜滞社致兼候故、番外与称し廿四日午後例刻より前ニテ宮入致度、付而者催太鼓宮入未夕無之内地車宮入致候儀不相成先格有之趣兼テ承知仕居候間、右情実太鼓中へ御社方御照會被下特別之御取扱被下度、尤外地車町中へも紛議無之様取斗願度該町親父分若者同道参社ニ而照會、右相認之上可及回答返答致置候事

北區ニ聯合町々祭礼依頼回勤、和田・飯田・浅井・村井、寺井

午後富嶋町地車事件、附り引船依頼回勤、浅井・田中・村井、寺井同断

第一聯合并相生学校へ依頼、久之

〔K2—15「社務所雜記」〕

551

明治15年 (1882) (7月) 十三日 晴 泊明 滋岡従長

當直 寺井種清

寺嶋引船町へ本年モ富嶋町引船相勤候ニ付而者苦情等無之様取扱淡長へ依頼、及ごば学校及問屋仲買へ戸長尾氏へ回勤、飯田・井上・堀井、渡辺

〔K2—15「社務所雜記」〕

552

明治15年 (1882) (7月) 十四日 晴 泊明 寺井種清

當直 滋岡従長

五聯合及安治川引船、合羽鳥篝、清海・井上・南天木、寺井廻勤

堂嶋船方家野嘉兵衛<sup>塩嘉</sup>、御船之件照會及ヒ江之子嶋

島平兵衛・増本栄助、御船場照會、飯田・浅井・菅野・田中、大町

[K 2—15 「社務所雜記」]

553 明治15年 (1882) (7月) 十五日 晴 泊明 寺井種清

當直 安敬代 大道久之

第三聯合及市之側へ、菅野・山中・田中、渡辺、江

之兒島照會、松寫・寺嶋・中之嶋・篝等へ、堀井・北天

木、寺井・大町廻勤

午后七時、堂嶋塩嘉參社、御船之件

各小学校へ幟挑灯差出并生徒供奉之依頼回状

差出ス

[K 2—15 「社務所雜記」]

554 明治15年 (1882) (7月) 十六日 晴 泊明 大道久之

當直 渡辺助信

四聯合及最寄篝依頼回勤、菅野・堀井・丸山、從長

地車圖取報告札差出ス

[K 2—15 「社務所雜記」]

555 明治十五年 (1882) 七月十六日 晴

地車届之札差出ス、文二

祭礼ニ付地

車被差出候

向ハ可届出事

来廿一日順番

相定候事

社務所

〔注〕《本殿詰所日誌》

[L 2—37 「天満宮社誌資料」]

(注) 原本K 2—16 「本殿詰所日誌」は表紙のみ現存、後欠、以下同じ

556 明治15年 (1882) (7月) 十七日 晴 泊明 大道久之

當直 種清代 仝 人

安治川・福島・中之嶋・江戸堀・旧渡御筋、久之廻勤

富嶋地車照會、御乗場同断、飯田・田中

新町童講依頼、阿波新、杵山篝同断、種清

御乗場歩ミ板願北區役所へ持參、同人

[K 2—15 「社務所雜記」]

557 明治十五年 (1882) 七月十七日

〔朱書〕  
「一二六」

(朱印)

甲 明治十五年七月十八日  
第一六五二一號

(朱印)

北區役所  
〔朱書〕  
「公第三百二十四號」

神輿乗船上陸場所歩ミ板取設願

一、當社祭禮船渡御ニ付、北區若松町

濱地廿三番地ヨリ乗船、還御之節ハ上陸

場ニ付、廿三日方廿六日迄同所へ繩綱ニテ歩ミ

板取設ケ度、尤相濟次第取払可申

候条、此段上願候也

明治十五年

天満神社祠掌

七月十七日

寺井種清 (朱印)

同 祠官

滋岡功長 (印)

氏子惣代

和田半兵衛 (印)

飯田徳右衛門 (印)

山下與兵衛 (印)

前書之通申出候ニ付與印仕候也

北區四聯合町戸長代理用掛リ

角埜野九郎右衛門 (朱印)

大阪府知事建野郷三殿

〔朱書〕  
「書面之趣聞届候條、祭禮濟元姿ノ通

取直可届出候事

明治十五年七月二十二日

大阪府知事 建野郷三 (朱印)

〔A-31「御指令書綴」

558 明治十五年 (1882) 七月十七日

〔朱書〕  
「一二七」

(朱印)

甲 明治十五年七月十七日  
第一六五二三號

神輿乗船上陸場所歩ミ板取設願

一、當社祭禮船渡御ニ付テハ、御廳表

濱ヨリ上陸、還御之節ハ乗船場

ニ仕度、且又二十三日方該所へ繩綱

ニテ歩ミ板設置仕度候条、此段

併セテ上願候也

但シ祭礼濟ノ上ハ取払可申候

明治十五年

天満神社祠堂

七月十七日

寺井種清 (朱印)

同 祠堂

滋岡功長 (印)

氏子惣代

和田半兵衛 (印)

飯田徳右衛門 (印)

山下與兵衛 (印)

前書之通申出候ニ付奥印仕候也

西區第五聯合戸長

金子糸助 (朱印)

北區第三聯合戸長

坪井善兵衛 (朱印)

大阪府知事建野郷三殿

〔朱書〕書面願之趣聞届候條、祭禮濟元姿之通

取直候上可届出候事

明治十五年七月二十一日

大阪府知事 建野郷三 (朱印)

〔朱印〕

〔A-31 御指令書綴〕

559

明治15年 (1882) (7月) 十八日 晴

泊明 渡辺助信

當直 滋岡より長

御乗場出願

〔K2-15 社務所雜記〕

560

明治15年 (1882) (7月) 十九日 晴

泊明 渡邊助信

當直 大町安敬

市場より地車差出候ニ付為挨拶大町安敬出頭

御上り場出願

安治川上一丁目紛議ニ付更ニ引船為依頼、功長・種清、

〔山下・田中 浅井、出頭〕

〔K2-15 社務所雜記〕

561

明治十五年 (1882) 七月十九日

〔朱書〕「一二八」

〔朱印〕

甲 明治十五年七月廿日 第一六六一七號

〔朱印〕北區役所

〔朱書〕「公第三百三十号」

篝火取設ニ付歩ミ板並杭木設置御願

本月廿五日當社祭禮船路神幸ニ就テハ、有志輩ヨリ水

陸沿道(陸路當社ヨリ松島行宮迄  
川筋堂馬川木津川)及舩中ニテ大小之篝火

相設候ニ付、其場所ノ都合ニ依リ、川岸等へ聊

歩ミ板繩綱ヲ以テ設置シ、或ハ水上又ハ陸地へ

棒杭計ニテ衛士(器)相懸候等所々取設申度、尤

前顯有志者ノ義ニ付、多少員數難計候得共、通

行人且他舩往來之障害不相成様注意可仕

候間、兼テ御許容被成下度、尚祭禮濟ノ上ハ

速ニ取拂、水陸トモ元形ノ通可致候条、此段上

願候也

明治十五年七月十九日

天満神社祠掌

寺井種清 (朱印)

同 祠官

滋岡功長 (印)

氏子惣代

和田半兵衛 (印)

全

飯田徳右衛門 (印)

全

山下與兵衛 (印)

前書之通願出候ニ付與印仕候也

戸長

坪井善兵衛 (朱印)

大阪府知事建野郷三殿

〔朱書〕書面願之趣聞届候條、火

難無之様、精々注意可致

候事、但祭禮濟ノ上直ニ取拂、其旨届出ス可シ

明治十五年七月廿二日

大阪府知事 建野郷三 (朱印)

〔A-31〕御指令書綴

562 明治十五年 (1882) 七月十九日

来ル廿五日當祭禮ニ付、浪花橋南該有志者ヨリ該橋上へ

献燈可渡候ニ付、此段御聞濟被成下候様上願候也

明治十五年七月十九日 天満神社祠掌

寺井種清

高麗橋警察署御中

《公庁諸願届本局教院達贍写》

〔L2-37〕天満宮社誌資料

563

明治十五年 (1882) 七月十九日

〔朱書〕  
「書面之趣聞置候事」

明治十五年七月廿二日

大阪府北区長 鹿嶋弥兵衛

北区長  
鹿嶋  
弥兵衛

来ル廿五日當社祭禮ニ付、浪華橋南詰有志者ヨリ該橋上  
へ献燈可致候付、此段御聞濟被成候様上願候也

明治十五年七月十九日

天満神社祠掌

寺井種清印

曾根寄警察署御中

〔L2—37〕「天満宮社誌資料」  
《公庁諸願届本局教院達膳写》

564

明治十五年 (1882) 七月廿日

催シ太鼓宮入御届

當社祭禮ニ付キ、催太鼓本月廿四日午前九時頃ヨリ打出  
シ、当社表門東へ岩井町南へ、同町壺丁目四十八番地  
松下萬次郎門先へ握置、午后二時過該家ヨリ南へ、字魚  
ノ棚東へ、天満橋筋南へ、該橋中央迄、夫ヨリ引返シ、  
天満橋筋北詰西へ、天神丁北へ宮入候ニ付、此段御届上  
申候也

明治十五年七月廿日

天満神社祠掌

曾根崎警察署御中

寺井種清

〔L2—37〕「天満宮社誌資料」  
《公庁諸願届本局教院達膳写》

565

明治15年 (1882) (7月) 廿一日 晴

泊明 大町安敬

午后七時、於連歌所地車鬪取

當直 寺井種清

參社之地車掛りへ神酒昆布ヲ授與ス

富嶋地車之件、且安治川地車之件、地車掛へ申置、

尤太鼓中へハ前以照會致有之候事

第一番 堂嶋北丁若者中

第二番 北區旧式小區若者中

第三番 岩井町一丁目若中

第四番 四聯合内樋ノ上・若松  
老松二二 四丁

第五番 綿屋町若者中

第六番 市場若中

番外 富嶋町若者中・安治川上二丁目小兒中

右富嶋町者午後一時迄ニ宮入候筈照會濟

安治川上二丁目地車、遠隔之地方且真ニ小兒而已ニテ

廿四日終夜滞社致候義致兼候条、兼而被申込候ニ付、右者富嶋同様之取斗ニも難致、依而廿三日午后宮入之旨約定之事

〔K2-15「社務所雜記」〕

566 明治15年 (1882) (7月) 廿二日 雨 泊明 堀 忠利

當直 滋岡從長

松寫休息所取設☆篝依頼出勤、安敬

兵庫縣下尼ヶ崎住士族堀小三郎方船渡御之際

大川ニおゐて烟火献上之旨届来ル

〔K2-15「社務所雜記」〕

567 明治15年 (1882) 七月廿二日

〔朱書「一二九」〕

(朱印)

戸籍

(朱印)

北 明治一五年七月二二日  
第一一〇九号

〔朱印〕書面之趣聞置候事

明治十五年七月廿二日

大阪府北區長鹿島彌兵衛 (朱印)

(注) 水陸道筋御届

當社祭禮渡御之義ハ兼テ御届申上置候處、水陸道筋左之通仕候条、此段御届上申候也

渡御道筋

當社表門西へ、天神橋筋南へ、市之側西へ、若松町濱

ヨリ船御、堂島川ヲ下リ、木津川、新橋下流、

府廳表御門前ヲ陸路南へ、大涉橋渡リ、梅本町

南へ、梅本橋渡リ、松島行宮へ著御

還幸道筋

行宮ヨリ梅本橋渡リ北へ、大涉橋渡リ北へ、

府廳表御門前ヨリ船御、木津川ヲ経テ、

堂島川ヲ溯リ、若松町濱ヨリ陸路東へ、

難波橋北へ、表門通天神小橋東へ、當社へ還御

右之通ニ候也

明治十五年

七月

天満神社祠掌

寺井種清 (朱印)

同 祠官

滋岡功長 (印)

氏子惣代

和田半兵衛 (印)

全

飯田徳右衛門 (印)

全

山下與兵衛 (印)

前書之通申出候ニ付奥印仕候也

戸長

坪井善兵衛 (朱印)

北區長鹿島彌兵衛殿

〔A-31 御指令書綴〕

(注) 同文の写し二点、「L2-37 天満宮社誌資料」にあり

但し一点には、届書の欄外に

「此分曾根崎・本田・安治川水上各警察署へ届書差出ス」の記載あり

568

明治十五年 (1882) 七月廿二日

(朱書) 〔一三〇〕

(朱印)

甲 明治十五年七月廿四日  
第一六七五三号

(朱印)

北區役所

(朱印)

警察

(朱印)

乙 十五年七月廿四日  
第三百六號

御願

本月廿五日當社祭禮船渡御ニ就テハ、水路

道筋橋々諸人群集可仕候ニ付、

鳳輦・神輿橋下御通行ノ際ノミ

橋上諸人通行御差止被成下度、

此段上願候也

明治十五年

天満神社祠掌

七月廿二日

寺井種清 (朱印)

同 祠官

滋岡功長 (印)

同 氏子惣代

和田半兵衛 (印)

同

飯田徳右衛門 (印)

同

山下與兵衛 (印)

前書之通願出候ニ付奥印仕候也

戸長

坪井善兵衛 (朱印)

大阪府知事建野郷三殿

(朱書) 書面願之趣聞届候事

明治十五年七月廿四日

大阪府知事建野郷三 (朱印)

(朱印)

569 明治15年 (1882) (7月) 廿三日 小雨

[A-31 「御指令書綴」]

堀忠利代  
泊明 大道久之

當直 大町安敬

病氣ニ付堀忠利欠勤

午后四時、安治川地車參社

[K2-15 「社務所雜記」]

570 明治15年 (1882) (7月) 廿四日 晴 泊明 滋岡從長

當直 渡邊助信

本日ヨリ社務所へ警察官出張

午前十一時、太鼓打出シ

午後〇時三十分、富嶋町地車參社

々 三時、童講刀祢六人參社

々 六時、太鼓宮入

々 七時、地車宮入

[K2-15 「社務所雜記」]

571 明治15年 (1882) (7月) 廿五日 晴 泊明 滋岡從長

當直 惣勤

祭典渡御 社務所へ警察署警部巡查出張

供奉祠官滋岡功長、祠掌寺井種清・同大町安敬・

同滋岡從長・付属員大道久之、氏子惣代飯田治右衛門・

山下與兵衛・井上伊助・浅井元七・柏尾五郎右衛門・菅

野長兵衛・堀井栄太郎・山中吉兵衛・大嶋良輔・田中義

兵衛・伴井嘉右衛門・天木半兵衛・同半三郎・和田半七

渡御中本殿在勤渡辺助信・和田半兵衛・土井伊右衛門・

清海安五郎・赤田延七

[K2-15 「社務所雜記」]

572 明治15年 (1882) (7月) 廿六日 晴 當直 種清代 渡辺助信

供奉之神官休暇

[K2-15 「社務所雜記」]

573 明治15年 (1882) (7月) 廿七日 晴 泊明 寺井種清

當直 大町安敬

富嶋引船・安治川引船・江之子嶋最寄へ回勤、祠官

西區役所諸方回勤、從長 久之

太鼓中・市之側・市場、菅南・瀧川両校回勤、種清

諸方御供配り

〔K 2—15 「社務所雜記」〕

574 明治15年 (1882) (7月) 廿八日 晴 泊明 大道久之

當直 渡辺助信

堂嶋濱、新町、提灯奉納、  
之件 北新地并童講々元へ回勤、

種清

〔K 2—15 「社務所雜記」〕

575 明治15年 (1882) (8月) 四日 晴 乙亥  
金曜日 午后 白雨来

泊明 堀忠利代 大道久之

當直 渡辺助信

午後九時頃市場地車掛禮參、連歌所ニテ休息、

神酒 名  
白鶴 一挺ヲ献ス

〔K 2—17 「社務所雜記」〕

576 明治15年 (1882) (8月) 五日 丙子  
土曜日 烈風帶雨

泊明 滋岡從長

當直 大町安敬

堂嶋塩嘉・江之尻嶋阿部弥助・熊(宇)□・阿波新等へ祭

禮之件回礼、寺井種清

〔K 2—17 「社務所雜記」〕

577 明治15年 (1882) (8月) 七日 戊寅  
月曜日 曇

泊明 寺井種清

當直 滋岡從長

祭禮渡御無滞被為濟ニ付、属員及神楽方・臺所定雇・

神子・髮結・門番・神馬番ニ至迄為御祝儀金貨ヲ賜フ、  
差アリ

〔K 2—17 「社務所雜記」〕

578 明治15年 (1882) (8月) 十三日 甲申  
日曜日 淡曇

泊明 大町安敬

當直 同人

氏子惣代集會、諸宮繕・十二社迂宮砂持・夏祭計算

出席、飯田徳右衛門・井上伊助・清海安五郎・

浅井元七・柏尾五郎右衛門・菅野長兵衛・

堀井栄太郎・田中義兵衛・大嶋良輔・

天木半兵衛・天木半三郎・土末監督方土井伊右衛門

〔K 2—17 「社務所雜記」〕

579 明治15年 (1882) (8月) 十四日 乙酉 月曜日 晴

泊明 大町安敬  
當直 寺井種清

昨日之残計集會、飯田・柏尾・田中之三氏

〔K2—17「社務所雜記」〕

580 明治15年 (1882) (9月) 二日 甲辰 土曜日 晴

泊明 忠利代 渡辺吉之  
當直 大町安敬

太鼓中へ照會ノ義ニ付、  
(マ) 方迄土井氏同伴、

寺井種清罷越ス

〔K2—17「社務所雜記」〕

581 明治15年 (1882) (10月) 四日 丙子 水曜日 晴

泊明 寺井種清  
當直 大町安敬

⑨ 北區役所へ秋祭届出廳、寺井種清

〔K2—17「社務所雜記」〕

582 明治十五年 (1882) 十月四日

⑨ (朱書) 「一三一」

秋祭御届

一、當社秋祭本月廿五日祭典并流鏑馬

例年之通執行仕度候条、此段御

届上申候也

天満神社祠掌

明治十五年十月四日 寺井種清 (朱印)

同 祠官

滋岡功長 (印)

氏子惣代

和田半兵衛 (印)

飯田徳右衛門 (印)

山下與兵衛 (印)

前書之通申出候ニ付奥印仕候也

戸長

坪井善兵衛 (朱印)

北區長鹿島彌兵衛殿

(付紙)

(朱書)

二葉ヲ要セサルニ付、一葉返却候也

〔A-31 御指令書綴〕

583 明治十五年 (1882) 十月四日

①(秋)

〔朱書〕書面願之趣聞届候事

明治十五年十月廿四日

大阪府知事建野郷三〔印〕

秋祭御届

當社秋祭本月廿五日祭典並流鏑馬例年之通執行仕度候条、此段御届上申候也

明治十五年十月四日

天満神社祠堂

寺井種清 印

同 祠官

滋岡功長 印

氏子惣代

和田半兵衛 印

飯田徳右衛門 印

山下與兵衛 印

前書之通申出候ニ付奥印仕候也

戸長 坪井善兵衛 印

北區長鹿島彌兵衛殿

〔公庁諸願届本局教院達贍写〕

〔L2-37 天満宮社誌資料〕

584 明治15年 (1882) (10月) 廿一日 癸巳 晴

土曜日

泊明 寺井種清

當直 渡辺助信

①(秋)

曾根崎警察署ヨリ午前第七時寺井種清出頭可致段通達ニ付出頭之處、秋祭流鏑馬之際雜踏可致ニ付、精々注意可相成様通達之事

〔K2-17 社務所雜記〕

585 明治十五年 (1882) 十月廿一日 晴

今般諸方有志中より奏樂講組立、明廿二日午後早々祭典式、續テ管絃奉納、於連歌所、施茶有之ニ付夫々用意

〔本殿詰所日誌〕

586

明治15年 (1882) (10月) 廿二日 日曜日 甲午 晴、夜雨

〔L2—37 天満宮社誌資料〕

◎秋

流鏝馬打合セトシテ警部巡查入来

588 明治15年 (1882) (10月) 廿四日 火曜日 晴

泊明 渡邊助信  
當直 全 人

〔K2—17 社務所雜記〕

今般奏楽講結社ニ付本日祭典、奉楽、  
伊勢海・萬歳楽・皇輦・三臺塩、残楽 陪臚・嘉辰・  
慶徳。(注2) 連歌所ニテ施茶、施主馬場、周旋山口十藏、  
畢テ酒飯ヲ出ス

589 明治15年 (1882) (10月) 廿五日 丁酉 晴

泊明 大町安敬  
惣直

警察署へ出頭、寺井種清

〔K2—17 社務所雜記〕

◎秋

本殿祭典、献饌 午前第九時

午后第二時、流鏝馬祭典

〔K2—17 社務所雜記〕

(注1) 伊勢海↓催馬楽のひとつ・皇輦↓皇輦急(おうじようのきゅう)・  
嘉辰(かしん)↓朗詠のひとつ  
(注2) 慶徳↓鶏徳 慶徳と書く場合もあり

〔K2—17 社務所雜記〕

587

明治15年 (1882) 十月廿二日 晴

奏楽講結社祭典、午后第三時

〔L2—37 天満宮社誌資料〕

《本殿詰所日誌》

明治十六年 (一八八三)

副直 岡 昌次

590 明治16年 (1883) (4月) 廿八日 晴

壬寅 土曜

泊明 渡辺吉之

當直 大町安敬

副直 堀 忠利

御乗船所へ舟繋候義ニ付井上氏へ引合、忠利

〔K2—17「社務所雜記」〕

593 明治16年 (1883) (6月) 十日 晴

乙酉 日曜

梶原政之助外二名、例年之通本月十五日より九月卅日限表門東西築地塀傍へ醴酒并茶店營業出店願出之事

〔K2—18「本殿詰所日誌」〕

泊明 大町安敬

當直 寺井種清

副直 渡辺吉之

591 明治16年 (1883) (6月) 七日 晴

壬午 木曜

泊明 渡邊助信

當直 滋岡從長

副直 岡 昌次

梶原政之助・芦田多助・蒲生徳兵衛三名之者

本月十五日より九月三十日限、表門東西築地路傍

江醴酒店營業出店願出之事

〔K2—17「社務所雜記」〕

592 明治16年 (1883) (6月) 七日 晴

泊明 渡辺助信

當直 滋岡從長

午前十時比、市ノ側小田政入来、種清・安敬・助信面會兼テ噂致シ有之御鳳輦庫建設弥治定致度ニ付、今午后惣代中へ御相談場所取繕申度間、<sup>(カ)</sup>最寄夫々江案内致呉度依頼、仍而使ヲ以夫々へ申参り候処、皆々差支有之不参之段同所へ相答候處掛ケ違ヒ、午后式時比小田政・津ノ伊入来、無扨當直種清面會、御鳳輦庫場所西手神馬両所之処へ建設致度趣、何卒御惣代衆中御出會ニ際シ、急御申談シ被下度由承之被引取候事

〔K2—17「社務所雜記」〕

594 明治16年 (1883) (6月) 十日 晴 泊明 大町安敬

當直 寺井種清

副直 渡辺吉之

市之側小田政入来之件略ス、社務所雜記ニ有之

〔K2—18 〔本殿詰所日誌〕〕

595 明治16年 (1883) (6月) 廿日 晴 乙未 水曜

泊明 大道久之

當直 大町安敬

副直 大道久之

北區役所へ祭禮船渡御届出頭、

功長・種清

但シ、曾根崎・本田・安治川三警察署へ

届郵書ヲ以テ差出ス

本月七日梶原政之助外二名之者、

表門東西・路傍醴酒茶店差出候儀

届出候処、該政之助ハ当年休

業ニ付、其跡へ岩井町壺丁目四十七

番地岡村佐兵衛ナル者前

日数之通飲食者売店届差

出候条、本日滋岡従長奥印

〔K2—17 〔社務所雜記〕〕

596 明治16年 (1883) (6月) 廿日 晴 泊明 大道久之

當直 大町安敬

副直 大道久之

夏祭礼届北區役所へ出勤、功長・種清

〔K2—18 〔本殿詰所日誌〕〕

597 明治十六年 (1883) 六月廿日

(朱書) 〔一三三〕

祭日竝船渡御届

一、當社祭礼松島行宮へ船渡御之義、来七月

廿五日執行仕度候条、此段御届上申候也

但シ、水陸道筋及行列之義者追テ上申可仕候

明治十六年 天満神社祠掌

六月廿日 寺井種清 (朱印)

同 祠官

滋岡功長 (印)

氏子惣代

山下與兵衛 (印)

飯田徳右衛門 (印)  
和田半三 (印)

前書之通申出候ニ付奥印仕候也

戸長 坪井善兵衛 (朱印)

北區長鹿嶋弥兵衛殿

〔朱書〕  
書面之趣聞置候事

但所轄警察署へモ可届出

事

明治十六年六月二十日

大阪府北区長鹿島弥兵衛 (朱印)

〔A-31「御指令書綴」〕

598 明治16年 (1883) (6月) 廿二日 雨

丁酉  
金曜

泊明 渡辺助信

當直 渡辺助信  
從長代

副 渡辺吉之

人形件江之子嶋派出、種清

祭礼船渡御通知回状出ス

〔K2-17「社務所雜記」〕

599 明治16年 (1883) (6月) 廿三日 晴

昌次代  
泊明 大町安敬  
助信代  
當直 滋岡從長

副直 岡 昌次

来七月廿五日祭礼船渡御報知札揭示

〔K2-18「本殿詰所日誌」〕

600 明治16年 (1883) (6月) 廿四日 晴

己亥  
日曜

昌次代  
泊明 大町安敬

當直 同 人

祭礼事件ニ付太鼓中及鞆へ派出、

寺井種清

〔K2-17「社務所雜記」〕

601 明治16年 (1883) (6月) 廿四日 噎

昌次代  
泊明 大町安敬

當直 同 人

祭礼事件ニ付太鼓中及鞆へ派出、寺井種清

〔K2-18「本殿詰所日誌」〕

602 明治16年 (1883) (6月) 廿五日 噎

庚子  
月曜

安敬代  
泊明 岡 昌次

當直 物番  
副直 同

行宮及堂嶋參勤、寺井種清

梅園猶吉・辻清兵衛・小嶋豐三郎・

笹井龜二郎・井上己之助・該五名

之者、茶店營業願、大町安敬奧印

〔K2—17「社務所雜記」〕

605 明治16年 (1883) 七月一日 晴

泊明 堀 忠利  
當直 渡辺助信

氏地惣代集會

〔K2—18「本殿詰所日誌」〕

603 明治16年 (1883) (6月) 廿五日 晴

泊明 岡 昌次  
惣直

行宮及堂嶋參勤、寺井種清

〔K2—18「本殿詰所日誌」〕

606 明治16年 (1883) (7月) 三日 風

泊明 渡辺吉之  
當直 大町安敬

氏地惣代集會

〔K2—18「本殿詰所日誌」〕

〔K2—17「社務所雜記」〕

副直 昌次代 大道久之

副直 昌次代 大道久之

ザコバ問屋仲買及淡野・杉山・藪岡・家野

等依頼回勤

〔K2—17「社務所雜記」〕

604 明治16年 (1883) 七月一日 薄晴

泊明 堀 忠利  
當直 渡辺助信

副直 渡辺吉之

午後三時、氏地惣代中祭禮渡御事件ニ付集會人名

飯田・堀井・田中・井上・菅野・大島

〔K2—17「社務所雜記」〕

〔K2—18「本殿詰所日誌」〕

607 明治16年 (1883) (7月) 三日 晴、風

泊明 渡辺吉之

當直 大町安敬

副直 昌次代 大道久之

ザコバ問屋仲買及阿波野・杉山・藪岡・

家野等依頼回勤

〔K2—18「本殿詰所日誌」〕

608 明治16年 (1883) (7月) 四日 晴 己酉 水曜

泊明 從長代 渡辺吉之

當直 從長代 大町安敬

副直 堀 忠利

第四聯合回勤、渡辺助信、清海 井上・天木

〔K2—17「社務所雜記」〕

609 明治16年 (1883) (7月) 四日 晴

泊明 從長代 渡辺吉之

當直 從長代 大町安敬

副 堀 忠利

四聯合回勤、助信、井上・清海・天木

〔K2—18「本殿詰所日誌」〕

610 明治16年 (1883) (7月) 五日 噎 庚戌 木曜

泊明 大道久之

當直 大町安敬

副 渡辺吉之

一二聯合回勤、從長、和田・村井

五聯合回勤、種清、井上・清海

富嶋・福嶋回勤、助信、柏尾・田中

〔K2—17「社務所雜記」〕

611 明治16年 (1883) (7月) 五日 噎 泊明 大道久之

當直 大町安敬

副 渡辺吉之

一二聯合回勤、從長、和田・村井

五聯合回勤、種清、井上・清海

富嶋・福嶋回勤、助信、柏尾・田中

〔K2—18「本殿詰所日誌」〕

612 明治16年 (1883) (7月) 六日 晴 辛亥 金曜

泊明 大道久之

當直

副 大道久之

氏子惣代集會

〔K2—17「社務所雜記」〕

613 明治16年 (1883) (7月) 六日 晴 泊明 大道久之

當直

副 大道久之

氏子惣代集會

〔K2—18「本殿詰所日誌」〕

614 明治16年 (1883) (7月) 八日 晴 癸丑  
日曜

泊明 渡辺助信

當直 寺井種清

副 堀 忠利

三聯合回勤、従長、菅野・南天木・丸山

道筋篝回勤、助信、飯田・堀井

〔K2-17「社務所雜記」〕

615 明治16年 (1883) (7月) 八日 晴

泊明 渡辺助信

當直 寺井種清

副 堀 忠利

三聯合回勤、従長、菅野・南天木・丸山

道筋篝回勤、助信、飯田・堀井

〔K2-18「本殿詰所日誌」〕

616 明治16年 (1883) (7月) 九日 晴 甲寅  
月曜

泊明 岡 昌次

當直 大町安敬

副 大道久之

江ノ子嶋人形引合、種清・助信、土井

松嶋・梅本・安治川・富嶋人形回勤、岡八田

〔K2-17「社務所雜記」〕

617 明治16年 (1883) (7月) 九日 晴

泊明 岡 昌次

當直 大町安敬

副 大道久之

江之子嶋人形引合、種清・助信、土井

松嶋・梅本・安治川・富嶋人形回勤、岡八田

〔K2-18「本殿詰所日誌」〕

618 明治16年 (1883) (7月) 十日 晴 乙卯  
火曜

泊明 岡 昌次

當直 大町安敬

副 岡 昌次

靱回勤、種清、浅井

江ノ子嶋へ昨日引合濟挨拶

助信、神酒持参之事

昨日北警察署へ催太鼓練習

届差出ス

〔K2-17「社務所雜記」〕

619

明治16年 (1883) (7月) 十日 晴

泊明 岡 昌次

當直 大町安敬

副 岡 昌次

靱回勤、種清、浅井

江ノ子嶋江昨日引合濟挨拶、

助信、神酒持参之事

昨日北警察署へ催太鼓練習

届差出ス

〔K2—18 〔本殿詰所日誌〕

620

明治16年 (1883) (7月) 十一日 晴

丙辰 水曜

泊明 大町安敬

當直 右 同人

副 堀 忠利

渡御水陸道筋届、北區役所へ功長・清太郎

出勤 但し乗船上陸所歩ミ板并齋竹取付、且篝願書差出ス

神輿乗船上陸所歩ミ板、供奉之諸船同断

之願書相認、江ノ子嶋世話係へ相廻ス

本宵催太鼓稽古初二付三講及ヒ祭

禮・久栄両講へ挨拶之段及依頼

〔K2—17 〔社務所雜記〕

621

明治16年 (1883) (7月) 十一日 晴

泊明 大町安敬

當直 同人

副 堀 忠利

渡御々道筋届、北區役所へ出勤、滋岡祠官・渡

邊吉之

從今夕太鼓稽古初

〔K2—18 〔本殿詰所日誌〕

622

明治十六年 (1883) 七月十一日

(朱書 一三四)

水陸道筋御届

當社祭禮渡御之儀者兼而御届申上置候處、

水陸道筋左之通仕候条、此段御届上申候也

渡御道筋

當社表門西へ、天神橋筋南へ、市之側西へ、若松町

濱ヨリ船御、堂寫川ヲ下リ、木津川新橋下流、

府廳表門前ヨリ陸路南へ、大涉橋渡リ、梅本町

南へ、梅本橋渡リ、松寫行宮へ着御

還御道筋

行宮ヨリ梅本橋渡リ北へ、大涉橋渡リ北へ、府廳表

門前を船御、木津川ヲ経テ、堂嶋川ヲ溯リ、若  
松町濱ヨリ陸路東へ、難波橋北へ、表門通天神  
小橋東へ、當社へ還御  
右之通ニ候也

明治十六年七月十一日

天満神社祠掌

寺井種清 (朱印)

全 祠官

滋岡功長 (印)

氏子惣代

山下與兵衛 (印)

飯田徳右衛門 (印)

和田半三 (印)

前書之通申出候ニ付奥印仕候也

戸長

坪井善兵衛 (朱印)

北區長鹿嶋彌兵衛殿

〔朱書〕  
「書面之趣聞置候条、所轄警察署へモ

可届出事

明治十六年七月十一日 北區長鹿島弥兵衛 (朱印)

623

明治十六年 (1883) 七月十一日

〔朱書〕  
「一三五」

御願

本月二十五日當社祭禮船渡御ニ付而者、水路大

江・渡邊・田簀・堂嶋大橋・舟津・端建藏・新橋等

之諸橋、鳳輦・神輿橋下御通行之際ノミ昨年

通橋上諸人通行御差止被成下度、此段上願仕

候也

明治十六年

天満神社祠掌

七月十一日

寺井種清 (朱印)

全 祠官

滋岡功長 (印)

氏子惣代

山下與兵衛 (印)

飯田徳右衛門 (印)

和田半三 (印)

〔A-31 御指令書綴〕

〔朱書〕  
「第廿八号」

〔朱印〕  
「書面願之趣聞届候事」

〔朱印〕  
明治十六年七月十一日

前書之通願出候ニ付奥印仕候也

戸長

坪井善兵衛 (朱印)

大阪府北警察署

御中

〔A-31 御指令書綴〕

624 明治十六年 (1883) 七月十一日

(野紙)

〔朱書〕  
「重復」

御願

本月廿五日當社祭禮船渡御ニ就而者、水路、大

江・渡邊・田簀・玉江・堂嶋大橋・舟津・端建藏・

新橋等之諸橋、鳳輦・神輿橋下御通行之際ノミ昨年

通橋上諸人通行御差止被成下度、此段上願仕

候也

明治十六年

天満神社祠掌

七月十一日

寺井種清 (朱印)

同 祠官

滋岡功長 (印)

氏子總代

山下與兵衛 (印)

飯田徳右衛門 (印)

和田半三 (印)

(付紙)

前書之通願出候ニ付奥印仕候也

戸長

坪井善兵衛 (朱印)

〔C-59 鳳輦神輿通行につき願書〕

625 明治十六年 (1883) 七月十一日

〔朱書〕  
「一三六」

(朱印)

甲 明治十六年七月十二日  
第一一四一八號

(朱印)

北區役所 〔七月十一日進達〕

御願

本月廿五日當社祭禮船渡御ニ就而者、水路大

江・渡邊・田簀・玉江・堂嶋大橋・舟津・端建藏・新橋等之諸橋上流橋杭大間毎ニ齋竹二本ツ、祭日限繩綱ヲ以テ取付申度、尤祭禮相濟次第速ニ取拂可申候条御許容被成下度、此段上願候也

但シ、祭礼濟之上八元形之通

清潔ニ可致候事

明治十六年七月十一日

天満神社祠掌

寺井種清 (朱印)

同 祠官

滋岡功長 (印)

氏子総代

山下與兵衛 (印)

飯田徳右衛門 (印)

和田半三 (印)

前書之通願出候付奥印仕候也

戸長

坪井善兵衛 (朱印)

大坂府知事建野郷三殿

〔朱書〕  
「書面願之趣聞届候事  
明治十六年七月十四日  
大阪府知事建野郷三」 (朱印)

〔A-31「御指令書綴」

626 明治十六年 (1883) 七月十一日

(罫紙)

〔朱書〕  
「重復」

御願

本月廿五日當社祭禮船渡御ニ付而者、水路、大江・渡邊・田簀・玉江・堂嶋大橋・舟津・端建藏・新橋等之諸橋上流橋杭大間毎ニ齋竹二本ツ、祭日限繩綱ヲ以テ取付申度、尤祭禮相濟次第速ニ取拂可申候条、御許容被成下度、此段上願候也

明治十六年七月十一日

天満神社祠掌

寺井種清 (朱印)

同 祠官

滋岡功長 (印)

氏子總代

山下與兵衛 (印)

飯田徳右衛門 (印)

和田半三 (印)

前書之通願出候付奥印仕候也

戸長

坪井善兵衛 (朱印)

大阪府知事建野郷三殿

「C-58 (祭礼船渡御につき願書)」

627

明治十六年 (1883) 七月十一日

〔朱書〕  
「一三七」

(朱印)

甲 明治十六年七月十二日  
第一一四〇三號

(朱印)

北區役所

(朱書)

「七月十一日進達」

篝火取設ニ付歩ミ板并杭木設置御願

本月二十五日當社祭禮船路神幸ニ付而者、有志

輩ヨリ水陸沿道 (陸路當社ヨリ松島行宮迄) 及舩中ニテ大

小之篝火相設候ニ付、其場所之都合ニ依リ、川岸等へ聊

歩ミ板繩綯ヲ以テ設置シ、或ハ水上又ハ陸地へ棒杭計

ニテ衛士 (篝器) 相懸候等所々取設申度、尤前頭有志

者ノ儀ニ付多少員數難斗候得共、通行人且他舩

往來ノ障害不相成候様注意可仕候間、兼而御許

容被成下度、尚祭禮濟ノ上ハ速ニ取拂、水陸トモ元

形ノ通可致候条、此段上願候也

明治十六年七月十一日

天満神社祠掌

寺井種清 (朱印)

全 祠官

滋岡功長 (印)

氏子惣代

山下與兵衛 (印)

飯田徳右衛門 (印)

和田半三 (印)

前書之通願出候ニ付奥印仕候也

戸長

坪井善兵衛

大阪府知事建野郷三殿

〔朱書〕  
「書面願之趣聞届候事」

明治十六年七月十七日

大阪府知事 建野郷三 (朱印)

明治十六年 (1883) 七月十一日

〔朱書〕  
「一三八」

(朱印)

甲 明治十六年七月十二日  
第一一四〇四號

〔朱印〕  
北區役所

(朱書)

〔七月十二日進達〕

〔A-31 御指令書綴〕

神輿乗船上陸場歩ミ板取設願

當社祭禮船渡御ニ付、北區若松町濱地廿三

番地ヨリ乗船、還御之節ハ上陸場ニ付、廿三日ヨリ

二十六日迄同所へ繩綱ニテ歩ミ板取設ケ度、尤相

濟次第取拂可申候条、此段上願候也

但シ、祭礼濟之上ハ元形之通清潔ニ可致候事

明治十六年 天満神社祠堂

七月十一日 寺井種清 (朱印)

全 祠官

滋岡功長 (印)

氏子惣代

山下与兵衛 (印)

飯田徳右衛門 (印)

和田半三 (印)

前書之通願出候ニ付奥印仕候也

濱地 拜借人 井藤儀兵衛 (朱印)

北區三聯合戸長 坪井善兵衛 (朱印)

現場戸長

井藤信勝 (朱印)

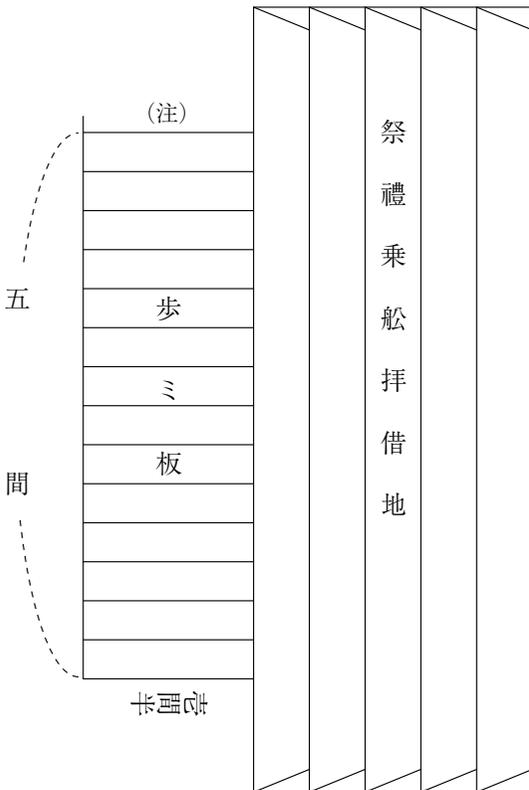
大阪府知事建野郷三殿

〔朱書〕  
書面願之趣聞届候事

(朱印)

明治十六年七月十七日

大阪府知事 建野郷三 (朱印)



629

明治十六年 (1883) 七月十一日

(注) 歩ミ板の線は朱線

〔A-31 御指令書綴〕

(野綴①)

(朱書)

〔重復〕

神輿乗船上陸場歩ミ板取設願

當社祭禮舩渡御ニ付、北區若松町濱地廿三

番地ヨリ乗舩、還御之節ハ上陸場ニ付、廿三日ヨリ

二十六日迄同所へ繩綱ニテ歩ミ板取設ケ度、尤相

濟次第取拂可申条、此段上願候也

明治十六年

天満神社祠堂

七月十一日

寺井種清 (朱印)

全 祠官

滋岡功長 (印)

氏子惣代

山下与兵衛 (印)

飯田徳右衛門 (印)

和田半三 (印)

濱地 井藤儀兵衛 (朱印)  
拜借人

前書之通願出候付奥印仕候也

大坂府知事建野郷三殿

北區三聯合戸長

坪井善兵衛 (朱印)

現場戸長

井藤信勝 (朱印)



(注1)

五

間

長

(野綴②)

(朱書)

〔重復〕

上陸乗舩歩ミ板設置願

一、當社祭禮船渡御ニ就テハ、警察御本署表濱ヨリ供奉之講内諸船上

陸、還御之節ハ乗船所ニ仕度、且又

廿三日ヨリ該所ヘ繩綱ニテ歩ミ板設

置仕度候條、此段併セテ上願候也

但シ、祭礼濟之上ハ速ニ取拂可申候

明治十六年七月

天満神社祠掌

寺井種清 (朱印)

同 祠官

滋岡功長 (印)

氏子惣代

山下与兵衛 (印)

飯田徳右衛門 (印)

和田半三 (印)

江ノ子嶋世話掛

(以下3行切取)

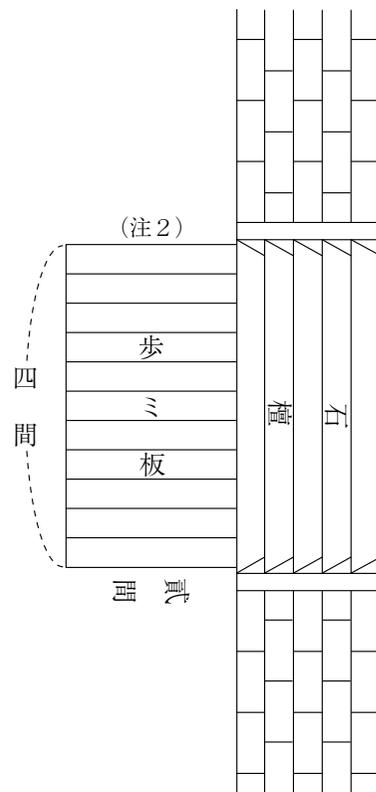
前書之通願出候ニ付奥印仕候也

北區三聯合戸長

坪井善兵衛 (朱印)

(以下4行切取)

警察本署御中



〔C-60〕「神輿乗船上陸場歩ミ板取設願」

(注1・2) 歩ミ板の線は朱線

630

明治16年 (1883) (7月) 十二日 晴

丁巳 木曜

泊明 大町安敬

當直 同人

副直 渡辺吉之

鞞回勤、滋岡功長

新地・新町回勤、種清、山下・伴井

行宮事件ニ付惣代集會

〔K2-17〕「社務所雜記」

631 明治16年 (1883) (7月) 十二日 晴 泊明 大町安敬

當直 同人

副 渡辺吉之

ニテ歩ミ板設置仕度候条、此段  
併セテ上願候也

但シ、祭禮濟之上ハ速ニ取払可申候

明治十六年 天満神社祠堂

七月十二日 寺井種清 (朱印)

全 祠官

滋岡功長 (印)

氏子惣代

山下與兵衛 (印)

飯田徳右衛門 (印)

和田半三 (印)

江ノ子嶋世話係

阿部彌助 (印)

増本栄助 (印)

嶋 平兵衛 (印)

前書之通申出候ニ付奥印仕候也

北區三聯合戸長

坪井善兵衛 (朱印)

現場戸長辞職

後任未定用掛

高田傳右衛門 (朱印)

632 明治十六年 (1883) 七月十二日

(朱書) 「一三九」

(朱印)

甲 明治十六年七月十二日  
第一一四〇二號

(朱印)

西區役所

神輿上陸乗船所歩ミ板

取設願

當社祭禮船渡御ニ付而ハ、御廳表

濱ヨリ上陸、還御之節ハ乗船場ニ

仕度、且又二十三日ヨリ該所へ繩綱

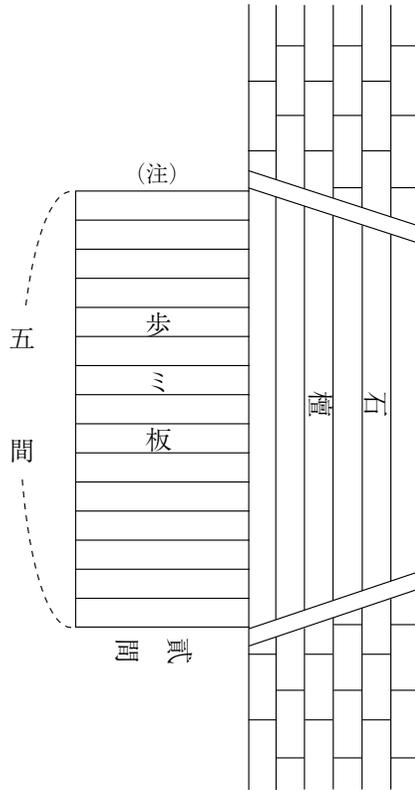
大阪府知事建野郷三殿

(朱印)

〔朱書〕  
書面願之趣聞届候事

明治十六年七月十七日

大阪府知事建野郷三 (朱印)



(注) 歩ミ板の線は朱線

〔A-31 御指令書綴〕

633 明治十六年 (1883) 七月十二日

〔朱書〕  
「一四〇」

(朱印)

甲
明治十六年七月十二日
第一三八七〇號

(朱印)

西區役所
------

一、當社祭禮渡御二付而者、御廳表門

濱上陸并乘船之節ハ混雜不致様

可成静穩ニ取斗ヒ可申、無論右

渡御二付、近傍破壊致候節ハ一切辨

償可致候也

明治十六年

天満神社祠掌

七月十二日

寺井種清 (朱印)

全 祠官

滋岡功長 (印)

江之子嶋世話掛

阿部弥助 (印)

増本栄助 (印)

嶋 平兵衛 (印)

大阪府知事建野郷三殿

〔A-31 御指令書綴〕

634 明治16年 (1883) (7月) 十三日

戊午(午)  
金曜

晴

泊明 渡辺吉之

靱回勤并市場飾地車依頼、種清

當直 大町安敬  
副 岡 昌次

神輿乗船上陸往返府廳表濱拝借願書、府廳ヨリ區役所

經由之旨ニテ一先却下、依之西區役所へ至急差

出し呉度阿部弥助江使ヲ以依頼置候事

〔K2-17「社務所雜記」〕

635 明治16年 (1883) (7月) 十三日 晴 泊明 渡辺吉之

當直 大町安敬  
副 岡 昌次

靱回勤并市場飾地車依頼、出勤

寺井種清

〔K2-18「本殿詰所日誌」〕

636 明治16年 (1883) (7月) 十四日 晴

己未  
土曜

泊明 渡辺吉之

當直 大町安敬  
寺井種清

副 渡辺吉之

堂嶋塩嘉及安治川引船依頼回勤、

助信、飯田・々中

天神橋南詰回勤、久之

〔K2-17「社務所雜記」〕

637 明治16年 (1883) (7月) 十四日 晴 泊明 渡辺吉之

當直 大町安敬  
副 渡辺吉之

安治川引船依頼回勤、渡辺助信、飯田徳右

衛門・田中義兵衛

天神橋南詰挑燈之件回勤、大道久之

〔K2-18「本殿詰所日誌」〕

638 明治16年 (1883) (7月) 十五日 晴

庚申  
日曜

泊明 種清代 渡辺吉之

當直 寺井種清

副 大道久之

安治川引船一条依頼、助信

〔K2-17「社務所雜記」〕

639 明治16年 (1883) (7月) 十五日 晴 泊明 寺井代 渡邊よし之

當直 寺井種清

副 大道久之

安治川引船事件并鞆事件ニ付回勤、渡辺助信

〔K2—18「本殿詰所日誌」〕

640 明治16年 (1883) (7月) 十七日 晴

壬戌  
火曜

泊明 堀 忠利

當直 大町安敬

副 岡 昌次

薪講回禮、種清

安治川引船再應依頼、助信

午后第七時ヨリ氏子惣代集會

〔K2—17「社務所雜記」〕

641 明治16年 (1883) (7月) 十七日 晴

泊明 堀 忠利

當直 大町安敬

副 岡 昌次

薪講例之通薪奉納ニ付回礼、寺井種清

安治川引船再應依頼、渡辺助信

午後七時ヨリ氏子惣代集會

〔K2—18「本殿詰所日誌」〕

642 明治16年 (1883) (7月) 十八日 晴

癸亥  
水曜

泊明 堀 忠利

當直 大町安敬

副 渡辺吉之

北區役所ヨリ過日差出之願書指令

下附ニ付出頭、種清

〔K2—17「社務所雜記」〕

643 明治16年 (1883) (7月) 十八日 晴

泊明 堀 忠利

當直 大町安敬

副 渡辺吉之

北區役所へ出頭、寺井種清

〔K2—18「本殿詰所日誌」〕

644 明治十六年 (1883) 七月十八日

(野綴の内)

客年改正相成候渡御祭次第、別

紙之通ニ候条御照會申候、猶

不都合之御廉有之候へハ御加筆

相成度候也

十六年

七月十八日 祭典課

上局

諸課御中

附屬各位御中

渡御祭典次第

七月廿四日前日祭次第

當日早旦神殿ヲ掃飭ス

午前八時、長官以下本殿ニ着ス

次大麻ヲ以テ長官以下ヲ祓フ

次塩湯ヲ以テ四方及神饌ヲ清ム

次散米行事

次御扉ヲ開ク

次神饌ヲ奉ル 月並神饌ニ五臺ヲ加フ  
相殿各二臺

次太玉串ヲ奉ル 後取二員

次祝詞ヲ奏ス

次「奉納樂一曲ヲ奏ス」

次御神樂ヲ奏ス

次長官以下拍手再拜

次神饌ヲ下ス

次御扉ヲ閉ヅ

(注)朱書  
長官狩衣、次官附屬各淨衣  
着二行

「此間音取」

「此間奏樂」

「同」

「此間乱声」

「此間奏樂」

次長官以下拍手再拜

次退下

午後三時童講参拜

長官以下本殿ニ参着ス 二行 「長官狩衣以下直垂」

次刀祢童拜殿ニ整座ス

次大麻ヲ以テ刀祢童ヲ祓フ

次次官二員昇殿シテ御簾ヲ卷ク 警蹕二員

次神饌ヲ奉ル 御酒米餅

次玉串ヲ奉ル

次長官祝詞ヲ奏ス

次同官幣殿ノ座ニ進ム

次次官供奉ノ刀祢ヲ呼ヒ指令ヲ渡ス

次長官復座拍手再拜 次官應之

次御饌ヲ撤ス

次次官二員昇殿シテ御簾ヲ下ス 警蹕二員

次長官以下拍手再拜

次退下

午後八時旧例ニ因テ宵宮神樂ヲ奏ス

同廿五日

當日早旦神殿ヲ掃飭ス

午前七時祭典執行次第八大祭之通

太麻 塩湯 散米 開扉 献饌 玉串

祝詞 神樂 撤饌 閉扉 拍手再拜 退下

但、神饌本殿九臺・相殿各三臺

同九時神輿入殿

同十一時御遷座式 「長官齋服以下浄衣」

長官階下ノ座ニ進ミ整座ス、次官二員梅枝及祝

詞ヲ以テ後ニ候ス

次長官祝詞ヲ奏ス

次同官昇殿シテ鳳輦神輿ノ御遷座ヲ行フ

属官先ニ立チテ塩湯ヲ以テ清メ散米ヲ以テ祓フ

属官一員清搔ヲ奏ス 次官一統警蹕ス

「此間乱聲」

行宮祭典次第

前驅神官二員行宮ニ着シ直ニ本殿ニ候シ入御ヲ待つ

御供講ノ唐櫃ヨリ神饌ヲ拝殿ノ神饌案ニ置ク

神官二員交代シテ殿ニ候ス

次入御ノ節階ミ整シテ奉迎ノ警蹕ス 二声三度

此時供奉ノ長次官及奏樂講ヘ祭典ヲ報ス

次長官以下殿ニ進ム 「此間音取」

次神饌ヲ奉ル 五臺 「此間奏樂」

次長官玉串ヲ奉ル

次同官祝詞ヲ奏ス

次御神樂ヲ奏ス 二座

次茅輪ノ神業ヲ行フ

次神饌ヲ撤ス

次直會ノ式ヲ行フ 旧例ニ因テ

次還御發輦奉送ノ警蹕ス 二声三度

本殿還御祭典次第

御還座次第同前ニ同シ 「但シ乱聲ヲ畧ス」

御着座畢テ長官祝詞ヲ奏ス、以下次第旧

ニ同シ

「C—57」祭典式書類綴

(注) 以下、「」内はすべて朱書

645 明治16年 (1883) (7月) 十九日 晴 甲子 木曜

泊明 大道久之

當直 寺井種清

副 昌次代 堀 忠利

安治川・西・北三警察諸届、并江ノ子

寫篝器・歩ミ板等照會、久之

来ル廿五日祭禮神輿御乘船所辺ニテ昨年ヨリ

烟火奉納有之、本年茂十發献納之由、願主

尼崎堀小三郎ヨリ申来候也

○金光星 ○旭雲鳥 ○白雲班籠 ○銀光星

○千羽鶴

○雷光星 ○錦照星 ○白光星 ○換光星 ○雷光星

〔K 2—17「社務所雜記」〕

副 忠利代 昌次

北警察署ヨリ警部補代理巡查種田<sup>(署)</sup>

貞一、祭礼照會来社

上福嶋前田宗八来社、同所地車三番

番外ニテ廿四日正午十二時頃宮人之義頼

談之事

堂嶋米會所参勤、堀忠利

〔K 2—17「社務所雜記」〕

646 明治16年 (1883) (7月) 十九日 晴 泊明 大衛久之

當直 寺井種清

副 堀 忠利

安治川・水上・西・北警察諸届、并江之兒嶋・篝、

及御船場之諸件照會出勤、大町久之

来ル廿五日渡御之際烟花献上之旨、尼崎

堀小三郎ヨリ申来ル

〔K 2—18「本殿詰所日誌」〕

648 明治16年 (1883) (7月) 廿日 晴 泊明 大道久之

當直 大町安敬

副 岡 昌次

上福嶋前田宗八来社、同所地車三軸番

外ニテ廿四日宮入致度由照會候処、既昨年

之例も有之廿三日ニ可被致説諭候へ共、強而之頼

談ニ付太鼓中へ照會之上、正午迄ニ宮人被致

候ハ、可然旨返答遣し候事

堂嶋米會所参勤、堀忠利

鳳輦掛市之側、浪華橋上献灯之件ニ付東・北

両警察署へ出勤、堀忠利

氏子惣代集會

647 明治16年 (1883) (7月) 廿日 晴 乙丑 金曜

泊明 大町久之

當直 大町安敬

八幡太郎人形之件

今般江之子嶋町ニ警察本署設立相成候ニ付而者、

八幡太郎人形懸り町十之八ハ立退キ、諸處ニ轉居、

依之右人形保存法(マツ)方難相立、市之側へ右保存

方委托致度、雖然一應者社頭へ奉納致し、直ニ市

之側へ引取維持保護可致旨市之側方照會、

但来廿四日右人形宮入、直ニ市之側へ引取飾付可申

与之事

〔K2-18 〔本殿詰所日誌〕〕

649 明治16年 (1883) (7月) 廿一日 晴

丙寅 土曜

泊明 渡邊助信

當直 同人

副 渡邊清太郎

鳳輦飾り市ノ側

浪速橋橋上へ該橋南北有志者ヨリ獻

燈致候ニ付、右願書北・東警察署江

忠利持参指令濟

北區一般有志者、来ル廿五日祭禮ニ付

町々辻合提灯差出度旨(該力)亥々戸長

奥印之上、北警察署へ差出指令

濟

氏子總代午後八時過集會、十一時

頃退散江ノ子嶋八幡太郎人形奉納、市ノ側方  
依頼事件委細ハ別記

地車川東番匠中ヨリ差出候事

〔K2-17 〔社務所雜記〕〕

650 明治十六年 (1883) 七月廿一日

(朱書) 一四一

(朱印)

(印)	明治十六年	(印)
七月廿一日	受附	(印)

御願

来ル廿五日當社祭禮ニ付、

浪華橋南詰有志者ヨリ

該橋上へ獻燈可致ニ付、此段

御聞濟被成下候様上願候也

但シ、往来ノ害ニ不相成様注意可仕候

明治十六年七月廿一日

天満神社祠掌

寺井種清 (朱印)

北區第三聯合

戸長

坪井善兵衛 (朱印)

大阪府東警察署御中

〔朱書〕  
第三百九十六号

〔朱印〕  
書面願之趣聞届候事

明治十六年七月廿一日

大阪府東警察署 (朱印)

〔A-31 御指令書綴〕

651

明治十六年 (1883) 七月廿一日

〔朱書〕  
一四二

第六十式号

御願

来ル廿五日當社祭禮ニ付、

浪華橋北詰有志者ヨリ

該橋上へ獻燈可致ニ付、此段

御聞濟被成下候様上願候也

明治十六年七月廿一日

天満神社祠掌

寺井種清 (朱印)

北區第三聯合

戸長

坪井善兵衛 (朱印)

大坂府北警察署御中

〔朱書〕  
書面願之趣聞届候事

明治十六年七月廿一日

大阪府北警察署 (朱印)

〔A-31 御指令書綴〕

652

明治十六年 (1883) 七月廿一日

(※番号記載なし)

御願

本月廿五日當社祭禮渡御ニ就テハ、

引船通行之際他船雜沓<sup>(踏)</sup>往路困

難仕候条、御署御巡回船之内一艘

該船御保護被成下度、此段上

願候也

天満神社祠掌

明治十六年七月廿一日

寺井種清 (朱印)

前書之通願出候ニ付奥印仕候也

653

大阪府安治川水上警察署御中

戸長

坪井善兵衛 (朱印)

〔A-31 御指令書綴〕

明治十六年 (1883) 七月廿一日

〔朱書〕  
一四三

第六十八号

御願

来ル廿五日當社祭禮ニ付、例  
年之通北區一般有志者ヨリ  
辻合毎ニ臺石有之分ニ限り、  
辻合提灯取設度候ニ付、  
此段上願候也

明治十六年七月廿一日

天満神社祠掌

寺井種清 (朱印)

前書願出ニ付奥印仕候也

北區第三聯合

戸長

大阪府

坪井善兵衛 (朱印)

北區第貳聯合戸長

清水久助 (朱印)

北區第四聯合戸長代理用掛り

角野九郎左衛門 (朱印)

北警察署御中

〔(朱印)〕

〔朱印〕  
書面願之趣聞届候事

明治十六年七月廿一日

大阪府北警察署 (朱印)

〔A-31 御指令書綴〕

654

明治16年 (1883) (7月) 廿二日 晴

丁卯  
日曜

泊明 渡辺助信

當直 寺井種清

副 大道久之

神輿飾リ江ノ子嶋世話掛リ入来

鞞和解取扱濟、柏尾氏ニ通知、明廿三日神戸

スハ山ニ於テ饗應致候ニ付、一社中ヨリ一名挨拶ニ

罷越可然趣祠官派出候積リ

行宮所休足所取極ニ付安敬出勤

〔K2—17「社務所雜記」〕

655

明治16年 (1883) (7月) 廿二日 晴 泊明 渡辺助信

當直 寺井種清

副 大道久之

神輿飾方来社

八幡太郎人形之件、市之側ヨリハ照會有之候

へ共、江之子嶋町よりハ別段照會も無之義ニ付、今

日神輿飾付ニ而該町各員来社、依之右人

形奉納之件如何之次第歟相尋候處、一向承知

無之旨、午後右人形係リ伊之介及江之子島上丁

播野石藏・西町島平兵衛・市之側小田政七、祠

掌寺井種清立會之上決議ス、左之通

該人形社へ奉納ニ相成候義ナラバ、係リ各員及

町人衆之中連印ヲ以奉納之証札差入

有之度、此儀者既ニ先年関羽人形当社へ奉

納与心得候處、該町を取戻し之儀被申入、彼是紛

議有之候へ共、到底奉納之確証無之ニ付、右人

形当社ニ而修覆等相加へ候へ共、其儘さし戻し

ケ様之儀ハ全ク証書取交セ無之ニヨリ相生し

候義ニ付、今度ハ右確書無之上ハ奉納相断候旨

申出候處、市之側・江之子嶋八幡太郎人形町對

談之上、市之側へ讓与相成候約束相調、當社ニ奉納之

名義ハ取消候事

〔K2—18「本殿詰所日誌」〕

656

明治十六年 (1883) 七月廿二日

〔朱書  
「一四四」〕

催シ太鼓宮入御願

當社祭礼ニ付、催太鼓本月廿四日午前

十時頃ヨリ打出シ、當社表門東江、天

滿橋筋南へ、濱通東へ、今井町四拾

壺番地池川辰造扣家門先へ据置、

午後三時頃該家ヨリ西へ、天滿橋中

央迄、夫ヨリ引返シ、該橋北詰西へ、天神

筋町北へ、当社へ宮入候ニ付、此段御

願申上候也

明治十六年

天滿神社祠掌

七月廿二日

寺井種清 (朱印)

大阪府

北警察署御中

當直・副 惣勤

〔朱書〕  
「第七十三号」

〔朱印〕  
「書面願之趣聞届候事」

明治十六年七月廿二日

大阪府北警察署 (朱印)

〔A-31「御指令書綴」〕

657 明治16年 (1883) (7月) 廿三日 晴 戊辰月曜

泊明 岡昌次  
大町安敬

當直・副 惣勤

太鼓中臨時人少ニ付俄然三丁目船方へ手傳

依頼廻勤、此方堀忠利同伴罷越

鞞衆中紛紜中裁事濟ニ付、此方祠官

滋岡功長、氏子總代柏尾・浅井、神

戸常磐樓派出

〔K2-17「社務所雜記」〕

658 明治16年 (1883) (7月) 廿三日 晴 大暑節

泊明 岡昌次

鞞葛藤和解成、於神戸諏訪山常磐樓

宴會派出、滋岡祠官、氏子惣代柏尾五郎右衛門・

浅井元七

〔貼紙〕  
此件柏尾氏奔走、尤力に故に社名義を以て此和解に美果

を得たり

〔K2-18「本殿詰所日誌」〕

659 明治16年 (1883) (7月) 廿四日 晴 己巳火曜

泊明 岡昌次  
大町安敬

當副直 惣勤

午前七時前日祭典

正午十二時太鼓打出シ ○午後四時、

童講祭典并指令渡シ、姓名本

紙ニ記載スル故略之

引続夜宮神楽

午後八時過太鼓宮入

地車老番、川東番匠若中

番外、砂町・野中・逆鱸

堂式小供中

午後十二時本殿戸締、終夜開

門

〔K2—17「社務所雜記」〕

660 明治16年 (1883) (7月) 廿四日 晴 泊明 岡 昌次

當直 惣勤

副 同断

午前七時前日祭典

長官以下本殿ニ著ス、次太麻ヲ以長官以下ヲ祓フ、

次塩水行事、次散米行事、次開扉、献供、次太

玉串、次祝詞、次奉納音楽、次神楽、次長官以下

拍手再拜、次撤饌、次閉扉、次拍手再拜、次退下

正午、福島 砂丁・野中・逆鱸之三地車入社

太鼓打出し之際ニ當り野中地車門前迄衝入聊喧

嘩之事アリ、今日其間ニ入和解ス

午後二時、堂嶋表二丁目地車小兒中番外ニテ宮入

童講参社

祭主以下本殿ニ参著、次刀祢志願童拝殿ニ整坐

次太麻ヲ以テ兒童ヲ祓フ、次御翠ヲ捲、次献饌、

次玉串、次祝詞、次祭主幣殿ノ坐ニ進ム、次指

令書渡ス、次祭主復坐、柏手再拜、次撤饌、次御簾ヲ

下ス、次祭主以下柏手再拜、次退下

刀祢人名

原口順三郎 浅村源次郎

前田梅太郎 井上さく

井上みつ 寺本まつ

新町分

小山小玉 小山朝鶴

木原若廣 木原八重

沖田春尾 川岸小北

北新地八少女之分

津川たか 梶川たね

召岡はつ 浅井らん

滝田あい 嶋邨とく

水谷まゑ 秋田よね

右刀祢祭典延刻ニ付直ニ宵宮御神楽ヲ奏ス

午後七時

太鼓入社、地車入社、川東番匠若者中

終夜開門

〔K2—18「本殿詰所日誌」〕

661 明治16年 (1883) (7月) 廿五日 晴 庚午 水曜

祭典

渡御

[K2-17 「社務所雜記」]

明治16年(1883) (7月) 廿五日 晴 泊明 大町安敬

惣番

午前七時三十分祭典催

八時十分祭典始

大麻、次塩湯、次散米、次開扉、次献饌、次玉串、

次祝詞、次神楽、次撤饌、次閉扉、次拍手再拜、

次退下、献饌本殿九・相殿三

神輿入殿

此際都合ニヨリ宮小長柄ノ綱ヲ綱ム

十一時遷坐式

祭主階下ノ坐ニ進ミ坐ス、次官二員梅枝及祝詞ヲ以

後ニ候ス、次祭主祝詞ヲ奏ス、次祭主昇殿シテ鳳

輦神輿ノ御遷座ヲ行フ、属官先ニ立チ塩水ヲ以

清メ散米ヲ以テ祓フ、属員清搔ヲ奏ス、次官一同

警蹕ス

午後二時、渡御式催

午後六時、御發輦

供奉、祠官滋岡功長 祠掌寺井種清

祠掌大町安敬 祠掌滋岡從長

付属堀忠利

氏子惣代

飯田徳右衛門 井上伊助

浅井元七 柏尾五郎右衛門

菅野長兵衛 堀井栄太郎

山中吉兵衛 田中義兵衛

大嶋良輔 村井藤助

天木半兵衛 天木半三郎

山下与兵衛

本殿在番

祠掌渡辺助信 付属大道久之

付属渡辺清太郎 同補岡昌次

氏子惣代

和田半三 清海安五郎

補助、土井伊右衛門

於浪花橋上流中洲烟花奉納

兵庫県下尼ヶ崎町士族堀小三郎

午後一時一發、御先導著一發、御鳳輦三發、

御神輿二發宛、惣舟解纜之際一發、合計十發

烟火銘 金光星 旭雲鳥 白雲斑竜 銀光星 千羽雀  
雷光星 錦照星 白光星 換光星

〔K 2—18「本殿詰所日誌」〕

663 明治16年 (1883) (7月) 廿六日 晴

辛未  
木曜

御殿掃除、諸道具取片付

〔K 2—17「社務所雑記」〕

664 明治16年 (1883) (7月) 廿六日 晴

午前二時松島著御

祭典

先前駆神官二員行宮ニ著シ直ニ本殿ニ候シ入  
御ヲ待、次御供講ノ唐櫃ヨリ神饌ヲ拝殿ノ神  
饌案ニ置ク、次神官二員交代シテ殿ニ候ス、  
次入御階ニ整シテ奉迎ノ警蹕ス

此時供奉ノ長次官及奏楽講ヘ祭典ヲ服ス

次祭主以下殿ニ進ム、次神饌ヲ奉ル五臺、  
次玉串、次祝詞、次神楽二坐、次茅輪式、  
次下饌、次依旧例直會ノ式ヲ行フ、次還御、  
御發輦奉送ノ警蹕ス

午前六時

還御

御遷坐次第前ニ全シ

〔祝詞 御粥献上〕

閉扉、長官以下拍手再拜、退下

太鼓札参リ、神輿納メ、太鼓中へ依頼ス

當直 渡辺助信

副 渡 大道久之  
岡 辺吉之  
昌次

〔K 2—18「本殿詰所日誌」〕

665 明治16年 (1883) (7月) 廿七日 晴

壬申  
金曜

御供配り

〔K 2—17「社務所雑記」〕

666 明治16年 (1883) (7月) 廿七日 晴

泊明 渡辺吉之

當直 大町安敬  
副直 岡 昌次

諸方御供配り

〔K 2—18「本殿詰所日誌」〕

667 明治16年 (1883) (7月) 廿八日 晴

癸酉  
土曜

御供配り

〔K 2—17「社務所雑記」〕

668 明治16年 (1883) (7月) 廿八日 晴 泊明 渡辺吉之

當直 滋岡從長  
副 堀 忠利

諸方御供配り

〔K2—18「本殿詰所日誌」〕

669 明治16年 (1883) (7月) 廿九日 晴 甲戌 日曜

賽物調、錢繫キ

〔K2—17「社務所雜記」〕

670 明治16年 (1883) (7月) 廿九日 晴 泊明 種清代 岡 昌次

當直 渡辺助信  
副直 渡辺吉之

於社務所賽錢調

〔K2—18「本殿詰所日誌」〕

671 明治16年 (1883) (7月) 卅日 晴 乙亥 月曜

錢繫

〔K2—17「社務所雜記」〕

672 明治16年 (1883) (7月) 卅日 晴 泊明 種清代 岡 昌次

當直 寺井種清  
副直 大道久之

於社務所賽錢調

〔K2—18「本殿詰所日誌」〕

673 明治16年 (1883) (7月) 卅一日 晴 丙子 木曜

氏子惣代集會、祭禮算用

八田倅付属ニ採用、松島行宮詰申

付候条改而指令書相渡候事

〔K2—17「社務所雜記」〕

674 明治16年 (1883) (7月) 卅一日 晴 泊明 堀 忠利

當直 大町安敬  
副直 岡 昌次

氏子惣代集會、祭禮決算

八田仲ヲ付属トシ、松島行宮詰タルベキ事

指令ス

〔K2—18「本殿詰所日誌」〕

675 明治16年(1883) 八月一日 晴

堀代 泊明 大道久之  
當直 滋岡從長

副直 岡 昌次

會計諸拂

〔K2—18 〔本殿詰所日誌〕〕

676 明治16年(1883) (8月) 十四日 晴

泊明 渡辺助信

當直 大町安敬  
副 大道久之

氏子惣代・市之側、鳳輦一件集會、

午後第八時ヨリ、堀井・山中・井上・菅野・大嶋  
出席談決未定之事

〔K2—18 〔本殿詰所日誌〕〕

677 明治16年(1883) (9月) 廿四日 晴

泊明 大町安敬

當直 滋岡從長  
安敬代  
副 岡 昌次

分局出頭并堂嶋箒人員増加ニ付回勤、寺井種清

人員数名ニ付追テ豆崎ヲ以申来候筈也

〔K2—18 〔本殿詰所日誌〕〕

678 明治16年(1883) (9月) 廿五日 晴

種清代 泊明 滋岡從長

當直 惣勤  
副 同

行宮參勤、附り堂島米商會所神前拜參

秋 秋祭届北區役所、寺井種清代理 出勤  
大道久之  
岡昌次

文言例年之通別書ニ有

〔K2—18 〔本殿詰所日誌〕〕

679 明治十六年(1883) 九月廿五日

秋 〔朱書〕  
「一四五」

秋祭御届

一、當社秋祭来十月廿五日祭典執行并流鏑

馬例年之通執行仕度候条、此段御届上申候也

明治十六年九月廿五日

天満神社祠掌

寺井種清 (朱印)

同 祠官

滋岡功長 (印)

氏子惣代

和田半三 (印)

681

明治16年 (1883) (10月) 七日 曇、午后  
小雨

泊明 大町安敬  
當直 渡邊助信  
副 堀 忠利

〔K2—18「本殿詰所日誌」〕

680

明治16年 (1883) (10月) 二日 晴 泊明 渡辺助信

當直 大町安敬  
副 岡 昌次

堂嶋ヨリ皇大神宮并松寫行宮へ  
提灯奉納ニ付、為挨拶寺井種清廻  
勤、但シ両様兼テ堂嶋濱有志者江同人ヨリ依頼  
置候故ナリ

北區長鹿島弥兵衛殿

〔A—31「御指令書綴」〕

前書之通申出候ニ付奥印仕候也

戸長

坪井善兵衛 (朱印)

飯田徳右衛門 (印)  
山下與兵衛 (印)

682

明治16年 (1883) (10月) 十九日 晴 泊明 岡 昌次

當直 大町安敬  
副 大道久之

①秋

流鏑馬乗人笹井亀次郎其外係り七名江頼廻り、種清出勤  
〔K2—18「本殿詰所日誌」〕

①秋

堂嶋高田氏参社、祭禮籌掛人員  
取極ニ付、為挨拶来ル廿二日御回勤相成  
度趣被申述

市場・市之側・天堦、馬飲水依頼、岡昌次

〔K2—18「本殿詰所日誌」〕

683

明治16年 (1883) (10月) 廿一日 晴、時々雨

泊明 安敬代 大道久之  
當直 大町安敬  
副 寺井種清 大道久之

①秋

本日明日両日例年之通乗馬練習ニ付、昨日  
(朱で抹消) 北區役所「北警察署」へ其趣届書差出ス

〔K2—18「本殿詰所日誌」〕

684 明治16年 (1883) (10月) 廿二日 晴 泊明 大町安敬

當直 從長代 渡辺助信

副 岡 昌次

北警察署へ辻合提灯二三四聯

合之分願書差出ス

寺井種清・渡辺吉之、堂嶋篝掛り

挨拶回勤、但シ今般更ニ結講人員取極メ相成り候事、周旋人高田・尼定其外銘々也

〔K2-18「本殿詰所日誌」〕

清水久助 (朱印)

同 第三聯合戸長

坪井善兵衛 (朱印)

同 第四聯合戸長

井上伊助 (朱印)

大阪府北警察署御中

〔朱書〕  
「第二百六十八号」

〔朱印〕  
「書面願之趣聞届候事」

明治十六年十月廿二日

大阪府北警察署 (朱印)

〔A-31「御指令書綴」〕

685 明治十六年 (1883) 十月廿二日

〔秋〕  
〔朱書〕  
「一四六」

御願

来ル廿四五両日當社秋祭ニ付、例年之通有志

者ヨリ北聯(貼紙)北區二三四聯合辻合毎ニ臺石据置有之

分ニ限り、辻合提灯取設申度候条、此段御

許容被成下度、依テ上願候也

明治十六年十月廿二日

天満神社祠掌

寺井種清 (朱印)

北區第貳聯合戸長

686 明治16年 (1883) (10月) 廿四日 噓 泊明 渡辺吉之

當直 寺井種清

副 大道久之

夜 惣直

〔秋〕  
宵宮祭典如例、附楽略北

氏地総代中集會

和田・飯田・山下・山中・菅の・両天木・田中・堀井・井伊・柏尾

一、表門夜店之件

一、日供講御供田之件

一、行宮宮繕之件

右三条ヲ集議ス

午后第七時宵宮神楽 神酒  
小饗

〔K2-18 〔本殿詰所日誌〕〕

687 明治16年 (1883) (10月) 廿五日 快晴

泊明 種清代  
渡邊吉之  
惣直

⑨ 午前十時  
大祭式、夏祭之通

御本殿神饌九臺 堂嶋篝講献備杵形  
二臺加之

相殿三臺

武神祭神饌五臺

齋主齋服、但シ老躰ニ付狩衣、次官以下浄衣

堂嶋篝講増加ニ付、有志者參詣随依頼

大祭典祝詞ノ次直ニ祝詞ヲ奏ス

同午後三時走馬祭、神饌例之通

祠官祠掌狩衣、附属直垂

御旅所參勤滋岡從長

寺井泰次郎

澤田富吉郎

右可為見習出仕候事

右本日指命相成候事

催方 種清・助信

馬場見世 安敬

祭典掛 從長

本馳 笹井龜次郎

〔K2-18 〔本殿詰所日誌〕〕

688 明治16年 (1883) (10月) 廿七日 晴

泊明 滋岡從長  
当直 大町安敬  
副 大道久之

⑨ 於社務所賽錢調

笹井龜次郎・川崎季之助、其他近傍最寄

挨拶回勤、岡昌次

〔K2-18 〔本殿詰所日誌〕〕

689 明治16年 (1883) (10月) 廿八日 晴

泊明 滋岡從長  
当直 同人

副 岡昌次

⑨ 於社務所賽錢調

〔K2-18 〔本殿詰所日誌〕〕

690 明治16年 (1883) (10月) 廿九日 雨

泊明 大道代 滋岡從長  
当直 寺井種清

⑨

計算本日ヨリ至明日

副直 渡邊吉之

〔K 2 | 18 〔本殿詰所日誌〕〕

明治十七年 (一八八四)

691 明治17年 (1884) (4月) 六日 晴 泊明 大道久之

當直 寺井種清

副直 渡邊吉之

午后第六時、総代臨時集會、市之側鳳輦藏之件

〔K2—19〕「本殿詰所日誌」

692 明治17年 (1884) (4月) 十八日 晴 泊明 從長代 大道久之

當直 全人代 大町安敬

副直 昌次代 大道久之

寺井種清、鳳輦庫之件ニ付市之側へ回答、田中同伴

〔K2—19〕「本殿詰所日誌」

693 明治17年 (1884) (5月) 廿二日 晴 泊明 渡邊吉之

當直 大町安敬

副直 昌次代 渡邊吉之

祭禮太鼓倚頼之件ニ付鞞回勤、寺井種清

〔K2—19〕「本殿詰所日誌」

694 明治17年 (1884) (6月) 三日 晴 泊明 渡邊吉之

當直 大町安敬

副直 岡 昌次

岩井町一丁目八番地芦田寅吉、六月十五日迄表門東手へ出

店願、當直與印

〔K2—19〕「本殿詰所日誌」

695 明治17年 (1884) (6月) 十日 晴、折々雨

泊明 助信代 滋岡從長

當直 安よし代 滋岡從長

副直 渡邊吉之

此花町二丁目五十八番地珠沢梅、七月一日迄表門西手へ

出シ店願、當直與印

〔K2—19〕「本殿詰所日誌」

696 明治17年 (1884) (6月) 廿八日 雨 泊明 大町安敬

當直 渡邊助信

副直 渡邊吉之

北區役所へ七月廿五日祭禮渡御届差出ス

〔K2—19〕「本殿詰所日誌」

697

明治十七年 (1884) 六月廿八日

〔朱書〕  
「一五〇」

祭日竝船渡御御届

一、當社祭禮松島行宮へ船渡御之義、来ル

七月廿五日執行仕度候条、此段御届

上申候也

但シ、水陸道筋及行列之義者追テ上申可仕候

天満神社祠掌

明治十七年六月

寺井種清 (朱印)

同 祠官

滋岡功長 (印)

氏子惣代

山下與兵衛 (印)

飯田徳右衛門 (印)

和田半三 (印)

前書届出候条奥印致候也

戸長 坪井善兵衛 (朱印)

北區長鹿島彌兵衛殿

〔朱書〕  
「書面之趣聽届候事

但、所轄警察署へモ可届出

明治十七年六月廿八日

大阪府北區長鹿島弥兵衛 (朱印)

〔朱印〕

〔A-31「御指令書綴」

698 明治17年 (1884) 七月一日 雨

泊明 種清代 大道久之

當直 寺井種清

副直 大道久之

太鼓中へ祭禮依頼、老分各名へ廻勤、種清

〔K2-19「本殿詰所日誌」

699 明治17年 (1884) (7月) 四日 晴

泊明 岡 昌次

當直 從長代 渡辺助信

副直 大道久之

富島引船倚頼及南北江戸堀・中の島・下福島、篝、安敬

柏尾  
山中  
田中 同断

〔K2-19「本殿詰所日誌」

700 明治17年 (1884) (7月) 五日 晴

泊明 大道久之

當直 寺井種清

新町・堀江・長堀・立賣堀最寄、助信・堀井・丸山回勤  
松屋町・谷町・東堀最寄、吉之・廣瀬全断

〔K2-19「本殿詰所日誌」〕

副直 岡 昌次

701 明治17年 (1884) (7月) 七日 晴

助信代 泊明 大道久之

當直 大町安敬

副直 大道久之

昨日大道久之回勤之際、中之島<sup>(注1)</sup>五丁目茶商馬場・米商赤

城・塗物商高麗・紙商<sup>(注2)</sup>・篩商<sup>(注3)</sup> 五名、周旋ニテ

旧小笠原家方渡御之節献茶ノ例ニ依リ本年ヨリ右同様

献茶可致趣照會之事

西横堀・長堀・曾根崎・上福島最寄、昌次・丸山回勤

中船場・谷町辺残りの分最寄、吉之・和田全断

午后第六時方遷座當夜其他打合、総代臨時集會

〔K2-19「本殿詰所日誌」〕

(注1) 同年七月二十五日〔K2-19「本殿詰所日誌」〕には、「献茶中之島  
七丁目」と記載 (No.728)

(注2・3) 名前の記載なし

702 (明治17年 (1884) 以降カ)

(切紙)

参

天神祭渡御之節

船中献茶之事

一、中之島六丁目通信局アト

モト豊前小倉藩

小笠原藩藏屋敷

ありし節

同藩御留守居より献茶あり

しが、明治維新廃藩之節

中之島七丁目へ引継ぐ

一、同七丁目在住

馬場庄次郎

赤木仁兵衛

高麗清次郎

右三人にて受継居りしが

五ヶ年の後

永親會といふ團體を

組織し、(七丁目にて) 其内に

献茶組といふを改め作り

たり (是も相雇費用を要する

二より、組織的のもの出来せるなり)

一、其後「七盛會」と変更し、

現今之世話役ハ

高麗清次郎

笠本半兵衛

右補助として

町内へ世話をせるも

大内常吉

松尾竹三郎

此兩人万事幹旋せるも

よし

一、旧藩より引継せしハ、

風呂先屏風

風呂

釜

右三器なりしが、其後

御道具種々

船飾旗幕提灯

船屋形等調製

一、午後五時比中之島七丁目

濱より舟出し

大江橋辺迄御迎ニ上り

船中より献茶

御所車

鳳輦

孔雀御輿

玉 御輿

以上四艘へ献茶

船を下しなから

尤御供奉之御方へも

一、服装 紋付 袴着用

献茶船ハ二艘

一、式終れハ、町内へ御献茶

の残りを配与するよし

一、以上ハ高麗氏 (八十餘歳)

高齡なれども、記憶を たどり

話されし件候なり

因而旧藩ニかゝる維新以前

之起因等不明

〔C-143 〔天神祭渡御之節船中献茶之事〕

703 明治17年 (1884) (7月) 八日 晴 泊明 大道久之

當直

副直 岡 昌次

五花街及網島辺最寄、種清・飯田回勤

北警察署へ渡御届・太鼓習練届・遷座及砂持届、并浪華

橋上献燈願・辻合提灯設置願・渡御之際橋上通行止願

持参、吉之

西警察署・安治川・水上警察署へ渡御届、并西区役所へ

差出ス上陸乗船場願、江之子島へ照會持参、大道久之

第二三役場及清海氏へ各町軒釣提灯并建札倚頼、渡辺吉

之

〔K2-19 〔本殿詰所日誌〕

704 明治十七年 (1884) 七月八日

〔朱書  
一五一〕

渡御ニ付橋下御通輦ノ際橋上通行差止ノ義御願

本月廿五日當社祭禮船渡御ニ就而者、水路、大江橋・

渡邊橋・田箕橋・堂島大橋・舟津橋・端達藏橋・

新橋等之諸橋、鳳輦・神輿橋下御通行  
之際ノミ、例年之通橋上諸人通行御差止被  
成下度、此段上願候也

天満神社祠掌

明治十七年七月八日

寺井種清 (朱印)

同 祠官

滋岡功長 (印)

氏子惣代

山下與兵衛 (印)

同

飯田徳右衛門 (印)

同

和田半三 (印)

前書之通願出候ニ付奥印仕候也

戸長 坪井善兵衛 (朱印)

大阪府北警察署御中

〔A-31 〔御指令書綴〕

705 明治十七年 (1884) 七月八日

〔朱書  
一五二〕

渡御ニ付橋下御通輦ノ際橋上通行

差止之儀御願

本月廿五日當社祭禮船渡御ニ就テハ、水路、大江橋・渡邊橋・田箕橋・堂島大橋・舟津橋・端達藏橋・新橋等之諸橋、鳳輦・神輿橋下御通行之際ノミ例年之通橋上諸人通行御差止被成下度、此段上願候也

天満神社祠堂

明治十七年七月八日

寺井種清 (朱印)

全 祠官

滋岡功長 (印)

氏子總代

山下與兵衛 (印)

全

飯田徳右衛門 (印)

全

和田半三 (印)

前書之通願出候ニ付奥印仕候也

戸長 坪井善兵衛 (朱印)

大阪府知事(貼紙)建野郷廿殿 北警察署御中

〔A-31 御指令書綴〕

706 明治十七年 (1884) 七月八日

〔朱書 一五四〕

辻合提灯設置御願

本月廿四五兩日當社祭禮ニ付、廿二日頃ヨリ例年之通各町有志輩申合セ、北區第二ヨリ第六ニ至ル各町辻合毎ニ臺石据置有之分ニ限リ辻合提灯取設申度、尤モ祭禮濟之上ハ取拂元姿之通可致候条、御許容被成下度、依テ上願候也 但、該提灯懸建棒三間ヨリ四間ニ至ル

天満神社祠堂

明治十七年七月八日

寺井種清 (朱印)

北區第貳戸長

田中半七 (朱印)

北區第三戸長

細原清太郎 (朱印)

北區第四戸長

上田武藏 (朱印)

北區第五戸長

坪井善兵衛 (朱印)

北區第六戸長

707

明治十七年 (1884) 七月八日

〔朱書〕  
「一五五」

橋上へ獻燈之義御願

本月廿四五兩日當社祭禮ニ付、浪華橋北詰  
有志者ヨリ該橋上へ獻燈可致候条、御  
許容被成下度、尤往来ノ障害不相成  
様注意可仕、依テ此段上願候也

明治十七年七月八日

第六戸長

寺井種清 (朱印)

天満神社祠掌

大阪府

北警察署御中

井上伊助 (朱印)

〔(朱印)〕

〔朱書〕  
「御第五二三号」  
〔朱印〕  
「書面願之趣聞届候事」

明治十七年七月九日

大阪府北警察署 (朱印)

〔A-31「御指令書綴」〕

右書之通願出候ニ付奥印候也

戸長

井上伊助 (朱印)

大阪府北警察署御中

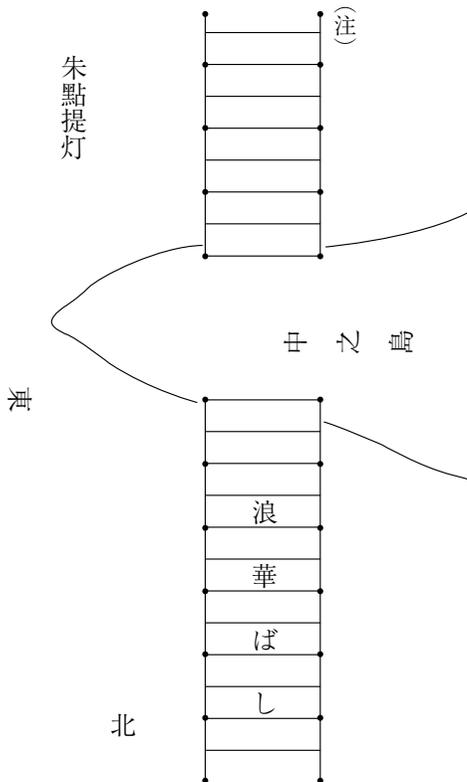
清水常七 (朱印)

〔(朱印)〕

〔朱書〕  
「御第五二四号」  
〔朱印〕  
「書面願之趣聞届候事」

明治十七年七月九日

大阪府北警察署 (朱印)



〔A-31「御指令書綴」〕

(注)「浪華ばし」上の●は朱点

708 明治17年 (1884) (7月) 九日 雨 泊明 岡 昌次

當直 寺井種清  
副直 渡辺吉之

北警察ヨリ呼出ニ付大道久之出頭ノ處、橋上通行止ノ義  
ハ別段願書ニ不及旨口達

北區役所へ渡御道筋斎竹結付、篝火・歩ミ板・乗船上陸  
場願差出ス

北警察ヨリ街路取締規則ニ依リ、神輿其他太鼓等ノ義出  
願可致段通達ニ付早速願書差出ス、其指令及昨日出願ノ  
浪華橋上提灯・辻合提灯総而指令下附、依テ前頭神輿太  
鼓昇ニ於テ無暴行様受書差出ス、大道久之

〔K2—19「本殿詰所日誌」〕

709 明治十七年 (1884) 七月九日

(朱書)「一五三」

(注)鳳輦神輿渡御願

本月廿五日祭禮渡御之儀北區役所へ御届仕候処

御聞濟相成候ニ付テハ、該日鳳輦・神輿、西區松嶋

行宮江渡御仕候条、御許容被成下度、此段

上願候也

但シ、猿田彦彦(貼紙)基(列)騎、催シ太鼓壹個并ニ附属之

神器十一、是亦行烈中ニ相加へ候ニ付、併テ上願  
候也

天満神社祠掌

明治十七年七月九日 寺井種清 (朱印)

前書之通願出候条奥印仕候也

戸長 坪井善兵衛 (朱印)

大阪府北警察署御中

(朱書)「御第五二五号」

(朱印)「書面願之趣聞届候事」

(朱書)「但、他警察署所轄内ヲ通過スル中、其旨該署へ可届出事」  
(朱印)「明治十七年七月九日」

大阪府北警察署 (朱印)

〔A—31「御指令書綴」〕

(注)同文の「写」、〔A—31「御指令書綴」〕にあり

710 明治17年 (1884) 七月 (9日)

(朱書)(注)「一五三」

御届

本月廿五日當社祭禮渡御ニ就而者、  
鳳輦・神輿・太鼓等之義別昏

写之通北警察署へ出願候處、

朱書之通許可相成候ニ付、

此段御届仕候也

明治十七年七月

天満神社祠掌

寺井種清

大阪府

西警察署御中

〔A-31「御指令書綴」〕

(注) 前出No.709「一五三」と同番号がついている

711 明治十七年 (1884) 七月九日

(朱書)

「一五七」

(朱印)

甲 明治十七年七月十日  
第一〇三二四号

北區役所

(朱印)

渡御ニ付橋杭へ齋竹結付御願

本月廿五日當社祭禮船渡御ニ就テハ、水路

大江橋・渡邊橋・田蓑橋・玉江橋・堂寫大橋・船津

橋・端達藏橋・新橋等之諸橋上流橋杭大間

毎ニ齋竹二本ツ、祭日限り繩綱ミヲ以テ取附

申度、尤祭禮相濟次第速ニ取拂、元姿之通

清潔ニ可致候条御許容被成下度、此段上

願候也

天満神社祠掌

明治十七年七月九日

寺井種清 (朱印)

仝 祠官

滋岡功長 (印)

氏子摠代

山下與兵衛 (印)

飯田徳右衛門 (印)

和田半三 (印)

前書之通願出候ニ付奥印仕候也

戸長 坪井善兵衛 (朱印)

大阪府知事建野郷三殿

(朱書)

「書面願之趣聞届候事」

明治十七年七月十一日

大阪府知事建野郷三 (朱印)

(朱印)

〔A-31「御指令書綴」〕

明治十七年 (1884) 七月九日

〔一五八〕  
(朱書)

(朱印)

甲 明治十七年七月十日  
第一〇三二二号

北區役所  
(朱印)

篝火取設ニ付歩ミ板並杭木設置御願

本月廿五日當社祭禮船路神幸ニ就テハ、有志輩

ヨリ水陸沿道(陸路当社ヨリ松鷲行宮迄  
川筋堂鷲川木津川)及船中等ニテ

大小之篝火相設候ニ付、其場所之都合ニ依リ、川岸

等へ聊歩ミ板繩綱ミヲ以テ設置シ、或ハ水上又ハ陸地へ

棒杭斗ニテ衛士(器)相掛候等所々取設申度、尤モ

前頭有志者之義ニ付多少員數難斗候得共、通行

人且他船往来ノ障害不相成候様注意可仕候間、

兼テ御許容被成下度、尚祭禮濟之上ハ速ニ取拂、

水陸トモ元形ノ通清潔ニ可致候条、此段上願候也

天満神社祠堂

明治十七年七月九日

寺井種清 (朱印)

全 祠堂

滋岡功長 (印)

氏子惣代

山下與兵衛 (印)

全

飯田徳右衛門 (印)

全

和田半兵衛 (印)

前書之通願出候ニ付奥印仕候也

戸長 坪井善兵衛 (朱印)

大坂府知事建野郷三殿

〔書面願之趣聞届候條篝火取扱精々  
(朱書) 注意可致候事

〔朱印〕

但、祭典濟直ニ取拂其旨届出ズベシ

明治十七年七月十五日

大坂府知事建野郷三 (朱印)

〔A-31「御指令書綴」

713 明治十七年 (1884) 七月九日

〔一五九〕  
(朱書)

(朱印)

甲 明治十七年七月十日  
第一〇三二二号

北區役所  
(朱印)

神輿乗船上陸場歩ミ板設置御願

當社祭禮船渡御ニ付、北區若松町濱地廿三番地ヨリ  
乗船、還御之節ハ上陸場ニ付、廿三日ヨリ二十六日  
迄同所ニ繩綱ミニテ歩ミ板取設度、尤祭禮  
相濟次第取拂、元形之通清潔ニ可致候条、此  
段御許容被成下度、依テ上願候也

天満神社祠掌

明治十七年七月九日

寺井種清 (朱印)

全 祠官

滋岡功長 (印)

氏子惣代

山下與兵衛 (印)

全

飯田徳右衛門 (印)

全

和田半三 (印)

濱地拝借人

井藤儀兵衛 (朱印)

前書之通願出候ニ付奥印仕候也

右町戸長

井上伊助 (朱印)

大坂府知事建野郷三殿

〔朱印〕

「書面願之趣聽届候條、祭

禮濟之上元形之通取拂、其旨

可届出候事

明治十七年七月十五日

大坂府知事建野郷三 (朱印)



〔A-31「御指令書綴」〕

714 明治十七年 (1884) 七月九日

(罫紙①)

祭禮渡御神器之義御願

本月廿五日祭禮渡御ニ付、當社ヨリ松島行宮

マデ神幸之神器左之通ニ候条、此段上

願候也

一、鳳輦 壹基

一、神輿 貳基

一、猿田彦 壹騎

一、催シ太鼓 壹個

一、附属神器 十一

右之通ニ候也

天満神社祠掌

明治十七年七月九日

寺井種清朱印

同 祠官

滋岡功長(印)

戸長 坪井善兵衛朱印

大阪府北警察署御中

一、鳳輦 壹基

一、神輿 貳基

一、猿田彦 壹騎

一、催シ太鼓 壹個

一、附属神器 十一

右之通ニ候也

天満神社祠掌

明治十七年七月九日

寺井種清朱印

同 祠官

滋岡功長(印)

戸長 坪井善兵衛朱印

大阪府北警察署御中

〔C—62「祭禮渡御神器之義御願」

715 明治十七年 (1884) 七月九日

御請書

(野紙②)

〔朱書〕  
「重復」

祭禮渡御神器之義御願

本月廿五日祭禮渡御ニ付、當社ヨリ松島行宮マデ神幸

之神器左之通ニ候条、此段上申候也

一、輿丁ノ人員ヲ限り目印ヲ頸帶セシムル事

一、粗暴ノ挙動ヲナサザル様取締ノ事

一、棍棒等ヲ太鼓ノ内へ藏置サシメザル様可致事

〔朱書〕  
「一、請求出費敢テ致サセマジキ事」

一、奇怪ノ風体ヲ為サシメザル事

今般天満神社祭典ニ付、鳳輦・神輿・太鼓等ヲ差出シ御許可相成候ニ付テハ、右各項堅ク相守可申候、依テ受書差上候也

明治十七年七月九日

天満神社祠掌

寺井種清代理

大道久之

大阪府

北警察書御中

〔注〕  
〔公庁諸願届本分局公達謄写〕  
〔L2—37「天満宮社誌資料」〕

〔注〕 原本「公庁諸願届本分局公達謄写」は不明、以下同じ

716 明治17年 (1884) (7月) 十日 晴

泊明 岡 昌次

當直 大町安敬

副直 大道久之

旅

行宮小社正遷座式参勤、祠官功長、祠掌種清・従長・助信、附属吉之・昌次、臨場惣代、和田半三・飯田徳右衛門・井上伊助・柏尾五郎右衛門・菅野長兵衛・堀井榮太郎・山中吉兵衛・田中義兵衛・土井伊右衛門

〔注1〕  
同祭典次第 清祓

〔注2〕  
正遷座式祭典次第

〔K2—19「本殿詰所日誌」

〔注1・2〕 祭典次第について詳しい記載あり、ここでは略す  
祭典は、七月十日から十七日迄続く

717 明治十七年 (1884) 七月十日

〔朱書〕  
「一六〇」

〔朱印〕

甲 明治十七年七月十一日  
第一〇三五七号

〔朱印〕  
西區役所

神輿上陸乗舩場歩ミ板設置御願

當社祭禮舩渡御ニ付テハ、御廳表濱ヨリ上陸、還御之節ハ乗舩場ニ、且又二十三日ヨリ廿六日マテ該所ニ繩綱ニテ歩ミ板設置仕度、尤祭禮相濟次第取拂、元形之通清潔ニ可致候条、此段御許容被成下度、併セテ上願候也

天満神社祠掌

明治十七年七月十日

寺井種清 (朱印)

全 祠官

滋岡功長 (印)

氏子惣代

山下與兵衛 (印)

全

飯田徳右衛門 (印)

全

和田半三 (印)

江ノ子寫世話係

島 平兵衛 (印)

播野石藏 (印)

阿部彌助 (印)

前書之通願出候ニ付奥印仕候也

右丁戸長

高田傳右衛門 (朱印)

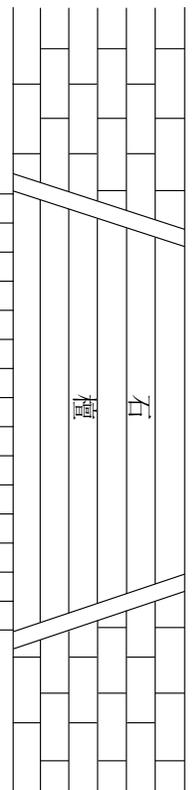
大阪府知事建野郷三殿

〔朱書〕  
書面願之趣聽届候條、祭禮濟

之上元形之通取拂、其旨可届出候事

明治十七年七月十五日

大阪府知事建野郷三 (朱印)



[A-31] 御指令書綴

718 明治17年 (1884) (7月) 十一日 晴 泊明 大町安敬

當直 同 寺井種清人

副直 大 渡邊久之

今宵太鼓稽古初挨拶、菅神・御供・丑日・祭禮・久栄五

講

[K2-19] 本殿詰所日誌

719 明治17年 (1884) (7月) 十二日 晴 泊明 大町安敬

當直 大 渡邊助信

副直 渡邊吉之

720

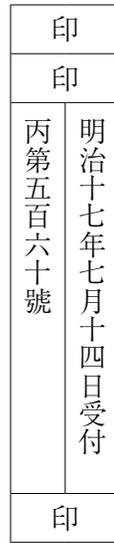
橋々齋竹結付願聴届指令、役場ヲ経テ下附

〔K2-19〕「本殿詰所日誌」

明治十七年 (1884) 七月十四日

〔朱書〕  
「一六一」

〔朱印〕



橋上へ献燈之義御願

本月廿四五日両日祭禮ニ付、難波橋南詰

有志者ヨリ該橋上へ献燈可致候条、御

許容被成下度、尤モ往来ノ障害不相成

様注意可仕、仍テ此段上願候也

天満神社祠掌

明治十七年七月十四日

寺井種清 (朱印)

前書之通申出候条、奥印候也

東区北濱壹丁目外拾壹ヶ町

戸長 小寺篤兵衛 (朱印)

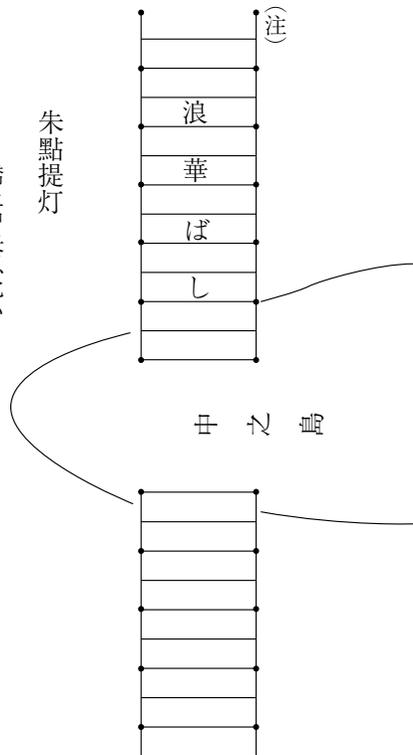
大阪府東警察署御中

〔朱書〕  
「第三百六十九号」

〔朱印〕  
「書面願之趣聞届候事」

明治十七年七月十四日

大阪府東警察署 (朱印)



(注) 「浪華ばし」上の・は朱点

721

明治17年 (1884) (7月) 十六日 雨

泊明 渡辺吉之

種清代

當直 渡大町安敬

副直 渡邊吉之

篝火歩ミ板・乗船場歩ミ板聞届指令下附

〔K2—19「本殿詰所日誌」〕

722 明治17年 (1884) (7月) 十九日 晴 泊明 滋岡從長

當直 寺井種清

副直 渡辺吉之

昨日行宮へ上陸乗船場歩ミ板間届指令書持参、島平兵衛  
水上及北警察署へ渡御道筋并篝火届持参、且安治川上二  
子兒中地車引合・下福島篝倚頼、岡昌次  
午后第六時<sup>5</sup>総代臨時集會、渡御之件

〔K2—19「本殿詰所日誌」〕

723 明治17年 (1884) (7月) 廿日 晴 泊明 滋岡從長

當直 大町安敬

副直 大道久之

西警察署へ渡御道筋篝火設置及神器届差出ス  
各戸長供奉ノ件倚頼、種清・井上・大島回勤  
午前八時<sup>5</sup>総代臨時集會、渡御ノ件及遷宮精算  
北警察署ヨリ即刻東警察署へ寺井種清出頭ノ義、午后二  
時通達ニ付、代大埜種吉出頭ノ處、浪華橋南猷燈聞届指  
令下附之事

〔K2—19「本殿詰所日誌」〕

724 明治17年 (1884) (7月) 廿一日 晴 泊明<sup>昌次代</sup> 渡邊吉之

當直 滋岡從長

副直 岡 昌次

夜総代臨時集會

〔K2—19「本殿詰所日誌」〕

725 明治17年 (1884) (7月) 廿二日 晴 泊明 渡邊吉之

當直 渡辺助信

副直 渡辺吉之

松島町太鼓照會、種清罷越、夜再應掛合

〔K2—19「本殿詰所日誌」〕

726 明治17年 (1884) (7月) 廿三日 晴 泊明 大町安敬

當直 全 人

副直 大道久之

北警察署へ太鼓宮入届持参、岡昌次  
市場地車飾依頼、寺井種清  
行宮休憩所取設、大町安敬  
市場茶舟及菅南・瀧川両饗依頼、岡昌次  
松島町耆丁目枕太鼓入社、午后第五時  
松島町貳丁目枕太鼓入社、午後第六時

〔K 2—19「本殿詰所日誌」〕

明治17年 (1884) (7月) 廿四日 晴 泊明 大町安敬

當直 惣勤

前日祭典、午前第八時

先齋主以下本殿二行ニ着坐 音取、次神饌展検、

次拍手再拜、次大麻行事 神饌及齋主以下ヲ祓フ、

次塩湯行事、此式畢テ祓具ヲ撤、次両段再拜拍手両段、

次開扉 乱声、次奉饌 奏樂、次祝詞、次奏樂一曲、

次神樂、次置玉串案、次奉玉串、次各拜禮、

次撤玉串案、次撤饌 奏樂、次閉扉 乱声、

次両段再拜拍手両段、次退下

右

太鼓打出シ、午前第十一時

前日入社ノ太鼓打出ス、松島町一丁目午后第二時過  
松島町二丁目午后第三時

安治川上二小兒中地車入社、午后第六時、即刻引出ス

童講刀禰拜參、午后第二時

先齋主以下本殿二行ニ着坐、次刀禰拜殿ニ參向 左右、

次大麻ヲ以テ刀禰童ヲ祓フ、次拍手再拜、

次捲簾 前后拍手警蹕二員、次奉饌、次祝詞、

次置玉串案 属官、次奉玉串 祭官、次齋王幣殿ノ坐ニ進ム

以下従之、次祭官刀禰童ヲ呼ヒ指令ヲ渡ス、  
次復坐、次拍手再拜、次撤玉串案、次撤饌、  
次下簾 警蹕二員、次拍手再拜、次退下

刀禰人名 原口順三郎 寺本まつ

中塚ゑん 榎本とく

小幡 京 森本やゑ

新町刀禰人名

小山玉鶴 小山玉竜

小山市榮 木原菊江

木原小糸 川岸小縫

北新地八乙女人名

(※4行空白)

右

宵宮神樂ヲ奏ス、午后第三時 但前祭典引続

太鼓宮入、午后第六時過

今宵表門閉鎖、午后第十二時 但シ拜殿菱戸如例  
蓋地車無ニ依ル

東耕作ヨリ本年地車無ヲ以テ夕刻ヨリ該囃子ノミ相勤ム

前頭祭典各浄衣、童講ノ際各直垂

〔K 2—19「本殿詰所日誌」〕

明治17年 (1884) (7月) 廿五日 晴

泊明

供奉

惣直

祠官滋岡功長

祠掌寺井種清

渡御中  
在番

滋岡從長

祠掌大町安敬

祠掌渡邊助信

副 大道久之

付屬渡邊吉之

午前七時祭典催

氏子総代

午前七時三十分祭典始、八時五十分ニ終ル

飯田徳右衛門

山下與兵衛

先齋主以下本殿二行ニ整坐音取、次神饌点檢、

井上伊助

柏尾五郎右衛門

次拍手再拜、次大麻、次塩湯、次撤祓具、

堀井栄太郎

山中吉兵衛

次両段再拜拍手両段、次開扉乱声、次献饌奏樂  
置玉串案、次祝詞、

田中義兵衛

大島良輔

次奉玉串、次神樂、次撤玉串案神饌奏樂、

本殿在番氏子総代

次閉扉乱声、次両段再拜拍手両段、

和田半三

清海安五郎

次退下

菅野長兵衛

神輿入殿、午前第九時、宮小ヲシテ長柄ノ綱ヲ綱シム

行宮詰 土井伊右衛門

御還座式、午前第十時始、十一時ニ終ル

於浪花橋上流中洲烟花奉獻

先祭主階下ノ坐ニ進整坐ス、祭官二員梅枝及祝詞ヲ以テ

兵庫縣下撰津國尼ヶ寄町

士族 堀 小三郎

後ニ候ス、次齋主祝詞ヲ奏ス、次齋主昇殿シテ鳳輦・

神輿ノ御遷座ヲ行フ祭官二員從之、属官先ニ立チ塩湯ヲ以

惣供奉該橋經過一發

テ清メ散米ヲ以祓フ、祭官清搔ヲ奏ス、一

右烟花銘、雷光星・黒雲赤龍・班龍・金光竜・金光星

同警蹕、此間乱声

府下北区舟大工町一番地

上田民藏

渡御催、午後第四時、蓋シ本年遅刻

右奉獻烟花銘、旭雲鳥・文線

御発輦、午後第六時

渡御列畧、御乗舩之際齋主以下整列立禮

祭官各自御前ニ候ヌ

三瀬神楽、献茶中之島七丁目

御着船整列立禮如前

本田三濱太鼓、正午十二時入社

〔K2—19「本殿詰所日誌」〕

729 明治17年 (1884) (7月) 廿六日 晴

午前零時三十分、著御

祭典次第

先導祭官二員、本殿ニ候シ、神饌櫃ヲ幣殿ニ置

鳳輦・神輿著御之節奉迎警蹕二声三度、

齋主以下本殿ニ進ミ二行ニ整坐、次拍手再拜

次塩湯、次奉饌奉幣、次祝詞、次奉玉串、次

神樂二座、次茅輪、次各拜禮、次撤饌、

次拍手再拜、次還御、御発輦奉送警蹕如始

本殿還御、祭典次第、午前第七時

御遷座式如始、次奉御饗、次祝詞、次

奉玉串、次各拜禮、次撤御饗、次閉扉、

次拍手再拜、次直會、次退下

神輿収頼、太鼓納

江之子島、島氏及一名見舞、岡昌次

〔K2—19「本殿詰所日誌」〕

730 明治17年 (1884) (7月) 廿七日 晴

當直 大町安敬

副直 岡 昌次

堂島以東各戸長、市之側最寄并太鼓回禮、種清

江之子島

御供配リ

〔K2—19「本殿詰所日誌」〕

731 明治17年 (1884) (7月) 廿八日 晴

當直 寺井種清

副直 渡辺吉之

松嶋行宮所氏地廓内及近傍江廻禮、從長

鳳輦納、市ノ側夫々出頭

〔K2—19「本殿詰所日誌」〕

732 明治17年 (1884) (7月) 廿九日 晴 泊明 從長代 大道久之

錢繫如例

當直 渡辺助信

副直 大道久之

〔K2-19 〔本殿詰所日誌〕

明治十六年七月廿日

天満神社祠掌

寺井種清 (朱印)

全 祠官

滋岡功長 (印)

氏子摠代

飯田徳右衛門 (印)

全

山下與兵衛 (印)

733 明治17年 (1884) (7月) 三十一日 晴 泊明 久之代 滋岡從長

當直 全 人

副直 渡辺吉之

北區役所へ篝火及乗船上陸場歩ミ板取払届差出ス

諸拂如例

〔K2-19 〔本殿詰所日誌〕

大阪府知事建野郷三殿

西區江ノ子寫町

戸長

〔A-31 〔御指令書綴〕

734 明治十七年 (1884) 七月廿日 (31日カ) (注)

〔朱書 一六二〕

神輿上陸乗船場歩ミ板取拂御届

去ル廿五日當社祭禮船渡御ニ付、御地表演ヨリ

上陸、還御之節、乗船場且又繩綱ミヲ以テ歩ミ板設

置之段、七月十日上願、全月十五日御聞届相成候

處、已ニ祭禮相濟候条、悉皆取拂候間、此段御届

上申候也

735 明治十七年 (1884) 七月

(野綴)

(表紙)

〔明治十七年七月 (注)

祭典船渡御催シ方心得

諸講参詣取扱心得

渡御中本殿在番心得

(注) No.733にある七月三十一日に提出した届か

午前祭典之催

早朝祭典ノ旨祠官掌へ通知

此際祭典濟次第神輿入殿ノ用意手傳

方へ命ス

神前神酒樽所取片付ケ

神前ニ飾リアル御道具諸講取片付

但シ久榮講大榭ハ其儘

西手へ手傳方ニ命シ片付置

祭典神饌伶人等ノ都合ニ仍テ、祠官へ出勤ヲ

報ス

祠官出勤

祭典

祭典畢ラントスルヲ見斗ヒ、手傳方へ神輿入殿

ヲ命ス、但シ<sup>(シ)</sup>下饌濟ノ以前ハ不都合

神輿入殿

午后船渡御ノ催

引船中着之上、祠官掌へ御神事催ノ旨通

知、但シ祠官ハ手紙ヲ以テ報ス

引船中到着ノ有無御乗場へ手傳方ヲ以テ

先見方申付ル、此役尤モ確實ナルモノヲ用ユベシ

祠<sup>(官)</sup>宦へ手紙ヲ以テ催ノ旨ヲ報ス

神事相催候ニ付此段申上候也

滋岡様 第一 當番所

地下町へ天神橋筋壺丁目へ江ノ子寫へ通知

御神事相催候間、此段御心得置可被下候、以上

猶御世話方輿丁御出勤之儀申上候迄御見

合置被下度候

地下町

天神橋筋一丁目 第一 御中

天満社 神楽所

前同文

江ノ子寫町御中 第一

諸講へ神事催ノ旨通知

第一番太鼓打具候様太鼓中へ申入ル

諸講及ヒ輿丁等一々使ヲ以テ通知スト

雖トモ、一二三ノ太鼓ノ順序ニ仍テ用意ナス

方多分ナレバ、此順序尤大事也、故ニ太

鼓中へ照会應接ハ最確實ナル者ヲ用ヒ、

決テ他ノ人ヲ用ユベカラス

一番太鼓打

祠掌へ用意ノ旨ヲ報ス

諸構へ通知

祠官へ第二書状出ス

唯今一番太鼓打候間御用意可被成下候、

以上  
當番所

滋岡様 第二

祠掌中へ出勤ノ旨ヲ報ス

祠掌出勤ノ上祠官へ第二ノ書状ヲ差出ス

唯今二番太鼓<sup>ニ</sup>打候<sup>付</sup>間御出勤被下度候也

滋岡様 第二  
當番所

二番太鼓打呉候様太鼓中へ申入ル、二番

太鼓打切ハ別段申入候様断置

二番太鼓打

祠官出勤

遷坐

遷座中

諸構へ用意之通知

二番太鼓催ノ節諸講へ通知可然歟

遷座濟

諸講へ出勤ヲ申入ル

童講神前<sup>踏</sup>方供奉候処、甚夕雜沓<sup>踏</sup>ニ付

連歌所<sup>踏</sup>方直ニ東手<sup>踏</sup>方行列ニ加リ候方可然歟

諸講出勤ヲ見計ヒ二番太鼓打切ヲ申入ル

神輿方へ書状差贈ル

只今相揃候間御出勤可被下候

天満社

神楽所

地下町  
御中

天神橋筋<sup>踏</sup>丁目 第二

右之手紙差贈候迄ニ両方世話方多分

神前へ被詰候ニ付、入魂いたし、神前ニテ相渡候事

前同文  
天満社

神楽所

江ノ子<sup>踏</sup>寫町御中 第二

二番太鼓打切  
前列ノ諸講進行

三番太鼓

太鼓出門

諸講進行

神官進行

鳳輦御出門

門外音楽ヲ奏ス

神輿御出門

諸講参詣之節心得

太鼓中打出シ

廿五日、神前着座ノ上、神楽・神酒

廿六日、禮参之時同断

引船中

同断

童講

祠官掌出勤、神饌献上 杓形・洗米  
御酒

太玉串・祝詞・指令書渡ス、神楽・

神酒頂戴

北新地・新町、神前着坐、神酒・神楽

猿田彦

神楽・神酒

松寫刀祢

同断

渡御中本殿在番心得

獻燈

浪華橋或ハ大江橋辺迄還幸、先見ノ者ヲ

差出ス、但シ時間見計

御粥御供用意

三方二脚 土器ニテ 廿斗

神官頂戴ノ上  
周旋方へ贈ル

小折入四ツ

右神輿方三町・鳳輦方市之側へ贈ル

市之側世話方直ニ帰宅ノ節ハ、下饌早々

差贈リ之事

暁四時開門点燈

祭典催午前七時

十時太鼓打出シ

願人初々各員参詣神酒神楽

〔C—56〕「祭礼船渡御催方心得・諸講参

詣取扱心得・渡御中本殿在番心得」

(注) No.529(明治十四年七月)とほぼ同文

明治十七年 (1884) 七月

(野綴の内①)

渡御祭式別紙之通改正ス

御照會申ス

十七年七月

祭典課

上局

諸課御中

渡御祭式次第

七月廿四日前日祭次第

齋主狩衣以下浄衣

當日早旦神殿ヲ洒掃ス

午前八時齋主以下本殿ニ参向ス

此間音取

正面ニ祓ノ案ヲ設ケ、大麻・塩湯等ヲ置キ  
齋主以下左右二行ニ整座ス

次神饌ヲ点檢ス

祭官一員、属官一員

次拍手再拜

次大麻行事

神饌及齋主以下ヲ祓

次塩湯行事

神饌ヲ清ム  
祭式終テ祓ノ具ヲ下ス

次両段再拜拍手兩段

次御扉ヲ開ク

前後拍手

此間乱聲

次神饌ヲ奉ル

此間奏樂

次祝詞ヲ白ス

次奏樂 一曲

次御神樂ヲ奏ス

次玉串案ヲ置ク

属官一員

次玉串ヲ奉ル

齋主後取

次各拜禮

次玉串案ヲ撤ス

次神饌ヲ撤ス

此間奏樂

次御扉ヲ閉ツ

次両段再拜拍手兩段

次退下

童講祭典次第

齋主狩衣以下直垂

午後三時齋主以下本殿ニ参向ス

左右二行着座

祓ノ案大麻等ヲ設置コト如前

次刀拵ノ童拝殿ニ参向ス

東上北面整座

次大麻ヲ以テ刀拵童ヲ祓フ

次拍手再拜

次御簾ヲ卷ク

前後拍手  
警蹕二員

次神饌ヲ奉ル

次祝詞ヲ奏ス

次玉串案ヲ置ク

属官一員

次玉串ヲ奉ル 祭官

次齋主幣殿ノ座ニ進ム 以下從之

次祭官刀祢ノ童ヲ呼ヒ指令ヲ渡ス

次復座

次拍手再拜

次玉串案ヲ撤ス

次神饌ヲ撤ス

次御簾ヲ下ス 警蹕二員

次拍手再拜

次退下

午後八時宵宮ノ神樂ヲ奏ス

同廿五日

當日早旦神殿ヲ洒掃ス

午前七時齋主以下本殿ニ参向ス 此間音取

次神饌ヲ点檢ス

次拍手再拜

次大麻

次塩湯

次祓ノ具ヲ下ス

次兩段再拜拍手兩段

次開扉 前後拍手

次獻饌 此間奏樂

次祝詞

次玉串案ヲ置ク

次玉串ヲ奉ル

次神樂ヲ奏ス

次玉串案ヲ撤ス

次撤饌 此間奏樂

次閉扉 此間乱聲

次兩段再拜拍手兩段

次退下

同九時神輿ヲ殿ニ奉

同十一時御遷座式 長官齋服以下淨衣

齋主階下ノ座ニ進ミ整座ス

後取祭官二員梅ノ枝及祝詞ヲ以テ後ニ候ス

次祝詞ヲ奏ス

次齋主昇殿シテ鳳輦神輿ノ御遷座ヲ行フ

属官先ニ立チテ塩湯ヲ以テ清メ、散米ヲ以テ祓フ

此時属官一員清搔ヲ奏ス、祭官一統警蹕ス

此間乱聲

渡御次第

御乗船ノ節、齋主以下整列立禮シテ一拝

拍手一段

祭官各御前ニ候ス

次三橋ノ神樂ヲ奏ス

次献茶 一拝拍手一段

御着船ノ節、齋主以下整列シテ一拝拍手一段

一揖シテ先行ス

行宮祭典次第

前驅神官二員行宮ニ着到シ、直ニ本殿ニ候シ

入御ヲ待ツ 神饌櫃ヲ拜殿ニ案シ置ク

一神官二員交代シテ幣殿ニ候ス

鳳輦 神輿入御ノ節、平伏シテ奉迎ノ警蹕ス 二聲三度

此時齋主以下ノ祭官及奏樂講へ祭典ヲ報告ス

次齋主以下本殿ニ進ム 左右二行 此間音取

次塩湯ヲ以テ神饌ヲ清ム (貼紙) 拍手再拝

次塩湯ヲ以テ神饌ヲ清ム

次神饌ヲ奉ル 此間奏樂

次祝詞ヲ奏ス

次玉串案ヲ置ク

次玉串ヲ奉ル

次御神樂ヲ奏ス 二座

次茅輪行事

次各拝禮

次神饌ヲ撤ス

次直會

次拍手再拝

次還御御登輦奉送ノ警蹕ス 二声三度

本殿還御祭典次第

御遷座式前同

次御饗ヲ奉ル

次祝詞ヲ奏ス 後取二員前同

次玉串案ヲ置

次玉串ヲ奉ル

次各拝禮

次御饗ヲ撤ス

次御扉ヲ閉ツ

次拍手再拝

次直會

次退下

此奏樂

此間奏樂

乱聲

此間奏樂

此間奏樂

此間乱聲

(野綴の内②)

渡御祭式神饌表

廿四日前日祭

月並神饌二臺 (塗カ) 朱壁瓶子如例(注1)

神酒 瓶子紅白矢筒  
(注2)

鯛 赤糸頭尾紅白奉書飾平瓦盆二盛

白瓜 紅白矢筒瓦盆二盛ル

茄子 瓦盆二盛ル

薑 根ヲ切揃瓦盆二盛ル

桃 竹皮籠二盛ル、紅白矢筒

相殿神饌

洗米 紅白奉書米袋矢筒、時之花或ハ松ヲ用ユ  
但シ缶瓶ニテ盛ル事モ有ル可シ

神酒 缶紅白矢筒

童講祭典神饌 但シ本殿ノミ

洗米 紅白奉書矢筒、時之花或ハ松ヲ用ユ

神酒 缶瓶紅白矢筒

杓形餅適宜 高杯奉書ニテ盛

廿五日前日祭神饌九臺 但シ米酒合併スルコトアリ  
心葉松ヲシク

洗米 米袋紅白奉書矢筒、時之花或ハ松ヲ用ユ

神酒 缶瓶子紅白矢筒 心葉松ヲ

鏡餅 壹舂 盆瓦奉書ヲ敷

鯛 首尾赤糸紅白奉書飾盆瓦二盛

鰯 盆瓦二盛ル

鱸 或ハ鰻 赤糸飾盆瓦二盛

白瓜 紅白矢筒  
但旧例ニ依リ糸瓜ヲ加フ又阿古太瓜ニ加フ

阿古太瓜 適宜盆瓦二盛ル、將根越ナレハ鉢ニ植、神籬箱  
ニ飾ルコトモアリ

茄子 盆瓦二盛ル

昆布 紅白矢筒盆瓦二盛ル

李 竹皮籠二盛ル、紅白矢筒

相殿神饌各三臺

洗米 米袋紅白奉書矢筒、時之花或ハ松ヲ用ユ

神酒 缶瓶紅白奉書矢筒

鰯 或ハ 鱸 (注3) 赤糸飾盆瓦二盛

同行宮神饌五臺 但八却机ニ合盛 (脚)

洗米 米袋紅白奉書矢筒、時之花或ハ松ヲ用ユ  
小瓶子

松魚 五 紅白矢筒盆瓦二盛ル

昆布 同

白瓜 同 盆瓦二盛ル

茄子 同 盆瓦二盛ル

薑 同 盆瓦二盛ル

糸瓜 紅白矢筒盆瓦ニ盛ル  
阿古太瓜 適宜盆瓦ニ盛ル

但シ阿古太瓜根越ナレハ鉢植神籬箱ニ飾リ糸瓜ヲ畧ス

調度扣

米袋 大二 紅白矢筒廿五組  
中五

竹波籠三 赤糸

葶 榭

〔C—57 〔祭典式書類綴〕

(注1) 以下、下段の小さいポイント文字は朱書

(注2) 缶(ほとぎ) ↓酒や水などを入れた、胴が太く口の小さい土器

(注3) 鱸季 ↓ 鱸季(スズキ)か、あるいは鱸木子で、スズキの子、セイゴのことか

737 明治十七年 (1884) 七月

水陸道筋御届

一、当社祭禮渡御之儀ハ兼テ御届申上置候処、則水陸道筋左ノ通仕候条、此段御届上申候也

渡御道筋

當社表門西天神橋筋南へ、市ノ側西へ、若松町濱ヨリ船御、堂嶋川ヲ下リ、木津川新橋下流御本府前濱ヨリ陸路南へ、大涉橋渡リ、梅本町南へ、梅本橋渡リ、松嶋行宮へ著御

還御道筋

行宮ヨリ梅本橋渡リ北へ、大涉橋渡リ北へ、御本府前濱ヨリ船御、木津川ヲ経テ、堂嶋川ヲ溯リ、若松町濱ヨリ陸路東へ、難波橋北へ、表門通り天神小橋東へ、當社へ還御

還御

右ノ通二候也

明治十七年七月

天満神社祠掌

寺井種清

仝 祠官

滋岡功長

氏子惣代

和田半兵

飯田徳右衛門

山下與兵衛

前書ノ通申出候ニ付、奥印仕候也

戸長 坪井善兵衛

大阪府知事 建野郷三殿

北區長 鹿嶋弥兵衛殿

北警察署 御中

西警察署 御中

安治川水上警察署 御中

[L 2—37 「天満宮社誌資料」]

738 明治十七年 (1884) 七月

鳳輦神輿船御橋下御通行之際、大江・渡邊・田蓑・玉江・堂嶋大橋・舟津・端達藏・新橋ノ諸橋、橋ノ上通行差止之義、昨年迄上願差出之処、本年ヨリ願書ニ不及、口頭ヲ以テ北西警察署へ願置

〔公庁諸願届本分局公達謄写〕

[L 2—37 「天満宮社誌資料」]

739 明治十七年 (1884) (8月) 三日 晴

泊明 昌次代 昌次  
當直 大町安敬  
副直 大道久之

渡御精算諸払、総代集會

[K 2—19 「本殿詰所日誌」]

740 明治十七年 (1884) (8月) 廿七日 晴

泊明 昌次代 大町安敬  
當直 渡辺助信  
副直 渡邊吉之

③ 祠官滋岡功長男、即祠掌従長父、前権神主滋岡孝長歿

去三付、定式之通功長・従長及大道久之忌引

[K 2—19 「本殿詰所日誌」]

741 明治十七年 (1884) (10月) 六日 晴

泊明 渡辺助信  
當直 仝 人  
副直 渡辺吉之

⑨ 秋祭届、北區役所及北警察署へ差出ス

[K 2—19 「本殿詰所日誌」]

742 明治十七年 (1884) (10月) 十日 晴

泊明 大町安敬  
當直 寺井種清  
副直 大道久之

府廳へ北區役所ヲ經テ鳳輦庫新築願書差出ス

[K 2—19 「本殿詰所日誌」]

743 明治十七年 (1884) 十月十日

〔朱書〕  
「一六三」

(朱印)

甲 明治十七年十月十一日  
第一六八四五号

(朱印)

北區役所

鳳輦庫新築御願

一、當社祭禮神器之内、神輿之儀ハ在来神

興藏設置有之候得共、鳳輦藏ハ未夕建築

不仕、就テハ今般境内東手ニ於テ間口南北貳間

半・輿行東西三間老尺ノ鳳輦藏新築仕

度候条、別紙圖面相副此段上願候也

天満神社祠掌

明治十七年十月十日

寺井種清 (朱印)

全 祠官

滋岡功長 (印)

氏子摠代

山下與兵衛 (印)

飯田徳右衛門 (印)

和田半三 (印)

前書之通申出候条與印仕候也

戸長

坪井善兵衛 (朱印)

知事建野郷三殿代理

大阪府大書記官遠藤達殿

〔朱印〕

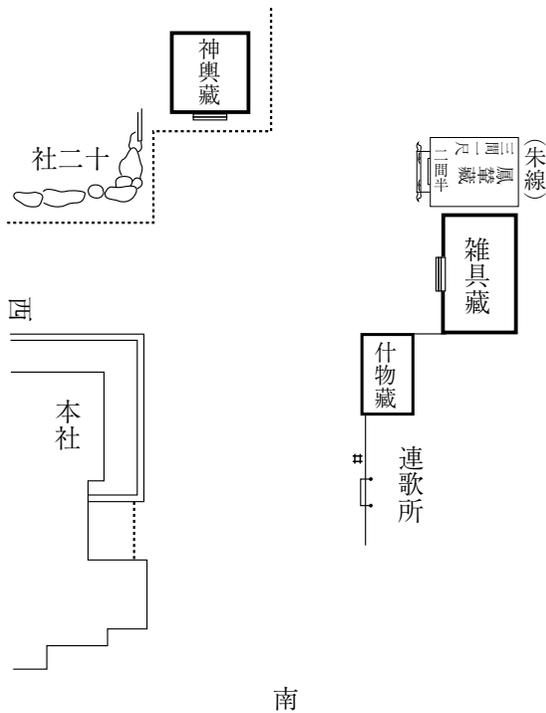
〔朱書〕書面願之趣聞届候条、落成之

上可届出事

明治十七年十月廿一日

大阪府知事建野郷三代理

大阪府大書記官遠藤達 (朱印)



〔A-31 御指令書綴〕

744 明治17年 (1884) (10月) 十三日 晴 泊明 渡辺吉之

當直 大町安敬

副直 渡辺吉之

⑨ 紅絹献上願主益田・取次三井又兵衛江為依頼出頭、

大道久之

竝ニ矢願主永田茂介、附り天神筋町組合方流鏑馬先持フ

ヲ奉納願主内大谷安次郎方へ挨拶出勤也

〔K2-19「本殿詰所日誌」〕

745 明治17年 (1884) 十月十八日

〔朱書  
一六四〕

鳳輦庫建築費額 竝 寄附有志人名

一、金三拾七圓五十錢 北區市之側 菅野長兵衛

一、同三十七圓五十錢 同 太田治兵衛

一、同三十七圓五十錢 同 津原伊助

一、同三十七圓五十錢 同 木村庄三郎

一、同三拾七圓五十錢 同 和田常七

一、同三拾七圓五十錢 同 上田武藏

一、同三十七圓五十錢 同 小田政七

一、同三十七圓五十錢 同 木村儀八

メ金三百圓

右之通ニ御座候也

明治十七年

十月十八日

天満神社祠掌

寺井種清 (朱印)

全 祠官

滋岡功長 (印)

氏子惣代

山下與兵衛 (印)

飯田徳右衛門 (印)

和田半三 (印)

〔A-31「御指令書綴」〕

746 明治17年 (1884) (10月) 十九日 晴 泊明<sup>助信代</sup> 渡邊吉之

當直 寺井種清

副直 大道久之

⑨ 例年廿一日廿二日、流鏑馬練習此花町式丁目ニテ相催シ

候処、本年ノ西手附属地 (民有地) ニ於テ仕度段、書付

ヲ以北警察署江相届候事

〔K2-19「本殿詰所日誌」〕

747 明治17年 (1884) (10月) 廿一日 晴 泊明 岡 昌次

當直 寺井種清  
副直 渡辺吉之

灯取設申度、尤モ祭禮濟次第取拂、元姿  
之通可致候条、御許容被成下度、依テ上願  
候也

曾根崎警察署ヨリ大道久之出頭候様ニ付、罷出候事

但シ該提灯懸建棒三間ヨリ四間ニ至ル

〔K2-19 〔本殿詰所日誌〕〕

天満神社祠掌

748 明治17年 (1884) (10月) 廿二日 晴 泊明 大町安敬

當直 全 人  
副直 <sup>久之代</sup> 渡辺吉之

明治十七年十月廿二日 寺井種清 (朱印)  
前書願出候付奥印致候也

北區役所ヨリ過日差出之市之側鳳輦庫建築聞届、指令下  
附

〔秋〕 辻合提灯設置、北區警察署へ出願

〔K2-19 〔本殿詰所日誌〕〕

749 明治十七年 (1884) 十月廿二日

〔秋〕 〔朱書〕  
「一六五」

〔注〕 辻合提灯設置御願

本月廿四五両日當社秋祭ニ付、本日ヨリ例年之通  
各町有志輩申合セ、北區第二ヨリ第六ニ至ル各  
町辻合毎ニ臺石据置有之分ニ限り、辻合提

北警察署御中

〔朱書〕  
「第七七二号」

北區南森町外十巷ケ町 戸長 坪井善兵衛 (朱印)  
北區地下町外七ケ町 戸長 上田武藏 (朱印)  
北區若松町外拾壹ケ町 戸長 井上伊助 (朱印)  
北區滝川町凡十三ケ町 戸長 田中半七 (朱印)  
北區空心町式丁目外九ケ町 戸長 細原清太郎 (朱印)

(朱印)

〔朱印〕書面願之趣聞届候事

明治十七年十月廿二日

大阪府北警察署 (朱印)

〔A-31「御指令書綴」

(注) 同文の史料、〔A-31「御指令書綴」(二六六)あり

750 明治17年 (1884) (10月) 廿三日 晴 泊明 大町安敬

當直 寺井種清

副直 昌次代 大道久之

(秋) 昨日出願辻合提灯聞届指令下附

〔K2-19「本殿詰所日誌」

751 明治17年 (1884) (10月) 廿四日 晴 泊明 渡辺吉之

當直 渡邊助信

副直 総動

夜 惣 直

(秋) 宵宮、献饌小饗 奏神樂神酒

〔K2-19「本殿詰所日誌」

752 明治17年 (1884) (10月) 廿五日 晴 泊明 渡辺吉之

総直

(秋) 大祭典、献饌九臺・相殿三臺・高殿五臺

堂島篝講倚頼ニ依テ献備沓形三臺添、奏樂一越調

先本殿着坐、次太麻、次塩水、次散米、次開扉、

次献饌、次玉串、次祝詞、畢テ篝講ノ分全、次玉串、

次幣殿ニ進ミ武神祭祝詞、次本座ニ復シ一拜、次神樂、

次撤饌、次閉扉、次各退下

右祠官齋服、老体ニ付狩衣、祠掌以下浄衣

午後第三時、走馬祭、献饌如例、添柿栗鮎醴酒奏樂

馬祓 清祓馬場駈 寺井種清 本駈 笹井龜二郎

畢テ撤饌、閉扉乱声、神酒頂戴

各退下 右本官狩衣、附属直垂

催シ方大町安敬  
渡辺助信

行宮參勤、渡辺吉之

天神筋丁小旆奉納

〔K2-19「本殿詰所日誌」

753 明治17年 (1884) (10月) 廿六日 晴 泊明種清代 渡辺吉之

當直 大町安敬

副直 渡辺吉之

⑨ 天神筋丁及笹井挨拶、種清

〔K2—19 〔本殿詰所日誌〕〕

754

明治17年（1884）（11月）廿四日 晴

泊明 よし之代 岡 昌次

當直 大町安敬

副直 岡 昌次

夜、行宮掛惣代集會、繪馬舎并乘船場柵垣等之事

〔K2—19 〔本殿詰所日誌〕〕

755

明治17年（1884）（12月）二日 晴

泊明 安よし代 渡邊吉之

當直 渡辺助信

副直 大道久之

行宮繪馬舎ノ件ニ付、阿波野氏外 （マ） 集會

〔K2—19 〔本殿詰所日誌〕〕

# 明治十八年 (一八八五)

756 明治18年 (1885) (1月) 廿三日 晴

泊明 滋岡從長  
當直 渡辺助信  
副直 大道久之

西區役所へ行宮繪馬舎建築願差出ス

〔K2-19 本殿詰所日誌〕

757 明治十八年 (1885) 一月二十八日

〔朱書 一六七〕

〔朱印〕

甲	明治十八年二月二日 第二三三八号	一月廿八日受 一月三十一日進達	西區役所
---	---------------------	--------------------	------

松島行宮  
繪馬舎新築御願

一、當松寫行宮境内ニ從來渡御之節、供  
奉之諸講話所雨舎り等無之候ニ就テハ、  
今般同境内南西手ニ於テ、南北沓間半・東  
西六間之繪馬舎新築仕度候条、別紙

図面并費額及有志人名標相副、此段  
上願候也

天満神社祠掌

明治十八年一月二十八日 寺井種清 (朱印)

全 祠官

滋岡功長 (印)

氏子總代  
地所總代

堀井栄太郎 (朱印)

氏子總代

松島嘉吉 (朱印)

前書之通願出候条奥印候也

戸長今中信義代理

用掛 柳井直輔 (朱印)

大阪府知事建野郷三殿

〔朱書 書面願之趣聞届候條、落

成之上可届出事

明治十八年二月四日

大阪府知事建野郷三 (朱印)

〔朱書 一六八〕

松島行宮繪馬舎建築費額並寄附人名

一、金三百円也 費額合計

内譯

- 一、金五拾円 立賣堀南通五丁目 阿波野新右衛門
- 一、金五拾円 同 式丁目 杉山九兵衛
- 一、金五拾円 同 三丁目 尾寄清兵衛
- 一、金五拾円 長堀南通三丁目 辰馬啓助
- 一、金五拾円 西堀川町 利倉伊兵衛
- 一、金五拾円 東堀川町 上田武兵衛

六名

右之通御座候也

天満神社祠掌

寺井種清 (朱印)

全 祠官

滋岡功長 (印)

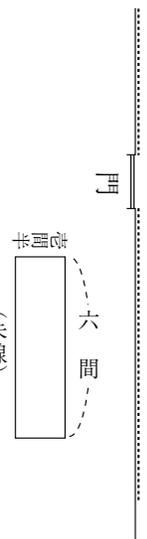
氏子惣代  
地所惣代

堀井栄太郎 (朱印)

氏子惣代

松寫嘉吉 (朱印)

車



西

[A-31「御指令書綴」]

758 明治18年 (1885) (3月) 二日 晴

泊明 渡辺助信

當直 大町安敬

副直 大道久之

府廳へ北區役所ヲ経テ、博物稻生社當社へ鎮座届并鳳輦庫建増願書差出ス

[K2-19「本殿詰所日誌」]

759 明治十八年 (1885) 三月二日

〔朱書〕  
「一六九」

(朱印)

甲 明治十八年三月二日  
第四四〇八号

(朱印)

三月二日受  
同月同日進達

北區役所

鳳輦庫新築建増之義ニ付追願

一、當社祭禮神器之内、鳳輦庫間口

南北貳間半・奥行東西三間壹尺新築

之儀、明治十七年十月十日上願、同月

廿一日御聞届相成、然ルニ庫内聊狹隘

實際差間候ニ付、奥行東西ニ於テ三尺

ヲ増加シ総計三間四尺ニ仕度、依テ図

面相副、此段追願候也

明治十八年三月二日 天満神社祠掌

寺井種清 (朱印)

全 祠官

滋岡功長 (印)

氏子總代

和田半三 (印)

全

飯田徳右衛門 (印)

全

前書追願ニ付奥印候也

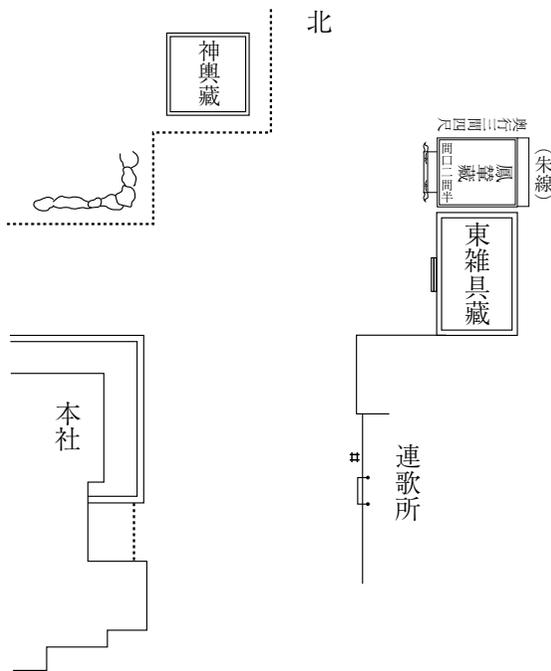
北区南森町外拾壹ヶ町

戸長 坪井善兵衛 (朱印)

大阪府知事建野郷三殿

山下與兵衛 (印)

北



(朱印)

〔朱書〕  
「書面之趣聞置候事」

明治十八年三月七日

大阪府知事建野郷三 (朱印)

〔A-31〕御指令書綴

760

明治18年 (1885) (3月) 十日 晴

泊明 久之代 大町安敬  
當直 仝 人

鳳輦庫建増追願聞届御指令下附

副直 大道久之  
〔K2—19「本殿詰所日誌」〕

762 明治18年 (1885) (5月) 十九日 晴

泊明 安よし代 滋岡従長  
當直 同 人

富嶋町ヨリ奉納地車一件并さこは寄附之残額之義、為催  
促本日午後ヨリ菅野同道ニテ寺井種清出勤

副直 大道久之  
〔K2—19「本殿詰所日誌」〕

761

明治18年 (1885) (4月) 十六日 晴

泊明 渡邊吉之  
當直 大町安敬

副直 渡邊吉之

昨夕富嶋町藤沢・筒井両氏入来、從來丁内ニ有之地車事  
故ニ付置場差支候處、兼テ総代菅野氏へ示談致候末同人  
取望有之、然ルニ過日総代中集會之際噂有之候へ共、差  
掛り置場且加ルニ、已後依持法相立兼相断候集評ニ決シ  
候處、右兩人方置場其他依持法之義奉納ノ以上者一切社  
へ相任セ些苦情不申出約定ニ付、其旨再應菅野氏方一社  
中総代中へ奉納承諾有之度、夫々へ廻勤之上當時西藏江  
入置、年々取締リ等致サヌ由決議ニテ奉納承知之旨、兩  
家へ菅埜・寺井罷越、請答ニ及候事

〔K2—19「本殿詰所日誌」〕

763

明治18年 (1885) (5月) 廿七日 雨

泊明 久之代 大町安敬  
當直 寺井種清

鳳輦庫上棟ニ付式神樂献饌、市之側

副直 渡邊吉之

〔K2—19「本殿詰所日誌」〕

764

明治18年 (1885) (6月) 十二日 晴

泊明 渡邊吉之  
當直 渡邊助信

副直 渡邊吉之

行宮繪馬舎建築近日上棟ニ付、諸講内掛り長江有志  
御手傳頼廻り、寺井種清、材木商世話方代土井伊右衛門

同道廻勤

〔K2—19「本殿詰所日誌」〕

765 明治18年(1885) (6月) 十八日 晴 泊明久之代 渡邊助信  
當直 大町安敬  
副直 渡辺吉之

淀川洪水枚方堤防破壊、淀川以東撰河之諸郡水害ヲ被ル

〔K2—19「本殿詰所日誌」〕

766 明治18年(1885) (6月) 十九日 晴 泊明助信代 大道久之  
全人代 當直 久之  
副直 大道久之

竜田町四十四番地マサ、表門外東手按摩店本ヨリ 九月三十日迄 出

願、助信奥印

〔K2—19「本殿詰所日誌」〕

767 明治18年(1885) (6月) 廿一日 晴 泊明 大町安敬  
當直 全 人  
副直 大道久之

表門外東手隨神社前  
竜田町四十一番地土井梅方寄留寺前善吉、高麗物店毎昼

夜出店願、昨日当直奥印

〔K2—19「本殿詰所日誌」〕

768 明治18年(1885) (6月) 廿三日 晴 泊明 渡辺吉之  
當直 寺井種清  
副直 大道久之

夏祭之件ニ付臨時集會、菅野氏井上氏無人ニ付、来ル廿五日午後再集會也

〔K2—19「本殿詰所日誌」〕

769 明治18年(1885) (6月) 廿五日 晴 泊明 寺井種清  
惣勤

午后氏地総代集會、祭禮船渡御決定、早々出願之事

出席 和田・山下・堀井・清海・菅野・浅井  
飯田・井上・柏尾・田中・南天木

〔K2—19「本殿詰所日誌」〕

770 明治18年(1885) (6月) 廿七日 晴 泊明久之代 大町安敬  
當直 渡辺助信  
副直 大道久之

北區役所へ祭禮渡御ノ届差出ス

〔K2—19「本殿詰所日誌」〕

771 明治十八年 (1885) 六月廿七日

〔朱書〕  
「一七一」

祭日並舩渡御御届

一、當社祭禮松島行宮へ舩渡御之儀、来ル七月廿

五日執行仕度候条、此段御届申上候也

但、水陸道筋及行列之儀ハ追テ上申可仕候

天満神社祠掌

明治十八年六月廿七日

寺井種清 (朱印)

全 祠官

滋岡功長 (印)

全氏子摠代

山下與兵衛 (印)

飯田徳右衛門 (印)

和田半三 (印)

前書之通届出候条奥印仕候也

戸長

坪井善兵衛 (朱印)

北區長鹿島彌兵衛殿

〔朱書〕  
「書面之趣聞置候條、所轄警

察署へ可届出事

明治十八年六月二十七日

大阪府北區長鹿島彌兵衛 (朱印)

〔A-31「御指令書綴」

772 明治18年 (1885) (6月) 廿九日 雨

泊明 渡辺助信

當直 安敬代 寺井種清

副直 大道久之

北警察署へ祭禮渡御届出ス

同鳳輦神輿及附属神器渡御ノ義出願

〔K2-19「本殿詰所日誌」

773 明治十八年 (1885) 六月廿九日

〔朱書〕  
「一七二」

鳳輦神輿渡御御願

一、来月廿五日祭禮渡御之儀、北區役所へ御届

仕候處御聞濟相成候ニ就テハ、該日鳳輦・神輿、

西區松寫行宮へ渡御仕候条、御許容被成下

度此段上願候也 尤道筋ノ義ハ決定ノ上追テ御届可仕候

但、猿田彦彦騎・催シ太鼓壺個并附属之神器

拾壹、是又行列中ニ相加へ候ニ付、併テ上願候也

天満神社祠掌

明治十八年六月廿九日 寺井種清 (朱印)

前書出願ニ付奥印候也

戸長 坪井善兵衛 (朱印)

大阪府北警察署御中

775 明治十八年 (1885) 六月三十日

(朱書) 「一七三」

出水被害者救助御願

今般撰河内國水害遭難者へ左之金額

寄贈致シ度候条、此段御聞届相成度候也

一、金 拾貳圓

北區天満神社有志中

右内譯

一、金 貳 圓 北區此花町式丁目五十八番地

一、全壹円廿錢 全區全町四十四番地 寺井種清

一、全壹円廿錢 全區全町四十一番地 大町安敬

一、全壹円廿錢 全區全町五十八番地 滋岡從長

一、全壹円廿錢 全區全町三十三番地 渡邊助信

一、全 七拾錢 全區全町四十七番地 大道久之

一、全 七拾錢 全區全町四十五番地 渡邊清太郎

一、全 五拾錢 全區全町五十一番地 福田かじ

一、全 三拾錢 全區全町全番地 寺井種清 妻 ツル

一、全 貳拾錢 全斷 泰次郎 全男

一、全 貳拾錢 全天神橋式丁目五十四番地 藤里萬次郎

774

明治18年 (1885) (6月) 三十日 雨 泊明 渡辺助信

大阪府北警察署 (朱印)

〔A-31「御指令書綴」〕

當直 全 人

副直 渡邊吉之

雨天ニ付献饌祝詞 久之、祠官掌被戸神前ニテ遙拜

水害人へ有志者ヲ義捐金、北區役所へ出願

〔K2-19「本殿詰所日誌」〕

(朱印)

明治十八年六月廿九日

(朱書) 「北第六十六号」

(朱印) 「書面願之趣聞届候事」

- 一、全 貳拾錢 全天神橋壺丁目五十四番地 塚本房吉
- 一、全 拾錢 全南森町二十一番地 網島嘉助
- 一、全 拾錢 全斷 全 傳次郎
- 一、全 拾錢 全此花町壺丁目四十八番地 小林力太郎
- 一、全 拾錢 全富田町廿三番地 友田宇の
- 一、全 拾錢 全此花町壺丁目四十八番地 内藤吉次郎
- 一、全 拾錢 全大工町四十四番地 服部專太郎
- 一、全 拾錢 全金屋町壺丁目二番地 森 道定
- 一、全 拾錢 全壺屋町壺丁目三十番地 大野種吉
- 一、全 拾錢 東區内本町橋詰町 二十四番地 水本孝教
- 一、全 拾錢 北區河内町壺丁目二番地 三浦徳兵衛
- 一、全 拾錢 全竜田町廿三番地 柳 弥助
- 一、全 拾錢 全白屋町十九番地 平野米三郎
- 一、全 拾錢 全曾根寄新地壺丁目 二十番地 飯田定次郎
- 一、全 拾錢 全壺屋町壺丁目廿番地 田村音五郎
- 一、全 拾錢 全木幡町六十六番地 高谷熊次郎
- 一、全 拾錢 西成郡下福鳥村 井出浅五郎
- 一、全 拾錢 全曾根寄村八十八番地 西川サキ
- 一、全 拾錢 全川寄村二百五十番地 松寄クラ
- 一、全 貳拾錢 北區老松町壺丁目二番地 久保田新造
- 一、全 拾錢 全此花町壺丁目卅六番地 土言モト

776

明治18年 (1885) 七月一日 大雨、烈風

泊明 安敬代 大道久之

當直 寺井種清

副直 大道久之

行宮松嶋近辺洪水ノ由伝承ニ付、為見舞人足差遣ス

〔朱印〕

〔朱印〕  
「書面願之趣聞届候事」

明治十八年六月三十日

大阪府北區長鹿島彌兵衛 (朱印)

〔A-31「御指令書綴」〕

- 一、全 拾 錢 全瀧川町三十七番地 大池勝兵衛
  - 一、全 拾 錢 全空心町壺丁目四十一番地 志知政一
  - 一、全 拾 錢 全天神橋壺丁目五十五番地 澤田宗兵衛
- 右之通御座候也
- 右摺代
- 天満神社祠掌
- 寺井種清 (朱印)
- 前書出願ニ付奥印候也
- 戸長 坪井善兵衛
- 大阪府北區長鹿嶋弥兵衛殿

祭礼船渡御執行報知札差出ス

〔K2-19「本殿詰所日誌」

副直 渡辺吉之

777 明治18年 (1885) (7月) 二日 晴、烈風

泊明 安敬代 大道久之

当直 渡辺助信

副直 渡邊吉之

諸川漲溢ニ付、堂嶋・市之側・堀川・東天満最寄見舞

天満天神浪華三橋、其他諸橋流失ニヨリ諸方通行通信等

頗困難

〔K2-19「本殿詰所日誌」

778 明治18年 (1885) (7月) 三日 晴

泊明 渡辺吉之

當直 大町安敬

副直 大道久之

北警察署依頼ニ依リ、午前零時十分以后社務所ヲ以テ臨時出張所トス

〔K2-19「本殿詰所日誌」

779 明治18年 (1885) (7月) 四日 晴

泊明 渡辺吉之

当直 滋岡従長

北警察署本日ニテ引取ニ相成

太鼓中老分山吉へ出水見舞進物持参、総代土井氏

同道ニテ寺井種清罷越、和田氏・飯田氏へ同人社用示談

条候事

〔K2-19「本殿詰所日誌」

780 明治18年 (1885) (7月) 六日 雨、午后晴

泊明 寺井種清

當直 滋岡従長

副直 渡辺吉之

行宮各町・長堀・堀江・新町・靱・土佐堀・幸町、其他最寄水害見舞、安敬 久之 吉之 廻勤

〔K2-19「本殿詰所日誌」

781 明治18年 (1885) (7月) 十日 雨

泊明 大道久之

當直 種清代 渡邊助信

副直 渡辺吉之

今般洪水ニ付當七月廿五日船渡御延引之段、以回状惣代中へ及相談候事

〔K2-19「本殿詰所日誌」

782 明治18年 (1885) (7月) 十四日 晴 泊明 渡辺吉之

當直 渡邊助信

副直 渡辺吉之

今般之水害ニ付祭禮延期、来ル八月夏祭礼執行之段届

祠官滋岡功長・祠掌寺井種清代理大道久之出勤、但し

北區役所・北警察署大道久之

朝日・此花両新聞江廣告ス

〔K2-19「本殿詰所日誌」

明治18年七月十四日 寺井種清 (朱印)

同 祠官

滋岡功長 (印)

氏子惣代

山下与兵衛 (印)

飯田徳右衛門 (印)

和田半三 (印)

〔貼紙〕  
大阪府北區長鹿嶋弥兵衛殿前書出願ニ付奥印候也

戸長 坪井善兵衛 (朱印)

北區長鹿島彌兵衛殿

783 明治18年 (1885) 七月十四日

〔朱書〕  
「一七四」

祭禮延日御届

〔貼紙〕  
一、客月廿七日 出願御届、同日御聞濟相成候當

七月廿五日當社祭禮之儀、今般之水害ニテ

用意難行届候ニ付、右祭禮延引仕、更ニ

来ル八月廿五日夏祭禮執行仕度、此段

〔貼紙〕  
出願御届仕候也

但シ、舩陸渡御有無之義ハ決定之上、追テ

〔貼紙〕  
願御届可仕候也

天満神社祠掌

〔朱書〕  
「書面之趣聞置候事

但、最寄警察署へモ届出

スヘシ

明治18年七月十四日

大阪府北區長鹿島弥兵衛 (朱印)

〔A-31「御指令書綴」

784 明治十八年 (1885) 七月十四日

〔朱書〕  
書面之趣聞置候事

但、最寄警察署へモ届出スベシ

明治十八年七月十四日

印

大阪府北區長鹿嶋弥兵衛印

渡御之義ニ付御届

一、當社夏祭来ル八月廿五日執行之義ハ、本月十四日御届仕、尚其際水陸渡御有無之義追テ御届可仕段申上置候處、本年ハ非常ノ洪水、殊ニ数橋流失後假橋ニテ御通輦モ相成兼、旁以テ本年之所水陸トモ渡御執行不仕候条、此段御届仕候也

天満神社祠掌

寺井種清

仝 祠官

滋岡功長

氏子惣代

和田半三

飯田徳右衛門

山下與兵衛

北區長鹿嶋弥兵衛殿

《公庁諸願届本分局公達謄写》

〔L2—37〕「天満宮社誌資料」

785 明治18年 (1885) (7月) 十五日 噎 泊明 寺井種清

當直 同 人 從長代

副直 大道久之

諸方各中江祭禮延期、来ル八月廿五日執行報知 臺所 役人遣ス

〔K2—19〕「本殿詰所日誌」

786 明治18年 (1885) (7月) 十八日 噎 泊明 滋岡從長

當直 大町安敬

副直 渡邊吉之

北區水害遭難者へ祠官掌ヨリ救助金、北區役所へ差出ス

〔K2—19〕「本殿詰所日誌」

787 明治十八年 (1885) 七月十八日

〔朱書〕  
「一七五」

北區水害遭難者救助御願

一、今般洪水ニテ當北區内ニ於テモ多分

水害ニ罹リ困難之輩モ有之由、傳

承候ニ付、乍聊左之金員御救助之

内へ御差加へ被下度、此段上願候也

一、金五圓 北區天満神社  
有志中

内譯

一、金壹円六十錢

北區此花町貳丁目五十八番地  
滋岡功長

一、全 八十五錢

全區全町四十四番地  
寺井種清

一、全 八十五錢

全區全町四十壹番地  
大町安敬

一、全 八十五錢

全區全町五十八番地  
滋岡從長

一、全 八十五錢

全區全町三十三番地  
渡邊助信

右之通ニ御座候也

右摠代

明治十八年

天満神社祠掌

七月十八日

寺井種清 (朱印)

前書出願ニ付與印候也

戸長 坪井善兵衛 (朱印)

大阪府北區長鹿嶋弥兵衛殿

〔朱印〕  
「書面願之趣聞届候事」

明治十八年七月十八日

大阪府北區長鹿嶋彌兵衛 (朱印)

〔A-31「御指令書綴」〕

788 明治18年 (1885) (7月) 廿四日 晴 泊明 大町安敬

當直 寺井種清

副直 渡辺吉之

渡御所濱手ノ件ニ付実印持參、今午前八時若松町役場へ

出頭之儀昨夕申来候、依之渡辺助信出勤

若松町御乗場地所之内今般返上可致申渡サル

〔K2-19「本殿詰所日誌」〕

789 明治18年 (1885) (7月) 廿五日 晴 泊明 渡辺吉之

當直 勤

副直 総

月次祭典如例、但シ大祭洪水ノ為メ来月ニ延期、奏楽一

越調

〔K2-19「本殿詰所日誌」〕

790 明治18年 (1885) (7月) 廿六日 晴 泊明 渡辺吉之

當直 大町安敬

副直 渡辺吉之

今夕氏地総代集會、和田氏・飯田氏・山下氏・山中氏・村井氏 夏祭

井上氏・堀井氏・其他不参

船渡御難取行居祭ニ決定、若松町濱御乗場坪数之内返上

候事

〔K2—19 〔本殿詰所日誌〕〕

天満神社祠掌

寺井種清 (朱印)

同 祠官

滋岡功長 (印)

氏子惣代

和田半三 (印)

飯田徳右衛門 (印)

山下與兵衛 (印)

791 明治18年 (1885) (7月) 廿八日 晴 泊明 寺井種清

當直 渡辺助信

副直 渡辺吉之

北區役所へ本年渡御休式之段届書差出ス

〔K2—19 〔本殿詰所日誌〕〕

北區長鹿島彌兵衛殿

792 明治18年 (1885) 七月二十八日

〔朱書〕  
「一七六」

渡御之義ニ付御届

一、當社夏祭来ル八月廿五日執行之義

者本月十四日御届仕、尚其際水陸

渡御有無之義追テ御届可

〔(朱印)〕

〔朱書〕  
「書面之趣聞置候事」

明治18年七月二十八日

大阪府北區長鹿島弥兵衛 (朱印)

〔A—31 〔御指令書綴〕〕

793 明治18年 (1885) (8月) 三日 晴 泊明 渡邊吉之

[K2-19 「本殿詰所日誌」]

當直 大町安敬

副直 大道久之

第三戸長役場部内祭禮依頼、助信回勤

[K2-19 「本殿詰所日誌」]

794 明治18年 (1885) (8月) 四日 晴 泊明 渡邊吉之

當直 寺井種清

副直 渡邊吉之

第二四戸長役場部内祭典ノ件、助信回勤

北警察署江祭礼舩渡御無之、居祭執行届出ス

[K2-19 「本殿詰所日誌」]

795 明治18年 (1885) (8月) 五日 淡曇、折々少雨疾風

泊明 寺井種清

當直 渡邊助信

副直 大道久之

第五六戸長役場部内回勤、大町安敬

第七戸長役場部内回勤、寺井種清

北區役所ヲ経テ若松町濱地道敷改正ニ依リ更ニ拝借願、

井藤義兵衛ヨリ差出ス

796 明治18年 (1885) (8月) 六日 晴 泊明 寺井種清

當直 大町安敬

副直 大道久之

本府土木課及北區役所・安治川水上警察署へ衛士照會ノ件、大道久之出廳

[K2-19 「本殿詰所日誌」]

797 明治18年 (1885) (8月) 八日 晴 泊明 大道久之

當直 渡邊助信

副直 渡邊吉之

太鼓中江鋸り付依頼、御鳳輦市ノ側へ同之、種清出勤

[K2-19 「本殿詰所日誌」]

798 明治18年 (1885) (8月) 九日 晴 泊明 大道久之

當直 大町安敬

副直 大道久之

江ノ子島町へ神輿鋸り付依頼、種清派出

[K2-19 「本殿詰所日誌」]

799 明治18年 (1885) (8月) 十五日 晴 泊明 渡辺吉之

當直 寺井種清  
副直 大道久之

劔鋒新調、本日持參清祓執行

〔K 2—19 「本殿詰所日誌」〕

800 明治18年 (1885) (8月) 十六日 晴 泊明 寺井種清

當直 助信代 滋岡從長  
副直 渡辺吉之

氏地総代中、本日午後六時集會、神事前評議之件

田中：堀井・山中  
井上：柏尾・土井

〔K 2—19 「本殿詰所日誌」〕

801 明治18年 (1885) (8月) 十七日 晴 泊明 寺井種清

當直 大町安敬  
副直 大道久之

劔鋒講此花丁壺丁目ヨリ新調劔鋒奉納ニ付、本日

和田氏・渋谷氏  
藤本氏 へ廻禮、寺井種清

〔K 2—19 「本殿詰所日誌」〕

802 明治18年 (1885) (8月) 廿一日 晴 泊明 渡辺助信

當直 寺井種清  
副直 渡辺吉之

太鼓鋤場所取設

昨日市場地車鋤り呉度段、和田氏方同所へ内々依頼有之候ニ付、同濱夫々江頼ミ廻勤、寺井種清、土井伊右衛門同道之事、薪奉納願主中へ為挨拶  
昨日寺井種清廻禮

〔K 2—19 「本殿詰所日誌」〕

803 明治18年 (1885) (8月) 廿二日 晴 泊明 安よし代 渡辺吉之

當直  
副直 渡辺吉之

神輿鋤り江ノ子島世話方々々入来、本年ハ居祭之義ニ付饗應之義成丈人少ニ被成下度、人員弁當而已用意可致内意申上置候處、本年者手弁當ニ相成候、依之神酒三升・カマス廿枚差送ル

〔K 2—19 「本殿詰所日誌」〕

804 明治18年 (1885) (8月) 廿三日 晴 泊明 よし代 寺井種清

當直 大町安敬

副直 大道久之

北警察署へ祭禮両日青物市場地車境内へ据置ノ為メ本日

運搬届差出ス

市場地車鋸り之儀兼テ依頼置協議之上決定次第報知有之

趣之処、本日午前九時比問屋會所守助七入来、當今濱稅

納歎願之折柄、近郡水害救助等も不行届、當度右鋸り候

義ハ差支候由、併和田氏方氏神居祭賑ヒ之義、段々申達

押テ御断も難申上ニ付、御貸渡候義ハ差支不申、其旨御

承引ナラハ入置所ノ鍵御渡シ申御勝手ニ御取出し被下テ

可然、然ル上判然新聞へ御廣告相成度趣返答有之、寺井

種清承之、最寄総代衆へ夫々照會濟之上借入候段返答ニ

及候処、午後三時過頃「藤」ス万入来、地車見廻り候ニ付

寺井種清同道致呉度由、即刻天神橋四丁目七番地土蔵ニ

テ見改有之、今夕人足ヲ以為取出候約定之上、引取人足

夫々差出し、裏門ヨリ火燈シ前引帰り候事

市ノ側ヨリ鳳輦鋸り出頭有之候事

「K2-19」本殿詰所日誌

805 明治十八年 (1885) 八月廿三日

(野綴の内)

夏祭禮御祭式別紙之通改定

候条、御照會及候也

明治十八年

八月廿三日

祭典課

上局

諸課御中

夏祭禮宵宮祭次第

八月廿四日早旦神殿ヲ洒掃ス

午前九時齋主以下本殿ニ参向ス 此間音取

正面二祓ノ案ヲ設ケ、大麻・塩湯等ヲ置キ  
齋主以下左右二行ニ整列ス

次神饌ヲ点檢ス 祭官一員、属官一員

次拍手再拜

次大麻行事 神殿正面神饌及齋主以下ヲ祓フ

次塩湯行事 神殿正面神饌ヲ清ム  
此式畢テ祓ノ具ヲ下ス

次再拝拍手

次御扉ヲ開ク 前後拍手

次神饌ヲ奉ル

此間奏樂

次玉串案ヲ階上ニ置ク 属官

次玉串ヲ奉ル 齋主 後取祭官

次祝詞ヲ奏ス 齋主 後取祭官

次奏樂 一曲

〇(マ)

次御神樂ヲ奏ス

次再拝拍手

次玉串案ヲ撤ス

次神饌ヲ撤ス

次御扉ヲ閉ツ

次拍手再拝

次退下

午後八時宵宮ノ神樂ヲ奏ス

此間奏樂

此間乱聲

同大祭式次第

廿五日早旦神殿ヲ洒掃ス

午前九時齋主以下本殿ニ参向ス

次神饌ヲ点檢ス

次拍手再拝

次大麻 前日ノ如シ

次塩湯 前同 畢テ祓ノ具ヲ撤ス

次再拝拍手

次御簾ヲ捲ク

此式祭典ノ以前ニ御簾ヲ開キ置キ、祭官四員御簾ヲ捲ク 属官二員階下左右ニ座シ、御簾ヲ捲毎ニ警蹕ス

次神饌ヲ奉ル

次玉串案ヲ階上ニ置ク

属官一員

此間音取

此間乱聲

此間奏樂

次玉串ヲ奉ル 齋主 後取一員

次祝詞ヲ奏ス 前同

次奏樂 一曲

次玉串案ヲ階下ニ置ク 属官一員

次各官玉串ヲ奉テ拝禮

次御神樂ヲ奏ス

次階下ノ玉串案ヲ撤ス

次階上玉串案ヲ撤ス

次神饌ヲ撤ス

次御簾ヲ下ス 此式前同

次拍手再拝

次退下

此間奏樂

此間乱聲

夕御饌祭式次第

同午後七時齋主以下齋主以下本殿ニ参向ス 此間音取

次神饌ヲ点檢ス

次拍手再拝

次開扉

次木綿祓

次神饌ヲ奉ル

次奉幣

此間乱聲

此間奏樂

次祝詞

次奏樂

次神樂ヲ奏ス

〔次茅輪行事〕  
(朱書)

次撤饌

次閉扉

次退出

此間奏樂

此間亂聲

同時行宮祭式次第、宵宮祭ニ同シ

祭式服制

一、宵宮祭、齋主以下淨衣

一、大祭典、齋主祭官齋服、属官淨衣

伶人直垂

神巫改服

一、夕御饌祭、齋主以下狩衣、属官伶人直垂

一、行宮祭式、祭官狩衣、属官直垂

伶人直垂

神饌調度

廿四日宵宮祭

月並神供三臺

(注) 朱壁瓶如例

神酒

瓶子紅白矢筒  
缶

鯛

赤糸頭尾紅白奉書飾平瓦二盛  
心葉松或ハ榊

白瓜

紅白矢筒平瓦二盛ル  
前同

茄子

前同

臺

根ヲ切揃瓦盆二盛ル  
前同

桃

竹皮籠盛ル紅白矢筒

相殿神饌

洗米

缶瓶二盛ル  
瓶子二盛ル紅白矢筒

神酒

前同

右各二臺

廿五日大祭神饌

但シ米酒合併スルコトアリ  
心葉松或ハ榊

洗米

米袋紅白奉書矢筒、時之花或ハ松ヲ用ユ

神酒

缶瓶子紅白矢筒

鏡餅

壹舛 盆瓦奉書ヲ數ク

鯛

首尾赤糸紅白奉書飾

鰯

前同、但シ魚小ナレハ糸ニ不及

鱸

或ハ鰕 首尾赤糸前同

白瓜

紅白矢筒前同  
但旧例ニ依リ糸瓜又阿古太瓜ニ加フ

阿古太瓜

適宜盆瓦二盛ル、将根越ナレハ鉢二植、神籬箱ニ飾ル  
コトモアリ

茄子

紅白矢筒前同

昆布 前同

李 竹皮籠二盛、紅白矢筒

相殿神饌各二臺

洗米 前同

神酒 前同

鯔 或ハ鱸李(木子カ) 前同

夕御饌祭

月並神供三臺 宵宮祭二同シ

神酒 前同

鯛 或ハ松魚塩魚 前同

白瓜 但シ立瓜糸瓜又阿古太瓜ヲ加フ

茄子 前同

薑 前同

桃 或ハ李 前同

相殿神饌各二臺 前同

鯛 或ハ松魚塩魚 前同

洗米 前同

行宮祭神饌 神饌臺ハ適宜

洗米 前同

神酒 同

松魚 五同

昆布 同

白瓜 同

茄子 同

李 同

薑 同

糸瓜 阿古太瓜 同

調度

樂太鼓 但太分

八却(脚)高机 壺却

三却神籬

大麻

塩湯

伶人直垂九組

(注) 以下、下段の小ポイント文字は朱書

〔C—57 〔祭典式書類綴〕〕

806 明治18年 (1885) (8月) 廿四日 晴 泊明よし之代 寺井種清

物勤

宵宮祭典式、献饌如例、奏樂黃鐘調

同神楽ヲ奏ス、午后第六時

午後第二時、富島蒲團太鼓入社

今宵表門閉鎖、午后第十二時

本年渡御休式、本殿及境内諸講鑄付等ハ総テ例年ノ通

氏子総代詰合、午前柏尾・浅井・村井午後田中・清海・天木

〔K2-19「本殿詰所日誌」〕

(注) 黄鐘調 (おうしきちょう)

807 明治18年 (1885) (8月) 廿五日 晴 泊明よしの代 大道久之

総直

大祭献饌本殿九臺・相殿三臺、祭式如例年、奏樂平調

渡御休式ニ依テ同刻則午後第七時、献饌九臺・相殿二臺、

(注) 奏樂太食調

同行宮參勤献饌、滋岡従長、山上有則・多那賀義輝

昨今両日太鼓并市場地車飾置

惣代詰合、午前坪井・土井・堀井・山下・飯田午後和田・山中・井上

〔K2-19「本殿詰所日誌」〕

(注) 太食調 (たいしきちょう)

808 明治18年 (1885) (8月) 廿六日 晴 泊明 大道久之

當直 渡辺助信

副直 渡辺吉之

北警察署へ祭日濟ニ依リ、兼て飾置ノ地車、本日元所へ

運搬届差出ス

鳳輦仕舞被呉候挨拶、市ノ側夫々へ廻禮、寺井種清

地車掛リ市場問屋仲買勘定方夫々江挨拶廻リ、同人

諸方并講々御供配り差出ス

〔K2-19「本殿詰所日誌」〕

809 明治18年 (1885) (9月) 三日 晴 泊明久之代 滋岡従長

當直 渡辺助信

副直 渡辺吉之

氏地惣代中集會、和田氏・飯田氏・田中氏・井上氏・清

海氏

祭禮寄附未納北六ヶ町へ依頼廻勤、寺井種清

〔K2-19「本殿詰所日誌」〕

810 明治十八年 (1885) 十月九日

秋

〔一七七〕

秋祭御届

一、當社秋祭本月廿五日祭典并流鏝

馬例年之通執行仕度候条、

此段御届仕候也

明治十八年十月九日

天満神社祠掌

寺井種清 (朱印)

同 祠官

滋岡功長 (印)

同氏子惣代

和田半三 (印)

飯田徳右衛門 (印)

山下與兵衛 (印)

前書届出候条奥印候也

戸長 坪井善兵衛 (朱印)

北區長鹿島彌兵衛殿

〔<sup>(朱書)</sup>書面之趣聞届候条、所轄警察

署へ可届出事

明治十八年十月九日

(朱印)

大阪府北區長鹿島彌兵衛 (朱印)

〔A—31「御指令書綴」

811 明治18年 (1885) (10月) 十日 晴

泊明 よし之代 大道久之

當直 渡辺助信

副直 大道久之

⑧

昨日北區役所へ、本日北警察署へ、秋祭流鏝馬執行届  
差出ス

〔K2—19「本殿詰所日誌」

812 明治十八年 (1885) 十月十三日

⑧

〔<sup>(朱書)</sup>書面之趣聞届候条、所轄警察署へ可届出事

明治十八年十月九日

大阪府北區長鹿嶋弥兵衛印

秋祭御届

一、本月廿五日秋祭禮執行仕度候条、此段御届仕候也

但流鏝馬ハ都合ニ依リ体式仕候

明治十八年十月十三日

天満神社祠掌

寺井種清

全 祠官

滋岡功長

全氏子惣代

和田半三

飯田徳右衛門

山下與兵衛

前書届出候条奥印候也

北區南森町外十一ヶ町

戸長 坪井善兵衛

北區長鹿嶋弥兵衛殿

《公庁諸願届本分局公達謄写》

〔L2—37〕「天満宮社誌資料」

813 明治18年 (1885) (10月) 十六日 晴 泊明久之代 渡辺吉之

當直 寺井種清

副直 大道久之

⑨ 昨日本府甲第九十二号布達ニ依リ秋祭延期届、北區役

所・北警察署へ差出ス

〔K2—19〕「本殿詰所日誌」

814 明治18年 (1885) (11月) 三日 晴 泊明從長代 大道久之

當直 寺井種清

副直 大道久之

⑨ 昨日本府甲第百壹号ヲ以テ甲第九十二号布達解停告示

之事

〔K2—19〕「本殿詰所日誌」

815 明治18年 (1885) (11月) 十三日 晴 泊明 寺井種清

當直 大町安敬

副直 渡辺吉之

⑨ 北區役所及北警察署へ、本月廿五日秋祭届差出ス

〔K2—19〕「本殿詰所日誌」

816 明治十八年 (1885) 十一月十三日

⑨ 「朱書一七八」

秋祭御届

一、本月廿五日秋祭禮執行

仕度候条、此段御届仕候也

但、流鏝馬ハ都合ニ依リ体式仕候

十八年十一月十三日 天満神社祠掌

寺井種清 (朱印)

全 祠官

817

明治18年 (1885) (11月) 十四日 晴 泊明 寺井種清

當直 全 人

滋岡功長 (印)

全氏子惣代

和田半三 (印)

全

飯田徳右衛門 (印)

全

山下與兵衛 (印)

前書届出候条奥印候也

北區南森町外十一ヶ町

戸長 坪井善兵衛 (朱印)

北區長鹿島弥兵衛殿

(朱書) 「書面之趣聞置候事」

但所轄警察署へモ届出

ツヘシ

明治十八年十一月十三日

大阪府北区長鹿島弥兵衛 (朱印)

〔A-31「御指令書綴」〕

副直 大道久之

(秋) 氏地・區役場、其外講々江秋祭報知回達ス

〔K2-19「本殿詰所日誌」〕

818 明治18年 (1885) (11月) 廿四日 雨 泊明<sup>吉之代</sup> 寺井種清

當直 大町安敬

副直 大道久之<sup>渡</sup>

(秋) 前日祭献饌如例

宵宮献饌<sup>小饗</sup>、奏神楽<sup>神酒</sup>

〔K2-19「本殿詰所日誌」〕

819 明治18年 (1885) (11月) 廿五日 晴、強風

泊明<sup>種清代</sup> 滋岡從長

総勤

(秋) 大祭献饌九臺・相殿三臺、<sup>奏楽</sup>盤涉調<sup>(注)</sup>

午后祭典、献饌如例、外添鮎・醴・柿・栗、<sup>奏楽</sup>太食調

堂島小杳形献上如昨年

行宮參勤、大道久之

〔K2-19「本殿詰所日誌」〕

(注) 盤涉調 (ばんしきちよう)

明治18年（1885）（11月）廿六日 雨

泊明種清代 滋岡從長

當直 渡辺助信

副直 渡辺吉之

⑨ 御供配り如例

〔K 2 | 19 〔本殿詰所日誌〕〕

明治十九年 (一八八六)

〔K2—20「本殿詰所日誌」〕

821 明治19年 (1886) (5月) 廿八日 晴 泊明安敬代 渡辺吉之

當直 寺井種清

副直 大道久之

松寫廓各町ヨリ悪病除献湯式神楽、明廿九日執行致呉度  
八田仲ヨリ申出候ニ付、承知之段報答致候事

〔K2—20「本殿詰所日誌」〕

822 明治19年 (1886) (5月) 廿九日 晴 泊明 渡辺吉之

當直 大町安敬

副直午後 渡辺吉之

松島各町ヨリ行宮ニ於テ献湯及式神楽執行依頼ニ依テ派  
出参勤、種清・安敬・久之

〔K2—20「本殿詰所日誌」〕

823 明治19年 (1886) (7月) 廿五日 晴 泊明 渡辺吉之

惣直

月並祭典、夏祭禮延期奏上  
奏楽太食調

行宮参勤、大道久之

824 明治19年 (1886) (9月) 十一日 晴 泊明種清代 大道久之

當直安敬代 滋岡従長

副直 渡邊清太郎

行宮繪馬舎寄付金皆納ニ付土井氏持参、種清全道柏尾氏  
へ相渡ス

〔K2—20「本殿詰所日誌」〕

825 明治19年 (1886) (9月) 十二日 晴 泊明種清代 大道久之

當直 寺井種清

副直 大道久之

昨日寄付金挨拶トシテ利倉・上田両氏へ種清・土井罷越

〔K2—20「本殿詰所日誌」〕

826 明治19年 (1886) (11月) 二日 晴 泊明 渡辺助信

當直 滋岡従長

副直 渡辺吉之

ⓐ 北區役所へ本月廿五日秋祭流鏑馬執行願書差出ス、即

日指令下附

北警察署へ右全断届書差出ス

〔K2—20〕「本殿詰所日誌」

827 明治十九年 (1886) 十一月二日

〔秋〕<sup>〔朱書〕</sup>  
「一七九」

秋祭御願

一、本月廿四五兩日當社秋祭流

鏑馬執行仕度候条、此

段上願候也

明治十九年十一月二日

天満神社祠掌

寺井種清 (朱印)

同 祠官

滋岡功長 (印)

氏子惣代

和田半三 (印)

飯田徳右衛門 (印)

山下與兵衛 (印)

大阪府

北區長増田濶殿

〔朱書〕  
「書面願之趣聞届候事」

但流鏑馬執行義八所轄警

察署へ届出へシ

明治十九年十一月二日

大阪府北區長増田濶 (朱印)

〔朱印〕

〔A—31〕「御指令書綴」

828 明治十九年 (1886) 十一月二日

〔秋〕<sup>〔朱書〕</sup>  
「一八〇」

秋祭ニ付流鏑馬式執行御願<sup>届</sup>

一、本月廿四五兩日當社秋祭執行

之義者、別昏寫之通北區

役所へ上願候處、朱書之通

御指令相成、就而者廿五日

當社表門前天神筋町ニ於テ

流鏑馬式執行仕度候条、依テ

此段上願<sup>御届</sup>候也

明治十九年

天満神社祠掌

十一月二日

寺井種清 (朱印)

同 祠官

大阪府

北警察署御中

滋岡功長(印)

〔A-31「御指令書綴」〕

829

明治19年(1886)(11月)廿三日 晴 泊明種清代 大道久之

當直 渡辺助信

鳳輦庫落成奏上祭、御神供、該庫清祓

〔K2-20「本殿詰所日誌」〕

830

明治19年(1886)(11月)廿四日 晴 泊明 滋岡從長

當直 大町安敬

副直 大道久之  
渡辺吉之

夜 総勤

⑨

前日祭献饌如例、奏樂 平調

宵宮神樂献饌、小饗神酒如例

〔K2-20「本殿詰所日誌」〕

831

明治19年(1886)(11月)廿五日 晴 泊明 滋岡從長

総直

⑨

秋祭献饌九臺・相殿三臺・高殿七臺、奏樂 雙調

堂島篝講倚頼ニヨリ献備、杵形三臺添

右祭式如前年

午后第三時走馬祭、献饌如常例、并柿・栗・

鮎・醴酒添、奏樂 盤涉講

馬祓 清祓馬場駈 滋岡從長

本駈 笹井龜二郎代  
三木信太郎

畢テ撤饌、神酒頂戴

行宮參勤、大町安敬

米國人某氏 大阪府  
外務掛 前田属付添參社、御内殿正面  
流鏑馬式 等ヲ撮寫ス

〔K2-20「本殿詰所日誌」〕

明治二十年 (一八八七)

832 明治貳拾年 (1887) 二月十九日

〔朱書〕  
「一八三」

〔朱印〕

甲 明治廿年二月廿一日  
第二二八八号

官有濱地繼續拝借願

北區若松町貳拾四番貳拾四番濱地甲地、明治

拾五年六月ヨリ私拝借罷在候

処、拾九年十二月ヲ以テ滿期ニ相成、

然ル処、他ニ移スヘキ地所無

之、必至困難罷在候ニ付、尚別

表ノ通繼續拝借仕度、料金

之義ハ成規ノ通上納シ、官用之

節ハ速ニ返上可致ニ付、特別

之御詮議ヲ以テ願上所、御聞届

被成下度、此段奉願上候也

明治貳拾年二月十九日

天満社惣代

北區伊勢町三拾六番地

〔朱書〕  
繼續願人 井藤儀兵衛 (朱印)

北區老松町三丁目六拾五番地

〔朱書〕  
保証人 井上伊助 (朱印)

北區此華町貳丁目四十四番地

〔朱書〕  
保証人 寺井種清 (朱印)

〔印〕  
「前書之通候也」

明治廿年二月十九日

大阪府北區長増田潤

大阪府知事建野郷三殿

〔朱書〕  
「書面之趣聽届ク」

明治廿年二月廿五日

〔朱書〕  
大阪府知事建野郷三 (朱印)

官有濱地繼續使用願付属表

堂寫川筋

北側

地名	北區若松町 廿四番甲 濱地	使用目	天満神社 御乗場	期限	二十年一月 二十二年十二月	間口	表四間五分二リ 裏四間五分	奥行	東二間一分二厘 西二間四分	坪数	拾坪 一合九勺	料金	一ヶ年 壹圓 八匁二リ
----	---------------------	-----	-------------	----	------------------	----	------------------	----	------------------	----	------------	----	-------------------

明治貳拾年 (1887) 二月十九日

〔朱書〕

「一八二」

〔朱印〕

甲 明治二十年二月廿一日  
第二二八九號

官有濱地繼續拝借願

北區若松町貳拾(貼紙)北濱拾三番濱地、明治

拾五年六月ヨリ私拝借罷在候

処、拾九年十二月ヲ以テ満期ニ相成、

然ル処、他ニ移スヘキ地所無

之、必至困難罷在候ニ付、尚別

繼續願人

井藤儀兵衛 (朱印)

〔A-31 御指令書綴〕

表ノ通繼續拝借仕度、料

金之義ハ成規ノ通上納シ、官

用ノ節ハ速ニ返上可致ニ付、

特別之御詮議ヲ以テ願上所

御聞届被成下度、此段奉願

上候也

明治貳拾年二月十九日

天満社惣代

北区伊勢町三拾六番地

繼續願人 井藤儀兵衛 (朱印)

北区老松町三丁目六拾五番地

保証人 井上伊助 (朱印)

北区此華町貳丁目四十四番地

保証人 寺井種清 (朱印)

〔印〕 前書之通候也

明治廿年二月十九日

大阪府北區長増田濶

大阪府知事建野郷三殿

〔朱書〕 書面之趣聽届ク

明治廿年二月廿五日

〔朱印〕

大阪府知事建野郷三（朱印）

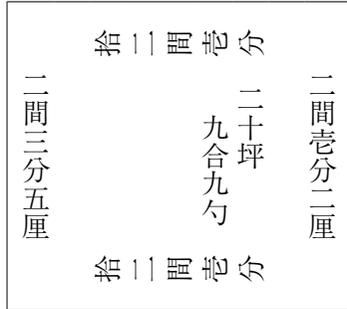
官有濱地繼續使用願付屬表  
堂寫川筋

北側

地名	北區若松町 二十三番 濱地	使用目	天満神社 御乗場	期限	二十年一月 二十年十二月	間口	表十二間一分 裏拾二間一分	奥行	東廿間三分五厘 西二間一分二厘	坪数	二十坪 九合九勺	料金	一ヶ年 二円二十 弍銭九厘
----	---------------------	-----	-------------	----	-----------------	----	------------------	----	--------------------	----	-------------	----	---------------------

繼續願人

（貼紙）  
伊井藤儀兵衛（印）



〔A—31「御指令書綴」〕

834 明治20年（1887）（6月）六日 晴

泊明 従長代 大道久之  
當直 渡辺助信  
副直 大道久之

午后氏子惣代集会

〔K2—20「本殿詰所日誌」〕

835 明治20年（1887）（6月）七日 晴

泊明 より長代 大道久之  
種清代  
當直 大町安敬  
副直 渡辺清太郎

祭礼件ニ付太鼓中山吉及塩嘉へ出張、  
寺井種清・土井伊  
右衛門

〔K2—20「本殿詰所日誌」〕

836 明治20年（1887）（6月）八日 晴

泊明 渡辺助信  
安よし代  
當直 寺井種清  
副直 大道久之

諸橋測量、渡辺助信、堀井栄太郎・土井伊右衛門・塩嘉

〔K2—20「本殿詰所日誌」〕

837 明治20年（1887）（6月）九日 雨

泊明 渡辺助信  
當直 全 人

氏子惣代集會

〔K2—20「本殿詰所日誌」〕

副直 渡辺清太郎

838 明治20年 (1887) (6月) 十日 晴

泊明 大道久之

當直 大町安敬

副直 大道久之

太鼓中廻勤、祠掌種清、惣代土井

〔K2—20「本殿詰所日誌」〕

839 明治20年 (1887) (6月) 十一日 晴

泊明 大道久之

當直 寺井種清

副直 大道久之

太鼓中廻勤、昨日全人

〔K2—20「本殿詰所日誌」〕

840 明治20年 (1887) (6月) 十三日 晴

泊明 渡辺吉之

當直 渡辺助信

副直 渡辺吉之  
大道久之

北區役所へ夏祭七月廿四五兩日執行願差出入、即刻許可  
北警察署へ前全断届、且鳳輦・神輿渡御出願、直ニ許可

西警察署  
水上警察署 へ前頭渡御届差出入

〔K2—20「本殿詰所日誌」〕

841 明治二十年 (1887) 六月十三日

(朱書)  
「一八四」

祭日御願

一、府社天満神社夏祭禮、

例年之通、来ル七月廿四・廿五

兩日執行仕度候ニ付、此段上

願候也

天満神社祠官

明治二十年六月十三日 滋岡功長(印)

全 祠掌

寺井種清(朱印)

全 氏子惣代

和田半三(印)

全

飯田徳左衛門(注)(印)

北區長増田瀧殿

〔朱書〕  
「書面願之趣聞届候事

但、所轄警察署江届出へシ

明治二十年六月十三日

大阪府北区長増田濶」(朱印)

〔A—31「御指令書綴」

(注)「飯田徳右衛門」、これより以降「徳左衛門」

842 明治二十年 (1887) 六月十三日

〔朱書〕  
「一八五」

鳳輦神輿渡御願

一、来ル七月廿五日祭禮ニ付、該日鳳輦・

神輿、西區松寫行宮へ渡御仕度候

条、御許容被成下度、尤モ道筋之儀

別紙之通りニ付、此段上願候也

但、猿田彦彦騎、催シ太鼓壱個并ニ附

属之神器拾壱、是亦行列中ニ相加へ

候ニ付、併テ上願候也

天満神社祠掌

明治二十年六月十三日

寺井種清 (朱印)

大阪府北警察署御中

〔朱書〕  
「第一七五号

書面之趣許可ス

明治廿年六月十三日

大阪府北警察署」(朱印)

〔朱書〕  
「一八五」

渡御道筋

渡御道筋

一、當社表門西へ、天神橋筋南へ、市之側

西へ、若松町濱ヲ舩御、堂島川ヲ下り、

木津川新橋下流、御本府門前濱ヨリ

陸路南へ、大涉り橋渡り、梅本町南へ、

梅本橋渡り、松島行宮へ着御

還御道筋

行宮北へ、梅本橋渡り北へ、大涉り橋渡り

北へ、御本府前濱ヨリ舩御、木津川ヲ

経テ、堂島川ヲ溯リ、若松町濱ヨリ陸

路東へ、難波橋北へ、表門通天神

小橋東へ、當社へ還御

右之通御座候也

〔A—31「御指令書綴」

843 明治廿年 (1887) 六月十三日

〔朱書〕  
「一八六」

御請書

- 一、輿丁ノ人員ヲ限り、目印ヲ顕帶セシムル事
- 一、粗暴ノ挙動ヲナサル様、取締ノ事
- 一、棍棒等ヲ太鼓ノ内へ藏置セシメザル様、  
可致事
- 一、請求出費、敢テ致サセマジキ事
- 一、奇怪ノ風体ヲ為サシメザル事

今般天満神社祭禮ニ付、鳳輦・神輿・太鼓等ヲ

差出シ御許可相成候ニ付テハ、右各項堅ク

相守可申候、依テ受書差上候也

明治廿年 天満神社祠掌

六月十三日 寺井種清 (朱印)

大阪府

北警察署御中

〔A-31「御指令書綴」〕

844 明治20年 (1887) (6月) 十五日 雨 泊明 吉之代 大道久之

當直 大町安敬

氏子惣代集會

〔K2-20「本殿詰所日誌」〕

副直 渡辺吉之

845 明治20年 (1887) (6月) 二十日 雨 泊明 渡辺助信

當直 滋岡從長  
副直 大道久之

富嶋・安治川引船係、江之子嶋神輿係及熊宗へ、為  
祭礼依頼出勤、渡辺助信、飯田徳左衛門・田中義兵衛

〔K2-20「本殿詰所日誌」〕

846 明治廿年 (1887) 六月二十日

〔朱書〕  
「一八七」

神輿上陸乗船場歩ミ板設置御願

當社祭禮船渡御、来ル七月廿五日執行仕候ニ就而者、

御廳表濱ヨリ上陸、還御之節者乗船場ニ

仕度、且又同月廿三日ヨリ廿六日マデ該所ニ

繩綱ヲ以テ、東西貳間・南北五間ノ歩ミ板

設置仕度、尤祭禮相濟次第取拂、

元形之通り清潔ニ可致候条、此段御

許容被成下度併セテ上願候也

明治廿年

天満神社祠官

六月二十日

滋岡功長 (印)

同 祠掌

寺井種清 (朱印)

氏子総代

和田半三 (印)

同

飯田徳左衛門 (印)

江ノ子島世話係

金子糸助 (朱印)

同

播野石藏 (印)

同

阿部弥助 (印)

大阪府知事建野郷三殿

(朱書)  
「書面願之趣聴届ク

明治二十年六月廿二日

大阪府知事建野郷三」(朱印)

(朱印)

847

明治二十年 (1887) 六月廿日

(朱書)  
「一八八」

神輿上陸乗船場歩ミ板設置履歴

一、明治十五年度、七月廿三日ヨリ全廿六日迄御廳表

濱ヨリ上陸通行、乗船場ニ設置候事

一、明治十六年度、七月廿三日ヨリ全廿六日迄例年

之通執行之事

一、明治十七年度、例年之通り

一、明治十八年度、当地水害ノ為ニ渡御不執

行候事

一、明治十九年度、是レ又流行病ニ為ニ不

執行候事

右之通相違無之候也

西区江ノ子寫上町一番地

氏子惣代

明治二十年六月廿日

阿部弥助 (印)

大阪府知事建野郷三殿

「A-31」御指令書綴」

「A-31」御指令書綴」

848 明治20年 (1887) (6月) 二十三日 雨 泊明 大道久之

當直 大町安敬

副直 大道久之

北區此花町一丁目十八番地珠沢芳松・全區白屋町十九番

地平野米三郎ノ兩名、七月一日ヨリ九月卅日限表門(珠)  
戎門(平)

路傍へ水出店出願ニ付当直奥印ス

〔K2—20「本殿詰所日誌」〕

849 明治20年 (1887) (6月) 廿四日 晴 泊明安敬代 大道久之

當直 滋岡從長

副直 大道久之

太鼓之件ニ付報へ出勤、滋岡祠官・寺井種清

立賣堀阿波新へ御船材木借用依頼、并同家・杉山・天

忠・新長・藪岡へ例之通籌献上之件依頼出勤、渡辺助信、

惣代 飯田・山中・田中

〔K2—20「本殿詰所日誌」〕

850 明治20年 (1887) (6月) 廿七日 晴 泊明種清代 大道久之

當直 大町安敬

副直 大道久之

祭礼之件、諸講廻勤、助信

全件、堂寫・北新地廻勤、種清

〔K2—20「本殿詰所日誌」〕

851 明治20年 (1887) 七月一日 晴 泊明 渡辺助信

當直 大町安敬

副直 大道久之

氏子惣代、祭礼之件ニ付集會

〔K2—20「本殿詰所日誌」〕

852 明治20年 (1887) (7月) 六日 晴 泊明種清代 大道久之

當直 大町安敬

副直 大道久之

相合・川壽・追分・滝川各部内廻勤、祠掌助信、氏子惣

代 浅井土井

〔K2—20「本殿詰所日誌」〕

853 明治20年 (1887) (7月) 七日 晴 泊明種清代 大道久之

當直 渡辺助信

副直 大道久之

岩井部内廻勤、祠掌種清・氏子惣代坪井、附川崎大寫

菅南部内廻勤、祠掌助信・氏子惣代菅野田中  
安治川・富寫・ざこば・江ノ子寫・新町材木商等廻勤  
祠掌安敬・氏子惣代柏尾山中

[K2-20 「本殿詰所日誌」]

854 明治二十年 (1887) 七月七日

(朱書)  
「一八九」

御願

府社天満神社、本年渡御執行候ニ付テハ、従前

當日區吏数名御出張保護被成下候慣例

モ有之、旁以テ本年モ同様御出張相成度、此

段上願候也

明治二十年七月七日

天満神社祠掌

寺井種清 (朱印)

全社氏子惣代

菅野長兵衛 (朱印)

大寫良輔 (朱印)

大阪府北區長

増田 澗殿

(朱書)  
「書面之趣聞届ク」  
明治二十年七月七日  
大阪府北區長増田澗 (朱印)

[A-31 「御指令書綴」]

855 明治20年 (1887) (7月) 八日 晴

泊明従長代 大道久之

當直 寺井種清

副直 大道久之

氏子惣代集會

[K2-20 「本殿詰所日誌」]

856 明治20年 (1887) (7月) 九日 晴

泊明従長代 大道久之

當直 寺井種清

菅南・堀川南北部内残廻勤、祠掌助信、氏子惣代土井

伊勢・若松・絹笠各部内廻勤、祠掌安敬・氏子惣代

天木、附川壽  
堀井

市場所々廻勤、種清

[K2-20 「本殿詰所日誌」]

857 明治20年 (1887) (7月) 十日 晴

泊明 渡辺助信

當直 滋岡従長

副直 大道久之

堂寫新地部内廻勤、祠掌種清、氏子惣代清海山中

太鼓中遠方分廻勤、祠掌助信、惣代土井

社近辺残所々廻勤、助信

氏地外網彦其他所々廻勤、大野種吉

催太鼓練習届、本日北警察署差出入

〔K2—20〕「本殿詰所日誌」

860 明治二十年 (1887) 七月十六日

(朱書)  
「二〇一」

学乙四百五拾参号」

目錄

一、緋羅紗幟 壹旒

一、紅提灯 壹對

但、付属品付

右旧川崎小学校用

858 明治20年 (1887) (7月) 十一日 晴 泊明 渡辺助信

當直 寺井種清

副直 大道久之

堂寫・合羽寫等廻勤、祠掌種清、惣代菅野

篝所々廻勤、祠掌助信、惣代浅井

〔K2—20〕「本殿詰所日誌」

但、付属品付

右岩井小学校用

一、緋羅紗幟 壹旒

一、紅提灯 壹對

859 明治20年 (1887) (7月) 十二日 雨 泊明 大道久之

當直 滋岡從長

副直 大道久之

氏子惣代集會

〔K2—20〕「本殿詰所日誌」

但、付属品付

右旧追分小学校用

一、緋羅紗幟 壹旒

一、紅提灯 壹對

一、緋羅紗幟 壹旒

一、紅提灯 壹對

但、付属品付

右滝川小学校用

一、緋羅紗幟 壹旒

一、紅提灯 壹對

但、付属品付

右菅南小学校用

一、緋羅紗幟 壹旒

一、紅提灯 壹對

但、付属品付

右堀川小学校用

一、緋羅紗幟 壹旒

一、紅提灯 壹對

但、付属品付

右旧堀川南小学校用

一、緋羅紗幟 壹旒

一、紅提灯 壹對

但、付属品付

右旧田箕小学校用

右ハ氏神祭禮用ニ供スル品ニ有之候處、今般協議ノ上、御社へ寄贈候条、御受領相成度候也

追而御查收之上ハ、該領収証御差

回相成度候也

明治二十年七月十六日

大阪府北区役所（朱印）

菅原神社御中

追伸、左ノ二校分ハ少々都合有之、

未夕寄贈ノ義協議ノ場合ニ不至

候得共、素ヨリ氏神祭禮用ニ供

スル品ニ付、今般他数校寄付ノ上ハ、

飾付御都合モ有之候哉ニ被存候間、

併セテ差出候条、御飾付之後ハ一時

御返却相成度候也

追而本文協議ノ上ハ更ニ何分ノ

義申進候見込ニ有之候間、此邊

申添候也

861

明治廿年 (1887) 七月十八日

〔朱書〕一九〇

一、緋羅紗幟 壹旒

但、付属品無之

右相生小学校用

一、緋羅紗幟

〔朱書〕參旒

一、紅提灯

〔朱書〕參對

但、付属品付

右当時西天満小学校分

(付紙)

一、緋羅紗幟

壹旒

一、紅提灯

壹對

但シ、付属品共

右旧中ノ島小学校用

〔A-31 御指令書綴〕

(朱印)

甲 明治廿年七月十九日  
第一一二四二号

神輿乗船上陸場歩ミ板設置御願

當社祭禮船渡御ニ付、北區若松町濱地

廿三番地ヨリ乗船、還幸之節者上陸場

ニ付、來ル廿三日ヨリ廿六日迄同所ニ繩綱ヲ以

テ、東西五間・南北壹間半ノ歩ミ板取設

仕度、尤祭禮相濟次第取拂、元形之

通清潔ニ可致候条、此段御許容被成

下度、依テ上願候也

明治廿年

天満神社祠官

七月十八日

滋岡功長 (印)

同 祠掌

寺井種清 (朱印)

氏子惣代

和田半三 (印)

同

菅野長兵衛 (朱印)

濱地拝借人

伊藤儀兵衛 不在ニ付

代理

菅野長兵衛 (朱印)

〔<sup>印</sup>〕前書之通候也

明治二十年七月十八日

大阪府北區長増田潤

大阪府知事建野郷三殿

上流橋杭大間毎ニ齋竹二本宛、祭日限り

繩綱ヲ以テ取附申度、尤祭禮相濟

次第速ニ取拂、元姿之通清潔ニ可

致候条、御許容被成下度、依テ此段上願候也

明治廿年

天満神社祠官

七月十八日

滋岡功長 (印)

同 祠堂

寺井種清 (朱印)

氏子惣代

和田半三 (印)

同

菅野長兵衛 (朱印)

〔朱印〕

〔<sup>朱書</sup>〕書面願之趣聽届ク

明治二十年七月十九日

大阪府知事建野郷三 (朱印)

〔A-31〕御指令書綴

862

明治廿年 (1887) 七月十八日

〔<sup>朱書</sup>〕一九一

〔<sup>朱印</sup>〕

甲 明治廿年七月十九日  
第一一二四三号

渡御ニ付橋杭へ齋竹結付御願

本月廿五日當社祭禮船渡御式執行ニ付テハ

水路、大江橋・渡辺橋・田箕橋・玉江橋・堂寫

大橋・船津橋・端達藏橋・新橋等之諸橋、

〔<sup>印</sup>〕前書之通候也

明治二十年七月十八日

大阪府北區長増田潤 (朱印)

大阪府知事建野郷三殿

〔<sup>朱書</sup>〕書面趣聽届ク

明治二十年七月十九日

大阪府知事建野郷三 (朱印)

〔朱印〕

〔A-31〕御指令書綴

863 明治20年 (1887) (7月) 十九日 晴 泊明 種清代 大道久之

當直 大町安敬

副直 大道久之

若松町御乘船場歩ミ板設置願并橋杭へ齋竹結付

願、本日府廳へ出願之処、即日聴届相成候事

〔K2—20 〔本殿詰所日誌〕

864 明治20年 (1887) (7月) 二十日 晴 泊明 從長代 大道久之

當直 寺井種清

副直 大道久之

篝火取設并杭木等設置願并浪花橋上へ献燈之願、本日北

警察署へ差出候処即日許可

御通輦之際橋上通行差止願差出ス

〔K2—20 〔本殿詰所日誌〕

865 明治二十年 (1887) 七月廿日

(朱書)  
〔一九二一〕

橋上へ献燈之義御願

本月廿四五兩日當社祭禮ニ付、浪花橋

北詰有志者ヨリ該橋上へ献燈可致候

二付、御許容被成下度、尤往来ノ障害  
不相成様注意可仕、依テ此段上願候也

明治二十年 天満神社祠掌

七月廿日 寺井種清 (朱印)

大阪府

北警察署御中

(朱書)  
〔第四三七号

書面之趣許可ス

明治廿年七月廿日

大坂府北警察署 (朱印)

〔A—31 〔御指令書綴〕

866 明治廿年 (1887) 七月二十日

(朱書)  
〔一九三二〕

篝火取設并杭木等設置御願

本月廿五日當社祭禮渡御ニ就而者、有志輩ヨリ

陸路沿道并中之寫等ニ於テ、大小之篝火相

設候ニ付、其場所之都合ニ依リ、繩綱ヲ以テ聊

歩ミ板組立、或ハ棒杭斗リニテ衛士 (篝器) 相

掛候等所々取設申度、尤前頭有志者ノ  
義ニ付、豫シメ多少員数取極兼候得共、通行  
人往来ノ障害不相成様注意可仕候条、  
兼テ御許容被成下度、尚祭禮濟之上者  
速ニ取拂、道路元形ノ通清潔ニ可致、依テ  
此段上願候也

明治廿年七月二十日

天満神社祠掌

寺井種清 (朱印)

大阪府

北警察署御中

(朱書)  
「第四三八号」

書面之趣許可ス

明治廿年七月廿日

大阪府北警察署「(朱印)

「A-31「御指令書綴」」

867

明治20年 (1887) 七月二十日

(朱書)  
「一九五」

渡御ニ付各橋下御通輦之際橋上  
通行差止之義御願

本月廿五日當社祭禮舩渡御ニ就テハ

水路、大江橋・渡邊橋・田箕橋・玉江橋・堂

寫大橋・舩津橋・端達藏橋・新橋等

ノ諸橋、鳳輦・神輿、該橋下御通行

之際ノミ、先例之通橋上諸人通行

御差止メ被成下度、此段上願候也

七月二十日 天満神社祠掌

寺井種清 (朱印)

大阪府

北警察署御中

「A-31「御指令書綴」」

868

明治廿年 (1887) 七月二十日

(朱書)  
「一九八」

(朱印)

甲 明治廿年七月十九日  
第一一二四一号

天神橋北詰柵垣ノ義御願

當社祭禮来ル廿五日執行ニ付、旧記慣例ニ依リ

御道筋ハ天神橋筋壹丁目、同橋北詰西へ、渡御

可相成義ニ有之候處、目下同橋詰ハ架橋ノ

為メ柵垣等有之、道幅余程狭隘ニシテ到底

御通輦難相成、去迎此度限り変路可

致ハ氏子中ノ協議ヲ遂ルニアラザレハ、变换スル

不能而已ナラズ旧例有之、到底変路難致

事情ニ候間、世話方之面々難渋罷在、甚勝

手ケ間敷義ニ候得共、来ル廿四日廿五日ノ祭日中、

天神橋筋壹丁目東角ヨリ西へ之處、川岸へ

三尺斗該柵垣御引除置相成度、此段

氏子惣代連署奉願上候也

但シ、本件柵垣轉置及祭禮濟元形ニ

復シ候費用ハ、悉皆御達次第上納可

致此段添願候也

明治廿年

天満神社祠官

七月二十日

滋岡功長（印）

同 祠堂

寺井種清（朱印）

氏子惣代

菅野長兵衛（朱印）

〔印〕  
「前書之通候也」

明治二十年七月二十日

大阪府北區長増田潤

大阪府知事建野郷三殿

〔朱書〕  
「書面聞届ク」

但、諸事ハ該橋出張官ノ差圖ニ随フヘシ

明治二十年七月廿二日

大阪府知事建野郷三（朱印）

〔A—31「御指令書綴」〕

869

明治20年（1887）（7月）廿一日 晴

泊明從長代 大道久之

當直 渡辺助信

副直 渡辺吉之

楽人中へ廻勤、久之

安治川水上警察署及西警察署へ本日篝火取設并歩ミ板

杭木等設置願差出、即日許可

〔K2—20「本殿詰所日誌」〕

870

明治廿年（1887）七月二十一日

〔朱書〕  
「一九四」

篝火取設ニ付歩ミ板并杭木設置御願

本月廿五日當社祭禮船路神幸ニ就而者、有志輩

ヨリ沿道川筋・堂島川・木津川ノ中ニ於テ、大小ノ篝火

相設候ニ付、其場所之都合ニ依リ川岸等へ聊

歩ミ板繩綱ヲ以テ設置シ、或ハ水上へ棒杭斗

ニテ衛士(篝器)相掛ケ候等所々取設申度、尤

前頭有志者ノ義ニ付、豫シメ多少員數難計

候得共、通行他船ノ障害不相成様注意可

仕候間、兼テ御許容被成下度、尚祭禮濟之上

ハ速ニ取拂、元形之通清潔ニ可致、依テ此段

上願候也

明治廿年七月二十一日

天満神社祠堂  
寺井種清 (朱印)

大阪府

安治川水上警察署御中

(朱書)  
「書面之趣許可ス」

明治二十拾年七月廿一日

〔朱印〕  
安治川水上警察署 (朱印)

篝火設置大畧箇所

若松町濱凡二ヶ所

中之島七丁目濱

堂島寄場濱

田箕橋濱

玉江橋濱凡二ヶ所

製銅會社濱

製帑場濱

紡績所濱

堂島大橋修道館濱

堂島大橋北詰下流

堂島濱二丁目ヨリ五丁目ニ至ル

字合羽島濱凡三ヶ所

下福島濱

舟津橋濱

端達藏劔先

雜喉場濱

新橋濱  
中之島七丁目  
砂糖會社濱

亀井橋下流

〔A-31〕御指令書綴

871 明治20年 (1887) (7月) 廿二日 晴 泊明 渡辺助信

當直 大町安敬

副直 渡辺吉之

北警察署へ地車入社願并催太鼓出入願、本日出願之処

即日許可、又東警察署へ浪花橋上献燈之義出願、即日許

可安治川水上警察署ヨリ呼出ニ付、大道久之出署之処、

渡御々出門并御乗船届可致旨通達ニ依直ニ差出ス

〔K2-20〕本殿詰所日誌

872 明治廿年 (1887) 七月廿二日

〔朱書〕  
「一九六」

橋上へ献燈之義御願

本月廿四五両日當社祭禮ニ付、浪花橋南詰

有志者ヨリ該橋上へ献燈可致ニ付、

御許容被成下度、尤往来之障害

不相成様注意可仕、依テ此段上願候也

天満神社祠掌

寺井種清 (朱印)

大阪府

東警察署御中

當社夏祭禮ニ付、境内据置有之候催シ

太鼓、本月廿四日午前九時過ヨリ打出シ、

當社表門東へ、天満橋筋南へ、字魚之棚

東へ、白屋町南へ、同町四番地中島外吉

門先へ据置、午後第三時過該家南へ、

濱通り西へ、天満橋中央迄、夫ヨリ引

返シ、同橋北詰西へ、天神筋町北へ、

當社へ入社候ニ付、此段上願候也

明治廿年 天満神社祠掌

七月廿二日 寺井種清 (朱印)

大阪府

北警察署御中

873 明治廿年 (1887) 七月廿二日

〔朱書〕  
「一九七」

催シ太鼓出入御願

〔朱印〕

〔朱印〕  
「書面之趣許可ス」

明治廿年七月廿二日

大阪府東警察署 (朱印)

〔A-31「御指令書綴」

〔朱印〕

〔朱書〕  
「第四七〇号」

〔朱印〕  
「書面之趣許可ス」

明治廿年七月廿二日

大阪府北警察署 (朱印)

〔A-31「御指令書綴」

明治廿年 (1887) 七月廿二日

〔朱書〕  
「一九九九」

地車之義ニ付御願

当社夏祭禮ニ付、天満青物市場所有ノ

地車、北區今井町淺井元七外有志者

ヨリ借受ケ、来ル廿三日午後三時頃ヨリ

天神橋筋四丁目地車藏ヨリ引出シ、同所

南へ、寺町東へ、天満橋筋南へ、濱通西へ、

天神筋町北へ、当社へ入社仕度候ニ付、

御許可被成下度、依テ此段上願候也

但シ、途中鳴物相用ヒ候ニ付、添テ上申候也

明治廿年

天満神社祠掌

七月廿二日

寺井種清 (朱印)

大阪府

北警察署御中

〔朱書〕

「第四六九号」

〔朱印〕

「書面之趣許可ス」

明治廿年七月廿二日

大阪府北警察署 (朱印)

明治二十年 (1887) 七月廿二日

出門時間御届

一、出御 午后第四時

右之通相定メ候得共、何分当社ヨリ傭入之人足ニテモ

無之、諸講内ヨリ集リ候鳥合之多人數ニ付、該制限ニ

〔聴カ〕  
睨ト相揃候義ニモ至リ兼候事情モ有之、然シナカラ可

成丈ケ神官中ヨリ注意可仕候条、此段兼テ御聞

置被成下度、依テ御届上申候也

但シ本件ノ都合ニ付、御乗船ハ多分午后六時頃ニ可

相成候也

明治二十年七月廿二日

天満神社祠掌

寺井種清代理

全 社常備出仕

大道久之

大阪府安治川

水上警察署 御中

〔公庁諸願届本分局公達謄写〕

〔L2-38「天満宮社誌資料」〕

〔A-31「御指令書綴」〕

876 明治20年 (1887) (7月) 廿三日 晴 泊明 渡辺助信

當直 寺井種清

副直 大道久之

市場共有之地車、浅井元七外有志者之名義ヲ

以借受、廿四日・廿五日飭付候筈、本日該地車土

蔵ヨリ引出し、東天満邊引回り本社へ引込候事

〔K2-20 〔本殿詰所日誌〕〕

午前祭典執行

鳳輦神輿入殿、遷坐、伊塚氏所寄之紫幕ヲ以テ假ニ絹垣トシ、拜殿東西ノ柱ニ結フ

御船代梅楯ハ三柱共新ニ楯ヲ用ヒ、前後六枝ナリ

午後四時三十分御出門

行列次第

猿田彦并刀祢・松島廓 催太鼓・劔先中

吹貫幟・道具商 刀祢・童講

刀祢・新丁 八乙女・北新地

大神・久栄講 神子・二人

御供櫃鉾・御供講 万歳旗御供櫃・日供講

騎馬・山上有則 茅輪・梅寿講

真榊・赤心講 御鉾・此花丁一丁目

太刀・丑日講 騎馬・渡邊吉之

提燈御弓幟吹抜・祭礼講 提灯・市場

提灯・乾物中 御旗・菅前講

前驅・大道久之 塩水 盤水講

伶人・有志中 鳳輦・市之側

神馬 祠官代寺井種清 騎馬

滋岡從長

渡辺助信

877 明治20年 (1887) (7月) 廿四日 晴 泊明 大道久之

當直

副直

祭典如例、宵宮御神樂如例

童講参詣

太鼓宮入

松島式丁目太鼓・舟津町太鼓宮入

當夜社内ニ飭置

〔K2-20 〔本殿詰所日誌〕〕

878 明治20年 (1887) (7月) 廿五日 晴 泊明 大道久之

惣番

神幸中 御本社御番

騎馬・大町安敬

翳・菅神講

神輿・天神橋二丁目  
地下町

神輿・江之見嶋町

幟吹貫・御翠簾講

區吏 本年初例

提灯・氏子惣代

提灯・北區消防方

船路御無事、行宮午後十一時過

還御廿六日曉六時

〔K2—20〕「本殿詰所日誌」

(注) 楮(すわえ) ↓木の枝や幹から細く長く伸びた若い小枝

879 明治廿年 (1887) 七月廿六日

(朱書) 〔二〇〇〕

地車ニ付御願

過日御許可相成候天満青物市場共有地車、

北區今井町淺井元七外有志者ヨリ借受、

天満神社へ銚付之義、祭礼相濟候ニ付、地車

返却之ため天神橋筋四丁目七番地土藏へ曳

行候処、該地車入費差出し候有志者へ挨拶

之心得ニ而、別紙之通之道路ヲ通行、右土藏へ

納度、此段上願候也

但シ、過日曳出之節之通鳴物相用通行候ニ付、

併而奉願候也

明治廿年七月廿六日

天満神社祠堂

寺井種清 (朱印)

(朱書) 〔第五〇九号〕

書面之趣許可ス

明治廿年七月廿六日

(朱印) 大坂府北警察署 (朱印)

北警察署御中

〔A—31〕「御指令書綴」

880 明治20年 (1887) (7月) 廿七日 晴 泊明 渡辺吉之

當直 寺井種清

副直 大道久之

御供配り

回禮、従長

〔K2—20〕「本殿詰所日誌」

881 明治20年 (1887) (7月) 廿八日 晴 泊明 渡辺吉之

當直 渡辺助信

副直 渡辺吉之

回礼、種清・従長

882

明治20年 (1887) (7月) 廿九日 晴 泊明 渡辺吉之

當直 大町安敬  
副直 大道久之

回礼、従長

氏子惣代集會、祭礼勘定

[K 2—20 「本殿詰所日誌」]

[K 2—20 「本殿詰所日誌」]

883

明治20年 (1887) (7月) 三十日 晴 泊明 大道久之

當直 寺井種清  
副直 渡辺吉之

回礼、従長

[K 2—20 「本殿詰所日誌」]

884

明治20年 (1887) (8月) 三日 晴 泊明<sup>助信代</sup> 大道久之

當直 渡辺助信  
副直 大道久之

太鼓中残・鞞等回礼、種清

[K 2—20 「本殿詰所日誌」]

885 明治20年 (1887) (8月) 廿二日 晴 泊明<sup>種清代</sup> 渡辺吉之

當直 寺井種清

③

祠官滋岡功長病死届出ル、滋岡従長忌引、大道久之同断

[K 2—20 「本殿詰所日誌」]

886 明治20年 (1887) (8月) 廿六日

泊明<sup>安よし代</sup> 渡辺吉之  
當直 渡辺助信  
副直 渡辺吉之

③

滋岡祠官葬祭ニ付、寺井種清・大町安敬罷越

[K 2—20 「本殿詰所日誌」]

887 明治廿年 (1887) 九月廿七日

③

〔二〇一〕

秋祭御<sup>(貼紙)</sup>申願

来十月廿五日當社秋祭且流

鎗馬執行仕候間、此段御<sup>(貼紙)</sup>申願

申上候也

明治廿年九月廿七日 天満神社祠掌

寺井種清 (朱印)

全 氏子惣代

和田半三 (印)

全 氏子惣代

飯田徳左衛門 (印)

大阪府

北區長増田潤殿

<sup>(朱書)</sup>  
「書面願之趣聞届ク

但、所轄警察署江届出ベシ

(朱印)

明治二十年九月廿七日

大阪府北區長増田潤 (朱印)

〔A-31「御指令書綴」

寺井氏・大町氏承之

〔K2-21「日誌」

890 明治20年 (1887) (10月) 十九日 曇

(秋) 山中氏来所

大工町ヨリ秋祭手傳建札申来ル、7:500

〔K2-21「日誌」

891 明治廿年 (1887) 十月十九日

(秋) <sup>(朱書)</sup>  
「二〇三」

御届

本月廿五日当社秋祭流鏝

馬執行ニ就而者、来廿一日・廿二日

両日間毎朝七時頃より八時過迄

本社西手附属地 (民有地) ニ於テ乘

馬練習仕度、尤参詣人等之障害

不相成様注意可仕候条、此段

御届仕候也

明治廿年 天満神社祠掌

十月十九日 寺井種清

888 明治20年 (1887) 十月一日 曇天

(秋) 土井氏、流鏝馬秋祭乘馬

ノ義、寺井氏ト同伴、市場魚喜宅へ

倚頼越ス

〔K2-21「日誌」

889 明治20年 (1887) (10月) 九日 晴天

(秋) 流鏝乗馬人断謝ノ報知ニ来ル

大坂府北警察署御中

〔A—31「御指令書綴」〕

892 明治20年 (1887) (10月) 廿一日 晴

⑧(秋) 流鏑馬下乗、

園地ニテ警古、

廿二日廿三日以上

三日間ノコト

〔K2—21「日誌」〕

893 明治20年 (1887) (10月) 廿三日 曇

⑧(秋) 坪井氏・土井氏・

柏尾氏、秋祭ノ拵前備

一社中惣手傳大工毛雇入ル、

流鏑馬ノ件ニ付輿氏

来所、種々寺井氏ト

談示アリ

〔K2—21「日誌」〕

894 明治20年 (1887) (10月) 廿四日 晴

泊明 渡辺吉之

當直 渡辺鐵信

副直 渡辺吉久之

夜総勤

⑧(秋) 前日祭献饌如例、奏樂大食調

宵宮神樂献饌小饗神酒如例

行宮参勤、大道久之

〔K2—20「本殿詰所日誌」〕

895 明治20年 (1887) (10月) 廿四日 晴

⑧(秋) 祭典、奏樂

〔K2—21「日誌」〕

896 明治二十年 (1887) 十月廿四日

(朱書) 〔二〇一ノ内

学乙第五一三号〕

各小學校提灯・幟等ハ既ニ

寄贈相成候得共、(カ) 相生・西天満両校ノ

分ハ未タ協議不相整候ニ付、

寄贈之運ニ至リ難キ旨申

(カ) 進置候處、今般弥寄贈候事ニ

取極り候条、右様御知念相成度

此段申進候也

明治二十年十月廿四日

大阪府北区役所 (朱印)

天満神社々務所御中

追テ願上候ハ、別段御指令不相成候条及

御返却候、<sup>(カ)</sup>尚ホ声分・安治川両校分ハ

献納不相成候条、申添候也

〔A—31「御指令書綴」〕

897 明治20年 (1887) (10月) 廿五日 晴 泊明 渡辺吉之

総直

ⓐ 秋祭献饌九臺・相殿三臺・高殿六臺、<sup>奏楽一越調</sup>

午后三時走馬祭、献饌如常例并柿栗鮒醴酒添、<sup>奏楽平調</sup>

馬祓 清祓馬場駈 渡辺清太郎

本驅 <sup>笹井亀二郎代</sup> 矢川鎌次郎

畢テ撤饌、神酒頂戴

〔K2—20「本殿詰所日誌」〕

898 明治20年 (1887) (10月) 廿五日 晴

ⓐ 午後三時ヨリ祭典、全四時卅分

流鏑馬先乗西渡辺氏、

本乗矢川氏、先乗駈込ノ際

小野辺門先ニテ巡查製スル際、<sup>(制)</sup>少シ出張

人ヲ<sup>(ヨ)</sup>コケル時、馬ノ蹄ニ懸リ、負傷者

西成郡川崎村三百八十五番地、旧北同心町

天神橋筋東へ式丁斗り北側、横川

年廿五才斗、警官現場保護、

帰宅、竹嶋医療、全九時頃本人ノ弟

并家族トモ男二人事務所ニ来、乗馬神官ニ

名を承り度旨申越し、柏尾氏・松井

種々謝言、本人ハ現場外廻り未帰社

相答、明朝同人カ遣ス筈ノ処、即刻

三浦氏ニ宮小人夫添、供物遣シ、當人

見舞ニ立越、左肩踏込、右腕、腰足等ノ

負傷、官衛へ勤仕者ノ由候事

〔K2—21「日誌」〕

899 明治20年 (1887) (10月) 廿七日 晴 泊明 渡辺吉之

當直 渡辺鐵信

副直 渡辺吉之

ⓐ 氏子物代集會

〔K2—20「本殿詰所日誌」〕

900 明治20年 (1887) (10月) 廿九日 晴 泊明 渡辺吉之

當直 寺井種清

副直 大道久之

祠官後任願、區役所・府廳出勤、渡邊鉄信

〔K2-20 〔本殿詰所日誌〕〕

901 明治廿年 (1887) 十月廿九日

(朱印)

参

甲 明治廿年十月廿九日  
第一四九一巻號

〔朱書  
一〕

祠官採用御願

一、當社祠官欠員ニ候處、今般協議之

上祠掌寺井種清ヲ以テ祠官ト

決定仕候ニ付、向後同人へ祠官被命

度、依テ隣區神官氏子摠代連署

ヲ以テ此段上願候也

天満神社氏子摠代

明治廿年十月廿九日

飯田徳左衛門 (印)

全

和田半三 (印)

全 祠掌

渡邊鐵信 (朱印)

全 祠掌

滋岡從長 (朱印)

全 祠掌

大町安敬 (朱印)

高津神社祠官

高津木守 (朱印)

座摩神社祠官

渡邊資政 (朱印)

大阪府知事建野郷三殿

〔印〕 前書之通候也

明治廿年十月廿九日

大阪府北區長増田潤

〔朱書〕 書面願之趣聽届ク

明治二十年十月三十一日

大阪府知事建野郷三 (朱印)

〔朱印〕

〔A-35 〔御指令書綴〕〕

902 明治20年 (1887) 十一月一日 雨

泊明鉄信代 大道久之

當直 寺井種清

副直 大道久之

905 明治20年 (1887) (11月) 五日 雨

泊明安よし代 渡辺吉之

當直 大町安敬

副直 大道久之

③ 寺井種清祠官拝命

[K2-20 「本殿詰所日誌」]

③ 氏子惣代集會

[K2-20 「本殿詰所日誌」]

903 明治20年 (1887) (11月) 三日 晴

泊明久之代 渡邊鐵信

當直 全 人

副 大道久之

906 明治20年 (1887) (11月) 五日 晴

③ 午後、流鏑馬負傷者親族

二人来ル、以上三度来ル

③ 天長節祭典如例、添御饌寺井種清ヨリ

為祠官拝命奏上献上

[K2-20 「本殿詰所日誌」]

[K2-21 「日誌」]

904 明治20年 (1887) (11月) 三日 晴

③ 昨二日、三浦方へ前月廿五日流鏑馬(名脱カ)ニ

負傷者方家族母乗ノ者来、整骨療治費用

八円斗ニ掛り、此段如何程費用難斗、手元甚困却

五円丈心配致呉度申来ル

[K2-21 「日誌」]

907 明治20年 (1887) (11月) 廿一日 晴

③ 横川方カ来

[K2-21 「日誌」]

908 明治20年 (1887) (11月) 廿二日 晴

③ 同跡付(片脱カ)ノ為横川方カ

[K2-21 「日誌」]

909 明治20年 (1887) (11月) 廿三日 晴

③ 横川来ル、木村ヲ佐川へ遣ス

910 明治20年（1887）（11月）廿六日 晴

⑨秋 馬負障者横川氏、全快ニ付、

仲人佐川氏カ木村申来ル

〔K2—21〕「日誌」

〔K2—21〕「日誌」

911 明治20年（1887）（11月）廿七日 晴

⑨秋 前記本腹祝（復）トシテ三〇、木村ニ

為持遣ス、三名

〔K2—21〕「日誌」

番外編

番外1 「天満宮御祭礼地車(番付)」

慶應元年(1865)四月廿八日〜明治七年(1874)六月一日

(長帳)

當丑年四月廿八日

慶應元卜年号改

當年御進發ニ付

神事相休

慶應二寅年

右同断

慶應三卯年

慶應四辰年

當辰年九月

明治元卜年号改ル

明治二己年

明治三年

明治四未六月

地車順番

一 天満橋 若中  
北詰

二 おぼこ

三 上壹丁目  
安治川

四 瀧川町

外ニ押尾川

番外 稽古場中

×

太鼓劔先船

當末年神事

當社祭禮

堂嶋濱方

衾嶋へ渡御之事

御旅所御仮家

當九月十二日方七日之間

衾嶋御旅所砂持之所、

追々日延ニ相成、十月七日迄

當砂持中衾嶋ニテ

大芝居新立

文楽芝居立

此外

茶屋料理屋立

當未十二月切靈符茶屋

其外茶屋町皆々止

明治五酉年<sup>申</sup>

六月

地車順番

一 菅原町

二 龍田町

ノ

太鼓劔先仲

當年天満社

同年大坂市中

小學校取定

相成、市中皆々

別して當六區

學校、元天満

九丁目當時

天神筋町ニ相成、

衞平右京太夫

藏屋舗跡學

校ニ買取、普請

成就、明治六年

酉五月八日ニ

開捲<sup>(校九)</sup>ニ相成事

當酉年神事

當社祭禮

新曆七月十九日

松寫御旅所江渡御之事

今年<sup>と</sup>改る陸渡御

道筋

御本社<sup>ち</sup>表門西江、

十町目南江、天神橋北

詰西へ、堂じま通り渡辺

ばし南へ行當り西江、

中之嶋南通り越中橋

南へ、大目橋南詰西江

行當り南江、ざこば魚

市場南江、下の橋西江、新

橋西詰南江、梅本町通り

梅本橋東江、松嶋中ノ町

南江、御旅所

還御道筋

御旅所と松嶋中ノ町

北江、梅本橋西詰北江、川口

新ばし西詰西へ、新安

治川橋北詰東江、福しま、

北新地、堂嶋橋北詰

北江、行當り東江、長池北へ

老松町東へ、難波橋

すじ北へ、表門筋東へ、

御本社

明治七年<sup>六</sup>成<sup>酉</sup>七月

地車改テ出ル

是切又しばく止

順 北第九區

番 同拾區

な 下原

し さか路

ごこば  
但子供中

地車宮入勝手次第

太鼓劔先仲

今年渡御之節、

北組各區之小學校

生徒人御供ニ而、誠ニ

多人数ニ御座候

メ

明治七甲戌年

第六月一日と二七日之間

砂持并

御本社内陣修復

諸方<sup>(寄)</sup>奇進

一、金七拾圓 天神橋壹丁目

一、同七拾圓 同 貳丁目

一、同三拾圓 此花町貳丁目

此外諸町内奇進沢山ニ有

〔C—2〕<sup>(注)</sup>「天満宮御祭礼地車(番付)」

(注) 原本は、享保九年(1724)三月から始まる

番外3 「天満宮御祭礼地車番付」

慶應元年(1865)二月～明治廿二年(1889)六月十三日

(長帳)

番外2 「祭礼地車番数控并諸神事人形飭付」

明治十四年(1881)七月廿五日

(横帳)

明治十四年辛巳七月廿五日

舊曆六月三十日ニ当ル

夏祭禮船渡御、但ヶ年中絶

地車左之通

第壹番 天神橋筋四丁目

第貳番 天神橋筋三丁目

第三番 西堀川 源藏 丁 富田 伊勢 丁

第四番 天満橋筋四丁目

第五番 壺屋町壹丁目

第六番 空心町二丁目小兒中

〔C-5〕<sup>(注)</sup>「祭礼地車番数控并諸神事人形飭付」

(注) 原本は、享保十四年(1729)六月から始まる

元治二年

丑二月

年号慶應卜改ル

同五月十六日

将軍様江戸表

御發駕被遊候由

御觸有之、御道中

無恙

閏五月廿五日

大坂御入城ニ相成候

大坂諸社神事

當六月八御遠慮ニ付

御渡りも無之候

尤地車太鼓等

一番も無之候事

辻合挑灯等も

出し候丁内も有之候へ共

太鉢ハ遠慮致し

申候

同年慶應元年ト

改ル

同二年 寅年

同三年 卯年

同四年 辰正月

十日大坂落城

明治元年ト改ル

同 二年 巳

同 三年 午

米高直ニ付

諸社神事なし

渡御無之候ニ付

地車太鼓も無之候

明治四年

未六月

天満宮渡御出来申候

六ヶ年之間中絶

當年表御門

建札罷在候

堂嶋濱ヨリ御乗舩

来廿五日八ツ半時

御神輿御出門

表門西へ、十丁目、菅原町、

樋之上丁、難波橋濱通り、

堂嶋米市場ヨリ御乗舩、

松嶋仮御旅所江渡御ニ

相成申候

御帰りハ廿六日未明ニ

相成候

是迄之戎嶋御旅所ハ、

異人之店ニて穢レ候ニ付、

松嶋へ御写し替ニ相成候

當年地車 五番

一 天満橋北詰

辻合若中

二 堀川おぼこ仲間

三 安治川上壺丁目

四 天満瀧川丁

五 押屋川稽古物中

ノ五番

但し 瀧川丁ト

押尾川ハ番外ニ

候得共、廿三日ニ番ニ

付申候

但し 押尾川地車ハ宮入

致し、直様引出し申候

跡四番ハ廿六日朝引出し申候

天満宮表門建札之写

當社御旅所

松嶋花園拝借地

當九月十五日と廿一日迄

七日之間砂持

未九月 天満社

廿二日と晴天七日之間

日延

松嶋ニ人形かざり有

北新地・新町・

れいふ・小松嶋・其外

茶屋中・おとり・衾り物・

やたい沢山、猶又松嶋為繁栄

十月朔日と

七日之日延

唐物屋中 おどり

役者中 衾りもの

賑々しく事に御座候

松嶋廓ニ

歌舞妓芝居立ル

文楽人形芝居立ル

通船仲間(か)ゆり子

諸方茶屋町不残

松嶋(る)くわわへ引うつる

新町・堀江・なんば新地・

坂町・北新地・新ほり・

新宅ハ今迄通り

其外ハ

れいふ八軒・小松しま・

馬場先・のばく・玉木丁・

新やしき・阿み笠茶や・

らかん前・羅生門

いづれも松嶋へ引うつる

未十二月晦日限ニ

商賣止之御觸有之

申正月方松しまニて

商賣相はしめ候事

未十二月廿六日

御布令

銅錢 一厘

文久 一厘半

浪錢 二厘

天保 八厘

銅錢千枚ヲ以金

壹圓通用

明治五

申年

菊ノ御紋御はいし

但シ是迄

北組・南組・天満組ト

三郷ニ候得共、此度

東大組・西大組・

南大組・北大組ト

四區ニ相極り申候

六百八十三丁有之候所

此度

五百三十一丁ニ相成候

家号御はいし

丁人百性とも

苗字附ニ相成申候

御天子様東京方

五月廿八日大坂御着

夫方京都へ御成

御下りハ

六月四日川崎

金吹場ニ而御泊り

六月十四日ヨリ

はだか・かたぬぎも

御法度ニ相成申候

廿四日地車宮入

壹番 菅原一二三番町

二番 龍田町

六月廿五日

渡御浪花橋北詰

西へ入濱方御乗場

尤川筋土砂川さらへ

諸入用ニ付氏地市中へ

御頼ニ相成、寄進相集り申候

尤神主祢宜

冠将装束之義

御廃止ニ相成、麓服ニ

相成申候、神主社家

輿無用、馬にて

行列ニ相付申候

但し川筋

音楽船なし

あらまし如此ニ御座候

明治五年

申十二月三日改

明治六年

酉一月一日

太陽曆ニ相改り申候

明治六年

七月十九日

旧曆六月廿五日ニ

相當り申候

天満宮御門前ニ

府社建札ニ相立

異人車止之建札

境内竹木切るべからず

車引通るべからず

右之通立札有之候

旧曆

六月廿五日

改

七月十九日

地車宮入

十八日

當年ハ変格ニ付

地車鬪取なし

堂嶋濱若中

上福さかろ若中

中福嶋若中

下福嶋若中

北十區若中

同九區若中

ざこは小供中

メ七番

宮入混雜

跡先なし

宮の内へ引込直様

裏門へ引出し申候

(七) 六月十九日、陸

渡御、午後第一字と

御宮表門西へ、十丁目

天神橋北詰西へ、市之側、

太平橋、船入橋、難波小橋、

堂嶋濱、渡辺橋南へ、

筑前屋敷前へ西へ、越中橋

南へ、大目橋、江戸堀

南側西へ、ざこは

新橋西へ、新大橋と

梅本丁南へ、梅本橋東へ、

松嶋中通南へ、御旅所へ

當年ハ

太鼓 劔先中

六人乗にて遠路ニ付

所々にて車ニのせて行申候  
御神輿 一社

御行列(列)

廿區 區長

戸長

学校子供

御供いたし申候

帰路

梅本町方新安治川橋

福嶋東へ、新地側

堂嶋橋北詰北へ、長池、

老松丁、なにははし筋

北へ、表門東へ、御宮へ

目出度御帰

但し御宮還御ハ

夜亥刻過

行烈

御迎提灯三十六張

さしは

同丁ちん四張

川東道具中

幟吹込

催太鼓

劔先中

紅丸丁ちん二張ツ、北第一區方

四十張

廿區迄

猩々緋幟式十本

町々学校子供衆 同

白さらしの羽織

そろへにて凡六七百人御供

前駟

二人

梅のずあえ

一本

馬

二足

御供櫃

鉾二  
旗二

御供講

講中上下にて

羽うちハ

菅神講

翳 一對

講中上下

神籬ヒモロキ

久栄講

講中袴羽織

御弓

酒造中

祭礼講

挑灯 六張

同 講中袴

挑灯 凡三十六張

市場

茅輪 社人 祭礼世話方

挑灯 八本 堂嶋濱

當年地車罷出仰付

ゆかた紅すりにて

御供勝手次第第二罷出候

臺鉾 壹本 同 堂嶋濱

御神輿 天神橋一丁目

一社 地下丁

江の子嶋東丁

惣人数

白牛

騎馬 神人

太平楽

明治七年

戊六月一日と

二七日之間

神地砂持

天氣よくつゞき

大はづみ

衤りもの、やたい

やくしや、さんけい

しんけんもち

每ばん大はやり

銚人形

市之側ニ

八幡太郎

金時

市場ニ

与勘平

三番叟

鬼若

蛭子尊

関羽

五月銚人形

雀踊

くすのき

楠

木下藤吉

たるや町

「正、  
（カ）  
鯉庄

泉や

いけ清

茶六

魚屋

京極

天神橋筋

吹子や町角

鳥居少シ南、東側

たるや町

猿田彦 同

蝶の舞 又次郎町 たばこや

素戔鳴尊 同大みそ側 はり興

メ

引船

堀川

さくら井やにかざる

御一新二付

天満宮御札

菅原太神ト改ル

同年

八月七日午後二時

旧暦六月廿五日ニあたる

御渡り道すし

御宮表門すし西へ、

天神橋筋南へ、

市之側太平橋を

渡り、濱通り

堂嶋濱西へ、

渡邊橋南へ、

筑前橋南へ渡り、

南江戸堀西へ、さこば

橋西へ、新橋東詰

江之子嶋亀井はし

西へ、梅本町南へ、

松嶋御旅所江

御帰路

御旅所ち梅本橋

渡り北へ、亀井橋

江之ノ子嶋北へ、  
(ママ)

茂左衛門橋北へ、

西北橋北へ、江戸堀

東へ、大目橋北へ、

越中橋北詰東へ、

渡邊はし、桜橋、

北新地側、堂嶋橋

北詰北へ、真砂町

東へ、なには橋すし

北へ、表門筋東へ、

還御

明治八亥歳

七月廿五日

旧六月廿三日

府社天満宮

祭禮陸渡御列

御迎ヒ提灯

猿田彦

吹抜幟

催太鼓

幟提灯

前駟

御供櫃銚二

萬歳旗

サシ羽二

大旗二棹

神籬

御太刀

御弓

提燈

茅輪

さこば

御旅處

川東道具中

釵先中

第四大區一小區より

廿小區町々

二人

御供講

日供講

菅神講

菅前講

久栄講

丑日講

祭禮講

市場

因講

提灯

騎馬

塩清水

御神輿

御神輿

楽船銚

騎馬

提燈

太平楽

祭禮世話方

神人

盤水講

天神橋一丁目

地下町

江の子嶋丁

北酒造中

人力車壹人

第四大區

消防方

渡御道の記

御宮表門西へ、天神

橋筋南へ、市之側

西へ、堂嶋通り渡辺

橋南へ渡、中の嶋

西へ、筑前橋南へ、

犬齋橋南詰南、

江戸堀西へ、さこば

濱南へ、雑喉場橋渡

新橋東詰、江の子嶋  
南へ、梅本橋渡り、

松嶋御旅處へ渡

御也

(付紙)

亀井橋渡り、梅本町  
南へ、梅本橋渡り、

御帰路

御旅社より梅本橋

渡り北江、亀井橋

渡り、茂左衛門橋

筋北へ、西北橋北詰

北、江戸堀東へ、大目橋

筋北へ、越中橋

北詰、中の嶋東江、

渡辺橋すし北へ渡り、

堂嶋桜橋渡り、

北新地東江、堂

嶋橋筋北東江、

真砂丁通り東江、

難波橋筋北へ、

表門通り天神

小橋東へ、社へ還

御也

社周旋方

地車一番モなし

賑々敷

相濟候也

(付紙)

亀井渡り、江ノ子寫東へ、

さこは橋渡り、茂左衛門

橋すし北へ

明治九子年

一月

市之側々

御鳳輦出来

申候、尤一月廿四日

市之側々西へ、大江橋

北へ、蛭橋、老松丁東へ、

十丁目南へ、吹子屋町

西へ、樋之上橋渡り

北へ、樋の上丁西江、

なには橋南へ、濱

東へ、市場龍田町

北へ、裏町西へ、九丁目

北へ、御宮入

廿五日鋸り申候

提灯 高張二ツ

紅丁ちん 高張二ツ

さし羽 四本

其外

官人衣装廿四人前

誠ニ見事成ニ御座候

凡千五百圓程も

相掛り申候

當六月ち始而

渡御ニ罷出候事

嶋ニ納涼初すゞみり

明治十年

丑のとし、中之嶋

山さきの鼻ニ

涼ミ初り

同十一年寅

旧曆正月廿五日

新曆二月廿六日

御本社家根替ニ付

戎社へ御仮殿を

しつらひうつし申候

七月廿五日 旧六月廿六日

祭礼有之候へ共、

但シ営膳中ニ付、

渡御無之候

表門裏門とも

神事日書之札

相掛候得共、雨天ニて

天神橋下

さびしく候

明治十二卯年

同断

明治十三年

辰

七月廿四日  
廿五日

但し旧曆六月十八日  
十九日

渡御無之候

同

辰九月廿九日  
二七日間

中之嶋豊國神社

正遷宮有之候

明治十四巳年

旧六月廿九日卅日

新曆七月廿四日  
廿五日

七月上旬ニ

陸渡御之御門前ニ

札をかける

同十八日

川渡御之札ニ

改る

尤十ヶ年余も

地車ハ出不申候所、

今年

地車六番罷出候

一 旧池田町事

天神橋四丁目

二 旧綿屋町津國町

同三丁目若中

三 伊勢町堀川丁

富田町源藏町

聯合一番

四 旧源八事

天満橋四丁目

五 旧六丁目事

壺屋町壺丁目

六 空心町二丁目

小児中

ノ

同年

七月廿三日

廿四日

當曆八月十七日

十八日

中之嶋

豊國神社祭礼

なんば新地御藏前

御旅所へ陸渡御

本社鳥居前ヲ西へ、

越中橋南詰東へ、常安

はし南へ、阿波殿橋

南詰東へ、堺筋南へ、

日本橋西へ、戎はし

南へ、仮御旅所へ

御一泊二而

十九日還御道筋

同所北へ、心才橋すし

平野町西へ、淀屋橋

南詰東へ、なには橋北へ、

御本社へ

行烈

地車

道修町壺丁目

同

南

しげたい組  
なんば福

枕太鼓

猿田彦

松嶋廓

高張提灯

官女 新町

金棒引

南 五街町

鎧武者

陣太鼓

鎗組

吹貫

御簾

沢山

御馬印 千成ひやうたん

御道具類

御鳳輦

楽人

神主 馬上

御供廻り

御神輿 日本橋壱丁目

以上

松嶋御旅所へ

行烈

猿田彦

提灯四十本

丁ちん四張

藝妓七人

のぼり

ふきぬき

催太鼓

のぼり

紅丁ちん

前駈

御供櫃

萬歳旗

さし羽二本

旗 二本

釵鉾八本

御太刀

提灯六張

松嶋廓

ざこは

新町

川東  
道具中

釵先中

第四區  
甘區迄

学校生徒中

二人

日供講

御供講

菅神講

菅前講

此花丁壺丁目

久栄講

丑日講

祭礼講

堂嶋川、はだし藏  
濱方御乗舩、川筋  
南へ、亀井橋東つめにて  
御上り、夫方梅本橋東へ、

御弓十二張のほり

酒造中

巳七月廿五日也

提灯

市場問屋中

明治十五年

茅輪

梅壽講

七月廿五日

塩清水

盤水講

旧六月十一日也

御神馬

提灯

乾物問屋中

地車

鳳輦

市之側

一 堂嶋北町辻合

日供講

騎馬二人

二 北區旧二區五丁組

臺鉾

堂嶋濱

川崎丁 白屋町

提灯

堂嶋濱

今井丁 天満橋一丁目

騎馬

神人

空心町一丁目

御神輿

天神橋壹丁目

三 岩井一丁目 但シ元五丁目

二社

地下町

四 北四區聯合

江ノ子嶋丁

樋之上町

騎馬

若松丁

合羽昇り

老松一丁目

提灯

北區

同 二丁目

消防方

以上

五 綿屋町

明治十四年

六 市場

三ツ屋根地車

廿二年目

✂  
番外 富嶋町

同 安治川上三丁目

小児中

~~~~~  
(※以下、長帳半分破れ欠損)

~~~~~  
之濱角ニ

かざる

樊噲 吹子屋町

槌之上橋東へ入北側ニ鋸ル

✂  
廿五日

渡御ハなには橋

北詰西、若松丁濱方

御乗船ニテ

廿六日朝五ツ時ニ御宮へ

御還御ニ相成申候

但し廿五日午後四時方

尼ヶ崎旧士族

堀小三郎方献上花火

昼 十三番

夜 十五番

有之候事

~~~~~  
明治十七年申

七月廿五日

~~~~~  
(※以下、長帳8割方破れ欠損)

~~~~~  
明治廿一年子年

七月廿五日

明治十七年より廿二年

迄比帳紛失致シ候ニ

付、地車明細記載

不致候、本年ヨリ委  
しく認可候

明治廿二年丑五月

下旬頃、攝社神明社

家根替落成ニ付、翌

月六月一日夜正迂宮

祭典、翌二日、八日迄境内

砂持、其賑いの景況云

わんかたなく大はつミにて

八日ヨリ十三日迄日延候、其

内家臺地車其外砂持

せし社今日ハ左ノ如し

人形ハ十四番来ル

地車

天神橋筋三町目

全 四町目

堀川東番匠中

天満橋四町目

堂嶋裏三町目

并供地車

〔C-6〕<sup>〔注〕</sup>天満宮御祭礼地車番付  
〔注〕 原本は、享保十四年(1729)六月から始まる

番外4 「太鼓中」定

明治十年(1877)八月・明治卅六年(1903)七月

(大型一巻、表)

定

一、従 御府廳被為

仰出候御法度之趣

堅相守可申事

一、御神事催太鼓

相勤候ニ付、老分始メ中老衆

都而上ニ立候者ハ申出候義

何事ニ不寄相背申間敷候事

一、當廿四日廿五日

右日限午前八字ニ當家元江

無遅滞相詰可申事

一、喧嘩口論決而致間敷事

一、地車江助合手傳ニ

罷出候義堅相成不申候事

一、渡御之節者勿論、太鼓

通行道筋ニ而不行跡之義

決而致間敷候事

一、願人道筋ニ而勝手ケ

間敷儀不致候事

一、くわへさせる堅無用之事

右之條々一統承知之上

心得違無之様急度相守

可申候、以上

明治十年

丑八月

太鼓中

(大型一巻、裏)

定

一、(注)をかみよりのおふれ従 御府廳発布相成候

ごきやくのとをりかたくまもりなされ御規則之趣 堅相守可申

事

一、御神事催太鼓相勤

候ニ付、としよりうちわ方老分 中 ざいかた老及采配方

いうことより申出候義、何事ニ不寄相

そむくこと背き申間敷候事

一、當廿四日午前八時午後三時

一、當廿五日午後壱時

みぎりよじつ右 両 日とも時刻に必らず當

やもとへおそならぬようにくこと家元江無遅滞相詰め可

申事

一、喧嘩口論決而致間敷事

一、地車江助合之手傳ニ罷

ならん出候義堅相成不申候事

一、おわたりのせつわもちろん渡御之節者勿論、太鼓

みちすじ およびかわすぢ 二て  
通行道筋二及ヒ川 筋二於而

ぎよぎのあしぎ事ならん  
不行跡之義決而致間敷事

一、願人と雖も前同断勝手  
ぐわんにんでもみちすじにて

ぎよぎのわるいことならん  
ケ間敷儀不致候事

一、くわへさせる堅無用之事  
かたくならむ

みぎのじよくみなそうだんのうえ  
右之條々一統協議之上、決

まり二あいなりにこゝろあちがいなきよう  
定相成候間、心得違無之様

まもりなされ  
相守可申候者也

明治卅六年

七月 太鼓中

(付紙)

従北警察御署持

二御前令モ有之候条、従

前之規則ヨリモ嚴重ニ

左記之条々確守スベキ事

[F-9 「(太鼓中) 定」 大型一卷 (縦51.5cm × 横200.5cm)]

(注) 裏面 (明治三十六年七月) 記載文章のふりかなはすべて朱書

番外5 「童講社盟約」

明治十五年 (1882) 一月・明治廿九年 (1896) 三月

(折帳、2冊のうち①)

来曆

(注1)

(朱印)

抑モ當國撰津國大阪府北區

府社天満宮夏祭禮渡御

御供奉御兒子童講乃濫觴

者即チ舊幕府の頃(纒)に者僂力に

壹式名之御兒子童御供奉致

来り候處、年月星霜を経つ

るに隨ひ中絶の姿と相成り候、

故に茲に始めて去ル明治第十

二年外秋従上旬ノ頃、余輩

共發起となり該講を取設け

し處、漸く全年十月に及び

終ニ令成就、周旋方一流同心堅

固にして抽丹精を今以テ僅

カ(講)の歳月に構社凡千斬有(軒カ)

余ニ至り、是偏に神慮に

叶ひ殆魯般可謂雲梯と哉

其功賞を末代に記し畢

(推時)  
唯時 明治十五年第一月

祭日之式

一、例年六月廿四日御兒子童衆

本装束にて神宮本社へ参詣之事

且、其際本社拜殿ニ於テ御祈禱を

奉尊受候上、御兒子童衆ニ對シ指令

御下附ニ相成候、其上連歌所

にて暫時休足致御宮退之事

一、同六月廿五日御兒子童衆

本装束にて午前第十時ヨリ神宮

本社詰所江渡御々供奉之事

装束之事

一、冠り

狩絹

紫曾代(指貫)刺抜

腰掛アイ引

三代傘

侍丁

右者社中ニ於テ調整致有之候事

但シ其他衣附者適宜タルヘキ事

尚、男女不論人数無限之事

一、毎月一日講社一流の御祈禱と

して御神前へ御湯献納有之

候事

講社一流之契約

一、夏祭り渡御之節者成丈ケ賑

々敷供奉仕候事

一、講社中近辺出火等有之際者、早速

馳付、互ニ可扶助致候事

一、講社之中若不僥倖等之節者、

親愛を盡し可令送野候事

右之条々永世に至ルモ異変不

可有候事

月 日

北區天神橋通貳丁目新門北へ入

秋田作兵衛（朱印）

全区全町三丁目大溝北へ入

池田幸助（印）

全区全町三丁目東側

芝 仙次郎（朱印）

北區松ヶ枝町寺町通

岡 善兵衛（朱印）

全区天満橋筋四丁目追分北へ入

山名平兵衛（朱印）

全区此花町裏門北へ入

堀田留吉（印）

全區瀧川町裏門角

高井常次郎（朱印）

全區壺屋町市場濱東へ入

森 佐兵衛（朱印）

全区天神橋筋式丁目裏門西へ入

盛岡市次郎

全区旅籠町裏門角

上林清次郎（印）

全区源藏町裏門角

小松伊助（朱印）

全区伊勢町裏門筋北へ入

大住政七（印）

全区全町東側

加藤寅次郎（印）

全区全町裏門南へ入

殿村駒吉（朱印）

全区全町裏門筋西へ入

水谷和助（印）

全區老松町三丁目大廊路西へ入

角田元七（朱印）

東區高麗橋壺丁目

津田元次郎（朱印）

全区道修町壺丁目

成尾安兵衛（朱印）

全区瓦町堺筋南へ入

淺村重助（印）

南区高津二ッ井戸町清津橋東詰

井上新蔵（朱印）

全区寫ノ内千歳町八幡筋北へ入

仲井治右衛門（朱印）

北區老松町三丁目大廊路東へ入

田中善三郎 (朱印)

全区天神橋筋式丁目大溝南へ入

松宮理助 (朱印)

全区天神橋筋式丁目裏門北へ入

藤里喜右衛門 (印)

(折帳、2冊のうち②)

来曆

(朱印) (注2)

抑モ當撰津國府社大阪市

北區天満宮夏祭禮渡御

御供奉御兒子童講乃濫觴ハ

即チ舊幕府の頃に者儂カに

壹式名之御兒子童御供奉致

来り候處、年月星霜を経つ

るに隨ひ中絶の姿と相成候、

故に茲に始めて去ル明治十二

年卯秋従上旬ノ頃、余輩共

發起となり該講を取設けし

處、漸く全年十月に及び

終ニ令成就、周旋方一流同心堅

固にして抽丹精を今以テ僅

カの歳月に構社凡千斬有

余ニ至り、是偏に神慮ニ

叶ひ殆魯般可謂雲梯と哉

其功賞を末代に記し畢

唯眨 明治十五年第一月

祭日之式

一、例年六月廿四日御兒子童衆

本装束にて神宮本社へ参詣之事

且、其際本社拜殿ニ於テ御祈禱を

奉尊受候上、御兒子童衆ニ對シ指

令御下附ニ相成候、其上連歌所ニテ

暫時休足致御宮退之事

一、同六月廿五日御兒子童衆

本装束にて午前第十時ヨリ神宮

本社詰所江渡御々供奉之事

装束之事

一、冠り

狩絹

紫曾代刺抜

腰掛アイ引

三代傘

侍丁

メ

右者社中ニ於テ調整致有之候事

但シ其他衣附者適宜タルヘキ事

尚、男女不論人数無限之事

一、毎月一日講社一統の御祈祷として

御神前へ御湯献納有之候事

講社一統之契約

一、夏祭り渡御之節者成丈ケ

賑々敷供奉仕候事

一、講社中近辺出火等有之際者、

早速馳付、互ニ可扶助致候事

但シ、何事ニ不限臨時用出来候節ハ

親愛を盡し相互ニ可致事

右之条々永世に至ルモ異変

不可有候事

月日

北區伊勢町四拾貳番屋敷

加藤席三郎(次)(朱印)

全區富田町八拾五番屋敷

平岡安兵衛(朱印)

全區源藏町

藤重定吉(里)(朱印)

全區伊勢町五十二番屋敷

高田又助(印)

西成郡曾根崎村二千三百六拾番屋敷

橋本清助(印)

全郡北野村千九百拾六番屋敷

野口栄次郎(朱印)

沿革史

熟ら當講之沿革を考ふるに、前

由緒書にも記せしめし初期隆盛を

極めしに悲哉年月経るに従ひ、世話

係等之変遷亦社念之人心一時浮

薄に流れ、敬神の念薄きコトとに抛り、明

治式十年前後之如きハ実に見るに

忍びざる苦境に陥り、世話係等も

亦如何共なすに術なく遂に解

構せんと迄に窮迫せし時、能く程々

の困難を排除し<sup>(挽)</sup>晩回之策を

講せし者ハ、加藤席次郎氏・平岡

安三郎・藤里定吉の三氏とす、

然れ共惜哉未だ些末之点

に迄至らずして、内部経財と<sup>(濟)</sup>

大に乱れ、夫等之為再び廢

構せんとする之不止得場合に

至りしが、其年々番藤里定吉

大に之れを嘆き、即ち田中巳之

輔氏に議り百万奔走之末、構

則を定め、新規か入者を募るに

非常之尽力を以てシ、漸く

明治廿七年一月より着々歩を

進めとす、季間即六月迄に

式百有餘口之増かを見当、益々

歩を進めつゝあり、其結果大に

舉り内経財富にして装束

其他之器具を新調又ハ修

覆し、外講社員之賛助を得、

構運日々昌盛に至れり、必果

するに斯る好結果を得るハ

天満大神の神助と構社皆々

諸氏之信心嵩きに據ると者

雖も、年番其人と田中巳之輔

氏之熱心なる尽力に他ならず、

依而茲ニ聊か其功を表し

後世の龜鑑とす

明治廿九年

掉尾

三月

室田識す

北区伊勢町四拾式番屋敷

加藤席次郎

全富田町八拾式番屋敷

平岡安兵衛

全源藏町

藤里定吉

全天神橋式丁目

田中巳之輔

全伊勢町五拾式番屋敷

高田又助

全伊勢町

藤島富吉

全裏門橋東詰

木村三恠

全

木田宇兵衛

全北新地

西区南堀江三丁目

室田惣三郎<sup>(九)</sup>

[F—13「童講社盟約」]

(注1・2) 印文「天満宮文庫印」

# 解説

なにわ・大阪文化遺産学研究センター研究員  
大阪天満宮文化研究所研究員

近江晴子

一  
本書は、主として「大阪天満宮所蔵古文書」をもとに、慶応元年（一八六五）から明治二十年（一八八七）までの天神祭（夏大祭）と流鏑馬式（秋大祭）の史料を採録したものである。

使用した史料は、現在大阪天満宮に収蔵されている「大阪天満宮所蔵古文書」と大阪大学所蔵の「阪大滋岡家文書」、および、「東京滋岡家文書」<sup>（注2）</sup>である。滋岡家は、近世初頭から大正四年（一九一五）まで、大阪天満宮の神主職を勤めた家である。ただし、明治二十年より同三十五年（一九〇二）に至る間、祠官（神主）は寺井種清がつとめている。

大阪天満宮では、昭和五十九年六月に先代宮司寺井種茂の発意により、国学院大学名誉教授瀧川政次郎を監修に迎え、大阪天満宮史編纂会を発足させた。翌昭和六十年十一月より元金沢大学教授若林喜三郎が編纂会に迎えられ、大阪天満宮に収蔵されている古文書類の整理・分類にとりかかった。すべての整理を終え、『大阪天満宮所蔵古文書目録』を上梓したのは、平成元年七月であった。その間、大阪大学脇田修教授の許可を得て、「阪大滋岡家文書」をマイクロフィルムに撮り、製本して現大阪天満宮文化研究所に収めた。また、「東京滋岡家文書」<sup>（注3）</sup>については、当主滋岡長平氏の快諾を得て原本を借り受け、コピーし、約一三〇〇点の史料を同文化研究所に収めている。

なお、大阪天満宮史編纂会は、その後大阪天満宮史料室となり、大阪天満宮文化研究所と改称して現在に至っている。

二

本書では、近代の天神祭と流鏑馬式史料集として編集したが、明治元年からではなく、少し溯って慶応元年からの史料を採録した。

天神祭陸船渡御が慶応元年から休止となり、明治四年に復活するからである。慶応元年～同三年の滋岡家日記が、「阪大滋岡家文書」にあり、大阪大学大学院文学研究科日本史研究室の許可を得て本書本文の冒頭に関係記事を収録した。同じく、滋岡榮子氏の許可を得て、「東京滋岡家文書」からは、No.12（慶応元年六月十五日カ）とNo.44（慶応二年九月十一日）の二点を採録した。

「大阪天満宮所蔵古文書」から採録した史料のうち、L2に分類される史料は、大正末期から寺井家が推進した天満宮社誌編輯事業によってまとめられた「天満宮社誌資料」から採録したものである。現在、原本がすでに失われてしまった史料でも、大正末～昭和初期に書き写されたものが「天満宮社誌資料」の中に残っており、それらを採録した。

このときの社誌編輯事業は、社司寺井種臣の発起により始められた。種臣は、大正八年に嗣子種長が国学院大学国史科を卒業し、宮内省図書寮編纂課実録係を拝命したのを機に、社史資料収集を命じ、指導教官として宮内省編集官田辺勝哉に依頼している。これは着実に成果をあげ、大正十四年十二月十五日付けの寺井種臣あての報告書では、収集した資料がすでに二千枚に及ぶとして<sup>（注4）</sup>いる。以後、寺井種長を中心に、大正十五年七月に文庫・社報掛として大阪天満宮に奉職した藤里喜一郎（好古）、当時、種長とともに宮内省図書寮に所属していた曾根研三（曾根天満宮宮司）らが協力して、社誌資料収集整理をつづけ、手書きの編年体資料集「天満宮社誌資料（L2）」四一冊（二冊欠番）と、同じく手書きの「天満宮社誌稿本（L3）」二七冊を完成させている。「天満宮社誌資料」「天満宮社誌稿本」ともに延久二年（一〇七〇）から昭和三年（一九二八）までの編年記録であるが、「天満宮社誌稿本」は「天満宮社誌資料」をもとにして編集されているため、本書では、「天満宮社誌資料」からのみ採録した。二つの膨大な編年記録のほかに、藤里喜一郎の手になると考えられる「天満宮年表稿本」が残されている。特製大型の原稿用紙五三二枚に、手書きでびっしりと書き込まれたもので、白雉二年（六五二）にはじまり昭和三十四年（一九五九）で終わっている。

### 三

天神祭といえば、船渡御である。次に御旅所と天神祭船渡御について、少しのべたい。

大阪天満宮では、江戸時代初期に京町堀川流末の地にはじめて御旅所を設定した。そのことにより、それまで、天神祭に際して、毎年「社頭の浜」から神銚を流し、流れ着いたところをその年の御旅所の地とする「銚流神事」を斎行してきたのであるが、その意味合いがうすれ、「銚流神事」は中断することになった。

やがて、設定した御旅所に近接して雑喉場魚市場が成立し、近隣は活況を呈することになり、御旅所も「雑喉場の御旅所」と称されるようになった。神社としてより静寂な地をもとめたのか、寛文八年（一六六八）頃に至り、御旅所は百間堀川を挟んで西の江之子

島を飛び越えて、木津川右岸の戎島へ遷る。このときから明治のはじめまで約二〇〇年の間、大阪天満宮の御旅所は「戎島の御旅所」と親しまれた。天神祭当日、旧暦六月二十五日の夕刻、大阪天満宮を出門した神輿渡御列は、難波橋北詰西の浜から乗船、出航し、堂島川を下り、木津川へ入って、右岸の戎島御旅所前の浜に着御。御旅所では、御神霊を迎えて神事が行われ、再び、神輿は御旅所前の浜から乗船して還御するのである。大阪天満宮へ還御の時刻は遅くても亥の刻（午後十時）ごろであった。

江戸時代初期に御旅所を設定し、しかも、三〇〇四〇年のちに、さらに西側の戎島に転宮したことにより、御旅所周辺の町々が大阪天満宮の氏地に組み入れられることになり、氏地が拡大した。いつの頃からかは断定できないが、御旅所周辺の町々が、それぞれ「御迎人形」を制作し、御迎人形船を仕立てて堂島川を遡り、船渡御の神輿船をお迎えに行き、船渡御船列を先導する形で、戎島御旅所まで案内するという、天神祭船渡御の華やかなスタイルを創り上げたことになった。また、最初の御旅所の近くに雑喉場魚市場が成立したために、同魚市場の商人たちが氏子となり、天神祭を強力に支えたのである。大阪天満宮の氏地にはもともと、天満青物市場と堂島米市場があり、そこへ雑喉場魚市場が加わり、近世大坂の三大市場がすべて大阪天満宮の氏地に含まれることになった。このことは、大阪天満宮の夏大祭天神祭が、江戸時代を通じて、大坂を代表する祭礼に発展してゆく大きな要因となったと考えられる。

慶応元年、その船渡御が休止に追い込まれてしまう。ただ、このときの渡御休止は、大阪天満宮だけに限ったことではない。座摩神社でも京都の執奏家の了解を得て、夏祭りの渡御は見合すことにしていた。大阪天満宮でも、京都執奏家および当御奉行所にも届け出て許可を得ていたところへ、稲荷・座摩・御霊・天満・生玉の五社に対して、当時大坂に進出していた新選組から呼び出しの廻章が廻されてきた。折から長州再征のため、大坂城に將軍家茂が在城しており、新選組の意見は、大樹公御在城のことであるから、「乍不及御守衛申候間、例年よりも一入賑敷(注5)（祭礼を）御修行有之候方可然」とのことであったが、丁寧に断り事なきを得たのであった。

慶応元年から渡御休止の年がつづき、やがて明治の世を迎えたが、再び船渡御を齋行できたのは明治四年であった。その間に大阪天満宮にとっては大問題が持ち上がった。御旅所の転宮である。

御旅所の転宮は天神祭船渡御と密接に関わってくるため、明治初年の、戎島（梅本町・現西区川口一丁目）から松島（現西区千代崎二丁目）への転宮に関する記事はできるかぎり採録し、記事の上に㊦マークをつけた。

慶応三年、戎島の北端にあった幕府の安治川口船番所を取り払い、外国人居留地を造成する工事が始まった。川口居留地である。ちょうど戎島御旅所（梅本町御旅所）は、居留地のすぐ南側に位置し、御旅所周辺は雑居地として、慶応四年閏四月ごろには外国人

商人の店が並び始めた。<sup>(注6)</sup> 明治四年になって、いよいよ休止していた船渡御を復活させるべく、四月二日付けで、大阪天満宮氏地・御旅所氏地の惣代と松島遊郭支配人が名を連ねて大阪府庁へ「昨年府庁より当未年には六月神祭船陸神輿渡御を是非とも執行せよと申し渡されたが、梅本町御旅所は大破して<sup>(注7)</sup>おり渡御は難しい状況であるから、松島遊郭内の明地所へ仮旅所を設けて渡御祭礼規式を執行したい」との願書(No.111)を提出している。<sup>(注8)</sup> なお、この願書には、転宮を望む理由として梅本町御旅所の地が外国人居留地であるので、「祭礼執行ひ候節、神輿昇太鼓方我難なる者二而、夫々世話人共相制候とも、万一無礼之振舞有之候節申訳無御座候」ということを挙げている。また、堀田暁生氏は、「文面に出ないこととして、御旅所が、雑居地とはいえ居留地に含まれ、清浄な場所を尊ぶ神社としては問題があると考えられたのではなからうか。まして御旅所周辺に肉類(特に牛肉)を扱う店ができたことはより深刻なことと受け止められていたのではないだろうか」と考察されている。<sup>(注9)</sup>

こうして、慶応元年から六年のブランクを経て、明治四年に天神祭船渡御は復活したのである。同年九月から松島御旅所にて砂持が行われ、地鎮祭を執行、梅本町御旅所の神器を松島へ引き移し、梅や桜の木も植え替え、梅本町御旅所浜前の石鳥居も引き移し、着々と転宮の作業は進み、翌明治五年三月に至って、梅本町御旅所の地所を返上し、松島への御旅所転宮が成立した。しかし、明治七年十二月に松島御旅所の仮社殿がおそらく地震によって大破したため、旧久留米藩邸の水天宮の社殿を譲り受け、翌八年十月に御旅所社殿は落成し、正遷宮を齎行している。

船渡御は、明治四年、五年と齎行できたが、翌明治六年から再び休止となり、明治十年まで、大阪天満宮からはるかに遠い松島まで、陸渡御をしている。次に船渡御が復活したのは、明治十四年のことであった。明治十一年あたりから、それまで、旧暦六月二十四・二十五日の祭礼日を新暦にあてはめて齎行していたのを、七月二十四日・二十五日にきめた。明治十四年の船渡御復活の時から、難波橋から西方の若松町浜(現銚流橋北詰東の浜・現在はその場所ので七月二十四日朝に銚流神事を齎行している)から鳳輦・神輿が乗船し、堂島川を下り、木津川に入って、左岸の江之子島府庁前浜へ上陸し、江之子島を南下、大涉橋を渡り、梅本橋を渡って、松島へ入り、御旅所まで陸渡御で遷幸する。また、同じコースをたどって大阪天満宮へ還幸するのであるが、渡御コースが戎島御旅所時代よりかなり遠距離となるため、還幸の時刻が大幅に遅れ翌七月二十六日の早暁になることが多かった。この船渡御・陸渡御スタイルは、昭和十二年まで続くことになる。

明治十四年に復活した船渡御は、明治十七年まで順調に続いたが、明治十八年には梅雨末期の豪雨による淀川大洪水がおこり休止し、翌十九年も休止している。

慶応元年から明治二十年まで、幕末から明治の激動期に、なんとか伝統の天神祭船渡御が続けられるようにとがんばった大阪天満

宮と氏子の人々の奮闘ぶりを本書の史料から読み取っていただければ幸いです。

(注1) 大阪天満宮の神主職をつとめた滋岡家の日記がその大部分をしめる。享保十九年(一七三四)より慶応三年(一八六七)までの一八九点

(注2) 滋岡家(東京在住)の所蔵文書で、その大部分が大阪歴史博物館に寄託されている

(注3) 若林喜三郎「宮司寺井家とその修史事業」(『大阪天満宮史の研究』所収 平成三年刊)

(注4) 同右

(注5) No.13 (阪大滋岡家文書No.161) 新選組と天神祭については、若林喜三郎「幕末維新时期における大坂の世相と天神祭」(『大阪天満宮史の研究』所収 平成三年刊) 参照

(注6) 堀田暁生「川口居留地と梅本町御旅所」(『大阪天満宮史の研究 第二集』所収 平成五年刊)

(注7) 同右。堀田暁生氏は「梅本町御旅所大破の原因を慶応四年五月および七月に大坂を襲った洪水に求めるのは無理であろうか」とされる

(注8) 若林喜三郎前掲論文「幕末維新时期における大坂の世相と天神祭」

(注9) 堀田暁生前掲論文「川口居留地と梅本町御旅所」

- K 2—3 「当番所雑記」(明治5・4・27～12・1)
- K 2—4 「当番所雑記」(明治6・1・1～10・26)
- K 2—5 「当番所雑記」(明治6・10・27～7・7・27)
- K 2—6 「当番所雑記」(明治7・7・28～8・4・30)
- K 2—7 「当番所雑記」(明治9・3・1～12・31)
- K 2—8 「当番所雑記」(明治10・1・1～7・31)
- K 2—9 「当番所雑記」(明治10・8・1～11・1・31)
- K 2—10 「当番所雑記」(明治11・2・1～12・31)
- K 2—11 「当番所雑記」(明治12・1・1～12・31)
- K 2—12 「社務所日誌」(明治12・3・1～13・12・31)
- K 2—13 「当番所雑記」(明治13・1・1～12・31)
- K 2—14 「当番所雑記」(明治14・1・1～12・31)
- K 2—15 「社務所雑記」(明治14・1・1～15・7・31)
- K 2—17 「社務所雑記」(明治15・8・1～16・7・31)
- K 2—18 「本殿詰所日誌」(明治16・1・25～12・31)
- K 2—19 「本殿詰所日誌」(明治17・1・1～18・12・31)
- K 2—20 「本殿詰所日誌」(明治19・1・1～21・12・31)
- K 2—21 「日誌」(明治20・9・1～22・1・11)
- L 2—36 「天満宮社誌資料」(明治1～10)
- L 2—37 「天満宮社誌資料」(明治11～19)
- L 2—38 「天満宮社誌資料」(明治20～29)
- M—2 「当社旅所之事」(明治7)

### 阪大滋岡家文書

- No.161 「(日録)」(慶応1・1・1～8・2)
- No.162 「日録 長養」(慶応1・8・1～12・29)
- No.163 「日録 長養」(慶応2・1・1～3・3・22)

### 東京滋岡家文書

- A—76 「(廻章返却の受取書)」(慶応1・6・15カ)
- C—61 「(流鏑馬装束損傷のため城代神馬辞退につき) 口上覚」(慶応2・9・11)

## 出典史料一覽

### 大阪天満宮所蔵古文書

- A—21 「公庁諸願届写 第拾壹番」(元治1・4・23～明治4・1・25)  
A—23 「公庁諸願届書写」(慶応4・6～明治6・10)  
A—25 「(神社取調につき)口上覚」(明治3・11・20)  
A—26 「公庁諸願届写 第十二番」(明治4・2・5～6・10・29)  
A—27 「御布告書写」(明治4・5・7)  
A—31 「御指令書綴」(明治7・7～20・9)  
C—2 「天満宮御祭礼地車(番付)」(享保9・3～明治7・6)  
C—5 「祭礼地車番数控并諸神事人形飭付」(享保14・6～明治14・7・25)  
C—6 「天満宮御祭礼地車番付」(享保14・6～明治22・5)  
C—46 「(松島遊郭内の仮旅所設置と堂島川浚渫につき)乍恐口上」(明治4・4・2)  
C—47 「(秋祭礼流鏝馬執行につき願書)」(明治8・9・18)  
C—48 「府社天満宮祭礼陸渡御列」(明治9・8・14)  
C—49 「(天満宮祭礼松島旅所へ陸渡御につき願書)」(明治10・7・6)  
C—50 「証(祭礼飾真田幸村人形・付属品献納)」(明治11・10・10)  
C—51 「(夏祭関係書類)」(明治12)  
C—53 「船渡御並道筋御届」(明治14・7・15～16)  
C—54 「船渡御ニ付諸書類」(明治14・7・25)  
C—55 「夏祭船渡御関係姓名居所控」(明治14・7)  
C—56 「祭礼船渡御催方心得・諸講参詣取扱心得・渡御中本殿在番心得」(明治14・7、17・7)  
C—57 「祭典式書類綴」(明治16・1・21)  
C—58 「(祭礼船渡御につき願書)」(明治16・7・11)  
C—59 「(鳳輦神輿通行につき願書)」(明治16・7・11)  
C—60 「神輿乗船上陸場歩ミ板取設願」(明治16・7)  
C—62 「祭礼渡御神器之義御願」(明治17・7・9)  
C—143 「天神祭渡御之節船中献茶之事」(明治17年以降カ)  
E—45 「稻荷社・相殿末社正遷宮差定」(慶応3・11・19)  
F—9 「(太鼓中)定」(明治10・8、36・7)  
F—13 「童講社盟約」(明治15・1、29・3)  
G—102 「(旅所を松島へ遷宮につき)口上覚」(明治4・8・22)  
K 2—1 「当番所雑記」(明治4・4・27～9・30)  
K 2—2 「当番所雑記」(明治4・10・1～5・4・26)

## 流鏝馬式齋行の記録

|                   |                                   |
|-------------------|-----------------------------------|
| 慶応1年（1865）9月25日   | 流鏝馬式齋行                            |
| 慶応2年（1866）—       | 流鏝馬式休止<br>神馬乗人装束類修復中のため           |
| 慶応3年（1867）—       | 流鏝馬式休止<br>神馬乗人装束類修復中のため           |
| 明治1年（1868）—       | 不明（記事なし）                          |
| 明治2年（1869）—       | 不明（記事なし）                          |
| 明治3年（1870）—       | 不明（記事なし）                          |
| 明治4年（1871）—       | 不明（記事なし）                          |
| 明治5年（1872）—       | 不明（記事なし）<br>（同年11月太陰暦から太陽暦に改められる） |
| 明治6年（1873）—       | 不明（記事なし）                          |
| 明治7年（1874）—       | 不明（記事なし）                          |
| 明治8年（1875）10月25日  | 流鏝馬式復活                            |
| 明治9年（1876）10月25日  | 流鏝馬式齋行                            |
| 明治10年（1877）11月25日 | 流鏝馬式齋行<br>コレラ流行のためこの日に日延          |
| 明治11年（1878）10月25日 | 流鏝馬式齋行                            |
| 明治12年（1879）11月25日 | 夏秋合祭、流鏝馬式齋行<br>夏祭は祭典のみ 同年夏、コレラ流行  |
| 明治13年（1880）10月25日 | 流鏝馬式齋行                            |
| 明治14年（1881）11月25日 | 流鏝馬式齋行                            |
| 明治15年（1882）10月25日 | 流鏝馬式齋行                            |
| 明治16年（1883）10月25日 | 流鏝馬式齋行                            |
| 明治17年（1884）10月25日 | 流鏝馬式齋行                            |
| 明治18年（1885）11月25日 | 流鏝馬式休止<br>（夏の大洪水のためか）             |
| 明治19年（1886）11月25日 | 流鏝馬式齋行                            |
| 明治20年（1887）10月25日 | 流鏝馬式齋行                            |

## 天神祭 陸・船渡御齋行の記録

|                    |                                                    |
|--------------------|----------------------------------------------------|
| 慶応1年(1865) 6月25日   | 陸・船渡御休止                                            |
| 慶応2年(1866) 6月25日   | 陸・船渡御休止                                            |
| 慶応3年(1867) ー       | 不明(記事なし)                                           |
| 慶応4年(1868) 6月25日   | 陸・船渡御休止                                            |
| 明治2年(1869) 6月25日   | 陸・船渡御休止                                            |
| 明治3年(1870) 6月25日   | 陸・船渡御休止                                            |
| 明治4年(1871) 6月25日   | 陸・船渡御復活<br>松島花園御旅所(仮)へ渡御                           |
| 明治5年(1872) 6月25日   | 陸・船渡御齋行<br>3月梅本町御旅所の地所を返上、引渡<br>松島御旅所への転宮成立        |
| 明治6年(1873) 7月19日   | 陸渡御齋行、船渡御休止<br>船渡御は川筋土砂浚等難行のため中止                   |
| 明治7年(1874) 8月7日    | 陸渡御齋行、船渡御休止<br>神輿は1基、もう1基は修覆中<br>船渡御は川筋土砂浚等難行のため中止 |
| 明治8年(1875) 7月25日   | 陸渡御齋行、船渡御休止<br>昨年修復中の神輿は無事落成、2基渡御                  |
| 明治9年(1876) 8月14日   | 陸渡御齋行、船渡御休止                                        |
| 明治10年(1877) 8月4日   | 陸渡御齋行、船渡御休止                                        |
| 明治11年(1878) 7月25日  | 陸・船渡御休止<br>本社営繕中のため                                |
| 明治12年(1879) 11月25日 | 夏秋合祭、夏祭は祭典のみ、陸・船渡御休止<br>流鏝馬式あり 同年夏、コレラ流行           |
| 明治13年(1880) 7月25日  | 陸渡御齋行、船渡御休止                                        |
| 明治14年(1881) 7月25日  | 陸・船渡御齋行                                            |
| 明治15年(1882) 7月25日  | 陸・船渡御齋行                                            |
| 明治16年(1883) 7月25日  | 陸・船渡御齋行                                            |
| 明治17年(1884) 7月25日  | 陸・船渡御齋行                                            |
| 明治18年(1885) 8月25日  | 陸・船渡御休止<br>同年7月2日淀川大洪水、天満橋・天神橋・難波橋その他諸<br>橋流失による   |
| 明治19年(1886) ー      | 不明(記事なし)<br>7月25日に「夏祭礼延期奏上」とあり                     |
| 明治20年(1887) 7月25日  | 陸・船渡御齋行                                            |

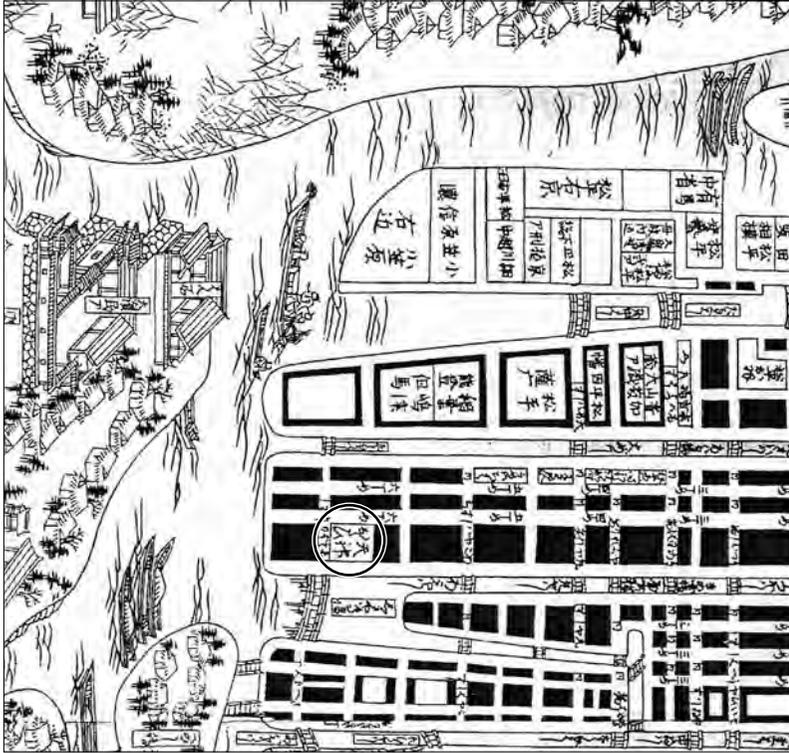
- 慶応1年(1865) 6月大坂諸社神事御遠慮 天神祭渡御は中止 将軍家茂が長州再征軍督励のため来坂中、新選組より「神輿渡御を執行せよ」との意見あり
- 明治4年(1871) 天神祭陸・船渡御復活 堂島米市場浜先より神輿乗船、松島仮旅所へ渡御
- 明治5年(1872) 3月梅本町御旅所の地所を返上、引渡、松島御旅所への転宮成立
- 明治8年(1875) 10月18日松島御旅所正遷宮(久留米藩邸内水天宮の社殿を譲り受ける)
- 明治9年(1876) 1月御鳳輦できる(市之側より奉納、費用1500円)
- 明治11年(1878) 7月本社宮繕中につき渡御なし 本年より天神祭は7月24日・25日に定める  
9月16日正遷宮
- 明治14年(1881) 船渡御復活 若松町浜より船御
- 明治18年(1885) 6～7月淀川大洪水のため祭礼1ヶ月延期 渡御なし
- 明治35年(1902) 3月～4月御神退一千年祭
- 明治45(大正1)年(1912) 「聖上陛下御平癒祈禱祭」 渡御なし
- 大正15年(1926) 5月御神退一千二十五年祭
- 昭和2年(1927) 諒闇につき渡御なし 社司以下17台の自動車で御旅所へ行き祭典
- 昭和5年(1930) 食満南北の提唱により「銚流神事」復活 7月24日朝神事斎行
- 昭和13年(1938) 本年から23年まで船渡御中止 太鼓も神輿もない淋しい陸渡御
- 昭和20年(1945) 「7月25日敵機終日頻襲の為社頭閑散隔世の感無量なり」(日誌)
- 昭和24年(1949) 船渡御復活 中央市場内に御旅所 地盤沈下と不慣れで支障続発
- 昭和27年(1952) 4月御神退一千五十年祭
- 昭和28年(1953) 船渡御復活 大川上流・桜宮水上舞殿へ神幸
- 昭和36年(1961) 船渡御中止
- 昭和48年(1973) 3月30日天神祭御迎人形14体、大阪府指定有形民俗文化財に指定
- 昭和49年(1974) 船渡御中止 前年のオイルショックとそれに続く不況のため
- 昭和52年(1977) 10月御神退一千七十五年祭
- 昭和53年(1978) 大篝船41年ぶりに復活(昭和13年に中止)
- 平成1年(1989) 7月24日地車曳行・宮入 ほぼ100年ぶりに復活
- 平成3年(1991) 3月催太鼓の「からうす」 大阪府指定無形民俗文化財に指定
- 平成6年(1994) 5月6日・7日オーストラリアのブリスベン市で天神祭斎行
- 平成13年(2001) 12月21日「天神祭礼船渡御図屏風」6曲1隻・「船形山車天神丸」1基  
大阪市指定有形民俗文化財に指定
- 平成14年(2002) 4月御神退一千百年祭

## 天神祭略年表

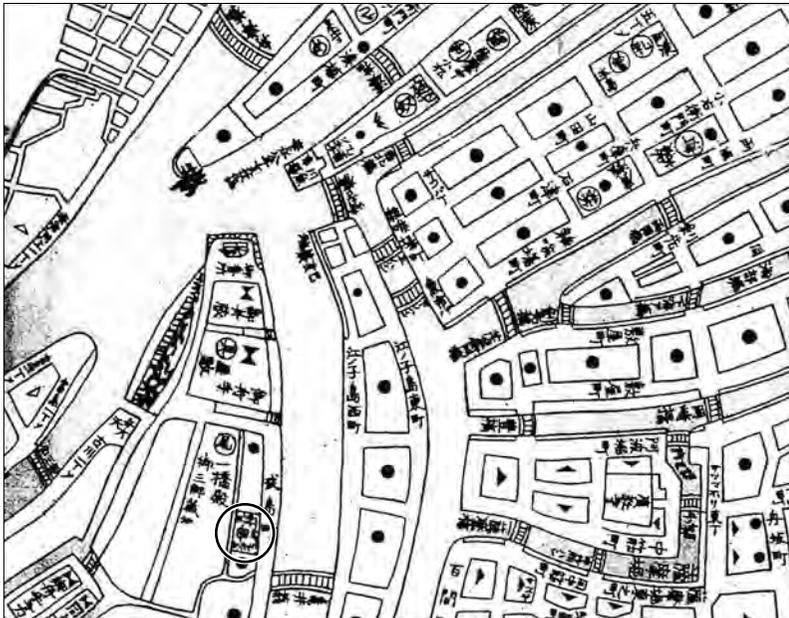
- 白雉1年(650) 難波長柄豊碕宮の西北に大將軍社を創祀
- 承和12年(845) 菅原道真公、誕生
- 延喜3年(903) 菅原道真公、薨去
- 天曆3年(949) 大阪天満宮鎮座
- 天曆5年(951) 社頭の浜から鉦を流し、行宮(御旅所)の地を定める  
「鉦流神事」(天神祭)始まる
- 1100年頃 藤原敦基・敦光、天満天神祠の情景を詠む(『本朝無題詩』巻10)
- 宝徳1年(1449) 7月7日公家中原康富「川崎之鎮守、天神之祭礼也」(『康富記』)
- 天正15・18年(1587・90) 6月25日公家山科言経 天神社へ祭礼見物(『言経卿記』)
- 慶長20(元和1)年(1615) 大坂夏の陣で大阪天満宮被災 御神霊を奉じ吹田へ避難
- 元和前半(1615~19)か? 大阪天満宮 天満へ還座
- 寛永・正保(1624~47年)か? 京町堀川流末の地(後の雑喉場)に御旅所を設定  
「鉦流神事」中断
- 慶安2年(1649) 6月天神祭礼之義氏地へ御触 ねり物のことなど(『撰陽奇観』)
- 寛文8年(1668)か? 御旅所は雑喉場から戎島へ転宮
- 延宝3年(1675) 天神御旅所「近<sup>さいつごろ</sup>曾恵比須嶋といふにうつしけり」(『芦分船』)
- 延宝8年(1680) 天神祭「神代もきかぬ祭礼のありさまいときらきらし」(『難波鑑』)
- 貞享3年(1686) 6月25日独庵玄光(曹洞宗学僧)天神祭見物(『独庵藁』)
- 元禄2年(1689) 6月23日丸亀藩の井上通女 天神祭宵宮前日の御試楽を見物
- 元禄5年(1692) 「天満の舟祭りが見ゆるこそ幸いなれ」井原西鶴(『世間胸算用』)
- 享保9年(1724) 3月21日妙知焼で大阪天満宮被災
- 安永9年(1780) この年の天神祭に本番地車71台・追附地車13台が宮入
- 寛政8~10年(1796~98) 『撰津名所図会』に天神祭船渡御図掲載
- 享和1年(1801) 大田南畝 天神祭見物(『芦の若葉』)
- 天保8年(1837) 大塩焼で大阪天満宮被災
- 天保11年(1840) 現存の鳳神輿・玉神輿できる(江之子島東之町より奉納)
- 弘化2年(1845) 正遷宮 社殿再建(現在の本社)
- 嘉永5年(1852) 現存「三ツ屋根地車」(天満青物市場所有)が製作される
- 嘉永7(安政1)年(1854) 6月14日夜より地震頻発、地車宮入台数少ない 9月天保山沖にロシア船ディアナ号停泊 11月4日大地震・大津波
- 安政2年(1855) 清河八郎 母とともに天神祭見物(『西遊草』)



大阪天満宮  
 ①…江戸時代の神輿乗船場  
 ②…明治14年～昭和35年の鳳輦・神輿乗船場  
 ③…昭和37年以降の鳳輦・神輿乗船場  
 ④…雑喉場御旅所  
 ⑤…戎島御旅所  
 ⑥…松島御旅所  
 ←江戸時代の船渡御コース  
 ←明治14年～昭和12年の陸・船渡御コース



雑喉場の御旅所「新板大坂之図」明暦3年(1657) (古板大阪地図集成 [4] 清文堂出版)  
 円内→「天神おたひ」



戎島の御旅所「増脩改正摂州大阪地図」文化3年(1806) (同上 [5])  
 円内→「天神ヲタヒ」



【協力】

大阪天満宮

大阪天満宮文化研究所

大阪大学大学院文学研究科日本史研究室

大阪城天守閣

滋岡榮子

尾寄彰廣

宗石真由美（大阪天満宮文化研究所嘱託）

文部科学省私立大学学術研究高度化推進事業  
オープン・リサーチ・センター整備事業（平成17年度～平成21年度）  
なにわ・大阪文化遺産の総合人文学的研究

なにわ・大阪文化遺産学叢書14

大阪天満宮 夏大祭 秋大祭  
天神祭と流鏝馬式史料

慶応元年～明治二十年

編集 近江 晴子（関西大学なにわ・大阪文化遺産学研究センター研究員／  
大阪天満宮文化研究所研究員）

校訂 和住 香織（関西大学なにわ・大阪文化遺産学研究センター リサーチアシスタント）

発行日 平成二十二年三月二十五日

発行所 関西大学なにわ・大阪文化遺産学研究センター

〒五六五―八六八〇

大阪府吹田市山手町三―三―三五 関西大学博物館内

電話 〇六一六三六八―〇〇九五

印刷所 株式会社NPCコーポレーション

〒五三〇―〇〇四三 大阪市北区天満一―九―一九